



強くてやさしい クルマの保険

総合自動車保険

約款のしおり

普通保険約款・特約

<はじめに>	1
<保険用語のご説明>	1
<ご契約内容（保険証券）をご確認ください>	2
<ご契約後にご注意いただきたいこと>	2
1. 契約締結後における留意事項	2
2. 契約の中断制度	3
3. 解約と解約返戻金	4
4. 保険料払込方法別の保険料領収日と補償の関係	4
5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い	4
<事故を起こされたときのご注意>	4
1. 事故が起こった場合の当社へのご連絡等	4
2. 代理請求人制度	4
3. 保険金のお支払時期について	4
4. 保険金の時効について	4
5. 保険金のご請求時に提出いただく書類	4
6. 示談交渉	5
<各補償・特約のお支払いする保険金とその額>	6
<保険金をお支払いしない主な場合>	8
<補償される運転者の範囲>	9
1. 運転者年齢条件	9
2. 運転者の範囲に関する特約	9
<保険料および割引制度>	9
1. 保険料の決定の仕組み	9
2. その他、保険料の割引制度	9
<ノンフリート等級別料率制度について>	10
1. ノンフリート等級別料率制度について	10
2. 契約後の他社とのノンフリート等級に関する情報の確認について	11
<「レスキュードラグ」専用端末の貸与およびサービスのご利用にあたってご注意いただきたいこと>	11
<ロードサービス、事故対応に付随するサービスについて>	11
<普通保険約款および特約の適用について>	11
1. 総合自動車保険・普通保険約款の適用について	11
2. 総合自動車保険・特約の適用について	11
<総合自動車保険・普通保険約款>	12
用語の定義	12
第1章 対人賠償条項	13
第2章 対物賠償条項	15
第3章 人身傷害条項	16
第4章 車両条項	18
第5章 基本条項	19
<総合自動車保険・特約>	32
1. 賠償に関する特約	
(1) 対物超過修理費用補償特約	32
(2) 不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約	33
2. 傷害に関する特約	
(3) 自動車事故特約	34
(4) 自損事故傷害特約	35
(5) 無保険車傷害特約	37
(6) 搭乗者傷害危険補償特約（傷害一時金払）	39
(7) 搭乗者傷害危険補償特約（死亡・後遺障害）	40
(8) 搭乗者傷害の医療保険金倍額支払に関する特約	41
3. 車両に関する特約	
(9) 新車特約	41
(10) 車両全損時復旧費用補償特約	42
(11) 車両保険無過失事故特約	43
(12) 車両危険限定補償特約	44
(13) 車両保険の免責金額に関する特約	44
(14) 身の回り品補償特約	45
(15) レンタカー費用補償特約（実損払）	46
4. その他補償に関する特約	
(16) 他車運転危険補償特約	48
(17) ファミリーバイク特約（賠償損害）	49
(18) ファミリーバイク特約（賠償損害・自損傷害）	49
(19) ファミリーバイク特約（賠償損害・人身傷害）	50
(20) 自転車・車いす・ベビーカー・シニアカー事故傷害定額払特約	51
(21) 自動車事故弁護士費用等補償特約	53
(22) 日常生活賠償責任補償特約	56
(23) 運転者家族限定特約	58
(24) 運転者本人・配偶者限定特約	58
(25) 運転者本人限定特約	59
(26) 運転者年齢限定特約	59
5. 契約手続きに関する特約	
(27) 保険証券の不発行に関する特約	60
(28) スマート継続手続特約	60

三井ダイレクト損害保険株式会社

6．保険料に関する特約

(29) 保険料分割払特約

(30) 保険料分割払の追加保険料に関する特約

(31) クレジットカードによる保険料払込みに関する特約

616263

7．その他に関する特約

(32) ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約

64

<特約一覧>

67

※ロードサービスの詳細については、当社Webサイトに掲載の「三井ダイレクト損保ロードサービスご利用規約」をご参照ください。

<はじめに>

この「約款のしおり（普通保険約款・特約）」は、強くてやさしいクルマの保険（総合自動車保険）のご契約に伴う大切なことからについてご説明したものです。ご一読のうえ、内容をご確認くださいませようお願いします。ご確認ください後は、保険証券（注）とともに大切に保管してください。

また、保険証券の内容につきましても必ずご確認ください。万一お申し込み内容と相違してありましたら、ただちに当社お客さまセンターまでご連絡ください。

「重要事項説明書」において、この「約款のしおり（普通保険約款・特約）」をご参照いただくこととしている項目には、📖マークを記載しています。

(注) e サービス（証券不発行）特約をセットされている方は、「保険証券」を「マイページ」に掲載する契約情報の内容」と読み替えます。以下同様とします。

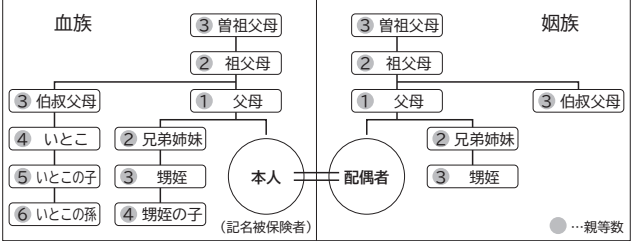
<保険用語のご説明> 📖

この「約款のしおり」で使用しております用語につきご説明いたします。なお、この<保険用語のご説明>に記載している内容は、保険用語についての一般的な説明です。実際の保険金等のお支払いの条件は普通保険約款および特約の規定に基づきますのでご注意ください。

	用語	ご説明
あ	逸失利益	事故がなければ得られたはずの将来（死亡後または症状固定後）の利益をいいます。
	営業用3車種	用途・車種が、営業用（小型・軽四輪）貨物車、営業用普通貨物車（最大積載量2トン以下）に該当する自動車をいいます。
か	解約日	保険期間の途中で保険契約が解約された日をいいます。
	家族	記名被保険者の配偶者、「記名被保険者またはその配偶者」の同居の親族、「記名被保険者またはその配偶者」の別居の未婚の子をいいます。
	危険物	道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条（用語の定義）に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第2条（定義等）に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条（定義）に定める毒物もしくは劇物をいいます。 (例) ガソリン、灯油、軽油、重油
	記名被保険者	ご契約のお車を主に運転される方で、保険証券記載の被保険者をいいます。
	原動機付自転車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第3項で定める「原動機付自転車」をいいます。二輪の場合は原動機の総排気量が125cc以下（原動機の総排気量が50cc超125cc以下の側車付二輪自動車は除きます。）または定格出力が1.00キロワット以下のものをいい、その他のもの場合は原動機の総排気量が50cc以下または定格出力が0.60キロワット以下のものをいいます。
	後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないものを含みません。
さ	ご契約のお車	保険契約により保険の対象となるお車のことをいい、保険証券に明記されます。
	自家用8車種	用途・車種が、自家用（普通・小型・軽四輪（注1））乗用車、自家用（小型・軽四輪）貨物車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下（注2）・最大積載量0.5トン以下）および特種用途自動車（キャンピング車）（注2）に該当する自動車をいいます。 (注1) 営業用の軽四輪乗用車を含みます。 (注2) 新たなご契約のお引き受けはできません。
	始期日	保険期間の初日をいいます。
	事故有係数適用期間	ノンフリート等級制度における等級別の「無事故」／「事故有」の割増引率のうち「事故有」の割増引率を適用する期間（始期日時点における残り年数）（注）のことをいいます。 (注) 事故有係数適用期間が0年のときは、「無事故」の割増引率を適用します。
	初度登録年月	法律の定めるところにより、運輸支局に新規に自動車の登録申請をし、その登録が受理された年月のことをいいます。なお、初度登録年月は、車検証の初度登録年月欄に記載されています。軽自動車の場合は、初度検査年月のことをいい、車検証の初度検査年月欄に記載されています。
	親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
	前契約	記名被保険者およびご契約のお車を同一とし（注）、新契約の始期日から過去13か月以内に契約していた直近のご契約をいいます。ただし、他の自動車保険の前契約となっている契約を除きます。 (注) 記名被保険者が同居の親族の場合や、車両入替を行う場合などは、前契約とみなすことがあります。
	全損	ご契約のお車の損傷を修理することができない場合または修理費が保険金額以上となる場合（注）をいいます。 (注) 車両が盗難され、発見できなかった場合を含みます。

用語	ご説明
た 特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
な ノンフリート契約者	所有・使用するお車・バイクのうち、自動車保険をご契約されているお車・バイクの合計台数が9台以下の保険契約者をいいます。
ノンフリート等級	ノンフリート契約者の方に適用する保険料割増引制度で、1等級から20等級までの等級区分に分かれています。ノンフリート等級は、他の損害保険会社やJ A共済等からも引き継ぐことができます。
は 配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方（注）を含みます。 （注）性別が同一である方の場合、所定の資料等により確認させていただきますので、当社お客さまセンターまでご連絡ください。
被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。
普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続き等に関する原則的な事項を定めたものです。
保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	普通保険約款および保険契約にセットされる特約により支払われるべき金銭をいいます。
保険金額	保険契約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載の保険金額をいいます。
保険契約者	当社に保険契約の申し込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
保険料	保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
ま 満期日	保険期間の末日をいいます。
や 用途・車種	登録番号標等（ナンバープレート）上の分類番号、色等に基づき定め、自家用（普通・小型・軽四輪）乗用車、自家用（小型・軽四輪）貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。なお、用途・車種の区分は当社が定める区分表によるものとします。

<参考：親族の範囲>



<ご契約内容（保険証券）をご確認ください>

1. 保険契約者の氏名および住所、保険期間
保険契約者は次のいずれにも該当する方に限っております。
・日本国内にお住まいの個人または日本国内に所在している法人
・現在、所有・使用するお車・バイクのうち、保険を付けているお車またはバイクの合計台数が今回ご契約されるお車を含めて9台以下の方（注）
（注）保険を付けているお車・バイクが10台以上になった場合は、解約等の手続きをさせていただく場合があります。
2. 記名被保険者
記名被保険者は対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険の被保険者の範囲等を定めるための重要な事項です。氏名・住所等に誤りがないかご確認ください。
なお、保険契約者が個人の場合は、以下（1）～（4）のうち、お申し込み時に満18歳以上の、ご契約のお車を主に運転される方となっているか、あわせてご確認ください。
（1）保険契約者本人
（2）保険契約者の配偶者
（3）「保険契約者またはその配偶者」の同居の親族、「保険契約者またはその配偶者」の別居の未婚の子
（4）その他、保険契約者の6親等以内の個人
3. ご契約のお車
当社では、用途・車種が自家用（普通・小型・軽四輪）乗用車、自家用（小型・軽四輪）貨物車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）および「営業用3車種」のお車を引受の対象としており、主に以下の場合などは対象外となります。
・改造車
・登録番号標（ナンバープレート）の分類番号の上1桁が「1」「4」「6」の場合でダンプ装置のあるもの（注）
（注）用途・車種が自家用軽四輪貨物車、営業用軽四輪貨物車の場合を除きます。

4. 車両所有者（車両保険をセットされている場合）
車両所有者は車両保険金を受け取る方になります。車検証の所有者欄をご確認の上、ご契約のお車の所有権を有する方（注）になっているか、ご確認ください。
（注）所有権留保条項付売買契約の場合、車検証に記載されている所有者（自動車販売会社等）となります。
※保険証券上の特約は略称表示させていただいている場合がございますので後述の<特約一覧>とあわせてご覧ください。

<ご契約後にご注意いただきたいこと>

1. 契約締結後における留意事項
（1）通知義務など

特にご注意ください

- ① ご契約後、告知いただいた内容のうち、次に掲げる事項（通知事項）の変更がある場合には遅滞なく当社お客さまセンターにご通知ください。故意または重大な過失によってご通知が滞するお客さま、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがありますので十分ご注意ください。
ア. ご契約のお車の用途・車種、登録番号（登録番号に準ずるものを含む。）（注1）
イ. ご契約のお車の使用目的（注2）

使用目的	基準
（ア）業務使用	年間を通じて（注3）週5日以上または月15日以上業務に使用する場合
（イ）通勤・通学使用	上記（ア）に該当せず、年間を通じて（注3）週5日以上または月15日以上通勤・通学に使用する場合 ※通勤・通学には自宅から最寄駅まで使用する場合を含みます。また、家族等を送迎する場合も含みます。例えば、幼稚園（保育園・保育所を除きます。）への送迎は通学にあたります。
（ウ）日常・レジャー使用	上記（ア）および（イ）のいずれにも該当しない場合

- ウ. ご契約のお車の走行距離区分（6（S）等級、7（S）等級の場合のみ）（注2）
（注1）用途・車種の変更により、「自家用8車種および営業用3車種」以外に変更し当社の引受範囲外となった場合には、ご契約の解約等の手続きをいただくことになります。なお、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）または特種用途自動車（キャンピング車）に変更となる場合には、満期日までの間に限り契約内容の変更手続きを行うことができます。（継続契約のお引受はできませんのでご注意願います。）また、自家用8車種と営業用3車種間の変更の場合は、ご契約を一旦解約の上、新たなご契約を締結していただく必要があります。
（注2）ご契約のお車の用途・車種が自家用8車種である場合のみ通知が必要です。
（注3）「年間を通じて」とは、始期日時点（保険期間の途中で使用目的を変更される場合はその時点）以降1年間をいいます。
- ② また、以下の事実が発生する場合には、ご契約内容の変更が必要となりますので、あらかじめ当社お客さまセンターにご通知ください。
ア. ご契約のお車と同一の用途・車種（同一とみなして取り扱うことができる用途・車種を含みます。）の自動車を買取しお車の入替をする場合やご契約のお車の廃車・譲渡・返還に伴い車両所有者、記名被保険者またはそのご家族が既に所有するお車と入替を行う場合（ご契約のお車の入替）
※入替の対象となるのは、下記（ア）または（イ）のお車です。
（ア）以下のいずれかに該当する方が新たに取得したお車
a. 入替前のお車の所有者
b. 入替前のご契約の記名被保険者
c. 入替前のご契約の記名被保険者の配偶者
d. 入替前の「ご契約の記名被保険者またはその配偶者」の同居の親族
なお、「取得」に関しては所有権留保条項付売買契約による購入やリース契約による借入れを含みます。
（イ）入替前のお車が廃車、譲渡または返還され、その時点で上記（ア）のa.～d.のいずれかに該当する方が所有（所有権留保条項付売買契約による購入やリース契約による借入れを含みます。）するお車

＜お車の入替を適用できる用途・車種区分＞

1. 自家用8車種

【入替前】	【入替後】
自家用普通乗用車	自家用普通乗用車
自家用小型乗用車	自家用小型乗用車
自家用軽四輪乗用車	自家用軽四輪乗用車
自家用軽四輪貨物車	自家用軽四輪貨物車
自家用小型貨物車	自家用小型貨物車
自家用普通貨物車	自家用普通貨物車
(最大積載量 0.5 トン 超 2 トン以下)	(最大積載量 0.5 トン 超 2 トン以下) (注)
自家用普通貨物車 (最大積載量 0.5 トン以下)	自家用普通貨物車 (最大積載量 0.5 トン以下)
特種用途自動車 (キャンピング車)	特種用途自動車 (キャンピング車) (注)

2. 営業用3車種

【入替前】	【入替後】
営業用軽四輪貨物車	営業用軽四輪貨物車
営業用小型貨物車	営業用小型貨物車
営業用普通貨物車 (最大積載量 2 トン以下)	営業用普通貨物車 (最大積載量 2 トン以下)

(注) 保険契約締結後、お車の入替等により自家用普通貨物車 (最大積載量 0.5 トン超 2 トン以下) または特種用途自動車 (キャンピング車) に変更となる場合には、保険期間の末日までの間に限り契約内容の変更手続きを行うことができます。(継続契約のお引受はできませんのでご注意ください。)

＜お車の入替における自動補償＞

お車の入替の対象が上記 (ア) のお車である場合で、新たに自動車を取得し、廃車、譲渡等されたご契約のお車と入替をするときは、新たに自動車を取得した日の翌日から 30 日以内に入替の手続きを行うことにより、取得日から入替の承認までの期間は新たに取得した自動車をご契約のお車と同様に補償します。(注) また、取得日の翌日から起算して 31 日目の日以降、満期日の翌日から起算して 30 日目の日まで間に入替の手続きを行う場合は、取得日から入替の承認までの期間、次の保険金に限りご契約のお車と同様にお支払いします。

- ・対人賠償保険金
- ・対物賠償保険金
- ・対物超過修理費用保険金
- ・被害者救済費用保険金

(注) 車両保険金をお支払いする場合は、新たに取得した自動車の時価額を限度にお支払いします。なお、新車特約および車両全損復旧費用特約がセットされている場合はこれらの特約を適用しません。

イ. ご契約のお車を譲渡する場合 (このご契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を譲渡する場合)

ウ. 記名被保険者が変更になる場合

エ. 運転者の範囲 (運転者の限定・運転者年齢条件) を変更する場合

オ. 上記の他、特約の追加・削除等契約条件を変更する場合

③ お引越等によりお申し込み時から住所が変更になった場合も遅滞なく当社お客さまセンターにご通知ください。ご通知いただかない場合、重要なお知らせやご案内ができません。また、住所変更に伴いご契約のお車の「登録番号」が変更となる場合には、必ずご通知ください。(上記①をご参照ください。)

(2) ご契約内容の変更に関する留意事項

ご契約内容の変更に関し保険料の追加が生じる場合、追加保険料は当社が指定する期日までに当社に払込みください (「月払」の場合は未だ経過していない期間に応じた分割回数により分割して払込みいただけます。期日までに追加保険料の払込みがない場合は、保険金をお支払いできません。また、ご契約内容の変更日はお申し出の日以降となり、さかのぼっての変更・取消はできません。)

※通知事項 (「(1) 通知義務など」) をご参照ください。に関する変更にあたっては、追加保険料の払込みがなければ、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできない場合があります。また、ご契約内容の変更日は、変更事由が発生した日となります。

ご契約内容の変更に伴い保険料の追加・返還が生じる場合、追加保険料・返還保険料は短期率 (注) と次の算式を用いて計算します。

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{新条件による} \\ \text{年間保険料} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{旧条件による} \\ \text{年間保険料} \\ \hline \end{array} \right) \times \left(\frac{\text{未だ経過していない期間に} \\ \text{対応する短期率 (注)}}{1} \right) = \text{追加保険料}$$

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{旧条件による} \\ \text{年間保険料} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{新条件による} \\ \text{年間保険料} \\ \hline \end{array} \right) \times \left(1 - \frac{\text{既に経過した期間に} \\ \text{対応する短期率 (注)}}{1} \right) = \text{返還保険料}$$

(注) 短期率は下表のとおりです。なお、「月払」でご契約の場合は、月割を用います。
【短期率】

期間	7日まで	15日まで	1か月まで	2か月まで	3か月まで	4か月まで	5か月まで	6か月まで
短期率	10%	15%	25%	35%	45%	55%	65%	
期間	6か月まで	7か月まで	8か月まで	9か月まで	10か月まで	11か月まで	12か月まで	
短期率	70%	75%	80%	85%	90%	95%	100%	

【月割】

期間	1か月まで	2か月まで	3か月まで	4か月まで	5か月まで	6か月まで
月割	1/12	2/12	3/12	4/12	5/12	6/12
期間	7か月まで	8か月まで	9か月まで	10か月まで	11か月まで	12か月まで
月割	7/12	8/12	9/12	10/12	11/12	12/12

＜「月払」でご契約の場合のご注意＞

追加保険料・返還保険料は次の算式を用いて未だ経過していない期間に応じた分割回数により分割し、変更前の月払保険料から増額・減額します。

$$\frac{\text{追加保険料または} \\ \text{返還保険料}}{\text{未だ経過していない期間に} \\ \text{応じた分割回数}} = \text{増額・減額となる保険料}$$

※1 ご契約内容を変更され、保険料の追加が生じる場合で、変更前の月払保険料に増額となる保険料を加えた額が 30,000 円超になるときは、未だ経過していない期間分の保険料を一括して払込みいただきます。

※2 ご契約内容を変更され、保険料の返還が生じる場合で、変更前の月払保険料から減額となる保険料を差し引いた額がマイナスになるときは、変更前の保険料の残りの期間分を一旦、一括して払込みいただいた後、返還保険料を一括して返還いたします。

※3 ご契約内容を変更され保険料の追加が生じる場合で、かつ、ご契約内容の変更日から変更後の月払保険料をいただくまでの間に保険金をお支払いする事故が生じたときは、クレジットカード会社に対して、クレジットカードの利用限度額および有効性について確認させていただくことがあります。この場合において、確認がとれないときは、保険金をお支払いできないことがあります。

(3) ご契約が満期になった場合の留意事項

当社の自動車保険は 1 年毎に契約を更新いただく契約方式となります。ご契約期間中の事故回数や、その結果に基づき決定される翌年度のノンフリート等級などによっては、今回のご契約のお引受内容が制限される場合またはお引受できない場合があります。

2. 契約の中断制度

以下理由により、ご契約を解約する場合、または満期時に継続しない場合は、ご契約を一時的に中断し、後日、中断後の新たなご契約において、中断前に適用されていたノンフリート等級および事故有係数適用期間を引き継いで契約できる「中断制度」があります。

- ・お車を廃車・一時抹消登録・譲渡した場合
- ・記名被保険者が重度傷病により運転不能となった場合
- ・海外転勤等で海外に出国する場合 等

詳しくは当社お客さまセンターまでお問い合わせください。なお、ご契約の中断日 (ご契約の解約日または満期日) から 1 3 か月以上ご連絡がない場合には、この制度をご利用できません。また、海外に出国する場合で、出国日が中断日から 6 か月を超えると、この制度をご利用できませんのでご注意ください。

(1) 中断制度	国内中断	海外中断
	ご契約のお車を長期間手放すために一時的にご契約を中断する場合	記名被保険者の海外渡航により一時的にご契約を中断する場合
(2) 中断証明書発行の主な条件	① 中断後の新たなご契約の等級 (次回適用するノンフリート等級) (注 1) が 7~20 等級であること ② 中断されるご契約の満期日または解約日までにご契約のお車が廃車・一時抹消登録、譲渡または貸主に返還 (注 2) されていること、記名被保険者が重度傷病により運転不能となったこと、または、車検満了時に継続検査を受けず、中断されるご契約の満期日または解約日において車検証が効力を失っていること等	① 中断後の新たなご契約の等級 (次回適用するノンフリート等級) (注 1) が 7~20 等級であること ② 記名被保険者の海外への出国日が、中断されるご契約の満期日または解約日から 6 か月以内の日であること ③ 記名被保険者が海外から帰国される日より前に締結された最後の保険契約であること
(3) 中断後の新たなご契約の主な条件	始期日が契約の中断日の翌日から 10 年以内であること	始期日が記名被保険者の出国日の翌日から 10 年以内、かつ帰国日の翌日から 1 年を経過した日以前であること

(注 1) 次の等級をいいます。(保険期間が 1 年のご契約の場合)

【中断されるご契約の保険期間中に事故がなかった場合】

中断されるご契約のノンフリート等級から 1 つ上がった等級

(中断後の新たなご契約の事故有係数適用期間は、中断されるご契約の事故有係数適用期間から「1年」減算)
※ただし、中断されるご契約の始期日から中断日までの期間が1年未満の場合は、中断されるご契約と同一の等級
(中断後の新たなご契約の事故有係数適用期間は、中断されるご契約の事故有係数適用期間と同一)
【中断されるご契約の保険期間中に事故があった場合】
後述の＜ノンフリート等級別料率制度について＞の【ノンフリート等級の決定方法】により決定された等級
(中断後の新たなご契約の事故有係数適用期間は、後述の＜ノンフリート等級別料率制度について＞の【事故有係数適用期間の決定方法】により決定された事故有係数適用期間)
(注2) 貸主に返還とは、1年以上を期間とする貸借契約により借入れたリースカーについてリース業者(リース契約に基づき、自動車等を賃で貸渡すことを業としている者をいいます。)に返還することをいいます。
※中断されるご契約のお車と同一の用途・車種(同一とみなして取り扱うことができる用途・車種を含みます)に限ります。「(1. 契約締結後における留意事項(1) 通知義務など」をご参照ください。)

3. 解約と解約返戻金

ご契約後、保険契約を解約される場合には、当社お客さまセンターにお申し出ください。解約の条件によって保険料を返還、または未払保険料をご請求させていただくことがあります。また、返還される保険料があっても多くの場合、お客さまにとって不利な取扱い(注)になりますので、ご契約はぜひ継続することを検討してください。詳しくは当社お客さまセンターまでお問い合わせください。
(注) 解約に伴う返還保険料は、ご契約の保険料から既に経過している期間に対する短期率(「1. 契約締結後における留意事項(2) ご契約内容の変更に関する留意事項」をご参照ください。)を乗じた金額を差し引いた金額となります。月払の場合は、ご契約内容の変更が行われた場合等の例外を除き、返還する保険料はありません。

4. 保険料払込方法別の保険料領収日と補償の関係

補償は、保険料領収日(月払の場合は初回に払込みいただく保険料の領収日)または始期日のいずれか遅い日から開始されます。期限までに払込みのない場合はご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

(1)「年払」でご契約の場合

払込方法	領収日
クレジットカード払	カード利用の承認がなされた日
コンビニエンスストア払	コンビニエンスストアでお客さまが払込みを行った日
銀行振込	当社銀行口座に着金した日

(2)「月払」でご契約の場合

		初回(お申し込み時)	2回目以降	
		領収日	払込みいただく保険料	領収日
初めて自動車保険をご契約される方、中断制度を利用してご契約される方(10回払)			月払保険料の3か月分	始期月(注1)の翌々月以降(9回)、保険料を払込みいただく月の末日(保険料払込期日)
現在他社でご契約されている方(11回払)			月払保険料の2か月分	始期月(注1)の翌月以降(10回)、保険料を払込みいただく月の末日(保険料払込期日)
現在当社でご契約されている方	始期月(注1)の前々月以前にお申し込みの場合(12回払)(注2)	カード利用の承認がなされた日	月払保険料	始期月(注1)以降(11回)、保険料を払込みいただく月の末日(保険料払込期日)
	上記以外の場合(11回払)		月払保険料の2か月分	始期月(注1)の翌月以降(10回)、保険料を払込みいただく月の末日(保険料払込期日)

- (注1) 始期月とは、始期日の属する月をいいます。
(注2) 前々月の末日にお申し込みいただいた場合は11回払となります。
※1 「月払」は当社Webサイトからお申し込みいただいた場合にご利用いただけます。
※2 月払保険料は、次の算式で計算します。なお、月払保険料が30,000円超となる場合、月払はご利用いただけません。

$$\text{年払保険料} \times (1 + 0.08) \times 1/12 = \text{月払保険料 (円位四捨五入)}$$

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

特にご注意ください

保険料払込方法が「月払」の場合、第2回目以降の保険料は毎月の払込期日までに払込みください。第2回目以降の保険料の払込期日の翌月末日までにその保険料の払込みがない場合には、その払込期日の翌日以降に生じた事故については保険金をお支払いできないほか、ご契約を解除することがあります。

<事故を起こされたときのご注意>

1. 事故が起こった場合の当社へのご連絡等

(1) ケガ人の救護⇒救急車は119番	ケガ人がいる場合は、周囲を見渡して安全であることを確認し、救護してください。
(2) 二次災害の防止	二次災害に巻き込まれないよう、自分と相手双方の安全を確保してください。また、二次災害を発生させないよう、車両等を安全な場所へ移動してください。
(3) 警察へ連絡⇒警察は110番	事故現場をよく確認し、落ち着いて的確に通報してください。人身事故の場合は、人身事故である旨を正しく警察に届け出てください。
(4) 相手の確認	相手の方がいる場合は、その方の住所・氏名・連絡先等をご確認ください。なお、事故現場で相手との示談・口約束はしないでください。
(5) 目撃者の確認	事故の目撃者がいる場合は、その方の住所・氏名・連絡先等をご確認ください。
(6) 当社へ連絡	【事故を起こされたときは】 事故受付センター: 0120-258-312 (24時間365日対応) 【お車のトラブルで困ったときは】 ロードサービスセンター: 0120-638-312 (24時間365日対応)

事前に当社へご相談ください

次のような場合は、事前に当社へご相談ください。

- ・事故にあったご契約のお車を修理される場合
- ・相手の方と示談される場合
- ・損害賠償責任に関する訴訟を提起する場合または提起された場合
- ・弁護士費用補償特約について、損害賠償請求を弁護士、司法書士または行政書士に委任する場合

2. 代理請求人制度

重度の後遺障害が生じ意思能力を喪失した等、被保険者または損害賠償請求権者に保険金または損害賠償額を請求できない事情がある場合は、これらの方の親族のうち一定の条件を満たす方が代理人として、保険金または損害賠償額を請求できる場合があります(「代理請求人制度」)。
※「代理請求人制度」をご利用の場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただけます。

3. 保険金のお支払時期について

当社は、保険金請求に必要な書類をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認(注1)を終えて保険金をお支払いします。(注2)

- (注1) 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他当社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
(注2) 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、当社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

4. 保険金の時効について

保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。

5. 保険金のご請求時に提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます)が保険金の請求を行うときは、次表の書類のうち当社が求めるものをご提出いただけます。

- ※1 ご提出いただく書類には●を付けています。●が付されている場合は、ご提出いただく必要はありません。
- ※2 特約に基づいて次表の補償種類以外の補償・特約に関する保険金の請求を行うときは、次表の書類のほか、各特約に定める書類をご提出いただけます。
- ※3 損害賠償請求権者が当社に損害賠償額を直接請求する場合は、次表の「1. 相手方への補償」に●を付した書類のうち当社が求めるものをご提出いただけます。
- ※4 事故の内容、損害額、傷害の程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

<保険金請求に必要な書類>

補償種類 保険金請求 に必要な書類	1. 相手方への補償		2. ご自身・同乗者の補償				3. お車 の補償
	対人 賠償保険	対物 賠償保険	人身 傷害保険	自損事故 傷害特約	無保険車 傷害特約	搭乗者 傷害特約	車両保険
保険金請求書	●	●	●	●	●	●	●
公の機関が発行する交通事故証明書（注）またはこれに代わるべき書類	●	●	●	●	●	●	●
所轄警察官署の証明書またはこれに代わるべき書類（被害物が盗難された場合）	－	－	－	－	－	－	●
死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額その他の死亡による損害の額を示す書類および戸籍謄本（死亡に関して支払われる保険金を請求する場合）	●	－	●	●	●	●	－
後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額その他の後遺障害による損害の額を示す書類（後遺障害に関して支払われる保険金を請求する場合）	●	－	●	●	●	●	－
診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額その他の傷害による損害の額を示す書類（傷害に関して支払われる保険金を請求する場合）	●	－	●	●	●	●	－
示談書・判決書等、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す書類および損害賠償金の支払いまたは損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類	●	●	－	－	－	－	－
被害物の価額を確認できる書類、被害物の修理等に要する費用の見積書または領収書、被害物の写真・画像データ	－	●	－	－	－	－	●
電車等の運行不能に起因する損害が発生した事実およびその損害の額を確認できる資料	－	●	－	－	－	－	－
上記のほか、損害賠償請求権者が被った損害の額および損害賠償請求権者またはその代理人であることを示す書類	●	●	－	－	－	－	－
被保険者が負担した費用の額を示す書類	●	●	●	－	●	－	●
自動車検査証等、自動車その他の物の所有者・使用者を示す書類	●	●	●	●	●	●	●
レントゲンフィルム等検査資料その他の後遺障害の内容・程度を示す書類	●	－	●	●	●	●	－

補償種類 保険金請求 に必要な書類	1. 相手方への補償		2. ご自身・同乗者の補償				3. お車 の補償
	対人 賠償保険	対物 賠償保険	人身 傷害保険	自損事故 傷害特約	無保険車 傷害特約	搭乗者 傷害特約	車両保険
お支払いする保険金の 額に関する被保険者と 当社との協議内容を示 す書類	－	－	－	－	●	－	－
自動車損害賠償責任保 険証明書等、自賠責保 険等への加入を示す書 類	●	－	－	－	－	－	－
自動車の使用にあたっ て、正当な権利を有す る者の承諾があったこ とを示す書類	●	●	●	●	●	●	●
住民票、戸籍謄本等、 同居等の事実または親 族等の関係を示す書類	●	●	●	●	●	●	●
運転免許証の内容が有 効であることを示す書 類	●	●	●	●	●	●	●
雇用契約、請負契約、 委任契約等、保険契約 者等と他者との間の契 約内容を示す書類	●	●	●	●	●	●	●
保険金請求等に関する 委任状、印鑑証明書、 代表者事項証明書	●	●	●	●	●	●	●
事故発生の日時、場所 および状況等を当社に ご通知いただく書類	●	●	●	●	●	●	●
当社が保険金を支払う ために必要な事項の確 認にかかわる同意書	●	●	●	●	●	●	●
被保険者が被った損害 に対して支払われるこ とが決定し、または既 に支払われた保険金、 給付金、損害賠償金等 がある場合は、その額 を示す書類	●	●	●	－	●	－	●
賠償義務者に対して 行った損害賠償請求の 内容を示す書類等、無 保険車傷害保険金の ご請求にあたって、約 款に定める内容を当社 へご通知いただく書類	－	－	－	－	●	－	－

（注）自動車の事故による保険金の請求にあたっては、原則として自動車安全運転センターの発行する交通事故証明書（人身事故の場合は人身事故扱いの交通事故証明書）が必要となります。この交通事故証明書は事故発生時に警察への届出がないと発行されませんので、事故が起こった場合は速やかに事故届けを行ってください。なお、警察への届出がお済みの場合は、保険金の請求時に必要となる交通事故証明書は当社にて取付けます。

6. 示談交渉

対人・対物賠償事故および日常生活の賠償事故（日常生活賠償特約をセットされたお客さまが対象です）が起きた場合には、当社は被保険者と相手方（被害者）との示談交渉の進め方やその内容についての相談、示談書の作成についての援助など事故解決のためのお手伝いをします。被保険者が相手方から損害賠償の請求を受けたときは、当社は、被保険者のお申し出があり、かつ、相手方の同意が得られれば、被保険者のために当社が相手方との示談交渉を当社の費用によりお引受します。

【示談交渉のお引受ができない主な場合】

- ・対人事故において、ご契約のお車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合
- ・対物事故において、被保険者が負担する損害賠償責任の額が対物保険金額を明らかに超える場合
- ・被保険者に賠償責任が発生しない被害事故の場合
- ・被保険者が正当な理由なく当社への協力を拒まれたなどの場合
- ・相手方が当社との交渉に同意されない場合 等

<各補償・特約のお支払いする保険金とその額>



詳細については普通保険約款・特約をご確認ください。

賠償	保険・特約の名称	補償の内容
対人賠償保険 (普通保険約款・対人賠償条項) ※自動セット	対人賠償保険	ご契約のお車を運転中等の事故により、歩行者、相手の車に搭乗中の方、ご契約のお車に搭乗中の方など他人を死傷させ法律上の損害賠償責任を負った場合、被害者の方1名ごとに自賠責保険等から支払われるべき額を超過する部分について保険金をお支払いします(注1)。1名あたりの支払額や1事故あたりの支払額に限度額はありません。
	対物賠償保険 (普通保険約款・対物賠償条項) ※自動セット	ご契約のお車を運転中等の事故により、他人の車や建物など他人の財物に損害を与えたこと、またはご契約のお車の運転中等に誤って線路へ立ち入ってしまったことなどが原因で電車等(注2)を運行不能にすることで法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害について、1事故あたり、保険金額を限度として保険金をお支払いします(注1)。
	対物超過修理費用特約 (対物超過修理費用補償特約) ※自動セット	ご契約のお車を運転中等の事故で、相手の車に損害が生じ、対物賠償保険の保険金が支払われる場合(注3)において、相手の車の修理費がその時価額を超過したときに、その差額(注4)について50万円を限度として保険金をお支払いします。ただし、保険金をお支払するのは、原則として、相手の車に損害が生じた日の翌日から6か月以内に、相手の車が実際に修理を完了した場合に限ります。
被害者救済費用特約 (不正アクセス車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約) ※自動セット	被害者救済費用特約	ご契約のお車の欠陥や不正アクセス等(注5)に起因して、本来の仕様とは異なる事象や動作により、他人を死傷させた場合、他人の財物に損害を与えた場合、または誤って線路へ立ち入ってしまったことなどが原因で電車等(注2)を運行不能にさせた場合で、被保険者に法律上の損害賠償責任がなかった場合に、被保険者が被害者救済費用を負担することによって被る損害について、保険金をお支払いします。

- (注1) 当該に要した費用や訴訟費用または仲裁、和解もしくは調停に要した費用等については、お車の書面による同意がある場合には、お支払いする保険金とは別枠で当社の承認した金額をお支払します。
- (注2) 電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。
- (注3) 被害者救済費用特約が適用され、被害者救済費用保険金が支払われる場合を含みます。
- (注4) ご自身の過失割合のみが対象となります。
- (注5) ご契約のお車の欠陥や不正アクセス等の事実がリコールや警察の捜査等の客観的な事実により確認できる場合に限ります。

傷害	保険・特約の名称	補償の内容
人身傷「車内」害条項のみ補償タイプ(注1)	人身傷普通保険約款・人身傷「車内」害条項のみ補償タイプ(注1)	ご契約のお車に搭乗中等(注2)の事故によりケガをして、死亡した場合、後遺障害が発生した場合、入院または通院した場合に、損害(注3)について、被保険者1名につきそれぞれ保険金額を限度に人身傷害保険金をお支払いします。ただし、ケガをして重度後遺障害(注4)が発生し、介護が必要となった場合は、被保険者1名につきそれぞれ保険金額の2倍の額を限度(注5)に人身傷害保険金をお支払いします。
	無保険自動車事故に関する特約	「無保険自動車事故に関する特約」人身傷害保険の保険金額が「無制限」以外のご契約で、無保険自動車との事故によりケガをして、死亡した場合または後遺障害が発生した場合で十分な賠償を受けられないときは、保険金額を無制限として保険金を支払います。ただし、被保険者の父母が賠償義務者となる場合等は、保険金額を限度とします。※無保険自動車とは、対人賠償保険の契約がない自動車等をいいます。
人身傷自動車事故保険特約「車内」補償タイプ(注1)	人身傷自動車事故保険特約「車内」補償タイプ(注1)	人身傷害保険の補償の対象となる事故の範囲を拡大し、自動車事故(注6)によりケガをして、死亡した場合、後遺障害が発生した場合、入院または通院した場合も、人身傷害保険金をお支払いします。

保険・特約の名称	補償の内容
自損事故傷害補特約※人身傷害保険をセッティしない場合にセッティ可能。無保険車傷害特約と同時にセッティされます。	単独事故(ガードレール・電柱・家屋等に衝突などの事故)など自賠責保険等で補償されない事故で、ご契約のお車の運転者が死傷された場合等に、被保険者ごとに以下のとおり保険金をお支払いします。 ・死亡保険金: 被保険者の方が死亡された場合、1,500万円をお支払いします(注7)。 ・後遺障害保険金: 被保険者の方が後遺障害を被られた場合、後遺障害の程度に応じて50~2,000万円をお支払いします。 ・医療保険金: 被保険者の方が入院された場合は1日につき6,000円、通院された場合は1日につき4,000円をそれぞれお支払いします。ただし、1事故につき、被保険者1名に対し100万円を限度とします。
無保険車傷害補特約※人身傷害保険をセッティしない場合にセッティ可能。自損事故傷害特約と同時にセッティされます。	無保険車との事故で、記名被保険者もしくはそのご家族の方またはご契約のお車に搭乗中の方が、死亡された場合または後遺障害を被られた場合に、加害者が負担すべき損害賠償額を基に、自賠責保険等から支払われるべき額を超過する損害について補償します。1名あたりの支払額や1事故あたりの支払額に限度額はありません。 ※無保険車とは、対人賠償保険の契約がない自動車等をいいます。 ※記名被保険者が法人の場合、ご契約のお車に搭乗していない役員、従業員等は被保険者に含まれません。
搭乗者傷害補特約(傷害一時金払)(搭乗者傷害危険補償特約(傷害一時金払))	ご契約のお車に搭乗中の事故でケガをされた場合に、実際の治療費等にかかわらず、入院または通院された日数に基づいて、被保険者ごとに、以下のとおり保険金をお支払いします。ただし、事故発生の日から180日以内の治療が対象となります。治療中で早期に保険金をお支払いしますので、当座の費用としてご利用いただけます。 ・入院または通院された日数が5日未満の場合: 一律1万円 ・入院または通院された日数が5日以上の場合: 一律10万円
搭乗者傷害補特約(死亡・後遺障害)(搭乗者傷害危険補償特約(死亡・後遺障害))	ご契約のお車に搭乗中の事故で死傷された場合に、実際の治療費等にかかわらず、保険金額に基づいて、被保険者ごとに、以下のとおり保険金をお支払いします。ただし、事故発生の日から180日以内の死亡・後遺障害が対象となります。 ・死亡保険金: 被保険者の方が死亡された場合、保険金額の全額をお支払いします(注7)。 ・後遺障害保険金: 被保険者の方が後遺障害を被られた場合、保険金額に後遺障害の程度に応じた割合(4~100%)を乗じた額をお支払いします。
搭乗医療療価額支払特約(搭乗者傷害の医療保険金倍額支払に関する特約)※搭乗者傷害特約(傷害一時金払)をセッティした場合にセッティ可能	搭乗者傷害特約(傷害一時金払)の保険金の額を2倍にして、医療保険金をお支払いします。

(注1) ○: 補償されます ×: 補償されません

事故の種類	ご契約のお車に搭乗中の事故	ご契約のお車以外の自動車に搭乗中の事故	歩行中等の自動車事故
契約タイプ			
車内のみ補償タイプ	○	×	×
車内・車外補償タイプ	○	○	○

- ※1 「ご契約のお車に搭乗中」は、自動車専用道路等においてご契約のお車を一時的に離れている場合を含みます。
- ※2 「ご契約のお車以外の自動車」は、記名被保険者、その配偶者またはそれらの方の同居の親族が所有または常時使用する自動車を除きます。
- ※3 「歩行中等の自動車事故」は、自動車に搭乗中以外の自動車事故が対象となります。
- ※4 「ご契約のお車以外の自動車に搭乗中の事故」は、他車運転特約等で補償される場合があります。
- ※5 上表は、記名被保険者とそのご家族の補償について記載したものです。
(注2) 自動車専用道路等で、ご契約のお車を一時的に離れている場合も含めます。
(注3) 損害とは治療費、休業損害、精神的損害、逸失利益、将来の介護料、葬儀費等を含みます。また損害の額は、普通保険約款に記載した基準に従い当社が認定を行います。
(注4) 普通保険約款<別表I>後遺障害等級表の1の第1~2級または<別表I>の2の第1~2級、第3級③④の後遺障害をいいます。
(注5) 保険金額が無制限以外のご契約が対象です。なお、「無保険自動車事故に関する特約」が適用できるときは、特約に定める限度額(無制限)を優先して適用します。
(注6) ご契約のお車以外の自動車の運行事故をいいます。
(注7) 死亡保険金を支払う場合は1回の事故につき、同一の被保険者に対し既に支払った後遺障害保険金があるときは保険金額から既に支払った後遺障害保険金の額を差し引いてその残額をお支払いします。

保険・特約の名称		補償の内容
車 両	車両保険 (普通保険約款・ 車両条項) 「一般タイプ」 「限定タイプ」	ご契約のお車が衝突等の偶然な事故や盗難などにより被る損害につき、全損の場合は保険金額の全額を、それ以外の場合は損害額から免責金額（注１）を控除した金額を、車両保険金としてお支払いします。また、車両保険金とは別枠で、盗難車引取、運搬、仮修理、損害の発生または拡大防止のために要した費用などの合計額につき、保険金額の１０％または１５万円のいずれか高い額を限度にお支払いします。 ※１ 車両危険限定補償特約をセットした「限定タイプ」の場合は、その特約をセットしない「一般タイプ」に比べ、単独事故が対象外となる等、補償の範囲が限定されます。（注２） ※２ 保険金額がご契約のお車の時価額を著しく超える場合は、その時価額を限度にお支払いします。 車両全損時臨時費用保険金：全損の場合は、上記保険金とは別枠で、臨時費用保険金として保険金額の１０％（ただし、２０万円限度）をお支払いします。 ※新車特約または車両全損復旧費用特約で車両全損時臨時費用保険金をお支払いする場合は、上記保険金はお支払いしません。
	新車特約 ※ご契約のお車の 用途・車種が自 家用８車種で、 車両保険をセッ トし、満期日の 属する月がご契 約のお車の初度 登録年月の翌月 から７３か月以 内である場合に セット可能	ご契約の車両保険で車両保険金をお支払いする事故によりご契約のお車に大きな損害が生じ、お車の買替または修理をした場合に、次の損害の額について新車保険金額を限度に車両保険金をお支払いします。 ・お車を買替えた場合：買替えたお車の取得価額（車両本体価格＋付属品の価格＋消費税） ・お車を修理した場合：修理費 ※１ 大きな損害とは次のいずれかに該当する場合をいいます。 ・お車を修理できない場合 ・修理費が車両保険金額以上となる場合 ・普通保険約款車両条項の損害の額（修理費等）が新車保険金額の５０％以上となる場合。ただし、お車の内外装・外板部品以外の部分に著しい損害が生じている場合に限りです。 ※２ 次の場合は、新車保険金額ではなく、車両保険金額を限度に車両保険金をお支払いします。 ・事故日の翌日から９０日以内にお車の買替および修理をしない場合 ・ご契約のお車が盗難された場合 ※３ 取得価額が、普通保険約款車両条項の損害の額（修理費等）を下回る場合は、その損害の額（修理費等）を取得価額として車両保険金をお支払いします。 車両全損時臨時費用保険金：上記保険金を支払うべき損害でお車を買替えた場合は、上記保険金とは別枠で、臨時費用保険金として新車保険金額の１０％（ただし、２０万円限度）をお支払いします。 ※車両保険で車両全損時臨時費用保険金をお支払いする場合は、上記保険金はお支払いしません。
	車両全損復旧費用 特約 (車両全損時復旧 費用補償特約) ※ご契約のお車の 用途・車種が自 家用８車種で、 車両保険をセッ トし、満期日の 属する月がご契 約のお車の初度 登録年月の翌月 から７３か月超 である場合に セット可能	ご契約の車両保険で車両保険金をお支払いする事故によりご契約のお車が全損となり、お車の買替または修理をした場合に、次の損害の額について車両保険金をお支払いします。 ・お車を買替えた場合：買替えたお車の取得価額（車両本体価格＋付属品の価格＋消費税）と復旧費用限度額のうち、いずれか低い額 - ただし、車両保険金額を下回らない額とします。 ・全損ではあるがお車を修理した場合：修理費 - ただし、復旧費用限度額を限度とします。 ※１ 全損とは次のいずれかに該当する場合をいいます。 ・お車を修理できない場合 ・修理費が車両保険金額以上となる場合 ※２ 復旧費用限度額は、車両保険金額の２倍に相当する額または車両保険金額に１００万円を加えた額のいずれか低い額をいいます。 ※３ 次の場合は、復旧費用限度額ではなく、車両保険金額を限度に車両保険金をお支払いします。 ・事故日の翌日から９０日以内にお車の買替をしない場合または修理完了しない場合 ・ご契約のお車が盗難された場合 車両全損時臨時費用保険金：上記保険金を支払うべき損害でお車を買替えた場合は、上記保険金とは別枠で、臨時費用保険金として復旧費用限度額の１０％（ただし、２０万円限度）をお支払いします。 ※車両保険で車両全損時臨時費用保険金をお支払いする場合は、上記保険金はお支払いしません。
	車両保険無過失事 故特約 ※車両保険をセッ トした場合に自 動セット	ご契約のお車と相手自動車（注３）との衝突・接触事故（注４）でご契約のお車の所有者およびご契約のお車を使用・管理している方に過失がない場合、またはご契約のお車の欠陥や不正アクセス等に起因して本来の仕様とは異なる事象や動作により他物との衝突・接触等の事故（注５）が発生し、その事実が確認できる場合で、ご契約のお車を所有・使用している方に過失がないときは、継続契約の等級および事故有係数適用期間の決定においてノーカウント事故として、車両保険金をお支払いします。（注６）

保険・特約の名称		補償の内容
車対車免責ゼロ特約 (車両保険の免責金額に関する特約)	車対車免責ゼロ特約	以下によってご契約のお車に生じた損害について、１回目の事故に限り、車両保険の免責金額がゼロになります。 ・他の自動車との接触・衝突 ・自動車によるあて逃げ
身の回り品補償特約 ※車両保険をセッ トした場合に セット可能	身の回り品補償特約 ※車両保険をセッ トした場合に セット可能	車両保険の保険金で支払われる事故に伴い、ご契約のお車の車内、トランク内またはキャリアに固定された、個人が所有する身の回り品に生じた損害について、１事故につき保険金額を限度にお支払いします。 ※カメラ、ゴルフバッグ等、日常生活の用に供するものに限ります。 なお、現金、眼鏡、自転車、携帯電話、ノート型パソコン等は対象となりません。
レンタカー費用特約 補償特約（実損 払） ※ご契約のお車の 用途・車種が自 家用８車種であ る場合にセット 可能	レンタカー費用特約 補償特約（実損 払） ※ご契約のお車の 用途・車種が自 家用８車種であ る場合にセット 可能	車両保険の保険金の支払有無にかかわらず、車両保険の支払対象となる損害（注７）を被った結果、ご契約のお車が修理などで使用できない間、被保険者が実際に負担したレンタカー費用をお支払いします。ただし、１日あたりのレンタカー費用は保険証券記載の保険金日額を限度とし、借入日数は３０日を限度とします。 ※災害救助法が適用された災害等の影響によるレンタカー不足等の事情により、レンタカーを借りることができない場合で、他の交通手段の利用が必要となるときは、その交通手段を利用するために必要な費用をレンタカー費用保険金としてお支払いします。ただし、当社が必要かつ妥当と認める費用に限りします。

（注１）車両保険には免責金額（事故による保険金の一部を自己負担とする取扱い）があり、免責金額を定額とする方式と増額になる方式（２回目以降の事故に適用される自己負担額が１回目の事故のものより高い金額になる方式）があります。詳しくは当社お客様センターにお問い合わせください。また、ご契約の免責金額につきましては、保険証券にてご確認ください。なお、ご契約の条件によっては設定のできないパターンもありますのでご了承ください。

（注２）○：補償されます ×：補償されません

事由	契約タイプ	
	一般タイプ	限定タイプ
①他の自動車との衝突・接触	○	○
②自動車によるあて逃げ	○	○
③動物との衝突・接触	○	○
④火災・爆発	○	○
⑤盗難	○	○
⑥落着・いたづら・窓ガラス破損	○	○
⑦飛来中・落下中の他物との衝突	○	○
⑧台風・竜巻・洪水・高潮	○	○
⑨歩行者・自転車、電柱・ガードレール等との衝突・接触	○	×
⑩墜落・転覆	○	×
⑪地震・噴火・津波	×	×

※「③動物との衝突・接触」の動物とは、人は除きます。なお、崖等の高所より落下中の動物との衝突は、「⑦飛来中・落下中の他物との衝突」に含めます。

（注３）相手自動車には、「ご契約のお車の所有者」が所有する別の車は含みません。

（注４）相手自動車およびその運転者または所有者が確認できた場合の事故に限りします。

（注５）１等級ダウン事故を除きます。

（注６）車両保険において、事故件数によって免責金額が定められている場合、次回事故時の免責金額の決定においても事故件数に数えません。

（注７）車両保険「限定タイプ」をセットされている場合や車両保険をセットされていない場合も、車両保険「一般タイプ」において支払対象となる損害（普通保険約款車両条項第２条（保険金を支払う場合）（１）に定める損害）となります。

その他	保険・特約の名称	補償の内容
	他車運転特約 (他車運転危険補償特約) ※記名被保険者が個人で、ご契約のお車の用途・車種が自家用8車種の場合に自動セット	記名被保険者またはそのご家族の方（注1）が臨時に借りたお車（注2）を運転中（注3）の事故について、対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険および車両保険のうち「契約にセットされている補償の保険金（注4）をお支払いします。また、臨時に借りたお車の保険に優先して保険金をお支払いすることができます。
	ファミリーバイク特約 「賠償タイプ」（ファミリーバイク特約（賠償損害）、「賠償・自損傷害タイプ」（ファミリーバイク特約（賠償損害・自損傷害）」、「賠償・人身傷害タイプ」（ファミリーバイク特約（賠償損害・人身傷害）」）	記名被保険者またはそのご家族の方が原動機付自転車（借用車も対象。以下同様とします。）を所有・使用もしくは管理中に生じた事故（注5）について次の保険・特約の保険金をお支払いします。 ・「賠償タイプ」 賠償保険（対人・対物）、被害者救済費用特約 ・「賠償・自損傷害タイプ」 賠償保険（対人・対物）、自損事故傷害特約、無保険車傷害特約、被害者救済費用特約 ・「賠償・人身傷害タイプ」 賠償保険（対人・対物）、人身傷害保険、被害者救済費用特約
	※記名被保険者が個人で、ご契約のお車の用途・車種が自家用8車種の場合にセット可能	
	自転車・車いす・ベビーカー等傷害定額特約 (自転車・車いす・ベビーカー・シニアカー事故傷害定額払特約) ※記名被保険者が個人、かつご契約のお車の用途・車種が自家用8車種で、自動車事故特約をセットしている場合にセット可能	自転車・車いす・ベビーカー・シニアカー（注6）の運行事故（注7）によりケガをして、死亡した場合、後遺障害が発生した場合、重度後遺障害（注8）によって介護が必要と認められる場合、または入院した場合に、被保険者ごとに、以下のとおり保険金をお支払いします。 ・死亡保険金：事故日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、300万円をお支払いします。（注9） ・後遺障害保険金：事故日からその日を含めて180日以内に後遺障害が発生した場合に、その後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払額をお支払いします。 ・重度後遺障害特別保険金：事故日からその日を含めて180日以内に重度後遺障害（注8）が発生し、かつ、介護が必要と認められる場合に、30万円を重度後遺障害特別保険金としてお支払いします。 ・重度後遺障害介護費用保険金：重度後遺障害特別保険金支払われる場合、後遺障害保険金の額の50％に相当する額を重度後遺障害介護費用保険金としてお支払いします。 ・入院保険金：事故日からその日を含めて180日以内に入院した場合は、次のいずれかの額を入院保険金として被保険者にお支払いします。 ・入院日数が1日以上5日未満の場合は1万円 ・入院日数が5日以上となった場合は、傷害を被った部位およびその症状に応じ定める額。ただし、入院日数の5日目が事故の発生日からその日を含めて180日以内の場合に限りします。
	弁護士費用補償特約 (自動車事故弁護士費用等補償特約)	記名被保険者もしくはそのご家族の方、ご契約のお車に搭乗中の方またはご契約のお車の所有者（注10）が、自動車被害事故（相手自動車の所有、使用または管理に起因する偶然な事故）で死亡された場合、後遺障害を被られた場合、ケガで入院もしくは通院された場合、またはそれらの方の所有、使用もしくは管理する財物に損害を被った場合（注11）、相手方との交渉を弁護士に依頼されたときなどに必要となる損害賠償請求費用（注12）（注13）について、実際に負担された金額をお支払いします。（ただし、着手金、報酬金等の費用ごとの限度額は、当社普通保険約款・特約に定める「弁護士費用保険金支払限度額」に従い、1事故につき被保険者1名ごとに300万円限度とします。）また、法律相談費用（注13）についても、1事故につき被保険者1名ごとに10万円を限度にお支払いします。 ※記名被保険者が法人の場合は、ご契約のお車に搭乗していない役員・従業員等は被保険者に含まれません。
	日常生活賠償特約 (日常生活賠償責任補償特約) ※記名被保険者が個人の場合にセット可能	日本国内における日常生活の事故や住宅（注14）の所有・使用・管理に起因する事故により、被保険者が他人の身体や財物に損害を与えること、または日本国内で誤って線路へ立ち入ってしまったことなどが原因で電車等（注15）を運行不能にさせることにより、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額を補償します。（注16）1名あたりの支払額や1事故あたりの支払額に限度額はありません。

（注1）ご契約のお車の自動車保険に、補償される運転者の範囲を限定する特約（運転者年齢限定特約、運転者本人限定特約等）がセットされている場合には、その範囲の方に限

られます。
（注2）用途・車種が自家用8車種のお車に限りします。
（注3）駐車または停車中を除きます。
（注4）被害者救済費用特約の保険金を含みます。また、自損事故傷害特約および無保険車傷害特約をセットしている場合は、それらの保険金を含みます。
（注5）人身傷害保険、自損事故傷害特約、無保険車傷害特約においては原動機付自転車に搭乗中に生じた事故をいいます。
（注6）次の乗用具をいいます。ただし、自動車、レールにより運転するものおよび遊園地等で専ら遊戯用に使用されるものを除きます。

用語	説明
自転車	ペダルまたはハンド・クラックを用い、かつ、人の力により運転する2輪以上の車およびその付属品をいいます。 ※2輪以上の車とは、幼児用の3輪以上の車を除きます。
車いす	主に身体の障害により歩行が困難な方の移動の用に供するための車輪付きのいすおよびその付属品をいいます。
ベビーカー	小児用の車のうち幼児の移動の用に供する手押し式の車およびその付属品をいいます。
シニアカー	主に高齢者の移動の用に供するためのハンドルを有する電動式の車輪付きのいすおよびその付属品をいいます。 ※ハンドルを有する電動式の車輪付きのいすとは、シルバーカー（主に高齢者の荷物の運搬の用に供するための手押し式の車をいいます。）を除きます。

（注7）自転車・車いす・ベビーカー・シニアカーに搭乗中の事故や歩行中に自転車・車いす・ベビーカー・シニアカーにぶつかった事故等と、それらの乗用具の運行に起因する事故をいいます。
（注8）普通保険約款<別表Ⅰ>後遺障害等級表の1の第1～2級または<別表Ⅰ>の2の第1～2級、第3級③④の後遺障害をいいます。
（注9）死亡保険金を支払う場合、1回の事故につき、同一の被保険者に対し既に支払った後遺障害保険金があるときは保険金額から既に支払った後遺障害保険金の額を差し引いてその残額をお支払いします。
（注10）ご契約のお車の所有者については、ご契約のお車の自動車被害事故の場合に限りします。
（注11）被保険者が法人の場合は、その財物がご契約のお車である場合に限りします。
（注12）委任契約書の提出等により、あらかじめ当社の承認を得て委任した弁護士、司法書士または行政書士に対する弁護士報酬、司法書士報酬、行政書士報酬や、訴訟費用等をいいます。
（注13）当社の同意を得て負担した費用に限りします。
（注14）記名被保険者の居住の用に供される住宅をいい、敷地内の動産および不動産を含みます。
（注15）電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。
（注16）訴訟に要した費用や訴訟費用または仲裁、和解もしくは調停に要した費用等については、当社の書面による同意がある場合には、お支払いする保険金とは別枠で当社の承認した金額をお支払いします。

<保険金をお支払いしない主な場合>



特にご注意ください

この保険では、次に掲げる損害または傷害に対しては保険金をお支払いできません。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますので、ご参照ください。

【見出しのご説明】

故意・重過失	保険契約者等の故意または重大な過失によって発生した事故による損害または傷害 ※被保険者本人以外の損害または傷害については、保険金をお支払いできる場合があります。
酒気帯び・無免許	酒気帯びた状態、無免許・麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態での事故による損害または傷害 ※被保険者本人以外の損害または傷害については、保険金をお支払いできる場合があります。
台風・洪水・高潮	台風・洪水・高潮による損害または傷害
闘争・自殺・犯罪	被保険者の闘争行為・自殺行為・犯罪行為によって生じた損害または傷害
疾病・心神喪失	被保険者の脳疾患・疾病・心神喪失によって生じた損害または傷害
競技	ご契約のお車等を競技・曲技等のために使用すること、または、これらを行うことを目的とする場所のために使用することによって発生した損害または傷害
地震・噴火・津波	地震、噴火、それらによる津波による損害または傷害
危険物	危険物を業務として積載、または危険物を業務として積載した被牽引自動車を牽引することにより生じた損害または傷害
戦争・革命	戦争、革命、反乱・紛争・核燃料・放射能による損害または傷害

【補償・特約の保険金を支払わない主な場合】 ●：該当する場合、支払い対象外

保険金を支払わない 主な場合	補償種類		1. 相手の方への補償	2. ご自身・同乗者の補償	3. お車の補償	4. その他
	対人賠償保険（注1）	対物賠償保険（注2）（注3）	被害者救済費用特約（注3）	人身傷害保険 自動車事故特約 自損事故傷害特約 無保険車傷害特約 搭乗者傷害特約（注3）	車両保険（注4）（注5） レンタカー費用特約	弁護士費用補償特約 自賠責・車いす・ペー カー等傷害定額特約 日常生生活賠償特約
故意・重過失	●	※故意のみ		●	●	●
酒気帯び・無免許 台風・洪水・高潮				●	●	●
闘争・自殺・犯罪				●		●
疾病・心神喪失				●		●
競技	●				●	●
地震・噴火・津波	●			●	●	●
危険物	●			●	●	●
戦争・革命	●			●	●	●

- （注1）上表に加えて、ご契約のお車を運転中の方、その父母・配偶者・子が死傷した場合の損害 など
- （注2）上表に加えて、ご契約のお車を運転中の方、その父母・配偶者・子の持ち物や管理中の物などの損害、またはそれらの方が所有・使用もしくは管理する軌道上を走行する陸上の乗用具が運行不能になったことによる損害 など
- （注3）対物賠償保険または被害者救済費用特約の保険金が支払われない場合は対物超過修理費用特約について、また、搭乗者傷害特約の保険金が支払われない場合は搭傷医療倍額支払特約についても保険金は支払いません。
- （注4）上表に加えて、ご契約のお車に存在する欠陥、自然消耗、故障損害、タイヤの単独損害、違法改造を行った部分品・付属品に生じた損害 など
- （注5）車両保険の保険金が支払われない場合は、新車特約、車両全損復旧費用特約、身の回り品補償特約についても保険金は支払いません。

<補償される運転者の範囲>

1. 運転者年齢条件

- 「運転者年齢条件」を満たさない方が運転中の事故は保険金をお支払いできません。
※ご契約のお車の用途・車種が自家用8車種の場合に、運転者年齢条件をお選びいただきます。
- （1）記名被保険者が個人の場合
「運転者年齢条件」が適用される方は下記①～④のとおりです。下記①～④以外の方（友人・知人、別居の親族、別居の未婚の子など）は、設定した「運転者年齢条件」にかかわらず補償されます。
- ① 記名被保険者
② 記名被保険者の配偶者
③ 「記名被保険者またはその配偶者」の同居の親族
④ ①～③までのいずれかに該当する方の業務に従事する使用人

（2）記名被保険者が法人の場合

ご契約のお車を運転する方全員に、運転者年齢条件を適用します。運転者年齢条件を設定する際には、ご契約のお車を運転する方全員のうち、最も若い方にあわせてお選びいただきます。

○：補償されます ×：補償されません

運転される方の年齢		20歳以下	21歳～25歳	26歳～34歳	35歳以上
運転者年齢条件					
年齢を問わず補償		○	○	○	○
21歳以上補償		×	○	○	○
26歳以上補償		×	×	○	○
35歳以上補償		×	×	×	○

2. 運転者の範囲に関する特約

補償の対象となる運転者の範囲が、以下のとおり限定されます。
※記名被保険者が個人で、ご契約のお車の用途・車種が自家用8車種の場合に、運転者の範囲に関する特約をセットすることができます。

○：補償されます ×：補償されません

運転される方	（1） 記名被保険者	（2） 記名被保険者の配偶者	（3） 「（1）または（2）」の同居の親族	（4） 「（1）または（2）」の別居の未婚の子	（5） 「（1）～（4）」以外の方
セットする特約					
なし	○	○	○	○	○
運転者家族限定特約	○	○	○	○	×
運転者本人・配偶者限定特約	○	○	×	×	×
運転者本人限定特約	○	×	×	×	×

<保険料および割引制度>

1. 保険料の決定の仕組み

保険料は、以下（1）～（6）のような要素等や後述の「2. その他、保険料の割引制度」によって決定されます。

当社では、損害率の動向等に応じて保険料の見直しを行っており、ご継続の際に保険料が変更となる場合があります。

（1）ノンフリート等級別料率制度

後述の<ノンフリート等級別料率制度について>をご参照ください。

（2）記名被保険者年齢別料率区分

次の条件をすべて満たす場合は、始期日時点での記名被保険者の年齢に応じて保険料を算出します。

「記名被保険者が個人」、「ご契約のお車の用途・車種が自家用8車種」、「運転者年齢条件が21歳以上補償、26歳以上補償または35歳以上補償」、「ご契約のお車の使用目的が通勤・通学使用または日常・レジャー使用」

（3）型式別料率クラス制度

ご契約のお車の用途・車種が自家用（普通・小型・軽四輪）乗用車の場合、お車の型式ごとの事故発生状況等に基づき決定された料率クラスを適用する制度です。料率クラスは、補償種類（対人賠償、対物賠償、人身傷害・搭乗者傷害、車両）ごとに決定されます。自家用普通乗用車および自家用小型乗用車は1～17クラスの17段階、自家用軽四輪乗用車は1～7クラスの7段階になり、数値が大きいほど保険料は高くなります。

（4）使用目的

ご契約のお車の用途・車種が自家用8車種である場合、ご契約のお車の主な使用目的に応じて保険料を算出しています。保険料は、「業務使用」、「通勤・通学使用」、「日常・レジャー使用」で異なります。（各使用目的の内容は、前述の「<ご契約後にご注意いただきたいこと> 1. 契約締結後における留意事項（1）通知義務など」をご参照ください。）

（5）地域区分（ご契約のお車の登録地）

ご契約のお車の用途・車種が自家用8車種である場合、ご契約のお車の登録番号（ナンバープレート）の運輸支局名に基づく次の7つの地域区分に応じて、保険料が異なります。

「北海道」、「東北」、「関東・甲信越」、「東海・北陸」、「近畿・中国」、「四国」、「九州・沖縄」

（6）走行距離区分

ご契約のお車の用途・車種が自家用8車種である場合、申込日時点から過去1年間の、ご契約のお車の走行距離実績（注）に基づく次の距離区分に応じて、保険料が異なります。
「3,000 km以下」、「3,000 km超 5,000 km以下」、「5,000 km超 7,000 km以下」、「7,000 km超 10,000 km以下」、「10,000 km超 12,000 km以下」、「12,000 km超 15,000 km以下」、「15,000 km超 20,000 km以下」、「20,000 km超」
（注）6（S）等級、7（S）等級の場合は今後1年間の予想走行距離

2. その他、保険料の割引制度

（1）運転者限定割引

記名被保険者が個人かつご契約のお車の用途・車種が自家用8車種の場合、運転される方を記名被保険者とそのご家族に限定、記名被保険者とその配偶者に限定、または、記名被保険者本人のみに限定することで、保険料をそれぞれの限定の仕方に応じて割引します。

（2）インターネット契約割引

当社Webサイトからお申し込み・ご契約いただいた場合に、保険料を割引します。割引額は当社Webサイトでご確認ください。

（3）継続割引

継続のご契約（前契約が当社の場合）については、当社で継続されてきた回数に応じて、保険料を割引します。（この割引は、当社Webサイトからのお申し込み・ご契約かどうかにかかわらず、上記「（2）インターネット契約割引」とは別に、適用されます。）

（4）eサービス（証券不発行）割引

当社Webサイトからお申し込み・ご契約いただく際にeサービス（証券不発行）特約をセットされ、保険証券の発行を請求されない場合に、保険料を5.00円割引します。（月払の場合は、この割引を適用した金額を基準として、月払保険料を計算します。）

（5）ご紹介割引

当社の自動車保険またはバイク保険のご契約者等からご紹介いただいた方が、申込書兼確認書（注1）またはお電話でお手続きいただいた場合（注2）において所定の要件を満たすときは、初年度に限り、ご紹介を受けた方の保険料を2,000円割引します。（注1）お見積もり時またはお見積もり前に、当社の自動車保険またはバイク保険のご契約者等からご紹介いただいた旨をご連絡いただき、当社からお送りする、本割引を適用した保険料が表示された申込書兼確認書にお手続きいただいた場合に限りです。

(注2)したがって、本割引はインターネット契約割引との併用はできません。

(6) セカンドカー割引

新たに取得された2台目以降のお車について初めてご契約いただく場合において、以下の条件をすべて満たすときは、セカンドカー割引が適用され、7(S)等級でのお引受となります。

- ① 2台目以降のお車の保険契約の始期日に、11等級以上の1台目の有効な保険契約があること。
- ② 2台目以降のお車の保険契約の記名被保険者および車両所有者が個人であること。
- ③ 2台目以降のお車の保険契約の記名被保険者が、1台目の保険契約の記名被保険者、記名被保険者の配偶者、「記名被保険者またはその配偶者」の同居の親族のいずれかであること。
- ④ 2台目以降のお車の保険契約の車両所有者が、1台目の保険契約の車両所有者、記名被保険者、記名被保険者の配偶者、「記名被保険者またはその配偶者」の同居の親族のいずれかであること。
- ⑤ 1台目および2台目以降のお車の用途・車種が、自家用8車種であること。

(7) 新車割引

ご契約のお車の用途・車種が自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車で、新車(始期日の属する月が、ご契約のお車の初度登録年度の翌月から49か月以内である場合をいいます。)の場合は、保険料を割り引きます。

(8) A.S.V割引

ご契約のお車が自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車で、所定のA.E.B.(衝突被害軽減ブレーキ)(注)が装着されており、ご契約のお車の型式の発売年月が「ご契約の保険始期日の属する年から3年前の4月以降」である場合は、保険料を割り引きます。(注)メーカー標準装備またはメーカーオプション装備の純正のA.E.B.(衝突被害軽減ブレーキ)に限りします。

(9) 長期無事故割引

ご契約のノンフリート等級が20等級の場合で、以下の条件を満たすときに保険料を割り引きます。

- ① 過去1年以上20等級が適用されており、過去1年以上事故有係数適用期間が0年であること。
 - ② 過去1年間に3等級ダウン事故または1等級ダウン事故が発生していないこと。
- ※前契約の保険期間が1年を超える場合または1年に満たない場合は、割引の適用条件が異なることがあります。
- ※中断制度をご利用する場合、長期無事故割引は適用されません。

(10) 長期無事故割引プラス

ご契約のノンフリート等級が20等級の場合で、以下の条件を満たすときに適用されます。

- ① 長期無事故割引が適用されるご契約であること。
- ② 前契約が当社であること。

初めて長期無事故割引プラスが適用される場合、保険料を割り引きます。継続のご契約においても長期無事故割引プラスが適用される場合は、この割引の適用年数に応じて、保険料を割り引きます。

(11) 複数台割引

当社で自動車保険またはバイク保険をご契約いただいている方が、新たに自動車保険またはバイク保険を当社Webサイトからお申し込み・ご契約いただいた場合で、契約手続き時点で、保険期間が重なる他の当社の保険契約があるときは、保険料を1,000円割引きます。(月払の場合は、この割引を適用した金額を基準として、月払保険料を計算します。)

※確認書類が未取付の場合等、割引が適用されないことがあります。

(12) ゴールド免許割引

記名被保険者が個人かつご契約のお車の用途・車種が自家用8車種の場合で、始期日(保険期間の途中で記名被保険者を変更する場合は変更日)時点で有効な記名被保険者の運転免許証の色がゴールドのときに保険料を割り引きます。

<ノンフリート等級別料率制度について>

1. ノンフリート等級別料率制度について

(1) ノンフリート等級別料率制度

前契約の保険事故の有無や件数等に基づき1等級から20等級までのノンフリート等級の「無事故」/「事故有」の区分、事故有係数適用期間を決定し保険料を割引・増する制度です。ノンフリート等級および事故有係数適用期間は、他の損害保険会社やA共済等所定の共済からも引き継ぐことができます。

(2) ノンフリート等級別料率制度における割増率の適用方法

① 前契約がなく、初めて自動車保険をご契約される方

初めてご契約される場合は6(S)等級となり、運転者年齢条件別の6(S)等級の割増率が適用されます(注1)。また、事故有係数適用期間は0年となります。2台目以降のお車について初めてご契約される場合で、セカンドカー割引の適用条件(注2)を満たしているときは、7(S)等級となり、7(S)等級の割増率が適用されます。また、事故有係数適用期間は0年となります。(注1)一部の特約については、本割増率が適用されません。(注2)前述の「<保険料および割引制度>」2.その他、保険料の割引制度(6)セカンドカー割引」を参照してください。

② 前契約のノンフリート等級を引き継ぎ、ご契約される方

下記【ノンフリート等級の決定方法】および【事故有係数適用期間の決定方法】により、継続契約のノンフリート等級および事故有係数適用期間が決定されます(注1)。事故有係数適用期間が0年となる場合は、「無事故」の割増率が適用され、事故有係数適用期間が1~6年となる場合は、その期間中は「事故有」の割増率が適用されます(注

2)。

(注1)継続手続き後でもノンフリート等級、事故有係数適用期間を修正する場合

次の場合には、継続手続き後であってもノンフリート等級、事故有係数適用期間を修正します。なお、ノンフリート等級、事故有係数適用期間の修正によって割増率が変更となる場合には、保険料を追加請求または返還しますので、ご了承ください。

- ・お見積り時の作成時以降や、ご契約締結から補償開始までの間に事故があった場合
- ・事故として件数に算入した未払事故または未請求事故が、結果的に保険金の支払対象事故ではないことが確定した場合(事故件数として数えません。)
- ・前契約の保険期間中に発生した事故のうち、その報告がされていなかった事故について、通知および保険金請求を受けた場合(その事故を前契約の事故として取り扱います。)
- ・前契約が解除された場合 等

(注2)一部の特約については、本割増率が適用されません。

【ノンフリート等級の決定方法】

前契約の満期日または解約日の翌日から7日以内に継続契約がある場合で、前契約の保険期間が1年のとき(注1)、継続契約のノンフリート等級は次のとおり決定されます。

前契約の事故の区分(注2)	継続契約のノンフリート等級
無事故/ノーカウント事故のみ	前契約の等級から「1つ」上がります。
3等級ダウン事故	前契約の等級から事故件数1件につき「3つ」下がります。
1等級ダウン事故	前契約の等級から事故件数1件につき「1つ」下がります。

【事故有係数適用期間の決定方法(注3)】

前契約の満期日または解約日の翌日から7日以内に継続契約がある場合で、前契約の保険期間が1年のとき(注1)、継続契約の事故有係数適用期間は次のとおり決定されます。

- ・前契約に3等級ダウン事故が生じた場合は事故件数1件につき「3年」、1等級ダウン事故が生じた場合は事故件数1件につき「1年」を、前契約の事故有係数適用期間に加算します。(注2)
- ・保険期間を満了することに、保険金をお支払いする事故の有無にかかわらず「1年」を減算します。ただし、前契約の事故有係数適用期間が0年の場合は「1年」を減算しません。
- ・事故有係数適用期間の上限は「6年」とし、下限は「0年」とします。

(注1)前契約の保険期間が1年以外のご契約の場合は、取扱いが異なります。

(注2)事故の区分は後述の「(3)ノンフリート等級別料率制度における事故の取扱い」を参照ください。

(注3)前契約が「無事故・事故有」別の等級別料率制度を採用していない他の保険会社または共済とのご契約の場合で、前契約より前のご契約が次の条件をすべて満たしているときは、前契約までを「無事故・事故有」別の等級別料率制度を採用しているものとみなして、継続契約の事故有係数適用期間が決定されます。

- ・継続契約の始期日を含めて過去13か月以内に満期日、解約日または解除日があること。
- ・「無事故・事故有」別の等級別料率制度を採用している保険会社または共済とのご契約であること。
- ・2013年4月1日以降を始期日とする契約であること。

(3) ノンフリート等級別料率制度における事故の取扱い

ノンフリート等級別料率制度において、保険金をお支払いする事故があった場合には事故内容により次の①~③の区分となります。

① 3等級ダウン事故(注1)	下記の「②1等級ダウン事故」および「③ノーカウント事故」に該当しない事故をいいます。
② 1等級ダウン事故(注1)	次の原因による車両損害事故をいいます。 (ア) 火災・爆発(飛来中または落下中の物以外の他物との衝突・接触、転覆、墜落によるものを除きます。) (イ) 盗難、騒ぎよう、労働争議 (ウ) 台風、竜巻、洪水、高潮 (エ) 落着、いたずら(ご契約のお車の運行によって生じたもの、他の自動車等との衝突・接触により生じたものを除きます。) (オ) 窓ガラス破損(飛来中または落下中の物以外の他物との衝突・接触、転覆、墜落によるものを除きます。) (カ) 飛来中または落下中の他物(飛び石、落石、ひょう等)との衝突 (キ) その他偶発な事故によって生じた損害(他物との衝突・接触、転覆、墜落によるものを除きます。)
③ ノーカウント事故(注1)	被害者救済費用特約、人身傷害保険、自動車事故特約、無保険車傷害特約、搭乗者傷害特約、レンタカー費用特約、ファミリーバイク特約、自転車・車いす・ベビーカー等傷害定額特約、弁護士費用補償特約、日常生活賠償特約に係る保険金のみお支払いした事故をいいます。(注2)

(注1)保険金をお支払いする事故があった契約の始期日が2024年8月31日以前の
場合の取扱いについては、当社お客さまセンターまでお問い合わせください。

(注2)上記に該当する事故のほか、車両保険無過失事故特約の規定により、次契約に適用するノンフリート等級を決定する上で事故件数に数えないものと取り扱われる事

故についてもノーカウント事故として取り扱います。また、普通保険約款基本条項第36条（自動運転中に発生した事故の取扱い）に定める条件を満たす場合、ノーカウント事故として取り扱います。ただし、1等級ダウン事故として扱われるときを除きます。

- ※1 新車特約、車両全損復旧費用特約、身の回り品補償特約については車両保険事故によりご契約のお車の損害に対して保険金が支払われる場合に特約の保険金が支払われるため、それぞれの特約では、事故のカウントを行いません。
- ※2 対物超過修理費用特約については、対物事故により相手のお車の損害に対して保険金が支払われる場合に特約の保険金が支払われるため、事故のカウントを行いません。
- ※3 事故の種類・事故の内容については、損害保険各社により扱いが異なる場合があります。
- ※4 前契約が他社の場合、等級プロテクト特約がセットされていても、当社での事故件数の数え方には反映されません。
- ※5 対人事故のうち、被害者への慰労金等の臨時費用のみお支払いした事故についてはノーカウント事故として取り扱います。
- ※6 事故連絡をいただいて、保険金がまだ支払われていない事故も含まれます。

（4）ノンフリート等級の引継ぎに関するご注意

- ① 前契約の記名被保険者と今回のご契約の記名被保険者が異なる場合
記名被保険者の変更が行われた場合で、原則として下記のいずれかに該当するときは、ノンフリート等級を引き継ぐことができます。
なお、ノンフリート等級を引き継ぐことができない場合は、初めてご契約いただく場合と同じ取扱いとなり6（S）等級が適用されます。
ア、「前契約の記名被保険者」の配偶者への変更
イ、「前契約の記名被保険者またはその配偶者」と同居の親族への変更
ウ、2つ以上の法人が法令上の規定に基づき合併する場合における合併前法人から合併後法人への変更
エ、個人事業主が法人を新設される場合における個人事業主から新設法人への変更、または、法人を解散し個人事業主となる場合における解散法人から個人事業主への変更（ただし、事業の内容が同一である等の条件を満たす場合に限りです。）
※ 車検証上の所有者名が変更されずに記名被保険者が上記ア、～エ、以外の方に変更された場合、前契約の満期日または解約日から13か月以内は、上記にかかわらず以下のとおりとします。
 - ・新契約のノンフリート等級が1～5等級になる場合に限り、ノンフリート等級の引継ぎを行います。
 - ・新契約の事故有係数適用期間が1～6年になる場合に限り、事故有係数適用期間の引継ぎを行います。
- ② 前契約があり、今回のご契約の始期日が、前契約の保険証券上に記載された満期日（前契約を解約・解除された場合は前契約の解約日・解除日）の翌日から起算して8日以上となる場合は、原則、前契約のノンフリート等級の引継ぎはできませんが、前契約のノンフリート等級（ご契約の保険期間中に事故があった場合は、事故内容、事故件数等により決定されたノンフリート等級とします。）が1～5等級または6（F）等級の場合は、前契約の満期日、解約日または解除日の翌日から13か月以内の日を始期日とする継続契約に前契約のノンフリート等級が引き継がれます。（前契約のノンフリート等級が7等級以上の場合は6（F）等級、6（S）等級の場合は前契約の保険期間によって取扱いが異なります。）
また、前契約の事故有係数適用期間が引き継がれます。（前契約の保険期間が1年の場合であっても、事故有係数適用期間の減算はありません。）
- ③ 前契約の保険証券上に記載された満期日と今回のご契約の始期日が異なる場合でも、今回のご契約の始期日が、前契約の保険証券上に記載された満期日（前契約を解約・解除された場合は前契約の解約日・解除日）の翌日から起算して7日以内の場合は、前契約のノンフリート等級および事故有係数適用期間の引継ぎを行います。

2. 契約後の他社とのノンフリート等級に関する情報の確認について

ノンフリート等級の適正な引継ぎを行うために、ノンフリート等級別料率制度に参加している保険会社等の中で前契約の記名被保険者・保険期間・ノンフリート等級・事故有係数適用期間・事故件数等を確認させていただきます。ただし、現行の制度では当社でご契約いただく前に、前契約のそれらの項目を確認することができず、確認のために保険期間の開始後4か月程度の時間がかかる場合があります。万一、ノンフリート等級・事故有係数適用期間に誤りがあることが判明した場合は、始期日にさかのぼりご契約内容の訂正と保険料の追加・返還が必要となります。なお、保険料が追加となる場合に追加保険料の払込みに応じていただけないときなどは、ご契約を解除させていただくことがあります。

<「レスキュードラレコ」専用端末の貸与およびサービスのご利用にあたってご注意いただきたいこと>

- ・当社が貸与するドライブレコーダー型テレマティクス端末をご契約のお車に設置のうえ、各種設定を行っていただくことにより、所定のサービスを受けることが可能となります。
- ・ご契約が解約または解除された場合等には、所定の返却期限までにドライブレコーダー型テレマティクス端末等を返却いただく必要があります。なお、所定の返却期限内に返却されない場合は違約金を請求させていただきます。
- ・『「レスキュードラレコ」専用端末の貸与およびサービスご利用規約』については、当社Webサイトに掲載しています。
- ※「レスキュードラレコ」は、『「レスキュードラレコ」専用端末の貸与およびサービスご利用規約』に同意いただいたうえでご利用いただけます。
- ※「レスキュードラレコ」とは、「ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約」をセットした際に提供されるサービスの総称です。

<ロードサービス、事故対応に付随するサービスについて>

ロードサービスや事故対応に付随するサービスは、保険契約とは別に当社がお客さまサービスとして提供するものです。サービスの内容及び範囲につきましては、予告なしに変更することがありますので、最新の内容は当社Webサイトでご確認ください。
※ロードサービスは、「三井ダイレクト損保 ロードサービスご利用規約」に同意いただいたうえでご利用いただけます。

<普通保険約款および特約の適用について>

- 1. 総合自動車保険・普通保険約款の適用について
普通保険約款は、保険証券に条項名または保険金額が記載されている項目について適用されます。なお、第5章基本条項については、すべての契約に適用されます。
- 2. 総合自動車保険・特約の適用について
特約は、原則保険証券に表示されている特約（注）について適用されます。
（注）後述の<特約一覧>をご参照ください。

<総合自動車保険・普通保険約款>

「用語の定義」

この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特約において使用される用語の意味は、それぞれ次の定義によります。ただし、この普通保険約款に付帯される特約において別途用語の定義がある場合は、それによります。

用語	定義
あ 医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
運行不能	正常な運行ができなくなことをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいい、情報の流布（注）のみに起因するものを除きます。 （注）情報の流布には、特定の者への伝達を含みます。
か 危険	損害または傷害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
軌道上を走行する陸上の乗用具	汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いすりフリフト、ガイドウェイバス（注）をいいます。なお、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は含みません。 （注）ガイドウェイバスとは、専用軌道のガイドに沿って走行するバスをいいます。なお、専用軌道のガイドに沿って走行している間に限り、軌道上を走行する陸上の乗用具として取り扱います。
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
協定保険価額	保険契約者または被保険者と当社がご契約のお車の価額として保険契約締結時に協定した価額をいい、保険契約締結の時点におけるご契約のお車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式で同等の損耗度の自動車の市場販売価格相当額（注）により定めます。 （注）市場販売価格相当額は、当社が別に定める「自動車保険車両標準価格表」等に記載された価格をいいます。
契約意思の表示	当社に対し保険契約申込みの意思の表示をすることをいいます。
契約情報画面等	当社がインターネット上に掲示する契約情報揭示および入力画面をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、次のいずれかとすることによって当社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。 ① 基本条項第2条（保険契約の申込み）（1）①に定める方法により保険契約の申込みを受ける場合は、申込書兼確認書の記載事項 ② 基本条項第2条（保険契約の申込み）（1）②に定める方法により保険契約の申込みを受ける場合は、その際に、電話、情報処理機器等の通信手段によって提示を要請した事項 ③ 基本条項第2条（保険契約の申込み）（1）③に定める方法により保険契約の申込みを受ける場合は、契約情報画面等の表示事項
ご契約のお車	保険証券記載の自動車をいいます。
ご契約のお車の価額	ご契約のお車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式で同等の損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。
さ 算定基準	<別紙>人身傷害条項損害額基準をいいます。
自家用8車種	用途車種が次のいずれかに該当する自動車をいいます。 ① 自家用普通乗用車 ② 自家用小型乗用車 ③ 自家用軽四輪乗用車 ④ 自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下） ⑤ 自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下） ⑥ 自家用小型貨物車 ⑦ 自家用軽四輪貨物車 ⑧ 特種用途自動車（キャンピング車）
失効	この保険契約の全部または一部の効力を将来に向かって失うことをいいます。
自動運行装置	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第41条（自動車の装置）に定める自動運行装置をいいます。
自動車	原動機付自転車を含みます。
自動車専用道路等	道路法（昭和27年法律第180号）第48条の4（自動車専用道路との連結の制限）に規定する自動車専用道路および高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条（高速自動車国道の意義及び路線の指定）第1項に規定する高速自動車国道をいいます。

用語	定義
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
自動車の新規取得	ご契約のお車と同一の用途車種（注1）の自動車を新たに取得（注2）し、または1年以上を期間とする貸借契約により借り入れることをいいます。 （注1）同一の用途車種とは、別表Ⅱに掲げる用途車種をいいます。 （注2）取得には、所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。
自賠責保険等	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険または責任共済をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
所有自動車	ご契約のお車と同一の用途車種（注1）の自動車で、ご契約のお車が廃車、譲渡または返還された時点で次のいずれかに該当する者が所有（注2）するものをいいます。ただし、ご契約のお車および新規取得自動車を除きます。 ① ご契約のお車の所有者 ② 記名被保険者 ③ 記名被保険者の配偶者 ④ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 （注1）同一の用途車種とは、別表Ⅱに掲げる用途車種をいいます。 （注2）所有には、所有権留保条項付売買契約に基づく購入および1年以上を期間とする貸借契約による借入れを含みます。
新規取得自動車	新たに取得（注）しまたは1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車をいいます。 （注）取得には、所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。
人身傷害事故	日本国内において、次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により、被保険者が身体に傷害（注）を被ることをいいます。 ① 自動車の運行に起因する事故 ② ご契約のお車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発またはご契約のお車の落下 （注）傷害には、ガス中毒を含み、日射、熱射または精神的衝動による障害や被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものは含みません。
親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
全損	ご契約のお車の損傷を修理することができない場合、または車両条項第9条（修理費）の修理費が保険金額以上となる場合（注）をいいます。 （注）ご契約のお車の損傷を修理することができない場合、または車両条項第9条（修理費）の修理費が保険金額以上となる場合とは、車両が盗難で、発見できなかった場合を含みます。
装備	自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態または法令に従いご契約のお車に備えつけられている状態をいいます。
た 対人事故	ご契約のお車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することをいいます。
対人賠償保険等	自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約で自賠責保険等以外のものをいいます。
対物事故	ご契約のお車の所有、使用もしくは管理に起因して他人の財物を滅失、破損もしくは汚損すること、またはご契約のお車の所有、使用もしくは管理に起因して軌道上を走行する陸上の乗用具を運行不能にすることをいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
短期利率	別表Ⅲに掲げる率をいいます。
治療	医師（注）が必要であると認め、医師（注）が行う治療をいいます。 （注）医師とは、被保険者が医師である場合、被保険者以外の医師をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
定着	ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。
な 入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

	用語	定義
は	配偶者	婚姻の相手方であり、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
	賠償義務者	自動車の所有、使用または管理に起因して被保険者の生命または身体を害することにより、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
	被保険者	この保険契約により補償を受けられる方をいいます。
	付属品	ご契約のお車に定着または装備されている物をいい、車室内でのみ使用することを目的としてご契約のお車に固定されているカーナビゲーションシステム、ＥＴＣ車載器（注）等は、メーカー所定の取付方法により固定されている場合に限り、固定の方法がボルト等以外であっても付属品として取り扱います。ただし、次の物を含みません。 ① 燃料、ボデーカバーおよび洗車用品 ② 法令により自動車に定着または装備することを禁止されている物 ③ 通常装飾品とみなされる物 (注) ＥＴＣ車載器とは、有料道路自動料金収受システムの用に供する車載器をいいます。
	分損	車両条項第９条（修理費）の修理費が保険金額未満となる場合をいいます。
	保険価額	損害が生じた地および時におけるご契約のお車の価額をいいます。
	保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
	保険金	この保険契約により補償される損害または傷害が生じた場合に、当社が被保険者または保険金を受け取るべき者に支払うべき金銭であって、対人賠償条項、対物賠償条項、人身傷害条項または車両条項の保険金およびこの保険契約に適用される特約により支払われるべき保険金をいいます。
	保険金額	この保険契約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載の保険金額をいいます。
	保険金請求権者	人身傷害事故によって損害を被った次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 被保険者。ただし、被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。 ② 被保険者の父母、配偶者または子
ま	未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
	無効	この保険契約のすべての効力が、この保険契約締結時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。
	免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。
	申込書兼確認書	当社が定める保険契約申込書兼確認書をいいます。
や	用途車種	登録番号標等（注）上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。なお、用途車種の区分は当社が定める区分表によるものとします。 (注) 登録番号標等には、車両番号標および標識番号標を含みます。
ら	労働者災害補償制度	次のいずれかの法律に基づく災害補償制度または法令によって定められた業務上の災害を補償する他の災害補償制度をいいます。 ① 労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号） ② 国家公務員災害補償法（昭和２６年法律第１９１号） ③ 裁判官の災害補償に関する法律（昭和３５年法律第１００号） ④ 地方公務員災害補償法（昭和４２年法律第１２１号） ⑤ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和３２年法律第１４３号）

第１章 対人賠償条項

第１条（用語の定義）

この対人賠償条項において使用される用語の意味は、「用語の定義」によります。

第２条（保険金を支払う場合）

- (１) 当社は、対人事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この対人賠償条項および基本条項に従い、保険金を支払います。
- (２) 当社は、１回の対人事故による（１）の損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額（注）を超過する場合に限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。
- (注) 自賠責保険等によって支払われる金額とは、ご契約のお車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。

第３条（保険金を支払わない場合－その１）

- (１) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人（注１）の故意
 - ② 記名被保険者以外の被保険者の故意
 - ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変

- または暴動（注２）
- ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑤ 台風、洪水または高潮
 - ⑥ 核燃料物質（注３）もしくは核燃料物質（注３）によって汚染された物（注４）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ⑦ ⑥に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑧ ③から⑦までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑨ ご契約のお車を競技（注５）もしくは曲技（注６）のために使用すること、またはご契約のお車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用（注７）すること。
 - ⑩ ご契約のお車に危険物（注８）を業務（注９）として積載すること、またはご契約のお車が、危険物（注８）を業務（注９）として積載した被牽引自動車を牽引すること。
 - ⑪ ご契約のお車を空港（注１０）内で使用している間に生じた事故
- (２) 当社は、被保険者が損害賠償に関し第三者との間に特約を締結している場合は、その特約によって加重された損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- (注１) これらの者の法定代理人とは、保険契約者または記名被保険者が法人である場合、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注２) 暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注３) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
- (注４) 核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- (注５) 競技とは、ロードレース（山岳ラリー、タイムラリー）やサーキットレース等を行い、これらのための練習を含みます。
- (注６) 曲技とは、サーカス、カースタント等をいい、これらのための練習を含みます。
- (注７) 競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用とは、救急、消防、事故処理、修繕、清掃等のための使用を除きます。
- (注８) 危険物とは、道路運送車両の保安基準（昭和２６年運輸省令第６７号）第１条（用語の定義）に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成１４年国土交通省告示第６１９号）第２条（定義等）に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法（昭和２５年法律第３０３号）第２条（定義）に定める毒物もしくは劇物をいいます。
- (注９) 業務とは、家事を除きます。
- (注１０) 空港には、飛行場およびヘリポートを含みます。

第４条（保険金を支払わない場合－その２）

- (１) 当社は、対人事故により次のいずれかに該当する者の生命または身体が害された場合には、それによって被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 記名被保険者
 - ② ご契約のお車を運転中の者またはその父母、配偶者をしくは子
 - ③ 被保険者の父母、配偶者または子
 - ④ 被保険者の業務（注１）に従事中の使用人
 - ⑤ 被保険者の使用者の業務（注１）に従事中的他の使用人。ただし、被保険者がご契約のお車をその使用者の業務（注１）に使用している場合に限ります。
- (２) 当社は、ご契約のお車の所有者（注２）および記名被保険者が個人である場合は、記名被保険者がその使用者の業務にご契約のお車を使用している場合に、同じ使用者の業務に従事中的他の使用人の生命または身体を害することにより、記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、（１）⑤の規定を適用しません。
- (注１) 業務とは、家事を除きます。
- (注２) ご契約のお車の所有者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。
- ① ご契約のお車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
 - ② ご契約のお車が１年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
 - ③ ①および②以外の場合は、ご契約のお車を所有する者

第５条（被保険者の範囲）

- この対人賠償条項における被保険者は、次のいずれかに該当する者となります。
- ① 記名被保険者
 - ② ご契約のお車を使用または管理中の次のいずれかに該当する者
 - ア、記名被保険者の配偶者
 - イ、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - ウ、記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
 - ③ 記名被保険者の承諾を得てご契約のお車を使用または管理中の者。ただし、自動車取扱業者が業務として受託したご契約のお車を管理または管理している間を除きます。
 - ① から③までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者（注１）。ただし、その責任無能力者に関する対人事故に限りします。
 - ⑤ 記名被保険者の使用者（注２）。ただし、記名被保険者がご契約のお車をその使用者（注２）の業務に使用している場合に限りします。
- (注１) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者とは、責任無能力者の親族に限りします。
- (注２) 使用者には、請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づき記名被保険者の使用者に準ずる地位にある者を含みます。

第６条（個別適用）

- (１) この対人賠償条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、第

- 3条（保険金を支払わない場合—その1）（1）①の規定を除きます。
- （2）（1）の規定によって、第11条（支払保険金の計算）（1）に定める当社の支払うべき保険金の限度額および同条（2）②に定める臨時費用の額が増額されるものではありません。

第7条（当社による援助）

被保険者が対人事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、当社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

第8条（当社による解決）

- （1）被保険者が対人事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合、または当社が損害賠償請求権者から第9条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、当社は、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続（注1）を行います。
- （2）（1）の場合には、被保険者は当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければならないものとします。
- （3）当社は、次のいずれかに該当する場合は、（1）の規定は適用しません。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額が、保険証券記載の保険金額および自賠責保険等によって支払われる金額（注2）の合計額を明らかに超える場合
 - ② 損害賠償請求権者が、当社と直接、折衝することに同意しない場合
 - ③ ご契約のお車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合
 - ④ 正当な理由がなく被保険者が（2）に規定する協力を拒んだ場合
- （注1）訴訟の手続には、弁護士（注）を選任を含みます。
- （注2）自賠責保険等によって支払われる金額とは、ご契約のお車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。

第9条（損害賠償請求権者の直接請求権）

- （1）対人事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当社に対して（3）に定める損害賠償額の支払を請求することができます。
- （2）当社は、次のいずれかに該当する場合には、損害賠償請求権者に対して（3）に定める損害賠償額を支払います。ただし、当社がこの対人賠償条項および基本条項に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額（注1）を限度とします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合は裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
 - ③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
 - ④ （3）に定める損害賠償額が保険証券記載の保険金額（注2）を超えることが明らかになった場合
 - ⑤ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合
 - ア、被保険者の破産または生死不明。ただし、被保険者が死亡した場合は、その法定相続人の破産または生死不明とします。
 - イ、被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。
- （3）第8条（当社による解決）およびこの条の損害賠償額とは、次の算式によって算出した額とします。

$$\begin{array}{|l|} \hline \text{被保険者が損害賠償請求} \\ \text{者に対して負担する法} \\ \text{律上の損害賠償責任の額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|l|} \hline \text{自賠責保険等によ} \\ \text{って支払われ} \\ \text{る金額（注3）} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|l|} \hline \text{被保険者が損害賠償請} \\ \text{求権者に対して既に支} \\ \text{払った損害賠償金の額} \\ \hline \end{array} = \text{損害賠償額}$$

- （4）損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。
- （5）（2）の規定に基づき当社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。
- （注1）保険金の額とは、同一事故につき既に当社が支払った保険金または損害賠償額がある場合、その全額を差し引いた額とします。
- （注2）保険金額とは、同一事故につき既に当社が支払った保険金または損害賠償額がある場合、その全額を差し引いた額とします。
- （注3）自賠責保険等によって支払われる金額とは、ご契約のお車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。

第10条（費用）

- （1）保険契約者または被保険者が支出した次の費用（注）は、これを損害の一部とみなします。
- ① 基本条項第24条（事故発生時の義務）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
 - ② 基本条項第24条（事故発生時の義務）⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
 - ③ 対人事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または

有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護、その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当社の書面による同意を得て支出した費用

- ④ 対人事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当社の同意を得て支出した費用、および第8条（当社による解決）（2）の規定により被保険者が当社に協力するために要した費用
 - ⑤ 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用
- （2）被保険者が対人事故により法律上の損害賠償責任を負担する場合であって、生命または身体を害された者が対人事故の結果として死亡したときは、（1）の費用のほか、被保険者が臨時に必要とする費用（以下「臨時費用」といいます。）は、これを損害の一部とみなします。
- （注）費用には、収入の喪失を含みません。

第11条（支払保険金の計算）

- （1）1回の対人事故につき当社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、生命または身体を害された者1名につき、それぞれ保険証券記載の保険金額を限度とします。

$$\begin{array}{|l|} \hline \text{被保険者が損害賠償請求} \\ \text{者に対して負担する法} \\ \text{律上の損害賠償責任の額} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|l|} \hline \text{第10条（費用）} \\ \text{から（1）①から③} \\ \text{までの費用} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|l|} \hline \text{自賠責保険等によ} \\ \text{って支払われ} \\ \text{る金額} \\ \text{（注）} \\ \hline \end{array} = \text{保険金の額}$$

- （2）当社は、（1）に定める保険金のほか、次の額の合計額を支払います。
- ① 第10条（費用）（1）④および⑤の費用
 - ② 第10条（費用）（2）の臨時費用。ただし、1回の対人事故により生命または身体を害された者1名につき10万円とします。
 - ③ 第8条（当社による解決）（1）の規定に基づく訴訟または被保険者が当社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金
- （注）自賠責保険等によって支払われる金額とは、ご契約のお車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。

第12条（仮払金および供託金の貸付け等）

- （1）第7条（当社による援助）または第8条（当社による解決）（1）の規定により当社が被保険者のために援助または解決にあたる場合には、当社は、生命または身体を害された者1名につき、それぞれ保険証券記載の保険金額（注1）の範囲内で、仮払金もしくは仮払金と無利息で被保険者に貸し付け、また、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当社の名において供託し、または供託金に付されると同率の利息で被保険者に貸し付けます。
- （2）（1）により当社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者は、当社のために供託金（注2）の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。
- （3）（1）の貸付けまたは当社の名による供託が行われている間においては、第9条（損害賠償請求権者の直接請求権）（2）ただし書および第11条（支払保険金の計算）（1）ただし書の規定は、その貸付金または供託金（注2）を既に支払った保険金とみなして適用します。
- （4）（1）の供託金（注2）が第三者に還付された場合には、その還付された供託金（注2）の限度で、（1）の当社の名による供託金（注2）または貸付金（注3）が保険金として支払われたものとみなします。
- （5）基本条項第27条（保険金の請求）の規定により当社の保険金支払義務が発生した場合は、（1）の仮払金に関する貸付金か保険金として支払われたものとみなします。
- （注1）保険金額とは、同一事故につき既に当社が支払った保険金または第9条（損害賠償請求権者の直接請求権）の損害賠償額がある場合、その全額を差し引いた額とします。
- （注2）供託金には、利息を含みます。
- （注3）貸付金には、利息を含みます。

第13条（先取特権）

- （1）対人事故にかかわる損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。
- （2）当社は、次のいずれかに該当する場合には、保険金の支払を行うものとします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が（1）の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- （3）保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または（2）③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、（2）①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。
- （注）保険金請求権とは、第10条（費用）の費用に対する保険金請求権を除きます。

第1 4条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

保険証券記載の保険金額が、第1 3条（先取特権）（2）または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が第1 0条（費用）の規定により当社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第2 章 対物賠償条項

第1 条（用語の定義）

この対物賠償条項において使用される用語の意味は、「用語の定義」によります。

第2 条（保険金を支払う場合）

当社は、対物事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この対物賠償条項および基本条項に従い、保険金を支払います。

第3 条（保険金を支払わない場合—その1）

- （1）当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人（注1）の故意
 - ② 記名被保険者以外の被保険者の故意
 - ③ 戦争 外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）
 - ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑤ 台風、洪水または高潮
 - ⑥ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ⑦ ⑥に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑧ ③から⑦までの事由に随伴して生じた事故またはこれに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑨ ご契約のお車を競技（注5）もしくは曲技（注6）のために使用すること、またはご契約のお車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用（注7）すること。
 - ⑩ ご契約のお車に危険物（注8）を業務（注9）として積載すること、またはご契約のお車が、危険物（注8）を業務（注9）として積載した被牽引自動車牽引すること。
 - ⑪ ご契約のお車を空港（注1 0）内で使用している間に生じた事故
- （2）当社は、被保険者が損害賠償に際し第三者との間に特約を締結している場合は、その特約によって加重された損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- （注1）これらの者の法定代理人とは、保険契約者または記名被保険者が法人である場合、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注2）暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- （注3）核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
- （注4）核燃料物質によって汚染された物質は、原子核分裂生成物を含みます。
- （注5）競技とは、ロードレース（山岳ラリー、タイムラリー）やサーキットレース等をいい、これらための練習を含みます。
- （注6）曲技とは、サーカス、カースタント等をいい、これらための練習を含みます。
- （注7）曲技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用とは、救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
- （注8）危険物とは、道路運送車両の保安基準（昭和2 6年運輸省令第6 7号）第1条（用語の定義）に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成1 4年国土交通省告示第6 1 9号）第2条（定義等）に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法（昭和2 5年法律第3 0 3号）第2条（定義）に定める毒物もしくは劇物をいいます。
- （注9）業務とは、家事を除きます。
- （注1 0）空港には、飛行場およびヘリポートを含みます。

第4 条（保険金を支払わない場合—その2）

- 当社は、対物事故により次のいずれかに該当する者の所有、使用もしくは管理する財物が滅失、破損もしくは汚損された場合、または次のいずれかに該当する者の所有、使用もしくは管理する軌道上を走行する陸上の乗用車が運行不能になった場合には、それによって被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 記名被保険者
 - ② ご契約のお車を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子
 - ③ 被保険者またはその父母、配偶者もしくは子

第5 条（被保険者の範囲）

この対物賠償条項において被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。

- ① 記名被保険者
- ② ご契約のお車を使用または管理中の次のいずれかに該当する者
 - ア. 記名被保険者の配偶者
 - イ. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - ウ. 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
- ③ 記名被保険者の承諾を得てご契約のお車を使用または管理中の者。ただし、自動車取扱業者が業務として受託したご契約のお車を使用または管理している間を除きます。
- ④ ①から③までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者（注

- 1）。ただし、その責任無能力者に関する対物事故に限ります。
- ⑤ 記名被保険者の使用者（注2）。ただし、記名被保険者がご契約のお車その使用者（注2）の業務に使用している場合に限ります。
- （注1）監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者とは、責任無能力者の親族に限ります。
- （注2）使用者には、請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づき記名被保険者の使用者に準ずる地位にある者を含みます。

第6 条（個別適用）

- （1）この対物賠償条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、第3条（保険金を支払わない場合—その1）（1）①の規定を除きます。
- （2）（1）の規定によって、第1 1条（支払保険金の計算）（1）に定める当社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

第7 条（当社による援助）

被保険者が対物事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、当社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

第8 条（当社による解決）

- （1）被保険者が対物事故にかかわる損害賠償の請求を受け、かつ、被保険者が当社と解決条件について合意している場合、または当社が損害賠償請求権者から第9条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、当社は、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続（注）を行います。
- （2）（1）の折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続（注）には、ご契約のお車に生じた損害にかかわるご契約のお車の所有者および被保険者の損害賠償請求に関するものは含みません。
- （3）（1）の場合には、被保険者は当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。
- （4）当社は、次のいずれかに該当する場合は、（1）の規定は適用しません。
- ① 1回の対物事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が、保険証券記載の保険金額を明らかに超える場合
 - ② 損害賠償請求権者が、当社と直接、折衝することに同意しない場合
 - ③ 正当な理由がなく被保険者が（3）に規定する協力を拒んだ場合
- （注）訴訟の手続には、弁護士を選任を含みます。

第9 条（損害賠償請求権者の直接請求権）

- （1）対物事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当社に対して（3）に定める損害賠償額の支払を請求することができます。
- （2）当社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して（3）に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の対物事故につき当社がこの対物賠償条項および基本条項に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額（注1）を限度とします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
 - ③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
 - ④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合
 - ア. 被保険者の破産または生死不明。ただし、被保険者が死亡した場合は、その法定相続人の破産または生死不明とします。
 - イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。
- （3）第8条（当社による解決）およびこの条の損害賠償額とは、次の算式によって算出した額とします。

- | | | | | |
|-----------------------------------|---|-----------------------|---|-------|
| 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 | － | 被保険者に対して既に支払った損害賠償金の額 | = | 損害賠償額 |
|-----------------------------------|---|-----------------------|---|-------|
- （4）損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。
- （5）（2）または（7）の規定に基づき当社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。
- （6）1回の対物事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額（注2）が保険証券記載の保険金額を超えると認められる時以後、損害賠償請求権者は（1）の規定による請求権を行使することはできず、また当社は（2）の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。
- ①（2）④に規定する事実があった場合
 - ② 損害賠償請求権者が被保険者に対して、対物事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人もも折衝することができないと認められる場合
 - ③ 当社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、

- 書面による合意が成立した場合
- (7) (2)または(3)に該当する場合は、(2)の規定にかかわらず、当社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、1回の対物事故につき当社がこの対物賠償条項および基本条項に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額(注1)を限度とし、その全額を差し引いた額とします。
- (注1) 保険金の額とは、同一事故につき既に支払った保険金または損害賠償額がある場合、その全額を差し引いた額とします。
- (注2) 法律上の損害賠償責任の総額には、同一事故につき既に当社が支払った保険金または損害賠償額がある場合、その全額を含みます。

第10条(費用)

- 保険契約者または被保険者が支出した次の費用(注1)は、これを損害の一部とみなします。
- ① 基本条項第24条(事故発生時の義務)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
- ② 基本条項第24条(事故発生時の義務)⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
- ③ 対物事故が発生した場において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当社の書面による同意を得て支出した費用
- ④ 偶然な事故によってご契約のお車に積載していた動産(注2)が落下したことに起因して、落下物を取り片づけるために被保険者が負担した費用のうち、あらかじめ当社の同意を得て支出した取片づけ費用
- ⑤ 対物事故が発生した場合で、失火ノ責任二発生し法律(明治32年法律第40号)の適用により被保険者に法律上の損害賠償責任が発生しないときにおいて、被保険者が道路法(昭和27年法律第180号)第58条(原因者負担金)等の法令に定められる原因者負担金として支出した費用
- ⑥ 対物事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当社の同意を得て支出した費用、および第8条(当社による解決)(3)の規定により被保険者が当社に協力するために要した費用
- ⑦ 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用
- (注1) 費用には、収入の喪失を含みません。
- (注2) ご契約のお車に積載していた動産とは、法令で積載が禁止されている動産または法令で禁止されている方法で積載されていた動産を除きます。

第11条(支払保険金の計算)

- (1) 1回の対物事故につき当社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険証券記載の保険金額を限度とします。

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	+	第10条(費用)①から⑤までの費用	-	被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより取得するものがある場合は、その価額	=	保険金の額
-----------------------------------	---	-------------------	---	---	---	-------

- (2) 当社は、(1)に定める保険金のほか、次の額の合計額を支払います。
- ① 第10条(費用)⑥および⑦の費用
- ② 第8条(当社による解決)(1)の規定に基づく訴訟または被保険者が当社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

第12条(仮払金および供託金の貸付け等)

- (1) 第7条(当社による援助)⑥または第8条(当社による解決)(1)の規定により当社が被保険者のために援助または解決にあたる場合には、当社は、1回の対物事故につき、保険証券記載の保険金額(注1)の範囲内で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者に貸し付け、また、仮差押えを免れるための供託金もしくは上記のときの仮執行を免れるための供託金を当社の名において供託し、または供託金に付されると同率の利息で被保険者に貸し付けます。
- (2) (1)により当社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者は、当社のために供託金(注2)の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。
- (3) (1)の貸付けまたは当社の名による供託が行われている間においては、第9条(損害賠償請求権者の直接請求権)(2)ただし書、同条(7)ただし書および第11条(支払保険金の計算)(1)ただし書の規定は、その貸付金または供託金(注2)を既に支払った保険金とみなして適用します。
- (4) (1)の供託金(注2)が第三者に還付された場合には、その還付された供託金(注2)の限度で、(1)の当社の名による供託金(注2)または貸付金(注3)が保険金として支払われたものとみなします。
- (5) 基本条項第27条(保険金の請求)の規定により当社の保険金支払義務が発生した場合は、(1)の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。
- (注1) 保険金額とは、同一事故につき既に当社が支払った保険金または第9条(損害賠償請求権者の直接請求権)の損害賠償額がある場合、その全額を差し引いた額とします。
- (注2) 供託金には、利息を含みます。
- (注3) 貸付金には、利息を含みます。

第13条(先取特権)

- (1) 対物事故にかかわる損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権(注)について先取特権を有します。

- (2) 当社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(注)を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。
- (注) 保険金請求権とは、第10条(費用)の費用に対する保険金請求権を除きます。

第14条(損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整)

- 保険証券記載の保険金額が、第13条(先取特権)(2)②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が第10条(費用)の規定により当社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第3章 人身傷害条項

第1条(用語の定義)

この人身傷害条項において使用される用語の意味は、「用語の定義」によります。

第2条(保険金を支払う場合)

- 当社は、人身傷害事故によって被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害(注)に対して、この人身傷害条項および基本条項に従い、保険金請求権者に保険金を支払います。
- (注) 損害とは、第7条(損害額の決定)に定める損害の額をいいます。

第3条(保険金を支払わない場合—その1—)

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害
- ② 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転している場合、道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態もしくはこれに相当する状態でご契約のお車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条(定義)第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないうちそれがある状態でご契約のお車を運転している場合に生じた損害
- ③ 被保険者が、ご契約のお車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでご契約のお車に搭乗中に生じた損害
- ④ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害
- ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた損害
- (2) 当社は、損害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。
- (3) 当社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症(注)による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (注) 創傷感染症とは、丹毒、淋巴腺炎、敗血症、破傷風等をいいます。

第4条(保険金を支払わない場合—その2—)

- 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注1)
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 核燃料物質(注2)もしくは核燃料物質(注2)によって汚染された物(注3)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ④ ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑤ ①から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑥ 被保険者がご契約のお車を競技(注4)もしくは曲技(注5)のために使用すること、またはご契約のお車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用(注6)すること。
- ⑦ 被保険者が搭乗中のご契約のお車に危険物(注7)を業務(注8)として積載すること、または被保険者が搭乗中のご契約のお車に危険物(注7)を業務(注8)として積載した被牽引自動車を牽引すること。
- (注1) 暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注2) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
- (注3) 核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- (注4) 競技とは、ロードレース(山岳ラリー、タイムラリー)やサーキットレース等を行い、これらのための練習を含みます。

- (注5) 競技とは、サーカス、カースタント等をはじめ、これらのための練習を含みます。
- (注6) 競技もしくはは競技を行うことを目的とする場所において使用とは、救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
- (注7) 危険物とは、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条（用語の定義）に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第2条（定義等）に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条（定義）に定める毒物もしくは劇物をいいます。
- (注8) 業務とは、家事を除きます。

第5条（被保険者の範囲）

- (1) この人身傷害条項における被保険者は、次のいずれかに該当する者となります。
- ① ご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注1）に搭乗中の者
 - ② ①以外の者で、ご契約のお車の所有者（注2）
 - ③ ①および②以外の者で、ご契約のお車の運転者（注3）
- (2) (1) ①の者には、自動車専用道路等においてご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注1）を一時的に離れている者を含みます。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。
- ① 自動車専用道路等のうち、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車による以外の方法での通行が法令により禁じられていない場所において、第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合
 - ② 自動車専用道路等における救急、消防、事故処理、補修、清掃等を業とする者が、自動車専用道路等においてその業務に従事している場合
- (3) (1) ②または③のいずれかに該当する者は、これらの者がご契約のお車の運行に起因する事故により身体に傷害を被り、かつ、それによってこれらの者に発生した損害に対して自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第3条（自動車損害賠償責任）に基づく損害賠償請求権が発生しない場合に限り、被保険者に含みます。
- (4) (1) から (3) までの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。
- ① 極めて異常かつ危険な方法でご契約のお車に搭乗中の者
 - ② 業務としてご契約のお車を受託している自動車取扱業者
- (注1) 室内とは、隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
- (注2) 所有者とは、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第2条（定義）第3項に定める所有者をいいます。
- (注3) 運転者とは、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第2条（定義）第4項に定める運転者をいいます。

第6条（個別適用）

この人身傷害条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第7条（損害額の決定）

- (1) 当社が保険金を支払うべき損害額（以下「損害額」といいます。）は、人身傷害事故によって被保険者に次のいずれかに該当する損害が発生した場合に、その区分ごとに、それぞれ算定基準により算定される金額の合計額とします。ただし、賠償義務者が算出する場合においては、その区分ごとに算定される額が自賠償保険等によって支払われる金額（注）を下回る場合には、自賠償保険等によって支払われる金額（注）とします。
- ① 傷害を被り、その直接の結果として、治療を要したことによる損害
 - ② 傷害を被り、その直接の結果として、別表Ⅰの1または別表Ⅰの2に掲げる後遺障害が発生したことによる損害
 - ③ 傷害を被り、その直接の結果として、死亡したことによる損害
- (2) ①後遺障害のある被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式によって後遺障害に関する損害の額を決定します。

$$\begin{array}{|l|} \hline \text{別表Ⅰの1または別表Ⅰの2に} \\ \text{掲げる加重後の後遺障害に該当} \\ \text{する等級に応じた損害の額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|l|} \hline \text{既にあった後遺障害に該当} \\ \text{する等級に応じた損害の額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|l|} \hline \text{後遺障害に関する} \\ \text{損害の額} \\ \hline \end{array}$$

(注) 自賠償保険等によって支払われる金額とは、自賠償保険等がない場合、または自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく自動車損害賠償保障事業により支払われる金額がある場合は、自賠償保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。

第8条（費用）

- 保険契約者または被保険者が支出した次の費用（注）は、これを損害の一部とみなします。
- ① 基本条項第24条（事故発生時の義務）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
 - ② 基本条項第24条（事故発生時の義務）⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
- (注) 費用には、収入の喪失を含みません。

第9条（支払保険金の計算）

- (1) 1回の人身傷害事故につき当社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、保険金額を限度とします。

$$\begin{array}{|l|} \hline \text{第7条（損害額の決定）の規定に} \\ \text{より決定される損害額} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|l|} \hline \text{第8条（費用）} \\ \text{の費用} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|l|} \hline \text{保険金の額} \\ \hline \end{array}$$

- (2) 次のいずれかに該当するものがある場合において、その合計額が保険金請求権者の自己

- 負担額（注1）を超過するときは、当社は、(1)に定める保険金の額からその超過額を差し引いて保険金を支払います。なお、賠償義務者があり、かつ、判決または裁判上の和解（注2）において、賠償義務者が負担すべき損害賠償額が算定基準と異なる基準により算出された場合であって、その基準が社会通念上妥当であると認められるときは、自己負担額（注1）の算定にあたっては、その基準により算出された額（注3）を第7条（損害額の決定）の規定により決定される損害額とみなします。
- ① 自賠償保険等または自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく自動車損害賠償保障事業によって既に給付が決定しまたは支払われた金額
 - ② 対人賠償保険等によって賠償義務者が第2条（保険金を支払う場合）の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して既に給付が決定しまたは支払われた保険金もしくはは共済金の額
 - ③ 保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額
 - ④ 労働者災害補償制度によって既に給付が決定しまたは支払われた額（注4）
 - ⑤ 第7条（損害額の決定）の規定により決定される損害額および第8条（費用）の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額
 - ⑥ ①から⑤までのほか、第2条（保険金を支払う場合）の損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額（注5）
- (3) (1) ただし書の規定にかかわらず、被保険者に別表Ⅰの1の第1級もしくはは第2級または別表Ⅰの2の第1級、第2級、第3級もしくはは④に掲げる後遺障害が発生し、かつ、介護が必要と認められる場合で保険金額が無制限以外のときは、1回の人身傷害事故につき当社の支払う保険金の額は、被保険者1名につき、それぞれ保険金額の2倍の金額を限度として、(1)の規定を適用します。
- (4) 保険金額が無制限以外の場合であって、第12条（無保険自動車事故に関する特則）(1)に定める条件をすべて満たすとき（注6）は、同条の規定を適用し、(3)の規定は適用しません。
- (注1) 自己負担額は第7条（損害額の決定）の規定により決定される損害額および第8条（費用）の費用の合計額から(1)に定める保険金の額を差し引いた額をいいます。
- (注2) 裁判上の和解には、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第275条（訴え提起前の和解）に定める訴え提起前の和解を含みません。
- (注3) その基準により算出された額には、訴訟費用、弁護士報酬、その他権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用および遅延損害金を含みません。
- (注4) 労働者災害補償制度によって既に給付が決定しまたは支払われた額とは、労働者災害補償保障法（昭和22年法律第50号）に定める社会復帰促進等事業に基づく特別支給を除きます。
- (注5) 取得した給付の額またはその評価額には、保険金額および保険金日額等が定額である傷害保険または生命保険等の保険金、共済金その他の給付を含みません。
- (注6) 第12条（無保険自動車事故に関する特則）(1)に定める条件をすべて満たすときは、第12条（無保険自動車事故に関する特則）(2)のいずれかに該当するときに除きます。

第10条（他の身体の障害または疾病の影響等）

- (1) 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った時、既に存在していた身体の障害もしくはは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくはは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったとき、または保険契約者もしくはは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第2条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第11条（保険金請求権等々の義務等）

- (1) 被保険者またはその父母、配偶者もしくはは子が第2条（保険金を支払う場合）の損害を被った場合で、賠償義務者があるときは、保険金請求権者は賠償義務者に対して遅滞なく書面によって損害賠償の請求をし、かつ、次の事項を当社に通知しなければなりません。
- ① 賠償義務者の住所、氏名または名称および被保険者との関係
 - ② 賠償義務者の損害に対して保険金または共済金を支払う対人賠償保険等の有無およびその内容
 - ③ 賠償義務者に対して行った損害賠償請求の内容
 - ④ 保険金請求権者が第2条（保険金を支払う場合）の損害に対して、賠償義務者、自賠償保険等もしくはは対人賠償保険等の保険者もしくはは共済者または賠償義務者以外の第三者から既に取得した損害賠償金または損害賠償額がある場合は、その額
 - ⑤ 人身傷害事故の原因となった、ご契約のお車以外の自動車がある場合、その自動車の所有者の住所、氏名または名称および被保険者との関係
- (2) (1)のほか、保険金請求権者は、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、当社が行う損害または傷害の調査に協力しなければなりません。
- (3) 保険契約者または被保険者は、人身傷害事故による傷害の治療を受けるに際しては、公的制度的利用等により費用の軽減に努めなければなりません。
- (4) 当社は、保険金請求権者が、正当な理由がなく(1)もしくは(2)の規定に違反した場合または(2)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくはは証拠を偽造しもしくはは変造した場合は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (5) 保険契約者または保険金請求権者は、損害賠償に係る責任割合等について、賠償義務者に対して意思表示を行う場合、または賠償義務者と合意する場合は、あらかじめ当社の承認を得なければなりません。ただし、賠償義務者からの損害賠償金の支払を先行した後に、保険金請求権者が保険金を請求する場合を除きます。

- (6) 保険契約者または保険金請求権者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合は、または保険契約者または保険金請求権者の意思表示または合意がなければ賠償義務者に損害賠償の請求をすることによって取得できたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
- (7) 当社は、賠償義務者または第2条(保険金を支払う場合)の損害を補償するために保険金、共済金その他の給付を行うことがある場合、必要と認めたときは、これらの者に対し、保険金、共済金その他の給付の有無および額、(注)について照会を行い、または当社の支払保険金について通知することがあります。
- (8) 被保険者または保険金を受け取るべき者は、基本条項第3条(代位)(1)の規定により移転した請求権を当社が行使するにあたって、当社が必要とする書類の提出等を求めた場合には、これに協力しなければなりません。
- (注) 保険金、共済金その他の給付の有無および額には、保険金額および保険金日額等が定額である傷害保険または生命保険等の保険金、共済金その他の給付を含みません。

第12条(無保険自動車事故に関する特別)

- (1) 当社は、次に定める条件をすべて満たす場合には、第9条(支払保険金の計算)(1)ただし書の規定は適用しません。
- ① 保険金額が無制限以外であること。
 - ② 無保険自動車の運行に起因する事故により被保険者が傷害を被り、その直接の結果として被保険者が死亡すること、またはその直接の結果として別表Ⅰの1または別表Ⅰの2に掲げる後遺障害が発生すること。
 - ③ 賠償義務者があること。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の規定を適用しません。
- ① 次のいずれかに該当する者が賠償義務者である場合。ただし、これらの者以外に賠償義務者がある場合を除きます。
 - ア. 被保険者の父母、配偶者または子
 - イ. 被保険者の使用者。ただし、被保険者がその使用者の業務(注1)に従事している場合に限りす。
 - ウ. 被保険者の使用者の業務(注1)に無保険自動車を使用している他の使用者。ただし、被保険者がその使用者の業務(注1)に従事している場合に限りす。
 - ② 被保険者の父母、配偶者または子が運転する無保険自動車によって被保険者が傷害を被った場合。ただし、無保険自動車が2台以上ある場合で、これらの者または(2)①イ、もしくはウ、に定める者以外の方が運転する他の無保険自動車があるときを除きます。
- (3) この条において「無保険自動車」とは、相手自動車(注2)で、次のいずれかの場合に該当すると認められる自動車をいいます。
- ① その自動車について適用される対人賠償保険等がない場合
 - ② その自動車について適用される対人賠償保険等によって、賠償義務者が、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を全く受けることができない場合。ただし、その損害の額が、自賠償保険等によって支払われる金額(注3)を超過する場合に限りす。
 - ③ その自動車について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額(注4)が、無制限以外の場合。ただし、賠償義務者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害の額が、次のア、およびイ、の合計額を超過すると認められる場合に限りす。
 - ア. 自賠償保険等によって支払われる金額(注3)
 - イ. その自動車について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額(注4)
- (4) この規定にかかわらず、次の自動車は無保険自動車とみなします。
- ① 相手自動車(注2)が明らかでないと認められる場合は、その自動車
 - ② 相手自動車(注2)が2台以上ある場合には、それぞれの相手自動車(注2)。ただし、賠償義務者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害の額が、次のア、およびイ、の合計額を超過すると認められる場合に限りす。
 - ア. 自賠償保険等によって支払われる金額(注3)
 - イ. それぞれの相手自動車(注2)について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額(注4)の合計額(注5)
- (注1) 業務とは、家事を除きます。
- (注2) 相手自動車とは、ご契約のお車以外の自動車であって被保険者の生命または身体を害した自動車をいいます。ただし、被保険者が所有する自動車(所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする賃借契約により借り入れた自動車を含みます。)および日本国外にある自動車を除きます。
- (注3) 自賠償保険等によって支払われる金額とは、自賠償保険等がない場合、または自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく自動車損害賠償保障事業により支払われる金額がある場合は、自賠償保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。
- (注4) 対人賠償保険等の保険金額または共済金額とは、対人賠償保険等に定められた責任限度額をいい、対人賠償保険等が2以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額の合計額とします。ただし、対人賠償保険等に運転者の年齢を限定する条件が定められており、その条件に該当しない者が運転している間に発生した事故による損害に対して、対人賠償保険等の保険金または共済金が削減して支払われる場合は、保険金または共済金の額を保険金額または共済金額とみなします。
- (注5) 対人賠償保険等の保険金額または共済金額の合計額とは、(3)①および②に該当する相手自動車ならびに(4)①の明らかでないと認められる相手自動車については、保険金額または共済金額がないものとして計算します。

第4章 車両条項

第1条(用語の定義)

この車両条項において使用される用語の意味は、「用語の定義」によります。

第2条(保険金を支払う場合)

- (1) 当社は、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、盗難、台風、洪水、高潮その他の偶然な事故によってご契約のお車に生じた損害に対して、この車両条項および基本条項に従い、被保険者に保険金を支払います。
- (2) (1)のご契約のお車には、付属品を含みます。
- (3) (1)の盗難によってご契約のお車に生じた損害には、ご契約のお車の一部または全部が盗難にあった場合のほか、ご契約のお車の車室内・トランク内に収容またはキャリアに固定されている動産の盗難に伴ってご契約のお車に生じた損害を含みます。

第3条(保険金額の設定)

当社と保険契約者または被保険者は、協定保険価額を保険金額として定めるものとします。

第4条(保険金を支払わない場合—その1—)

当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失
 - ア. 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者(注1)
 - イ. 所有権留保条項付売買契約に基づくご契約のお車の買主、または1年以上を期間とする賃借契約に基づくご契約のお車の借主(注2)
 - ウ. ア、およびイ、に定める者の法定代理人
 - エ. ア、およびイ、に定める者の業務に従事中の使用者
 - オ. ア、およびイ、に定める者の父母、配偶者または子。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を受けさせる目的であった場合に限りす。
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象または暴動(注3)
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質(注4)もしくは核燃料物質(注4)によって汚染された物(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ ②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑦ 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
- ⑧ 詐欺または横領
- ⑨ ご契約のお車を競技(注6)もしくは曲技(注7)のために使用すること、または、ご契約のお車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用(注8)すること。
- ⑩ ご契約のお車に危険物(注9)を業務(注10)として積載すること、またはご契約のお車が、危険物(注9)を業務(注10)として積載した被牽引自動車を牽引すること。(注1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者とは、これらの者が法人である場合、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。(注2) 所有権留保条項付売買契約に基づくご契約のお車の買主、または1年以上を期間とする賃借契約に基づくご契約のお車の借主とは、これらの者が法人である場合、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。(注3) 暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。(注4) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。(注5) 核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。(注6) 競技とは、ロードレース(山岳ラリー、タイムラリー)やサーキットレース等を行い、これらのための練習を含みます。(注7) 曲技とは、サーカス、カースタント等を行い、これらのための練習を含みます。(注8) 競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用とは、急急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。(注9) 危険物とは、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条(用語の定義)に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)第2条(定義等)に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条(定義)に定める毒物もしくは劇物をいいます。(注10) 業務とは、家事を除きます。

第5条(保険金を支払わない場合—その2—)

当社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① ご契約のお車が航空機または船舶によって輸送されている間(注1)に生じた損害。ただし、その船舶がフェリーボート(注2)である場合を除きます。
- ② ご契約のお車に存在する欠陥、摩滅、腐しよく、さびその他自然の消耗
- ③ 故障損害(注3)
- ④ ご契約のお車から取りはずされて車上にない部分品または付属品に生じた損害
- ⑤ 付属品のうちご契約のお車に定着されていないものに生じた損害。ただし、ご契約のお車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災によって損害が生じた場合を除きます。
- ⑥ タイヤ(注4)に生じた損害。ただし、ご契約のお車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が生じた場合を除きます。
- ⑦ 法令により禁止されている改造を行った部分品または付属品に生じた損害
- (注1) ご契約のお車が航空機または船舶によって輸送されている間には、積込みまたは積込中を含みます。
- (注2) フェリーボートとは、官庁の認可または許可を受けて、一定の航路を定期的に自動

- 車と運転者とを同時に乗せて輸送することを目的とする自動車渡船をいいます。
- (注3) 故障損害とは、偶然な外来の事故に直接起因しないご契約のお車の電氣的または機械的損害をいいます。
- (注4) タイヤには、チューブを含みます。

第6条（保険金を支払わない場合—その3—）

当社は、次のいずれかに該当する者が法令に定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転している場合、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態もしくはこれに相当する状態でご契約のお車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態でご契約のお車を運転している場合に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（注1）
 - ② 所有権留保条項付売買契約に基づくご契約のお車の買主、または1年以上を期間とする賃借契約に基づくご契約のお車の借主（注2）
 - ③ ①および②に定める者の法定代理人
 - ④ ①および②に定める者の業務に従事する中の使用人
 - ⑤ ①および②に定める者の父母、配偶者または子
- (注1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者とは、これらの者が法人である場合、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 所有権留保条項付売買契約に基づくご契約のお車の買主、または1年以上を期間とする賃借契約に基づくご契約のお車の借主とは、これらの者が法人である場合、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第7条（被保険者の範囲）

この車両条項における被保険者は、ご契約のお車の所有者とします。

第8条（損害額の決定）

当社が保険金を支払うべき損害の額（以下「損害額」といいます。）は、次のとおりとします。

- ① 全損の場合は、保険金額の全額
- ② 分損の場合は、次の算式によって算出た額

第9条(修理費)に定める修理費	−	修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額	=	損害額
-----------------	---	-------------------------	---	-----

第9条（修理費）

第8条（損害額の決定）の修理費とは、損害が生じた地および時において、ご契約のお車を事故発生直前の状態に復するのために必要な修理費をいいます。この場合、ご契約のお車の復旧に際して、当社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

第10条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した次の費用（注1）は、これを損害の一部とみなします。

- ① 基本条項第24条（事故発生時の義務）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
 - ② 基本条項第24条（事故発生時の義務）⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
 - ③ 当社が保険金を支払うべき損害によりご契約のお車が自力で移動することができない場合には、これを損害発生地の地からもよりの修理工場もしくは当社の指定する場所まで運搬するために要した費用、またはこれらの場所まで運転するために必要な仮修理の費用
 - ④ 盗難にあったご契約のお車を引き取るために必要であった費用
 - ⑤ フェリーボート（注2）によって輸送されている間に生じた共同海損に対するご契約のお車の分担額
- (注1) 費用には、収入の喪失を含みません。
- (注2) フェリーボートとは、官公認または許可を受けて、一定の航路を定期的に自動車と運転者とを同時に乗せて輸送することを目的とする自動車渡船をいいます。

第11条（支払保険金の計算）

- (1) 1回の事故につき当社の支払う保険金の額は、次のとおりとします。ただし、保険金額を上限とします。
- ① 全損の場合は、保険金額の全額
 - ② 分損の場合は、第8条（損害額の決定）②の額から保険証券記載の免責金額（注1）を差し引いた額
- (2) 当社は、(1)に定める保険金のほか、第10条（費用）の費用の合計額を支払います。ただし、1回の事故につき、保険金額の10%または15万円のいずれか高い額を限度とします。
- (3) 第8条（損害額の決定）の損害額および第10条（費用）の費用のうち、回収金（注2）がある場合において、回収金（注2）の額が被保険者の自己負担額（注3）を超えるときは、当社は(1)および(2)に定める保険金の合計額からその超過額を差し引いて保険金を支払います。
- (注1) 免責金額とは、当社が支払責任を負う事故の発生の時の順によって定めます。
- (注2) 回収金とは、第三者が負担すべき金額で被保険者のために既に回収されたものをい

います。

(注3) 自己負担額とは、損害額および費用の合計額から(1)および(2)に定める保険金の合計額を差し引いた額をいいます。

第12条（協定保険価額が保険価額を著しく超える場合）

協定保険価額が保険価額を著しく超える場合は、「用語の定義」の規定にかかわらず、第8条（損害額の決定）、第11条（支払保険金の計算）および第13条（車両全損時臨時費用保険金）の規定の適用においては、その保険価額を保険金額とします。

第13条（車両全損時臨時費用保険金）

- (1) 当社の保険金を支払うべき損害が全損である場合は、1回の事故につき保険金額の10%に相当する額を臨時費用保険金として被保険者に支払います。ただし、20万円を限度とします。
- (2) 当社は、(1)の規定によって支払うべき臨時費用保険金と第11条（支払保険金の計算）に定める保険金の合計額が保険金額を超える場合であっても、臨時費用保険金を支払いません。

第14条（現物による支払）

当社は、ご契約のお車の損害の全部または一部に対して、修理または代品の交付をもって保険金の支払に代えることができます。

第15条（被害物についての当社の権利）

- (1) 当社が全損として保険金を支払った場合は、ご契約のお車について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。ただし、支払った保険金の額が協定保険価額（注）に達しない場合には、当社は、支払った保険金の額の協定保険価額（注）に対する割合によってその権利を取得します。
- (2) ご契約のお車の部分品または付属品が盗難にあった場合に、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、当社は、支払った保険金の額の損害額に対する割合によって、その盗難にあった物について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。
- (3) (1)および(2)の場合において、当社がその権利を取得しない旨の意思表示をして保険金を支払ったときは、ご契約のお車またはその部分品もしくは付属品について被保険者が有する所有権その他の物権は当社に移転しません。
- (注) 協定保険価額とは、第12条（協定保険価額が保険価額を著しく超える場合）が適用される場合は「保険価額」と読み替えます。

第16条（盗難自動車の返還）

当社がご契約のお車の盗難によって生じた損害に対して保険金を支払った日の翌日から起算して60日以内にご契約のお車が発見された場合は、被保険者は、既に受け取った保険金（注）を当社に払い戻して、その返還を受けることができます。この場合、発見されるまでの間にご契約のお車に生じた損害に対して保険金を請求することができます。

(注) 既に受け取った保険金には、第13条（車両全損時臨時費用保険金）に定める臨時費用保険金を含みます。

第5章 基本条項

第1条（用語の定義）

この基本条項において使用される用語の意味は、「用語の定義」によります。

第2条（保険契約の申込み）

- (1) 当社に対する保険契約の申込みは、次のいずれかの方法によって行うものとします。
- ① 申込書兼確認書に所要の事項を記載し、当社に送付すること。
 - ② 電話、情報処理機器等の通信手段を媒介とし、契約意思の表示を行うこと。
 - ③ 契約情報画面等に所要の事項を入力し、契約情報画面等の内容を確認し、当社に送信すること。
- (2) (1)の規定により当社が保険契約の申込みを受けた場合は、当社は保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、保険契約者に対してその旨を通知します。

第3条（保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、申込書兼確認書に記載、契約情報画面等に表示または当社の定めるところに従い、保険料を払い込まなければなりません。
- (2) 申込書兼確認書に記載、契約情報画面等に表示または当社の定める方法で通知する保険料払込期限は、この保険契約に適用されている特約に別の規定がある場合を除き、保険期間の初日の前日までの当社が定める日とします。

第4条（保険料不払による保険契約の解除）

- (1) 当社は、保険期間の初日からその日を含めて14日以内に、第3条（保険料の払込み）(1)に規定する保険料が払い込まなかった場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) (1)の規定による解除は、第19条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、保険期間の初日から将来に向かってその効力を生じます。

第5条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時に始まり、末日の午後4時に終わります。ただし、保険期間の始まる時刻については、保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、当社は、保険料領収前に生じた事故による損害または傷害

に対しては、保険金を支払いません。

第6条（保険責任のおよぶ地域）

当社は、日本国内（注）において生じた事故による損害または傷害に対してのみ保険金を支払います。

（注）日本国内には、日本国外における日本船舶内を含みます。

第7条（告知義務）

- （1）保険契約者または記名被保険者（注）になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。
- （2）当社は、保険契約締結の際、保険契約者または記名被保険者（注）が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- （3）車両条項第3条（保険金額の設定）に規定する車両の保険金額を定めるに際し、保険契約者または被保険者は、当社がご契約のお車の価額を評価するために必要と認めて照会した事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。
- （4）（2）の規定は次のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ①（2）に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当社が保険契約締結の際、（2）に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合
 - ③ 保険契約者または記名被保険者（注）が（1）の事実の告知をすることを、当社のために保険契約の締結の代理を行う者または媒介を行うことができる者が妨げられた場合
 - ④ 保険契約者または記名被保険者（注）に對し、（1）の告知に際し、事実を告げず、または事実と異なることを告げること、当社のために保険契約の締結の代理を行う者または媒介を行うことができる者が妨げられた場合
 - ⑤ 保険契約者または記名被保険者（注）が、当社が保険金を支払うべき事故の発生前に、告知事項につき、書面または当社の別に定める方法をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合

なお、当社は、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

- ⑥ 当社が、（2）の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
- （5）④および⑤の規定は、当社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者の（4）または④に規定する行為がなかったとしても保険契約者または記名被保険者が事実を告げず、または事実と異なることを告げたものと認められる場合には適用しません。
- （6）（2）の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第19条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- （7）（6）の規定は、（2）に規定する事実に基づかず発生した事故による損害または傷害については適用しません。

（注）記名被保険者とは、車両条項においては、被保険者となります。

第8条（通知義務）

- （1）保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合に、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

ただし、その事実がなくなった場合には、当社への通知は必要ありません。

 - ① ご契約のお車の用途車種または登録番号（注1）を変更したこと。
 - ② ①のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（注2）が発生したこと。
- （2）（1）の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく（1）の規定による通知をしなかったときは、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- （3）（2）の規定は、当社が、（2）の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- （4）（2）の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第19条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害または傷害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- （5）（4）の規定は、その危険増加をもたらした事由に基づかず発生した事故による損害または傷害については適用しません。
- （6）（2）の規定にかかわらず、（1）の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲（注3）を超えることとなった場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- （7）（6）の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第19条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害または傷害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

（注1）登録番号には、車両番号を含みます。

（注2）告知事項の内容に変更を生じさせる事実とは、告知事項のうち、契約情報画面等または保険契約締結の際に当社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

（注3）引受範囲とは、保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲

として契約情報画面等または保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。

第9条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

第10条（車両保険金額の変更）

- （1）保険契約締結の後、ご契約のお車の改造、付属品の装着等によってご契約のお車の価額が著しく増加した場合には、保険契約者または被保険者（注1）は、遅滞なく、書面または当社の別に定める方法をもってその旨を当社に通知し、承認を請求しなければなりません。
- （2）保険契約締結の後、ご契約のお車の改造、付属品の取りはずし等によってご契約のお車の価額が著しく減少した場合には、保険契約者または被保険者（注1）は、当社に対する通知をもって、協定保険価額および保険金額について、減少後のご契約のお車の価額に至るまでの減額を請求することができます。
- （3）（1）および（2）の場合、当社と保険契約者または被保険者（注1）は、将来に向かって、保険証券記載の保険金額（注2）に（1）の事由によって増加した価額を加えた額または保険証券記載の保険金額（注2）から（2）の事由によって減少した価額を差し引いた額に、協定保険価額および保険証券記載の保険金額（注2）を変更するものとします。
- （4）第12条（ご契約のお車の入替）（1）のいずれかの場合において、保険契約者が書面または当社の別に定める方法によりご契約のお車の入替の承認の請求を行い、当社がこれを承認するときは、車両条項第3条（保険金額の設定）の規定により第12条（ご契約のお車の入替）（1）に定める新規取得自動車または所有自動車の価額を定め、その価額に協定保険価額および保険証券記載の保険金額を変更するものとします。

（注1）被保険者とは、車両条項の被保険者をいいます。

（注2）保険金額とは、車両条項の保険金額をいいます。

第11条（ご契約のお車の譲渡）

- （1）ご契約のお車が譲渡（注1）された場合であっても、普通保険約款およびこの保険契約に適用される特約に関する権利および義務は、譲受人（注2）に移転しません。ただし、保険契約者が普通保険約款およびこの保険契約に適用される特約に関する権利および義務をご契約のお車の譲受人（注2）に譲渡（注1）する旨を書面または当社の別に定める方法をもって当社に通知し承認の請求を行った場合において、当社がこれを承認したときは、譲受人（注2）に移転します。
- （2）当社は、ご契約のお車が譲渡（注1）された後（注3）に、ご契約のお車について生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

（注1）譲渡には、所有権留保条項付売買契約に基づく買主または貸借契約に基づく借主を、保険契約者または記名被保険者とする保険契約が締結されている場合のご契約のお車の返還を含みます。

（注2）譲受人には、所有権留保条項付売買契約に基づく売主および貸借契約に基づく買主を含みます。

（注3）ご契約のお車が譲渡された後とは、（1）ただし書の書面を受領した後または当社の別に定める方法によって通知を受けた後を除きます。

第12条（ご契約のお車の入替）

- （1）次のいずれかに該当する場合に、保険契約者が書面または当社の別に定める方法をもってその旨を当社に通知し、新規取得自動車または所有自動車とご契約のお車の入替の承認の請求を行い、当社がこれを承認したときは、その新規取得自動車またはその所有自動車について、この保険契約を適用します。
 - ① 次のいずれかに該当する者が、自動車の新規取得を行った場合
 - A. ご契約のお車の所有者
 - イ. 記名被保険者
 - ウ. 記名被保険者の配偶者
 - エ. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - ② ご契約のお車が廃車、譲渡または返還された場合
ただし、所有自動車がある場合に限り。
- （2）（1）①A. の所有者とは次のいずれかに該当する者をいいます。
 - ① ご契約のお車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
 - ② ご契約のお車が貸借契約により貸借されている場合は、その借主
 - ③ ①および②以外の場合は、ご契約のお車を所有する者
- （3）当社は、（1）①の場合においては、自動車の新規取得のあった後（注1）に、新規取得自動車について生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。また、（1）②の場合においては、ご契約のお車が廃車、譲渡または返還された後（注2）に、所有自動車について生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

（注1）自動車の新規取得のあった後とは、（1）の書面を受領した後または当社の別に定める方法によって通知を受けた後を除きます。

（注2）ご契約のお車が廃車、譲渡または返還された後とは、（1）の書面を受領した後または当社の別に定める方法によって通知を受けた後を除きます。

第13条（入替自動車の自動補償）

- （1）当社は、次に定める条件をすべて満たす場合は、第12条（ご契約のお車の入替）（3）の規定にかかわらず、取得日以後、②の承認までの間は、入替自動車（注1）をご契約のお車とみなして、この保険契約に適用される普通保険約款および他の特約を適用します。ただし、この場合、自動車の新規取得において、廃車、譲渡または買主に返還されたご契約のお車について生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 自動車の新規取得において、ご契約のお車が廃車、譲渡または買主に返還されたこと。

- ② 入替自動車の取得日の翌日から起算して30日以内に、保険契約者が書面または当社の別に定める方法によりご契約のお車の入替の承認の請求を行い、当社がこれを受領したと。
- (2) 当社は、入替自動車(注1)の取得日の翌日から起算して31日目の日以降、満期日の翌日から起算して30日目の日までの間に、保険契約者が書面または当社の別に定める方法によりご契約のお車の入替の承認の請求を行い、当社がこれを受領した場合にも(1)の規定を適用します。ただし、この場合において、当社が支払う保険金は、次に定める保険金に限りします。
- ① 対人賠償条項の保険金
 - ② 対物賠償条項の保険金
- (3) この条において取得日とは、実際に入替自動車を取得した日、または借り入れた日であって、保険契約者または入替自動車の所有者が、当社に対して入替自動車の取得日が確認できる資料を提出し、当社が受当な取得日であることを認めた場合のその取得日をいいます。
- ただし、入替自動車の自動車検査証以外の資料でその取得日が確認できない場合は、入替自動車の自動車検査証に第12条(ご契約のお車の入替)(1)①に定める者の氏名が記載された日とします。
- (4) 取得日から、当社が(1)のご契約のお車の入替の承認の請求を受けた時(注2)までの期間の車両条項の適用については、(1)の規定にかかわらず、次に定めるところによります。
- ① 入替自動車については、第10条(車両保険金額の変更)(4)の規定は適用しません。
 - ② 車両条項第3条(保険金額の設定)に規定する車両の保険金額については、取得日における、入替自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式で同等の消耗税の自動車の市場販売価格相当額とします。
- (注1) 入替自動車とは、新規取得自動車のうち、ご契約のお車の廃車、譲渡または返還を行った後、その代替として第12条(ご契約のお車の入替)(1)①ア、からウ、までのいずれかに該当する者が新たに取得した自動車を行います。
- (注2) 当社が(1)のご契約のお車の入替の承認の請求を受けた時とは、当社が第20条(保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合)(1)の規定により追加保険料を請求する場合、その追加保険料を当社が承認した時または取得日の翌日から起算して30日を経過した時のいずれか早い時とします。

第14条(保険契約の無効)

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第15条(保険契約の取消し)

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合に、または、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第16条(保険契約者による保険契約の解約)

- (1) 保険契約者は、当社に対する書面または当社の別に定める方法による通知をもって、この保険契約を解約することができます。ただし、この場合において、当社が未払込保険料(注)を請求したときには、保険契約者は、その保険料を払い込まなければなりません。
- (2) (1)の規定によりこの保険契約の解約後に当社が未払込保険料(注)を請求した場合において、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当社は、(1)の規定にかかわらず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (注) 未払込保険料とは、解約時までの既経過期間に対して払い込まれるべき保険料のうち、払込みがなされていない保険料をいいます。

第17条(当社による保険契約の解除)

- (1) 当社は、第11条(ご契約のお車の譲渡)(1)、第12条(ご契約のお車の入替)(1)または第13条(入替自動車の自動補償)(1)もしくは(2)の規定により承認の請求があった場合において、これを承認しなかったときは、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、ご契約のお車が廃車、譲渡または返還された場合に限りします。
- (2) (1)に基づく当社の解除権は、その通知を受けた日からその日を含めて1か月を経過した場合に消滅します。

第18条(重大事由による解除)

- (1) 当社、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じせようとしたこと。
 - ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者または被保険者(注1)が、次のいずれかに該当すること。
 - ア、反社会的勢力(注2)に該当すると認められること。
 - イ、反社会的勢力(注2)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ、反社会的勢力(注2)を不当に利用していると認められること。
 - エ、法人である場合において、反社会的勢力(注2)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ、その他反社会的勢力(注2)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者

- き者、①から③までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約のその被保険者に係る部分を解除することができます。
- ① 被保険者(注3)が、(1)③ア、からオ、までのいずれかに該当すること。
 - ② 被保険者(注4)に生じた損害(注5)に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1)③ア、からウ、またはオ、のいずれかに該当すること。
 - (3) (1)または(2)の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第19条(保険契約の解約・解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由または(2)①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害または傷害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払ったときは、当社は、その返還を請求することができます。
 - (4) 保険契約者または記名被保険者が(1)③ア、からオ、までのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の損害については適用しません。
 - ① 対人賠償条項または対物賠償条項に基づき保険金を支払うべき損害(注6)
 - ② 車両条項に基づき保険金を支払うべき損害のうち、(1)③ア、からオ、までのいずれにも該当しない被保険者が生じた損害
 - (5) 車両条項の被保険者が(1)③ア、からオ、までのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合、または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の損害については適用しません。
 - ① (4)①および②の損害(注7)
 - ② 人身傷害条項に基づき保険金を支払うべき損害のうち、(1)③ア、からウ、またはオ、のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害(注8)。ただし、その損害(注8)に対して支払う保険金を受け取るべき者が(1)③ア、からウ、またはオ、のいずれかに該当する場合には、その者の受け取るべき金額に限り、(3)の規定を適用するものとします。
 - (注1) 被保険者とは、記名被保険者または車両条項の被保険者に限りします。
 - (注2) 反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
 - (注3) 被保険者とは、対人賠償条項、対物賠償条項または人身傷害条項における被保険者であって、記名被保険者または車両条項の被保険者以外の者に限りします。
 - (注4) 被保険者とは、人身傷害条項における被保険者に限りします。
 - (注5) 損害には、人身傷害条項においては、被保険者の父母、配偶者または子に生じた損害を含みます。
 - (注6) 対人賠償条項または対物賠償条項に基づき保険金を支払うべき損害とは、対人賠償条項第10条(費用)または対物賠償条項第10条(費用)に規定する費用のうち、(1)③ア、からオ、までのいずれかに該当する被保険者が被る損害の一部とみなす費用を除きます。
 - (注7) 損害とは、対人賠償条項第10条(費用)または対物賠償条項第10条(費用)に規定する費用のうち、(1)③ア、からオ、までのいずれかに該当する被保険者が被る損害の一部とみなす費用を除きます。
 - (注8) 損害には、人身傷害条項においては、(1)③ア、からウ、またはオ、のいずれにも該当しない被保険者について、その父母、配偶者または子に生じた損害を含みます。

第19条(保険契約の解約・解除の効力)

- (1) 保険契約の解約および解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。
- (2) (1)の規定にかかわらず、第16条(保険契約者による保険契約の解約)(2)の規定により保険契約を解除した場合、解除の効力は、同条(1)の規定により解約した日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第20条(保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合)

- (1) 第7条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、差額保険料(注1)を返還または請求します。
- (2) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、次の額を返還または請求します。
- ① 保険料が返還となる場合
差額保険料(注1)から差額保険料(注1)に危険の減少が生じた時(注2)までの期間に対応する短期料率を乗じた額を差し引いた残額
 - ② 保険料が追加となる場合
差額保険料(注1)に危険増加が生じた時(注3)以降の期間に対応する短期料率を乗じた額
- (3) (1)または(2)の追加保険料が相当の期間内に払い込まれなかった場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) (1)および(2)の規定により追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません(注4)。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。
- (5) 第11条(ご契約のお車の譲渡)、第12条(ご契約のお車の入替)(1)または第13条(入替自動車の自動補償)(1)もしくは(2)の規定による承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、次の額を返還または請求します。
- ① 保険料が返還となる場合
差額保険料(注1)から差額保険料(注1)に既経過期間に対応する短期料率を乗じた額を差し引いた残額
 - ② 保険料が追加となる場合
差額保険料(注1)に未経過期間に対応する短期料率を乗じた額
- (6) 当社が(5)の追加保険料の請求を行う場合は、保険契約者は、変更日(注5)からそ

- の日を含めて14日以内に、(5)の追加保険料を払い込まなければなりません。
- (7) (1)に定める期間内に(5)の追加保険料が払い込まれなかった場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (8) (1)に定める期間内に(5)の追加保険料が払い込まれなかった場合には、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません(注6)。
- (9) 当社は、(1)、(2)および(5)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面または当社の別に定める方法をもって保険契約の条件の変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、次の額を返還または請求します。
- ① 保険料が返還となる場合
差額保険料(注1)から差額保険料(注1)に既経過期間に対応する短期料率を乗じた額を差し引いた残額
- ② 保険料が追加となる場合
差額保険料(注1)に未経過期間に対応する短期料率を乗じた額
- (10) 当社が(9)の追加保険料の請求を行う場合は、保険契約者は契約条件変更日(注7)からその日を含めて14日以内に、当社の請求する追加保険料を払い込まなければなりません。
- (11) (1)(10)に定める期間内に(9)の追加保険料が払い込まれなかった場合には、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款およびご契約のお車について適用される特約に従い、保険金を支払います。
- (注1) 差額保険料とは、変更前の年間保険料と変更後の年間保険料の差額をいいます。
- (注2) 危険の減少が生じた時とは、保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険の減少が生じた時をいいます。
- (注3) 危険増加が生じた時とは、保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加が生じた時をいいます。
- (注4) 既に保険金を支払った場合は、その返還を請求することができます。
- (注5) 変更日とは、第11条(ご契約のお車の譲渡)(1)、第12条(ご契約のお車の入替)(1)または第13条(入替自動車の自動補償)(1)もしくは(2)の規定による承認の請求を行った日以後の保険契約者が指定する日で、保険契約に関する事項を変更すべき期間の初日をいいます。
- (注6) 第13条(入替自動車の自動補償)の規定に基づき入替自動車をご契約のお車とみなして、この保険契約を適用する場合は、同条(3)の取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対してはこの規定を適用しません。
- (注7) 契約条件変更日とは、(9)の通知を行った日以後の保険契約者が指定する日で、契約条件を変更すべき期間の初日をいいます。

第21条 (保険料の返還－無効または失効の場合)

- (1) 第14条(保険契約の無効)の規定により保険契約が無効となる場合には、当社は、保険料を返還しません。
- (2) 保険契約が失効となる場合には、当社は、未経過期間に対して日割をもって計算した保険料を返還します。

第22条 (保険料の返還－取消しの場合)

第15条(保険契約の取消し)の規定により、当社が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険料を返還しません。

第23条 (保険料の返還－解除・解約の場合)

- (1) 第7条(告知義務)(2)、第8条(通知義務)(2)、同条(6)、第17条(当社による保険契約の解除)(1)、第18条(重大事由による解除)(1)、第20条(保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合)(3)、同条(7)またはこの保険契約に適用される特約の規定により、当社が保険契約を解除した場合は、当社は、未経過期間に対して日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 第16条(保険契約者による保険契約の解約)(1)の規定により、保険契約者が保険契約を解約した場合は、当社は、年間保険料から年間保険料に既経過期間に対応する短期料率を乗じた額を差し引いて、その残額を返還します。

第24条 (事故発生時の義務)

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。

- ① 損害の発生および拡大の防止に努め、または運転者その他の者に対してはも損害の発生および拡大の防止に努めさせること。
- ② 事故発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当社に通知すること。
- ③ 次の事項を遅滞なく、書面当社に通知すること。
ア、事故の状況、被害者の住所および氏名または名称
イ、ご契約のお車が自動運行装置を備えている場合は、その装置の作動状況
ウ、事故発生の日時、場所または事故の状況について証拠となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
エ、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
- ④ ご契約のお車が盗難にあった場合には、遅滞なく警察官に届け出ること。
- ⑤ ご契約のお車を修理する場合には、あらかじめ当社の承認を得ること。ただし、必要な応急の仮手当てを行う場合を除きます。
- ⑥ 他人に損害賠償の請求(注1)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
- ⑦ 損害賠償の請求(注1)を受けた場合には、あらかじめ当社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他

緊急措置を行う場合を除きます。

- ⑧ 損害賠償の請求(注1)についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当社に通知すること。
- ⑨ 他の保険契約等の有無および内容(注2)について遅滞なく当社に通知すること。
- ⑩ ①から⑨までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害または傷害の調査に協力すること。
- (注1) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
- (注2) 他の保険契約等の有無および内容には、既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合、その事実を含みます。

第25条 (事故発生時の義務違反)

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく第24条(事故発生時の義務)の規定に違反した場合は、当社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。
- ① 第24条(事故発生時の義務)①に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
- ② 第24条(事故発生時の義務)②から⑤または⑧から⑩までの規定に違反した場合は、それによって当社が被った損害の額
- ③ 第24条(事故発生時の義務)⑥に違反した場合は、他人に損害賠償の請求(注)をすることによって取得することができたと認められる額
- ④ 第24条(事故発生時の義務)⑦に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく第24条(事故発生時の義務)③、④もしくは⑩の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (注) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第26条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合には既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当社は、それらの額の合計額を、次に掲げる額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。
- ① 対人賠償条項(注1)および対物賠償条項に関しては、損害の額
- ② 人身傷害条項に関しては、損害の額(注2)
- ③ 車両条項(注3)に関しては、損害の額(注2)
- ④ 対人賠償条項第10条(費用)(2)の臨時費用および車両条項第13条(車両全損時臨時費用保険金)の臨時費用に関しては、それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額
- (3) (2)③の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。
- (注1) 対人賠償条項とは、対人賠償条項第10条(費用)(2)の臨時費用を除きます。
- (注2) 損害の額とは、それぞれの保険契約または共済契約において、損害の額が異なる場合はそのうち最も高い額をいいます。
- (注3) 車両条項とは、車両条項第13条(車両全損時臨時費用保険金)の臨時費用を除きます。

第27条 (保険金の請求)

- (1) 当社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができますものとする。
- ① 対人賠償条項および対物賠償条項に係る保険金の請求に関しては、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時
- ② 人身傷害条項に係る保険金の請求に関しては、次の時
ア、被保険者が死亡した場合には、その死亡の時
イ、被保険者に後遺障害が生じた場合には、その後遺障害が生じた時
ウ、被保険者が傷害を被った場合には、治療を要しなくなった時
- ③ 車両条項に係る保険金の請求に関しては、損害発生の時
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを提出しなければなりません。ただし、③の交通事故証明書(注1)については、提出できない相当な理由がある場合を除きます。
- ① 保険金の請求書
- ② 保険証券
- ③ 公の機関が発行する交通事故証明書(注1)
- ④ ご契約のお車の盗難による損害の場合は、所轄警察官署の証明書またはこれに代わるべき書類
- ⑤ 死亡に関して支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
- ⑥ 後遺障害に関して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
- ⑦ 傷害に関して支払われる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類

- ⑧ 対人賠償条項において対物賠償条項に係る保険金の請求に関しては、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す説書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
 - ⑨ 対物賠償条項における対物事故のうち、他人の財物の滅失、破損もしくは汚損に係る保険金、または車両条項に係る保険金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注２）および被害が生じた物の写真（注３）
 - ⑩ 対物賠償条項における対物事故のうち、軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能に係る保険金の請求に関しては、軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能に起因する損害が発生した事実を確認できる書類およびその損害の額を確認できる書類
 - ⑪ その他当社が第２８条（保険金の支払時期）（１）に定める必要事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- （３）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注４）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする３親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注４）または②以外の３親等内の親族
 - （４）（３）の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
 - （５）当社は、事故の内容、損害の程度、自動運行装置の作動状況等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、（２）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
 - （６）対人賠償条項第１０条（費用）（２）の臨時費用の請求は、記名被保険者を経由して行うものとします。
 - （７）人身傷害条項に係る保険金の請求は、保険金請求権者全員から委任を受けた代表者を経由して行うものとします。
 - （８）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（５）の規定に違反した場合はまたは（２）、（３）もしくは（５）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
 - （注１）交通事故証明書とは、人の死傷を伴う事故またはご契約のお車その他の自動車との衝突もしくは接触による物の損壊を伴う事故の場合に限りです。
 - （注２）修理等に要する費用の見積書とは、既に支払がなされた場合はその領収書とします。
 - （注３）写真には、画像データを含みます。
 - （注４）配偶者とは、「用語の定義」の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

第２８条（保険金の支払時期）

- （１）当社は、請求完了日（注１）からその日を含めて３０日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害または傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（注２）または傷害の程度、事故と損害または傷害との関係、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者または保険金を受け取るべき者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
 - （２）（１）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、（１）の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（注１）からその日を含めて次に掲げる日数（注３）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
 - ① （１）①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注４） １８０日
 - ② （１）①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 ９０日
 - ③ （１）③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 １２０日
 - ④ 災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）が適用された災害の被災地域における（１）①から⑤までの事項の確認のための調査 ６０日
 - ⑤ （１）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 １８０日
- （３）（１）および（２）に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を原し、またはこれに応じなかった場合（注５）に、これにより確認が遅延した期間については、（１）または（２）の期間に算入しないものとします。
 - （注１）請求完了日とは、被保険者または保険金を受け取るべき者が第２７条（保険金の請求）（２）および（３）の規定による手続を完了した日をいいます。

- （注２）損害の額には、保険価額を含みます。
- （注３）次に掲げる日数とは、被控に該当する場合、そのうち最長の日数とします。
- （注４）警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会には、弁護士法（昭和２４年法律第２０５号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- （注５）これに応じなかった場合には、必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第２９条（当社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- （１）当社は、人身傷害に関して、第２４条（事故発生時の義務）②もしくは③の規定に定める通知または第２７条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して当社に指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- （２）当社は、（１）によるほか、人身傷害に関して治療期間が１年を超える場合には、人身傷害事故の発生日の属する月の毎年の応当月に、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する医師の診断書の提出を求めることができます。
- （３）（１）もしくは（２）の規定により診断書または（１）の規定による死体の検案（注１）のために要した費用（注２）は、当社が負担します。
 - （注１）死体の検案とは、死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
 - （注２）費用には、収入の喪失を含みません。

第３０条（損害賠償額の請求および支払）

- （１）損害賠償請求権者が対人賠償条項第９条（損害賠償請求権者の直接請求権）または対物賠償条項第９条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。ただし、②の交通事故証明書については、提出できない相当な理由がある場合を除きます。
 - ① 損害賠償額の請求書
 - ② 公の機関が発行する交通事故証明書
 - ③ 死に関する損害賠償額の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
 - ④ 後遺障害に関する損害賠償額の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
 - ⑤ 傷害に関する損害賠償額の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
 - ⑥ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す説書
 - ⑦ 対物賠償条項における対物事故に係る損害賠償額のうち、他人の財物の滅失、破損または汚損に係る損害賠償額の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注１）および被害が生じた物の写真（注２）
 - ⑧ 対物賠償条項における対物事故に係る損害賠償額のうち、軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能に係る損害賠償額の請求に関しては、軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能に起因する損害が発生した事実を確認できる書類およびその損害の額を確認できる書類
 - ⑨ その他当社が（６）に定める必要事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- （２）損害賠償請求権者に損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。
 - ① 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする配偶者（注３）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする３親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注３）または②以外の３親等内の親族
 - （３）（２）の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当社が損害賠償金を支払った場合は、その金額の限度において当社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。
 - （４）当社は、事故の内容、損害の額、自動運行装置の作動状況等に応じ、損害賠償請求権者に対して、（１）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
 - （５）損害賠償請求権者が、正当な理由がなく（４）の規定に違反した場合はまたは（１）、（２）もしくは（４）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。
 - （６）当社は、対人賠償条項第９条（損害賠償請求権者の直接請求権）（２）①から⑤まで、対物賠償条項第９条（損害賠償請求権者の直接請求権）（２）①から④または同条（６）①から③までのいずれかに該当する場合には、請求完了日（注４）からその日を含めて３０日以内に、当社が損害賠償額を支払うために必要な次の事項の確認を終え、損害賠償額を支払います。
 - ① 損害賠償額の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 損害賠償額が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容

- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき損害賠償額を確定するために確認が必要な事項
- (7) (6)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(6)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注4)からその日を含めて次に掲げる日数(注5)を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。
- ① (6)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会 注6) 180日
- ② (6)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- ③ (6)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
- ④ 災害救助法(昭和24年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(6)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ⑤ (6)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (8) (6)および(7)に掲げる必要な事項の確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注7)には、これにより確認が遅延した期間に要する(6)または(7)の期間に算入しないものとします。
- (注1) 修理等に関する費用の見積書とは、既に支払がなされた場合はその領収書とします。
- (注2) 写真とは、画像データを含みます。
- (注3) 配偶者とは、「用語の定義」の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
- (注4) 請求完了日とは、損害賠償請求権者が(1)および(2)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注5) 次に掲げる日数とは、複数に該当する場合、そのうち最長の日数とします。
- (注6) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会には、弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (注7) これに応じなかった場合には、必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第31条(時効)

保険金請求権は、第27条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第32条(損害賠償額請求権の行使期間)

- 対人賠償条項第9条(損害賠償請求権者の直接請求権)および対物賠償条項第9条(損害賠償請求権者の直接請求権)の規定による請求権は、次のいずれかに該当する場合には、これを行わせることはできません。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合
- ② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

第33条(代位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者または保険金を受け取るべき者が損害賠償請求権その他の債権(注1)を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するものは、次の額を限度とします。
- ① 当社が損害の額(注2)の全額を保険金として支払った場合
被保険者または保険金を受け取るべき者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合
被保険者または保険金を受け取るべき者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額(注2)を差し引いた額
- (2) (1)の場合において、当社に移転せずに被保険者(注3)または保険金を受け取るべき者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 被保険者が取得した債権が車両損害に関するものである場合は、当社は、正当な権利によりご契約のお車を使用または管理していた者に対しては、その権利を行使しません。ただし、次のいずれかに該当する損害に対しては、当社はその権利を行使することができます。
- ① 正当な権利によりご契約のお車を使用または管理していた者の故意または重大な過失によって生じた損害
- ② 正当な権利によりご契約のお車を使用または管理していた者が法令により定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転していた場合に生じた損害
- ③ 正当な権利によりご契約のお車を使用または管理していた者が道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態もしくはこれに相当する状態でご契約のお車を運転している場合に生じた損害
- ④ 正当な権利によりご契約のお車を使用または管理していた者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条(定義)第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態でご契約のお車を運転している場合に生じた損害
- ⑤ 自動車取扱業者が業務として受託したご契約のお車を使用または管理している間に生じた損害
- (注1) 損害賠償請求権その他の債権には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

- (注2) 損害の額とは、人身傷害保険金に関しては、賠償義務者があり、かつ、判決または裁判上の和解(民事訴訟法(平成8年法律第109号)第275条(訴え提起前の和解)に定める訴え提起前の和解を含みません。)において、賠償義務者が負担すべき損害賠償額が算出された場合であって、損害賠償額の算出が社会通念上妥当であると認められるときは、その基準により算出された額を損害の額とします。ただし、損害の額には、訴訟費用、弁護士報酬、その他権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用および遅延損害金を含みません。
- (注3) 被保険者とは、人身傷害条項においては、保険金請求権者となります。

第34条(保険契約者の変更)

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。ただし、保険契約者がこの権利および義務をご契約のお車の譲受人(注)に移転させる場合は、第11条(ご契約のお車の譲渡)(1)の規定によるものとします。
- (2) (1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人に普通保険約款およびこの保険契約に適用される特約に関する権利および義務が移転するものとします。
- (注) 譲受人には、所有権留保条項付売買契約に基づく売主および貸借契約に基づく貸主を含みます。

第35条(保険契約者または保険金を受け取るべき者が複数の場合の取扱い)

- (1) この保険契約について、保険契約者または保険金を受け取るべき者が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または保険金を受け取るべき者を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合にはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または保険金を受け取るべき者の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者または保険金を受け取るべき者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第36条(自動運転中に発生した事故の取扱い)

- 当社は、ご契約のお車の自動運転中(注1)に発生した事故による損害または傷害に対して、この保険契約に適用される普通保険約款および他の特約に従い保険金を支払う場合は、普通保険約款車両条項または普通保険約款に適用される他の特約に定める免責金額ならびに次契約に適用するノンフリート等級および事故有係数適用期間の決定において、ノーカウント事故(注2)として取り扱います。ただし、1等級ダウン事故(注3)として扱う保険金に対しては、事故カウントの対象として取り扱います。
- (注1) ご契約のお車の自動運転中とは、ご契約のお車の自動運行装置が作動中であって、道路交通法(昭和35年法律第105号)第71条の4の2(自動運行装置を備えている自動車の運転者の遵守事項等)の規定に基づき、運転者に同法第71条(運転者の遵守事項)第5号の5の規定が適用されていない間をいいます。ただし、自動運行装置について、自動車製造業者の取扱説明書等に示されている取扱いと異なる使用をしている間を除きます。
- (注2) ノーカウント事故とは、この保険契約の普通保険約款車両条項または普通保険約款に適用される他の特約に定める免責金額ならびに次契約に適用するノンフリート等級および事故有係数適用期間の決定にあたり、当社が事故件数として数えない取扱いとしている事故をいいます。
- (注3) 1等級ダウン事故とは、当社が別に定める1等級ダウン事故をいいます。

第37条(訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第38条(準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

<別表Ⅰ> 後遺障害等級表

1. 介護を要する後遺障害

等級	介護を要する後遺障害
第1級	① 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
	② 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
第2級	① 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
	② 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの

(注) 各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であっても、当社が身体の障害の程度に応じ、各等級の後遺障害に相当すると認めたものについては、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

2. 1. 以外の後遺障害

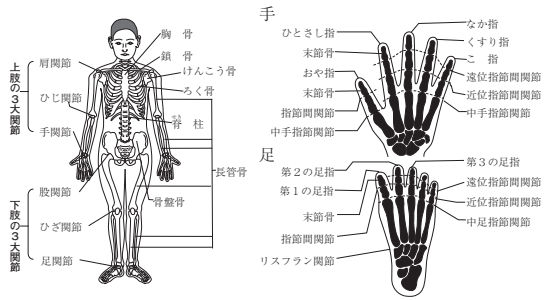
等級	後遺障害
第1級	① 両眼が失明したもの ② 咀嚼くおよび言語の機能を廃したものの ③ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ④ 両上肢の用を全廃したもの ⑤ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑥ 両下肢の用を全廃したもの
第2級	① 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.02以下になったもの ② 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの ③ 両上肢を手関節以上で失ったもの ④ 両下肢を足関節以上で失ったもの
第3級	① 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの ② 咀嚼くまたは言語の機能を廃したものの ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ⑤ 両手の手指の全部を失ったもの
第4級	① 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの ② 咀嚼くおよび言語の機能に著しい障害を残すもの ③ 両耳の聴力を全く失ったもの ④ 1上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑤ 1下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑥ 両手の手指の全部の用を廃したものの ⑦ 両足をリスフラン関節以上で失ったもの
第5級	① 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの ② 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ③ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ④ 1上肢を手関節以上で失ったもの ⑤ 1下肢を足関節以上で失ったもの ⑥ 1上肢の用を全廃したもの ⑦ 1下肢の用を全廃したもの ⑧ 両足の足指の全部を失ったもの
第6級	① 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの ② 咀嚼くまたは言語の機能に著しい障害を残すもの ③ 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの ④ 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑤ 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの ⑥ 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したものの ⑦ 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したものの ⑧ 1手の5の手指またはおや指を含み4の手指を失ったもの
第7級	① 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの ② 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ③ 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ④ 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの ⑤ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの ⑥ 1手のおや指を含み3の手指を失ったものまたはおや指以外の4の手指を失ったもの ⑦ 1手の5の手指またはおや指を含み4の手指の用を廃したものの ⑧ 1足をリスフラン関節以上で失ったもの ⑨ 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの ⑩ 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの ⑪ 両足の足指の全部の用を廃したものの ⑫ 外貌に著しい醜状を残すもの ⑬ 両側の睾丸を失ったもの

等級	後遺障害
第8級	① 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの ② 脊柱に運動障害を残すもの ③ 1手のおや指を含み2の手指を失ったものまたはおや指以外の3の手指を失ったもの ④ 1手のおや指を含み3の手指の用を廃したものまたはおや指以外の4の手指の用を廃したものの ⑤ 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの ⑥ 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの ⑦ 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの ⑧ 1上肢に偽関節を残すもの ⑨ 1下肢に偽関節を残すもの ⑩ 1足の足指の全部を失ったもの
第9級	① 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの ② 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの ③ 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの ④ 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの ⑤ 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの ⑥ 咀嚼くおよび言語の機能に障害を残すもの ⑦ 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑧ 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの ⑨ 1耳の聴力を全く失ったもの ⑩ 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの ⑪ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの ⑫ 1手のおや指またはおや指以外の2の手指を失ったもの ⑬ 1手のおや指を含み2の手指の用を廃したものまたはおや指以外の3の手指の用を廃したものの ⑭ 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの ⑮ 1足の足指の全部の用を廃したものの ⑯ 外貌に相当程度の醜状を残すもの ⑰ 生殖器に著しい障害を残すもの
第10級	① 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの ② 正面を見た場合に複視の症状を残すもの ③ 咀嚼くまたは言語の機能に障害を残すもの ④ 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑤ 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの ⑥ 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの ⑦ 1手のおや指またはおや指以外の2の手指の用を廃したものの ⑧ 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの ⑨ 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの ⑩ 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの ⑪ 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの
第11級	① 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの ② 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの ③ 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの ④ 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑤ 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの ⑥ 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑦ 脊柱に変形を残すもの ⑧ 1手のひとさし指、なか指またはくすり指を失ったもの ⑨ 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したものの ⑩ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの

等級	後遺障害
第1 2級	① 1 眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの ② 1 眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの ③ 7 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ④ 1 耳の耳殻の大部分を欠損したもの ⑤ 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの ⑥ 1 上肢の3大関節中の1 関節の機能に障害を残すもの ⑦ 1 下肢の3大関節中の1 関節の機能に障害を残すもの ⑧ 長管骨に変形を残すもの ⑨ 1 手のこ指を失ったもの ⑩ 1 手のひとさし指、なか指またはくすり指の用を廃したもの ⑪ 1 足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの ⑫ 1 足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの ⑬ 局部に頑固な神経症状を残すもの ⑭ 外貌に醜状を残すもの
第1 3級	① 1 眼の矯正視力が0.6 以下になったもの ② 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの ③ 1 眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの ④ 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの ⑤ 5 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑥ 1 手のこ指の用を廃したもの ⑦ 1 手のおや指の指骨の一部を失ったもの ⑧ 1 下肢を1 センチメートル以上短縮したもの ⑨ 1 足の第3の足指以下の1 または2の足指を失ったもの ⑩ 1 足の第2の足指の用を廃したものの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの ⑪ 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの
第1 4級	① 1 眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの ② 3 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ③ 1 耳の聴力が1 メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの ④ 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの ⑤ 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの ⑥ 1 手のおや指以外の手指の指骨の一部を失ったもの ⑦ 1 手のおや指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの ⑧ 1 足の第3の足指以下の1 または2の足指の用を廃したもの ⑨ 局部に神経症状を残すもの

- (注)
- 視力の測定は、万国式視力表によるものとしす。屈折異状のあるものについては、矯正視力について測定します。
 - 手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
 - 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節間関節もしくは近位指節間関節（おや指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。
 - 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。
 - 足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節間関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。
 - 各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であっても、当社が身体の障害の程度に応じ、各等級の後遺障害に相当すると認めたものについては、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
 - 同一事故により、別表Ⅰの2に掲げる2種以上の後遺障害が生じた場合には、最も重い後遺障害に該当する等級によります。ただし、次のいずれかに該当する場合は、それぞれ次の等級によります。
 - 第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、最も重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級
 - 上記（1）以外の場合で、第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、最も重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級
 - 上記（1）および（2）以外の場合で、第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、最も重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級
 - 当社は、上記6. および7. に定める事項のほか、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険における後遺障害の等級認定の基準に準じて等級の決定を行います。

注 関節などの説明図



<別表Ⅱ> ご契約のお車の入替ができる用途・車種区分表

ご契約のお車		新規取得自動車（注1） または所有自動車（注2）
自家用普通乗用車	→	自家用普通乗用車
自家用小型乗用車	→	自家用小型乗用車
自家用軽四輪乗用車	→	自家用軽四輪乗用車
自家用軽四輪貨物車	→	自家用軽四輪貨物車
自家用普通貨物車 （最大積載量0.5トン超 2トン以下）	→	自家用普通貨物車 （最大積載量0.5トン超 2トン以下）
自家用普通貨物車 （最大積載量0.5トン以下）	→	自家用普通貨物車 （最大積載量0.5トン以下）
自家用小型貨物車	→	自家用小型貨物車
特種用途自動車（注3） （キャンピング車）	→	特種用途自動車（注3） （キャンピング車）
営業用軽四輪貨物車	→	営業用軽四輪貨物車
営業用小型貨物車	→	営業用小型貨物車
営業用普通貨物車 （最大積載量2トン以下）	→	営業用普通貨物車 （最大積載量2トン以下）

- (注1) 新規取得自動車とは、「用語の定義」に規定する新規取得自動車をいいます。
 (注2) 所有自動車とは、「用語の定義」に規定する所有自動車をいいます。
 (注3) 特種用途自動車（キャンピング車）とは、自動車検査証に記載の用途が特種用途であり、かつ、車体の形状がキャンピング車である特種用途自動車をいいます。

<別表Ⅲ> 短期料率表

既経過期間・ 未経過期間	7日 まで	15日 まで	1か月 まで	2か月 まで	3か月 まで	4か月 まで	5か月 まで	6か月 まで	7か月 まで	8か月 まで	9か月 まで	10か月 まで	11か月 まで
短期料率	10%	15%	25%	35%	45%	55%	65%	70%	75%	80%	85%	90%	95%

<別紙> 人身傷害条項損害額基準

この損害額基準において、「労働能力喪失率」、「ライブニッツ係数」、「年齢別平均給与・全年齢平均給与額」、「年齢別就労可能年数およびライブニッツ係数」および「平均余命」はそれぞれ次表「付表」に定めるところによります。

区分	付表
労働能力喪失率	付表 1
ライブニッツ係数	付表 2
年齢別平均給与額・全年齢平均給与額	付表 3
年齢別就労可能年数およびライブニッツ係数	付表 4
平均余命	付表 5

第1 傷害による損害

傷害による損害は、傷害が治癒または症状固定（注1）するまでの間に被保険者が被った積極損害（救助捜索費、治療関係費、文書料、その他の費用）、休業損害、精神的損害およびその他の損害とします。

なお、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注2）であるときには、その処置に伴い発生した損害を含みます。

（注1）症状固定とは、治療による症状の改善がみられなくなった状態をいいます。
（注2）医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置には、医療給付関係各法の適用がない場合、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

1. 積極損害

- （1）救助捜索費
必要かつ妥当な実費とします。
- （2）治療関係費

① 応急手当費	応急手当に直接かかる必要かつ妥当な実費とします。
② 護送費	事故現場から医療機関までの護送のために必要かつ妥当な実費とします。
③ 診療料	初診料、再診料または往診料にかかる必要かつ妥当な実費とします。
④ 入院料	原則としてその地域における普通病室への入院に必要かつ妥当な実費とします。ただし、被保険者の傷害の態様等から医師が必要と認めた場合は、普通病室以外の病室への入院に必要かつ妥当な実費とします。
⑤ 投薬料、手術料、処置料等	治療のために必要かつ妥当な実費とします。
⑥ 通院費、転院費、入・退院費	通院、転院、入院または退院に要する交通費として必要かつ妥当な実費とします。なお、通院費は、被保険者の傷害の態様等によりタクシー利用が相当とされる場合以外は、電車・バス等の公共交通機関の料金とし、自家用車を利用した場合は実費相当額とします。
⑦ 看護料	ア、入院中の看護料 原則として12歳以下の子供に近親者等が付き添った場合に1日につき4,200円とします。 ただし、12歳以下の子供に近親者等が付き添った場合以外であっても、医師の要看護証明書がある場合等医療機関の事情、傷害の態様等からやむを得ない理由がある場合に限り、近親者等が付き添ったときは1日につき4,200円を、それ以外の者が付き添ったときは必要かつ妥当な実費を認めることができます。 イ、自宅看護料または通院看護料 医師が看護の必要性を認めた場合に次のとおりとします。ただし、12歳以下の子供の通院等に近親者等が付き添った場合には医師の証明は要しません。 （ア）厚生労働大臣の許可を受けた有料職業紹介所の紹介による者 立証資料等により必要かつ妥当な実費とします。 （イ）近親者等 1日につき2,100円とします。 ウ、近親者等に休業損害が発生し、立証資料等により、上記ア、またはイ、（イ）の額を超えることが明らかな場合は、必要かつ妥当な実費とします。
⑧ 諸雑費	療養に直接必要のある諸物品の購入費または使用料、医師の指示により摂取した栄養物の購入費、通信費等とし、以下によります。 ア、入院中の諸雑費 入院1日につき1,100円とします。立証資料等により1日につき1,100円を超えることが明らかな場合は、必要かつ妥当な実費とします。 イ、通院または自宅療養中の諸雑費 必要かつ妥当な実費とします。
⑨ 乗道整備等の費用	免許を有する乗道整備師、あんま・マッサージ・指圧師、はり師またはきゅう師が行う施術にかかる必要かつ妥当な実費とします。

⑩ 義肢等の費用	ア、傷害を被った結果、医師が身体の機能を補完するために必要と認めた義肢、歯科補綴、義眼、眼鏡（注）、補聴器、松葉杖等の用具の制作等に必要かつ妥当な実費とします。 イ、上記ア、に掲げる用具を使用していた者が、傷害に伴いその用具の修繕または再調達を必要とするに至った場合は、必要かつ妥当な実費とします。
⑪ 診断書等の費用	診断書、診療報酬明細書等の発行に必要かつ妥当な実費とします。

- （3）文書料
交通事故証明書、印鑑証明書、住民票等の発行に必要かつ妥当な実費とします。
- （4）その他の費用
上記（1）から（3）まで以外の損害については、事故との相当因果関係のある範囲内で、社会通念上必要かつ妥当な実費とします。
（注）眼鏡には、コンタクトレンズを含みます。

2. 休業損害

受傷により収入（注1）の減少が発生した場合、減収額に応じて支払うものとし、原則として以下の算定方法によります。なお、被保険者が所属または勤務する企業等の損害は対象となりません。
（1）有職者（アルバイト、パートタイマー、日雇労働者等を除きます。）
以下の算定方法によります。ただし、1日あたりの収入額が6,100円を下回る場合およびその額の立証が困難な場合は、1日につき6,100円とします。
対象休業日数は、実休業日数を基準とし、被保険者の傷害の態様、実治療日数等を勘案して治療期間の範囲内で決定します。

① 給与所得者	事故直前3か月間の月例給与等 90日 × 対象休業日数 ア、給与所得者とは、原則として雇用主に対して労務を提供し、その対価として賃金等を得ている者をいいます。 イ、事故直前3か月間の月例給与等は雇用主が作成した休業損害証明書における3か月の月例給与の合計額（注2）とします。なお、雇用主が作成した事故前年度の源泉徴収票等の税務資料の提出により確認できることを原則とします。 ウ、賞与等について、現実には発生した収入（注1）の減少があればその額を含みます。 エ、有給休暇を使用した場合は、欠勤により給与の支給がなかった場合と同様、対象休業日数として扱います。 オ、本給の一部が支給されている場合は、上記金額から対象休業日数に対応する期間に対して現に支給された額を差し引きます。 カ、役員報酬は、原則として対象としません。ただし、専ら被保険者本人の労働の対価として得ている給与と同一視するものは給与に含めます。
② 事業所得者および家族従業者	事故前1か年間の収入額（注3）－必要経費 365日 × 寄与率 × 対象休業日数 ア、事業所得者とは、原則として白色申告事業者または青色申告事業者をいいます。 イ、事故前1か年間の収入額および必要経費は、被保険者本人についての事故前1か年間の収入額および必要経費とし、確定申告書または市区町村による課税証明等の公的な税務資料により確認された額とします。ただし、事業開始年度等のため、事故前1か年間の収入額および必要経費を確認できる公的な税務資料による確認が困難である場合には、収入額および必要経費を証明するその他の資料に基づき、原則として年齢別平均給与額を上限として決定します。 ウ、寄与率は、被保険者の収入（注1）が事業収入、同一事業に従事する家族総収入等として計上されている場合には、総収入に対する本人の寄与している割合とします。

- （2）アルバイト、パートタイマー、日雇労働者等
以下の算定方法によります。
対象休業日数は、実休業日数を基準とし、被保険者の傷害の態様、実治療日数等を勘案して治療期間の範囲内で決定します。

事故直前3か月間の月例給与等 事故直前3か月間の就労日数 × 対象休業日数	① アルバイト、パートタイマー、日雇労働者等とは、原則として雇用期間を定めて雇用主に対して労務を提供し、その対価として賃金等を得ている者であって、1週間の労働時間が30時間未満の者をいいます。 ② 就労日数が極めて少ない場合には、雇用契約書等の立証書類に基づき決定します。 ③ 休業日数が特定できない場合には、次の方法で対象休業日数を算出します。 事故直前3か月間の就労日数 90日 × 休業した期間の延べ日数 ④ 本給の一部が支給されている場合は、上記金額から対象休業日数に対応する期間に対して現に支給された額を差し引きます。 ⑤ 家業の手伝いを行っているが、確定申告書または市区町村による課税証明等の公的な税務資料上該当する収入（注1）がない場合には、支払対象となりません。
--	---

（3）家事従事者

家事従事者とは、性別・年齢を問わず、家事を専業にする者をいい、現実家事に従事できなかった日数に限り、収入（注1）の減少があったものとして1日につき6,100円の休業損害を認めます。

対象休業日数は、実休業日数を基準とし、被保険者の傷害の態様、実治療日数等を勘案して治療期間の範囲内で決定します。ただし、上記（1）の有職者または（2）のアルバイト、パートタイマー、日雇労働者等としても休業損害が発生する者については、上記（1）、（2）または（3）の算定方法のいずれか高い額とします。

（4）無職者、金利生活者、地主、家主、恩給・年金生活者、幼児、児童、生徒、学生または生活保護法（昭和25年法律第144号）の被保護者等の現実労働の対価としての収入（注1）のない者の場合は支払対象となりません。

（注1）収入とは、専ら被保険者本人の労働の対価として得ているものをいいます。

（注2）月例給与の合計額とは、本給および付加給をいいます。

（注3）事故前1か年間の収入額とは、不動産所得・利子所得・配当所得等の固定給を除きます。

3. 精神的損害

精神的損害とは、傷害により被保険者本人の身体に発生した精神的・肉体的苦痛等による損害をいいます。

精神的損害は期間区分ごとに入院、通院の別に次の算式で計算した総合計額とします。

〔**日額**〕×〔**対象日数**〕

（1）日額

入院1日につき、8,600円

通院1日につき、4,300円

（2）対象日数

期間区分ごとに定める次の割合を入院、通院それぞれの基準日数に掛けて決定します。

期間区分	割合
事故から3か月までの期間	100%
事故から3か月超6か月までの期間	75%
事故から6か月超9か月までの期間	45%
事故から9か月超13か月までの期間	25%
事故から13か月超の期間	15%

なお、基準日数は次のとおりとします。

① 入院基準日数

実際に入院治療を受けた日数とします。

② 通院基準日数

期間区分ごとの総日数（注1）から入院基準日数を差し引いた日数の範囲内で、医師による治療を受けた実通院日数の2倍を上限として定めます。なお、次のいずれかに該当する部位を固定するために医師の治療によりギプス等（注2）を常時装着した場合は、その日数を実通院日数に含みます。

ただし、診断書や医師の意見書に固定に関する記載があること、かつ、診断書、診療報酬明細書等から次のいずれかに該当する部位をギプス等（注2）装着により固定していることが確認できる場合に限り、ます。

ア、長管骨（注3）または脊柱

イ、長管骨（注3）に接続する三大関節（注4）部分

ウ、ろく骨または胸骨。ただし、体幹部を固定した場合に限り、ます。

エ、頸骨または頸関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限り、ます。

また、妊婦が胎児を死産または流産（注5）した場合の精神的損害として、上記の金額に次表に掲げる金額を加算します。

妊娠月数（週数）	金額
第3月（満11週）以内	30万円
第4月（満12週）～第6月（満23週）	50万円
第7月（満24週）～第9月（満35週）	80万円
第10月（満36週）以上	120万円

（注1）期間区分ごとの総日数とは、入院または通院の最終日の属する期間区分においては入院または通院の最終日までの総日数をいいます。

（注2）ギプス等とは、ギプス（キャスト）、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース（下腿骨骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限り、ます）、線副子等（上下顎を一体的に固定した場合に限り、ます）。およびハローベストをいいます。

（注3）長管骨とは、上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。

（注4）長管骨に接続する三大関節とは、上肢の肩関節、ひじ関節および手関節ならびに下肢の股関節、ひざ関節および足関節をいいます。

（注5）流産とは、人工流産を含みます。

4. その他の損害

上記1. から3. 以外の傷害による損害は、社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

第2 後遺障害による損害

後遺障害による損害は、逸失利益、精神的損害、将来の介護料およびその他の損害とします。

なお、後遺障害の等級は、別表1によります。

1. 逸失利益

逸失利益とは、後遺障害のために労働能力の一部または全部を喪失したことにより発生した将来得られたであろう経済的利益の損失をいいます。

（1）逸失利益の計算方法

逸失利益が認められる場合は、原則として、次の算式で計算します。

収入額×労働能力喪失率×労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数

① 収入額

ア. 家事従事者以外の有職者	〔現実収入額（注1）〕、〔18歳に対応する年齢別平均給与額〕または〔年齢別平均給与額の50%に相当する額〕のいずれか高い額とします。ただし、次のとおりとします。 （ア）就労して間もない若年の有職者で、現実収入額（注1）の立証が可能な者については、将来の収入額増加の蓋然性を考慮し、「全年齢平均給与額」とすることができ、ます。ただし、労働能力喪失期間の始期から終期に至るまでの被保険者の年齢に対応する年齢別平均給与額がいずれも全年齢平均給与額を下回る場合を除きます。 （イ）現実収入額（注1）が年齢別平均給与額を下回る場合であって、労働能力喪失期間の始期から終期に至るまでの、将来の収入額（注2）が、同時点の被保険者の年齢に対応する年齢別平均給与額を上回る期間があると認められるときは、「年齢別平均給与額」とします。ただし、上記（ア）の規定により、収入額を「全年齢平均給与額」とする場合を除きます。 （ウ）現実収入額（注1）の立証が困難な者については、「18歳に対応する年齢別平均給与額」または「年齢別平均給与額の50%に相当する額」のいずれか高い額とします。 （エ）失業者（注3）については、上記に準じて決定します。この場合、現実収入額（注1）は、次のとおり読み替えます。 a. 再就職先が内定している者については「予定収入額」 b. 再就職先が内定していない者については「退職前1年間の収入額」 ただし、再就職先が内定していない場合は、全年齢平均給与額を上限とします。
イ. 家事従事者および幼児・児童・生徒・学生	〔全年齢平均給与額〕とします。ただし、労働能力喪失期間の始期から終期に至るまでの被保険者の年齢に対応する年齢別平均給与額がいずれも全年齢平均給与額を下回る場合は、「18歳に対応する年齢別平均給与額」または「年齢別平均給与額の50%に相当する額」のいずれか高い額とします。
ウ. 上記ア. またはイ. に定める者以外の者で、身体・精神に特別異常がなく、十分働く意思と能力を有している無職者	〔18歳に対応する年齢別平均給与額〕または「年齢別平均給与額の50%に相当する額」のいずれか高い額とします。

② 労働能力喪失率、労働能力喪失期間

ア. 労働能力喪失率	付表1に定める各等級に対応する労働能力喪失率を上限に、労働能力に影響を与える障害の部位・程度、被保険者の年齢・性別・職業、現実の減収額、将来の収入の蓋然性、事故前と症状固定後の就労状況・日常生活状況、裁判の動向等を勘案して決定します。
イ. 労働能力喪失期間	付表4に定める就労可能年数を上限に、労働能力に影響を与える障害の部位・程度、被保険者の年齢・性別・職業、現実の減収額、将来の収入の蓋然性、裁判の動向等を勘案して決定します。

（2）逸失利益の支払方法

上記（1）の算式で算出した額を一時金として支払います。

（注1）現実収入額とは、原則として、事故前1か年間または症状固定前1か年間に労働の対価として得た収入額のいずれか高い額で、かつ、事故または症状固定前年の確定申告書、市区町村による課税証明書の公的な税務資料により確認された額とします。なお、現実収入額が全年齢平均給与額または年齢別平均給与額より高い場合で定年等の事由により将来において現実収入額が減少する蓋然性が高いときは、減少後の年収については全年齢平均給与額または年齢別平均給与額を基礎に決定します。

（注2）将来の収入額とは、労働の対価として将来得られたであろう収入額をいいます。

（注3）失業者とは、退職より1年を経過していない一時的離職者で再就職の蓋然性のある者を指し、定年退職者は含みません。

2. 精神的損害

精神的損害とは、後遺障害により被保険者本人の身体に発生した精神的・肉体的苦痛等による損害をいいます。

精神的損害の額は、後遺障害等級別以下の金額とします。

（1）介護を要する後遺障害

等級	右記以外	父母、配偶者、子のいずれかがいる場合
第1級	1,600万円	2,000万円
第2級	1,300万円	1,500万円

(2) 上記(1)以外の後遺障害

等級	右記以外	父母、配偶者、子のいずれかがいる場合
第1級	1,600万円	2,000万円
第2級	1,300万円	1,500万円
第3級	1,100万円	1,250万円
第4級		950万円
第5級		750万円
第6級		600万円
第7級		500万円
第8級		400万円
第9級		300万円
第10級		200万円
第11級		150万円
第12級		100万円
第13級		60万円
第14級		40万円

3. 将来の介護料

将来の介護料とは、後遺障害の症状固定後に生ずる介護料および諸雑費をいいます。

(1) 将来の介護料の計算方法

将来の介護料が認められる場合は、次の算式で計算します。

年間の介護料×介護期間に対応するライブニッツ係数

① 介護料

ア、別表Ⅰの1の第1級に該当する後遺障害の場合	入院・自宅療養にかかわらず、1か月につき14万円とします。
イ、別表Ⅰの1の第2級または別表Ⅰの2の第1級、第2級、第3級③もしくは④に該当する後遺障害の場合で、かつ、随時介護を要すると認められるとき	入院・自宅療養にかかわらず、1か月につき7万円とします。

② 介護期間

ア、別表Ⅰの1の第1級に該当する後遺障害の場合	障害の態様、医師の診断、裁判の動向等を勘案して妥当な生存可能年数をもって、平均余命の範囲内で決定します。
イ、別表Ⅰの1の第2級または別表Ⅰの2の第1級、第2級、第3級③もしくは④に該当する後遺障害の場合で、かつ、随時介護を要すると認められるとき	障害の態様、機能回復の可能性、生活に対する順応可能性等についての医師の診断、裁判の動向等を勘案して、平均余命の範囲内で決定します。

(2) 将来の介護料の支払方法

上記(1)の算式で算出した額を一時金として支払います。ただし、別表Ⅰの1の第1級に該当する被保険者が定期金による支払を希望した場合で、障害の態様、医師の診断等に照らし、当社が定期金による支払が妥当と認めるときの将来の介護料は、常に介護を要する状態が継続する限り、入院・自宅療養にかかわらず、6か月ごとの前払とします。

4. その他の損害

上記1. から3. 以外の後遺障害による損害は、将来支出される費用を含み、事故との相当因果関係のある範囲内で、社会通念上必要かつ妥当な実費とし、500万円を限度とします。なお、将来支出される費用の算出にあたっては、中間利息をライブニッツ係数により控除します。

第3 死亡による損害

死亡による損害は、葬儀費、遺失利益、精神的損害およびその他の損害とします。

1. 葬儀費

100万円とします。ただし、立証資料等により100万円を超えることが明らかな場合には、120万円を限度に必要なかつ妥当な実費とします。

2. 遺失利益

遺失利益とは、被保険者が死亡したことにより発生した将来得られたであろう経済的利益の損失をいいます。

遺失利益が認められる場合は、原則として、次の算式で計算します。

$$(\text{収入額} - \text{生活費}) \times \text{就労可能年数に対応するライブニッツ係数}$$

ただし、被保険者が年金等の受給者(注1)である場合には、次の算式で計算された額を加えます。

$$(\text{年金等の額} - \text{生活費}) \times (\text{平均余命に対応するライブニッツ係数} - \text{就労可能年数に対応するライブニッツ係数})$$

(1) 収入額

① 家事従事者以外の有職者	「現実収入額(注2)」、「18歳に対応する年齢別平均給与額」または「年齢別平均給与額の50%に相当する額」のいずれか高い額とします。ただし、次のとおりとします。 ア、就労して間もない若年の有職者で、現実収入額(注2)の立証が可能な者については、将来の収入額増加の蓋然性を考慮し、「全年齢平均給与額」とすることがあります。ただし、労働能力喪失期間の始期から終期に至るまでの被保険者の年齢に対応する年齢別平均給与額がいずれも全年齢平均給与額を下回る場合を除きます。 イ、現実収入額(注2)が年齢別平均給与額を下回る場合であって、労働能力喪失期間の始期から終期に至るまでに、将来の収入額(注3)が、同時点の被保険者の年齢に対応する年齢別平均給与額を上回る期間があると認められるときは、「年齢別平均給与額」とします。ただし、上記ア.の規定により、収入額を「全年齢平均給与額」とする場合を除きます。 ウ、現実収入額(注2)の立証が困難な者については、「18歳に対応する年齢別平均給与額」または「年齢別平均給与額の50%に相当する額」のいずれか高い額とします。 エ、失業者(注4)については、上記に準じて決定します。この場合、現実収入額(注2)は、次のとおり読み替えます。 (ア) 再就職先が内定している者については「予定収入額」 (イ) 再就職先が内定していない者については「退職前1年間の収入額」 ただし、再就職先が内定していない場合は、全年齢平均給与額を上限とします。
② 家事従事者および幼児・児童・生徒・学生	「全年齢平均給与額」とします。ただし、労働能力喪失期間の始期から終期に至るまでの被保険者の年齢に対応する年齢別平均給与額がいずれも全年齢平均給与額を下回る場合は、「年齢別平均給与額」とします。
③ 上記①または②に定める者以外の者で、身体・精神に特別異常がなく、十分働く意思と能力を有している無職者	「18歳に対応する年齢別平均給与額」または「年齢別平均給与額の50%に相当する額」のいずれか高い額とします。

(2) 生活費、就労可能年数に対応するライブニッツ係数、平均余命に対応するライブニッツ係数

① 生活費	被扶養者の人数に応じて、収入額に対する以下の割合とします。 なお、被扶養者とは、被保険者に現実扶養されていた者をいいます。 ア、被扶養者がいない場合 50% イ、被扶養者が1人の場合 40% ウ、被扶養者が2人の場合 35% エ、被扶養者が3人以上の場合 30%
② 就労可能年数に対応するライブニッツ係数	被保険者の死亡時の年齢別就労可能年数およびライブニッツ係数によります。
③ 平均余命に対応するライブニッツ係数	被保険者の死亡時の平均余命およびライブニッツ係数によります。

(注1) 年金等の受給者とは、各種年金および恩給制度のうち原則として受給者本人による拠出性のある年金等を現に受給していた者をいい、無拠出性の福祉年金や遺族年金を受給していた者を含みません。

(注2) 現実収入額とは、原則として、事故前1か年間に労働の対価として得た収入額とし、事故前年の確定申告書、市区町村による課税証明書等の公的な税務資料により確認された額とします。なお、現実収入額が全年齢平均給与額または年齢別平均給与額より高い場合で定年等の事由により将来において現実収入額が減少する蓋然性が高いときは、減少後の年収については全年齢平均給与額または年齢別平均給与額を基礎に決定します。

(注3) 将来の収入額とは、労働の対価として将来得られたであろう収入額をいいます。

(注4) 失業者とは、退職より1年を経過していない一時的離職者で再就職の蓋然性のある者を指し、定年退職者は含みません。

3. 精神的損害

精神的損害とは、被保険者の死亡により本人のほか、父母、配偶者、子等の遺族が受けた精神的苦痛等による損害をいいます。
精神的損害の額は、被保険者の属性別に以下の金額とします。

被保険者の属性	金額
① 被保険者が一家の支柱である場合	2,000万円
② 被保険者が一家の支柱でない場合で65歳以上のとき。	1,500万円
③ 被保険者が一家の支柱でない場合で65歳未満のとき。	1,600万円

4. その他の損害

上記1. から3. 以外の死亡による損害は、事故との相当因果関係のある範囲内で、社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

付表1 労働能力喪失率表

1. 介護を要する後遺障害

等級	労働能力喪失率
第1級	100／100
第2級	100／100

2. 1. 以外の後遺障害

等級	労働能力喪失率
第1級	100／100
第2級	100／100
第3級	100／100
第4級	92／100
第5級	79／100
第6級	67／100
第7級	56／100
第8級	45／100
第9級	35／100
第10級	27／100
第11級	20／100
第12級	14／100
第13級	9／100
第14級	5／100

付表2 ライブニッツ係数表

期間	ライブニッツ係数	期間	ライブニッツ係数
年		年	
1	0.971	46	24.775
2	1.913	47	25.025
3	2.829	48	25.267
4	3.717	49	25.502
5	4.580	50	25.730
6	5.417	51	25.951
7	6.230	52	26.166
8	7.020	53	26.375
9	7.786	54	26.578
10	8.530	55	26.774
11	9.253	56	26.965
12	9.954	57	27.151
13	10.635	58	27.331
14	11.296	59	27.506
15	11.938	60	27.676
16	12.561	61	27.840
17	13.166	62	28.000
18	13.754	63	28.156
19	14.324	64	28.306
20	14.877	65	28.453
21	15.415	66	28.595
22	15.937	67	28.733
23	16.444	68	28.867
24	16.936	69	28.997
25	17.413	70	29.123
26	17.877	71	29.246
27	18.327	72	29.365

期間	ライブニッツ係数	期間	ライブニッツ係数
年		年	
28	18.764	73	29.481
29	19.188	74	29.593
30	19.600	75	29.702
31	20.000	76	29.808
32	20.389	77	29.910
33	20.766	78	30.010
34	21.132	79	30.107
35	21.487	80	30.201
36	21.832	81	30.292
37	22.167	82	30.381
38	22.492	83	30.467
39	22.808	84	30.550
40	23.115	85	30.631
41	23.412	86	30.710
42	23.701	87	30.786
43	23.982	88	30.860
44	24.254	89	30.932
45	24.519	90	31.002

(注) 幼児・児童・生徒・18歳未満の学生および働く意思と能力を有する者（有職者・家事従事者・18歳以上の学生以外）の後遺障害による逸失利益を算定するにあたり、労働能力喪失期間の終期が18歳を超える場合の係数は、終期までの年数に対応する係数から就労の始期（18歳）までの年数に対応する係数を差し引いて算出します。
(例) 10歳、労働能力喪失期間20年の場合
14.877（20年の係数）－7.020（8年の係数）＝7.857

付表3 年齢別平均給与額・全年齢平均給与額表（平均月額）

年齢	男子	女子	年齢	男子	女子
歳	円	円	歳	円	円
全年齢	409,100	298,400	46	471,700	325,300
18	193,200	171,100	47	477,600	326,500
19	211,400	188,800	48	480,400	326,600
20	229,600	206,500	49	483,300	326,800
21	247,900	224,200	50	486,100	326,900
22	266,100	241,900	51	489,000	327,100
23	277,100	249,600	52	491,900	327,200
24	288,000	257,200	53	490,100	325,900
25	298,900	264,900	54	488,400	324,600
26	309,800	272,600	55	486,600	323,300
27	320,700	280,300	56	484,800	322,000
28	330,500	283,000	57	483,100	320,700
29	340,200	285,700	58	458,000	309,200
30	350,000	288,400	59	432,900	297,700
31	359,700	291,200	60	407,800	286,300
32	369,500	293,900	61	382,700	274,800
33	377,900	296,600	62	357,600	263,300
34	386,300	299,300	63	345,000	257,400
35	394,600	302,100	64	332,300	251,600
36	403,000	304,800	65	319,700	245,700
37	411,400	307,500	66	307,000	239,800
38	418,800	310,100	67	294,300	233,900
39	426,200	312,600	68	292,300	234,400
40	433,500	315,100	69	290,200	234,800
41	440,900	317,700	70	288,200	235,200
42	448,300	320,200	71	286,100	235,600
43	454,100	321,500	72	284,100	236,100
44	460,000	322,700	73～	282,000	236,500
45	465,900	324,000			

付表4 年齢別就労可能年数およびライブニッツ係数表

1. 18歳未満の者に適用する表

年齢	幼児・児童・生徒・学生・働く意思と能力を有する者		有職者・家事従事者	
	就労可能年数	ライブニッツ係数	就労可能年数	ライブニッツ係数
歳	年		年	
0	49	14.980	67	28.733
1	49	15.429	66	28.595
2	49	15.892	65	28.453
3	49	16.369	64	28.306
4	49	16.860	63	28.156
5	49	17.365	62	28.000
6	49	17.886	61	27.840
7	49	18.423	60	27.676
8	49	18.976	59	27.506
9	49	19.545	58	27.331
10	49	20.131	57	27.151
11	49	20.735	56	26.965
12	49	21.357	55	26.774
13	49	21.998	54	26.578
14	49	22.658	53	26.375
15	49	23.338	52	26.166
16	49	24.038	51	25.951
17	49	24.759	50	25.730

2. 18歳以上の者に適用する表

年齢	就労可能年数	ライブニッツ係数	年齢	就労可能年数	ライブニッツ係数
歳	年		歳	年	
18	49	25.502	58	13	10.635
19	48	25.267	59	13	10.635
20	47	25.025	60	12	9.954
21	46	24.775	61	12	9.954
22	45	24.519	62	11	9.253
23	44	24.254	63	11	9.253
24	43	23.982	64	11	9.253
25	42	23.701	65	10	8.530
26	41	23.412	66	10	8.530
27	40	23.115	67	9	7.786
28	39	22.808	68	9	7.786
29	38	22.492	69	9	7.786
30	37	22.167	70	8	7.020
31	36	21.832	71	8	7.020
32	35	21.487	72	8	7.020
33	34	21.132	73	7	6.230
34	33	20.766	74	7	6.230
35	32	20.389	75	7	6.230
36	31	20.000	76	6	5.417
37	30	19.600	77	6	5.417
38	29	19.188	78	6	5.417
39	28	18.764	79	5	4.580
40	27	18.327	80	5	4.580
41	26	17.877	81	5	4.580
42	25	17.413	82	4	3.717
43	24	16.936	83	4	3.717
44	23	16.444	84	4	3.717

年齢	就労可能年数	ライブニッツ係数	年齢	就労可能年数	ライブニッツ係数
歳	年		歳	年	
45	22	15.937	85	4	3.717
46	21	15.415	86	3	2.829
47	20	14.877	87	3	2.829
48	19	14.324	88	3	2.829
49	18	13.754	89	3	2.829
50	17	13.166	90	3	2.829
51	16	12.561	91	2	1.913
52	16	12.561	92	2	1.913
53	15	11.938	93	2	1.913
54	15	11.938	94	2	1.913
55	14	11.296	95	2	1.913
56	14	11.296	96	2	1.913
57	14	11.296	97	2	1.913
			98	2	1.913
			99	2	1.913
			100	2	1.913
			101	2	1.913
			102	1	0.971
			～		

付表5 第22回生命表による平均余命

(単位：年)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳
男	80	79	78	77	76	75	74	74	73	72
女	86	86	85	84	83	82	81	80	79	78
	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳
男	71	70	69	68	67	66	65	64	63	62
女	77	76	75	74	73	72	71	70	69	68
	20歳	21歳	22歳	23歳	24歳	25歳	26歳	27歳	28歳	29歳
男	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52
女	67	66	65	64	63	62	61	60	59	58
	30歳	31歳	32歳	33歳	34歳	35歳	36歳	37歳	38歳	39歳
男	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42
女	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48
	40歳	41歳	42歳	43歳	44歳	45歳	46歳	47歳	48歳	49歳
男	41	40	39	38	37	37	36	35	34	33
女	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38
	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳
男	32	31	30	29	28	27	26	26	25	24
女	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳
男	23	22	21	21	20	19	18	17	17	16
女	28	27	26	26	25	24	23	22	21	20
	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳
男	15	14	14	13	12	12	11	10	10	9
女	19	18	18	17	16	15	14	14	13	12
	80歳	81歳	82歳	83歳	84歳	85歳	86歳	87歳	88歳	89歳
男	8	8	7	7	6	6	5	5	4	4
女	11	10	10	9	8	8	7	7	6	6
	90歳	91歳	92歳	93歳	94歳	95歳	96歳	97歳	98歳	99歳
男	4	3	3	3	3	2	2	2	2	2
女	5	5	4	4	3	3	3	3	2	2
	100歳	101歳	102歳	103歳	104歳	105歳	106歳	107歳	108歳	109歳
男	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1
女	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1
	110歳	111歳	112歳	113歳	114歳	115歳				
男	1	1	1	—	—	—				
女	1	1	1	1	1	—				

<総合自動車保険・特約>

（１）対物超過修理費用補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
相手自動車	被保険者が対物事故により滅失、破損または汚損した他人の自動車をいいます。
相手自動車の価額	損害が生じた地および時における、相手自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式で同等の損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。
相手自動車の車両保険等	相手自動車について適用される保険契約または共済契約で、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮その他偶然な事故によって相手自動車に生じた損害および相手自動車の盗難によって生じた損害に対して保険金または共済金を支払うものをいいます。
相手自動車の修理費	損害が生じた地および時において、相手自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費（注）で、当社が必要かつ妥当と認めたものをいいます。この場合、相手自動車の復旧に際して、当社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。 （注）相手自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費とは、事故発生時点における一般的な修理技法により、外観上、機能上、社会通念に照らし原状回復したと認められる程度に復旧するために必要な修理費用とします。なお、これ以外の格落支等による損害は含みません。
対物事故	普通保険約款「用語の定義」に規定する対物事故をいいます。ただし、不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約の適用においては、同特約第1条（用語の定義）に規定する物損事故をいいます。
対物超過修理費用	当社が相手自動車の損害の調査を行った結果、相手自動車の修理費が相手自動車の価額を上回ると認められた場合において、相手自動車の修理費から相手自動車の価額を差し引いた額をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款対物賠償条項が適用されており、かつ、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第3条（保険金を支払う場合）

- （１）当社は、被保険者が対物事故により法律上の損害賠償責任を負担する場合であって、次に定める条件をすべて満たすときには、その事故により、被保険者が負担する対物超過修理費用に対して、この特約に従い、対物超過修理費用保険金を支払います。
- ① 対物事故により滅失、破損または汚損した他人の財物が自動車であること。
 - ② 普通保険約款対物賠償条項による保険金が支払われること。
 - ③ 当社が相手自動車の損害の調査を行った結果、相手自動車の修理費が、相手自動車の価額を上回ると認められること。
 - ④ 相手自動車に損害が発生した日の翌日から起算して6か月以内に、相手自動車の損傷を実際に修理完了すること。なお、修理の完了に際してやむを得ない事情がある場合には、あらかじめ当社の承認を得て、修理の期間につき、これを変更することができます。
- （２）当社は、被保険者が対物事故により不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約に定める被害者救済費用を負担する場合であって、次に定める条件をすべて満たすときには、その事故により、被保険者が負担する対物超過修理費用に対して、この特約に従い、対物超過修理費用保険金を支払います。
- ① 対物事故により滅失、破損または汚損した他人の財物が自動車であること。
 - ② 同特約による物損事故における保険金が支払われること。
 - ③ 当社が相手自動車の損害の調査を行った結果、相手自動車の修理費が、相手自動車の価額を上回ると認められること。
 - ④ 相手自動車に損害が発生した日の翌日から起算して6か月以内に、相手自動車の損傷を実際に修理完了すること。なお、修理の完了に際してやむを得ない事情がある場合には、あらかじめ当社の承認を得て、修理の期間につき、これを変更することができます。

第4条（被保険者の範囲）

この特約において被保険者とは、普通保険約款対物賠償条項第5条（被保険者の範囲）に規定する被保険者をいいます。ただし、不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約の適用においては、同特約第6条（被保険者の範囲）に規定する被保険者となります。

第5条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、第6条（支払保険金の計算）に規定する当社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

第6条（支払保険金の計算）

（１）当社が、1回の対物事故により対物超過修理費用が生じた相手自動車1台につき支払う対物超過修理費用保険金は、次の算式によって算出した額または50万円のいずれか低い額を限度とします。

$$\text{対物超過修理費用} \times \frac{\text{相手自動車の価額について、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額}}{\text{相手自動車の価額}}$$

（２）第3条（保険金を支払う場合）（２）の規定により、1回の対物事故につき当社が支払う対物超過修理費用保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、相手自動車1台につき、50万円を限度とします。

$$\text{対物超過修理費用} \times \frac{\text{相手自動車の価額から相手自動車の価額のうち被害者の過失によって発生した損害の額を差し引いた額}}{\text{相手自動車の価額}}$$

第7条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

- （１）相手自動車に生じた損害に対して相手自動車の車両保険等によって保険金または共済金が支払われる場合であって、次の①の額が②の額を超えるときは、当社は、対物超過修理費用からその超過額を差し引いた額を対物超過修理費用とみなして第6条（支払保険金の計算）の規定を適用します。この場合において、既に超過額（注１）の一部または全部に相当する対物超過修理費用保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。
- ① 相手自動車の車両保険等によって支払われる保険金または共済金の額（注２）。ただし、相手自動車の修理費のうち、相手自動車の所有者以外の者が負担すべき金額で相手自動車の所有者のために既に回収されたものがある場合において、それにより保険金の額が差し引かれるときは、その額を差し引かないものとして算出された保険金の額とします。
 - ② 相手自動車の価額
- （２）対物超過修理費用保険金に関して、他の保険契約等（注３）がある場合は、当社は、普通保険約款基本条項第26条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）（１）および（２）の規定により支払保険金の額を決定します。この場合において、普通保険約款基本条項第26条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）（２）②の規定中「人身傷害条項」とあるのは「この特約」と読み替えるものとします。
- （注１）超過額とは、（１）①の額が（１）②の額を超えるときにおける、その超過額をいいます。
- （注２）保険金または共済金の額は、相手自動車の修理費以外の諸費用等に対して支払われる額がある場合、その額を除いた額とします。
- （注３）他の保険契約等とは、第3条（保険金を支払う場合）の全部または一部と支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

第8条（保険金の請求）

- （１）当社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。
- ① 第3条（保険金を支払う場合）（１）の規定による対物超過修理費用保険金については、普通保険約款基本条項第27条（保険金の請求）（１）①に規定する判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時
 - ② 第3条（保険金を支払う場合）（２）の規定による対物超過修理費用保険金については、不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約第12条（保険金の請求）（１）に規定する被保険者が負担する被害者救済費用の額が被害者等との間の合意により確定した時
- （２）被保険者が保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第27条（保険金の請求）（２）に規定する書類のほか、被保険者が実際に支出した相手自動車の修理費の明細書および当社が求めた書類または証拠を当社に提出しなければなりません。
- （３）第3条（保険金を支払う場合）の対物超過修理費用保険金の請求は、記名被保険者を経由して行うものとします。
- （４）普通保険約款対物賠償条項第9条（損害賠償請求権者の直接請求権）、同条項第13条（先取特権）および同条項第14条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）の規定は、対物超過修理費用保険金には適用しません。

第9条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を以下のとおり適用します。

- ① 第13条（入替自動車の自動補償）（２）②の規定中「対物賠償条項の保険金」とあるのは「対物賠償条項および対物超過修理費用補償特約の保険金」
- ② 第18条（重大事由による解除）（４）①の規定中「対人賠償条項または対物賠償条項」とあるのは「対人賠償条項もしくは対物賠償条項または対物超過修理費用補償特約」
- ③ 第18条（重大事由による解除）（注6）の規定中「対人賠償条項または対物賠償条項」とあるのは「対人賠償条項もしくは対物賠償条項または対物超過修理費用補償特約」、「対人賠償条項第10条（費用）または対物賠償条項第10条（費用）」とあるのは「対人賠償条項第10条（費用）もしくは対物賠償条項第10条（費用）または対物超過修理費用補償特約第1条（用語の定義）に規定する対物超過修理費用」
- ④ 第18条（重大事由による解除）（注7）の規定中「対人賠償条項第10条（費用）または対物賠償条項第10条（費用）」とあるのは「対人賠償条項第10条（費用）もしくは対物賠償条項第10条（費用）または対物超過修理費用補償特約第1条（用語の定義）に規定する対物超過修理費用」
- ⑤ 第27条（保険金の請求）（５）の規定中「（２）」とあるのは「（２）およびこの特約第8条（保険金の請求）（２）」

- ⑥ 第27条（保険金の請求）（8）の規定中「（2）、（3）もしくは（5）の書類」とあるのは「（2）、（3）、（5）もしくはこの特約第8条（保険金の請求）（2）の書類」
- ⑦ 第28条（保険金の支払時期）（注1）の規定中「第27条（保険金の請求）（2）および（3）」とあるのは「第27条（保険金の請求）（2）、（3）およびこの特約第8条（保険金の請求）（2）」
- ⑧ 第31条（時効）の規定中「第27条（保険金の請求）（1）」とあるのは「この特約第8条（保険金の請求）（1）」

（2）不正アクセス・車両の欠陥等による 事故の被害者救済費用特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
人身事故	ご契約のお車の使用または管理中に生じた偶然な事故により他人の生命または身体を害することをいいます。
物損事故	ご契約のお車の使用もしくは管理中に生じた偶然な事故により他人の財物を滅失、破損もしくは汚損すること、またはご契約のお車の使用または管理中に発生した偶然な事故により軌道上を走行する陸上の乗用車が運行不能になることをいいます。
賠償義務者	被害者等が被る被害にかかわる法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
被害者救済費用	人身事故または物損事故によって被害者等に生じた損害の額（注1）を被保険者が負担することおよび被害者等に生じた損害について被害者等が賠償義務者に対する損害賠償請求権を有する場合は、被保険者が負担する額を上限としてその損害賠償請求権を被保険者が取得することについて、当社の承認を得て被保険者が委任した弁護士により被害者等との間で書面による合意が成立した場合に、その合意に基づき被保険者が支出する費用をいいます。 ただし、次のいずれかに該当するものがある場合は、その合計額を差し引いた額を限度とします。なお、物損事故の場合、次の①および④の額は差し引きません。 ① 自賠責保険等または自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく自動車損害賠償保障事業によって被害者等に既に給付が決定したまたは支払われた金額 ② 対人賠償保険等または対物賠償保険等（注2）によって賠償義務者が被害者等に対する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、既に給付が決定したまたは支払われた保険金もしくは共済金の額 ③ 被害者等が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額 ④ 労働者災害補償制度によって被害者等に既に給付が決定したまたは支払われた額（注3） ⑤ 賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で被害者等が既に取得したものがある場合は、その取得した額 ⑥ 被害者等に生じた損害の額（注1）のうち、被害者（注4）の過失により生じた損害の額 ⑦ ①から⑤までの額のほか、被害者等に生じた損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付に対する請求権を被害者等が有している場合で、これらの保険金、共済金その他の給付によって支払われた額が⑥の額を上回るときは、その超過額（注5） （注1）被害者等に生じた損害の額とは、賠償義務者がこれらの者に生じた損害を賠償するとした場合（賠償義務者が存在しない場合を含みます）。に、その賠償義務者が支払うべき損害賠償金の額を算出するために算定される損害の額として、当社の認める額をいいます。 （注2）対物賠償保険等とは、自動車の所有、使用もしくは管理に起因して他人の財物を滅失、破損もしくは汚損すること、または自動車の所有、使用もしくは管理に起因して軌道上を走行する陸上の乗用車が運行不能になることにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約をいいます。 （注3）労働者災害補償制度によって被害者等に既に給付が決定したまたは支払われた額とは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定める社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます。 （注4）被害者とは、人身事故により生命または身体を害された者および物損事故により所有する財物を滅失、破損もしくは汚損された者、その財物を使用もしくは管理していた者または軌道上を走行する陸上の乗用車が運行不能になった者をいいます。 （注5）超過額とは、保険金額および保険金日額等が定額である傷害保険または生命保険等の保険金、共済金その他の給付を含みません。

被害者等	人身事故により生命もしくは身体を害された者（注）またはその父母、配偶者もしくは子および物損事故により所有する財物を滅失、破損もしくは汚損された者、その財物を使用もしくは管理していた者または軌道上を走行する陸上の乗用車が運行不能になった者をいいます。 （注）人身事故により生命もしくは身体を害された者とは、人身事故により生命または身体を害された者が死亡した場合、その法定相続人とします。
リコール等	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第63条の2（改善措置の勧告等）または同条の3（改善措置の届出等）に基づき実施される改善措置等をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款対人賠償条項および対物賠償条項が適用されており、かつ、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第3条（保険金を支払う場合）

- 当社は、次に定める条件をすべて満たす場合に、被保険者が被害者救済費用を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。
- ① ご契約のお車に存在した欠陥やご契約のお車に行われた電気通信回線を用いた第三者による不正なアクセス等に起因して、本来の仕様とは異なる事象または動作がご契約のお車に生じたことにより、人身事故または物損事故が生じたこと。
- ② ご契約のお車に生じた本来の仕様とは異なる事象または動作の原因となる事実が存在していたことが、次のいずれかにより明らかであること。
- ア. リコール等
- イ. 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査
- ウ. ア. またはイ. と同等のその他の客観的な事実
- ③ この特約の被保険者に法律上の損害賠償責任がなかったことが判決もしくは裁判上の和解（注）により確定したことまたは事故状況の調査を行い、法令および判例等に照らして検討した結果、当社がこの特約の被保険者に法律上の損害賠償責任がなかったと認めること。
- （注）裁判上の和解には、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第275条（訴え提起前の和解）に定める訴え提起前の和解を含みません。

第4条（保険金を支払わない場合－その1）

- 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人（注1）の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象または暴動（注2）
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 台風、洪水または高潮
- ⑤ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ⑥ ⑤に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑦ ②から⑥までの事由に伴伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑧ ご契約のお車を競技（注5）もしくは曲技（注6）のために使用すること、またはご契約のお車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用（注7）すること。
- ⑨ ご契約のお車に危険物（注8）を業務（注9）として積載すること、またはご契約のお車が、危険物（注8）を業務（注9）として積載した被牽引自動車を牽引すること。
- ⑩ ご契約のお車を空港（注10）内で使用している間に生じた事故
- （注1）これらの者の法定代理人とは、保険契約者または記名被保険者が法人である場合、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注2）暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- （注3）核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
- （注4）核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- （注5）競技とは、ロードレース（山岳ラリー、タイムラリー）やサーキットレース等を行い、これらのための練習を含みます。
- （注6）曲技とは、サーカス、カースタント等を行い、これらのための練習を含みます。
- （注7）競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用とは、救急、消防、事故処理、修繕、清掃等のための使用を除きます。
- （注8）危険物とは、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条（用語の定義）に定める高压ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第2条（定義等）に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条（定義）に定める毒物もしくは劇物をいいます。
- （注9）業務とは、家事を除きます。
- （注10）空港には、飛行場およびヘリポートを含みます。

第5条（保険金を支払わない場合－その2）

- （1）当社は、人身事故により次のいずれかに該当する者の生命または身体が害された場合には、それにより被保険者が被害者救済費用を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 記名被保険者

- ② ご契約のお車を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子
③ 被保険者の父母、配偶者または子
④ 被保険者の業務（注１）に従事する使用人
⑤ 被保険者の使用者の業務（注１）に従事中の他の使用人。ただし、被保険者がご契約のお車をその使用者の業務（注１）に使用している場合に限りま。
- （２）当社は、ご契約のお車の所有者（注２）および記名被保険者が個人である場合は、記名被保険者がその使用者の業務にご契約のお車を使用している場合に、同じ使用者の業務に従事中の他の使用人の生命または身体を害することにより、記名被保険者が被害者救済費用を負担することによって被る損害に対しては、（１）⑤の規定を適用しません。
- （３）当社は、物損事故により次のいずれかに該当する者の所有、使用もしくは管理する財物が滅失、破損もしくは汚損された場合、または次のいずれかに該当する者の所有、使用もしくは管理する軌道上を走行する陸上の乗用具が通行不能になった場合には、それにより被保険者が被害者救済費用を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 記名被保険者
② ご契約のお車を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子
③ 被保険者またはその父母、配偶者もしくは子
- （注１）業務とは、家事を除きます。
（注２）ご契約のお車の所有者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。
① ご契約のお車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その賣主
② ご契約のお車が１年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
③ ①および②以外の場合は、ご契約のお車を所有する者

第6条（被保険者の範囲）

この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。

- ① 次のいずれかに該当するご契約のお車の運転者
ア. 記名被保険者
イ. 記名被保険者の配偶者
ウ. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
エ. 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
オ. ア. からエ. までの以外で、記名被保険者の承諾を得てご契約のお車を運転中の者。ただし、業務としてご契約のお車を受託している自動車取扱業者は含みません。
- ② ご契約のお車の運転者がいない状態で人身事故または物損事故が生じた場合は、ご契約のお車の所有者

第7条（個別適用）

- （１）この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、第4条（保険金を支払わない場合—その１）①の規定を除きます。
（２）（１）の規定によって、第10条（支払保険金の計算）（１）および（２）に定める当社の支払うべき保険金の限度額ならびに同条（３）②に定める人身救済臨時費用の額が増額されるものではありません。

第8条（当社による援助）

被保険者が人身事故または物損事故にかかわる被害者救済費用を負担する場合には、当社は、被保険者が支払う被害者救済費用の額を確定するため、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者または当社の承認を得て被保険者が委任した弁護士が行う調査または折衝について協力または援助を行います。

第9条（費用）

- （１）保険契約者または被保険者が支出した次の費用（注）は、これを損害の一部とみなします。
① 普通保険約款基本条項第24条（事故発生時の義務）⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
② 人身事故または物損事故に関して被保険者または当社の承認を得て被保険者が委任した弁護士が行う調査または折衝について、被保険者が当社の同意を得て支出した費用
- （２）第3条（保険金を支払う場合）①から③までのすべてに該当する人身事故において、第1条（用語の定義）被害者救済費用の定義に規定する被害者等との間の合意が成立している場合であって、生命または身体を害された者が人身事故の直接の結果として死亡したときは、（１）の費用のほか、被保険者が臨時に必要とする費用（以下「人身救済臨時費用」といいます。）は、これを損害の一部とみなします。
（注）費用には、収入の喪失を含みません。

第10条（支払保険金の計算）

- （１）１回の人身事故につき当社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、生命または身体を害された者１名につき、それぞれ保険証券記載の対人賠償保険金額を限度とします。

$$\boxed{\text{人身事故において被保険者が被害者等に対して負担する被害者救済費用の額}} + \boxed{\begin{array}{l} \text{第9条（費用）} \\ \text{（１）①の費用} \end{array}} = \text{保険金の額}$$

- （２）１回の物損事故（注）につき当社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険証券記載の対物賠償保険金額を限度とします。

$$\boxed{\text{物損事故において被保険者が被害者等に対して負担する被害者救済費用の額}} + \boxed{\begin{array}{l} \text{第9条（費用）} \\ \text{（１）①の費用} \end{array}} = \text{保険金の額}$$

- （３）当社は、（１）および（２）に定める保険金のほか、次の額の合計額を支払います。
① 第9条（費用）（１）②の費用
② 第9条（費用）（２）の人身救済臨時費用。ただし、１回の人身事故により生命または

身体を害された者１名につき１０万円とします。

- （注）１回の物損事故とは、同一の偶然な事故（ご契約のお車の使用または管理中に生じた偶然な事故をいいます。）によって生じた物損事故は、１回の物損事故とみなします。

第11条（損害発生時の義務）

- （１）第3条（保険金を支払う場合）に該当し、被保険者が被害者救済費用を負担する場合で、賠償義務者となるべき者がいるときは、保険契約者または被保険者は、被害者等および賠償義務者に対して、被害者救済費用が賠償義務者となるべき者に代わって被害者等に対して支払う費用であることおよび被保険者が被害者救済費用の額を上限として被害者等が有する損害賠償請求権を被保険者が取得することについて書面により通知しなければなりません。
- （２）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（１）の規定に違反した場合は、当社は、（１）の規定に違反したことによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第12条（保険金の請求）

- （１）当社に対する保険金の請求権は、被保険者が負担する被害者救済費用の額が被害者等との間の合意により確定した時から発生し、これを行行使することができるとします。
（２）被保険者がこの特約に基づき保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第27条（保険金の請求）（２）①の書類または証拠として、次に定めるものを当社に提出しなければなりません。
① 当社の定める事故報告書
② 第1条（用語の定義）被害者救済費用の定義に規定する被害者等との間の合意および被害者救済費用の内訳を示す書面
③ 第11条（損害発生時の義務）（１）に規定する通知書面

第13条（普通保険約款との関係）

- （１）当社は普通保険約款対人賠償条項第5条（被保険者の範囲）または対物賠償条項第5条（被保険者の範囲）の規定に該当する者が、被害者等に生じた損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合は、この特約の規定は適用しません。
（２）当社は、普通保険約款対物賠償条項第10条（費用）⑤に定める費用について、同条項の規定により保険金を支払うべき損害に対しては、この特約の規定による保険金を重ねて支払いません。

第14条（準用規定）

- （１）この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。
（２）（１）において、普通保険約款基本条項の規定を以下のとおり適用します。
① 第13条（入替自動車の自動補償）（２）の規定を、次のとおり読み替えます。
「（２）当社は、入替自動車（注１）の取得日の翌日から起算して３１日目の日以降、満期日の翌日から起算して３０日目の日まででの間に、保険契約者が書面または当社の別に定める方法によりご契約のお車の入替の承認の請求を行い、当社がこれを受領した場合には、（１）の規定を適用します。ただし、この場合において、当社が支払う保険金は、次に定める保険金に限りま。
- ① 対人賠償条項の保険金
② 対物賠償条項の保険金
③ 不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約の保険金」
- ② 第18条（重大事由による解除）（４）②の規定中「車両条項」とあるのは「車両条項または不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約」と読み替えます。
③ 第18条（重大事由による解除）（注３）の規定中「または人身傷害条項」とあるのは「もしくは人身傷害条項または不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約」と読み替えます。
④ 第26条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）（２）の規定を、次のとおり読み替えます。
「（２）（１）の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合には既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当社は、それらの額の合計額を、次に掲げる額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。
① この特約（注１）に関しては、損害の額
② この特約第9条（費用）（２）の人身救済臨時費用に関しては、それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額」
- ⑤ 第26条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）（注１）の規定を、次のとおり読み替えます。
「（注１）この特約とは、この特約第9条（費用）（２）の人身救済臨時費用を除きます。」
⑥ 第33条（代位）（１）の規定中「損害」とあるのは「費用」と読み替えます。

（３）自動車事故特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」によります。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

- ① 記名被保険者が個人であること。
② この保険契約に普通保険約款人身傷害条項が適用されていること。

第3条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、この特約により、次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により被保険者が身体に傷害（注1）を被ることを人身傷害事故（注2）とみなして、この保険契約の保険契約条件に従い、普通保険約款人身傷害条項（注3）を適用し、保険金を支払います。
- ① 自動車の運行に起因する事故
 - ② 自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または自動車の落下。ただし、被保険者がその自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注4）に搭乗中である場合に限りす。
- (2) (1) の規定により保険金を支払うべき損害に対して、この保険契約に適用されている普通保険約款人身傷害条項および他の特約の規定により同条項の保険金が支払われる場合には、当社は、この特約を適用しません。
- (注1) 傷害には、ガス中毒を含み、日射、熱射または精神的衝動による障害や被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足る医学的他覚所見のないものは含まれません。
- (注2) 人身傷害事故とは、普通保険約款「用語の定義」の人身傷害事故をいいます。
- (注3) 普通保険約款人身傷害条項には、ご契約のお車について適用される他の特約を含みます。
- (注4) 室内とは、隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

第4条（保険金を支払わない場合—その1）

- 当社は、普通保険約款人身傷害条項および基本条項ならびにこの保険契約に適用される他の特約の規定による場合のほか、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車もしくは交通乗用車を運転している場合、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気帯びた状態もしくはこれに相当する状態で自動車もしくは交通乗用車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないうれがある状態で自動車もしくは交通乗用車を運転している場合に生じた損害
 - ② 被保険者が、自動車または交通乗用車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車または交通乗用車に搭乗中に生じた損害

第5条（保険金を支払わない場合—その2）

- (1) 当社は、普通保険約款人身傷害条項および基本条項ならびにこの保険契約に適用される他の特約の規定による場合のほか、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者が、ご契約のお車以外の自動車を競技（注1）もしくは曲技（注2）のために使用すること、またはご契約のお車以外の自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用（注3）すること。
 - ② 被保険者が、搭乗中のご契約のお車以外の自動車に危険物（注4）を業務（注5）として積載すること、または被保険者が搭乗中のご契約のお車以外の自動車が、危険物（注4）を業務（注5）として積載した被牽引自動車を牽引すること。
- (2) 当社は、被保険者が、被保険者の使用者の業務（注5）のためにご契約のお車以外のその他の所有する自動車（注6）に搭乗している場合に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 当社は、被保険者が、ご契約のお車以外の自動車であって、次のいずれかに該当する自動車に搭乗中に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 記名被保険者、その配偶者または記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族が所有する自動車（注6）または常時使用する自動車
 - ② 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子が、その所有する自動車（注6）または常時使用する自動車を自ら運転者として運転中の場合は、その自動車
- (注1) 競技とは、ロードレース（山岳ラリー、タイムラリー）やサーキットレース等をいい、これらのための練習を含みます。
- (注2) 曲技とは、サーカス、ガースタント等をいい、これらのための練習を含みます。
- (注3) 競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用とは、救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
- (注4) 危険物とは、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条（用語の定義）に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第2条（定義等）に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条（定義）に定める毒物もしくは劇物をいいます。
- (注5) 業務とは、家事を除きます。
- (注6) 所有する自動車には、所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。

第6条（被保険者の範囲）

- (1) 当社は、この特約により、普通保険約款人身傷害条項第5条（被保険者の範囲）(1) から (3) までの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者に限り、同条項（注1）の被保険者としす。
- ① 記名被保険者
 - ② 記名被保険者の配偶者
 - ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
- ⑤ ①から④までの者以外の者で、ご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注2）に搭乗中の者
- ⑥ ①から⑤までの者以外の者で、ご契約のお車の保有者（注3）

- ⑦ ①から⑥までの者以外の者で、ご契約のお車の運転者（注4）
- (2) (1) ⑤の者には、自動車専用道路等においてご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注2）を一時的に離れている者を含みます。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。
- ① 自動車専用道路等のうち、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車による以外の方法での通行が法令により禁じられていない場所において、普通保険約款人身傷害条項第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合
 - ② 自動車専用道路等における救急、消防、事故処理、補修、清掃等を業とする者が、自動車専用道路等においてその業務に従事している場合
- (3) (1) ⑥または⑦のいずれかに該当する者は、これらの者がご契約のお車の運行に起因する事故により身体に傷害を被り、かつ、それによってこれらの者に発生した損害に基づき自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第3条（自動車損害賠償責任）に基づく損害賠償請求権が発生しない場合に限り、被保険者に含みます。
- (4) (1) から (3) まで規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は被保険者に含みます。
- ① 極めて異常かつ危険な方法で自動車または交通乗用車に搭乗中の者
 - ② 業務として自動車を受託している自動車取扱業者
- (注1) 同条項には、ご契約のお車について適用される他の特約を含みます。
- (注2) 室内とは、隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
- (注3) 保有者とは、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第2条（定義）第3項に定める保有者をいいます。
- (注4) 運転者とは、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第2条（定義）第4項に定める運転者をいいます。

第7条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第8条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

（4）自損事故傷害特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
運転者	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第2条（定義）第4項に定める運転者をいいます。
他の保険契約等	この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
保険金	死亡保険金、後遺障害保険金または医療保険金をいいます。
保有者	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第2条（定義）第3項に定める保有者をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款人身傷害条項が適用されておらず、かつ、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第3条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、被保険者が次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被り、かつ、それによってその被保険者に生じた損害に対して自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第3条（自動車損害賠償責任）に基づく損害賠償請求権が発生しない場合は、その傷害に対して、この特約および普通保険約款基本条項（注1）に従い、保険金を支払います。
- ① ご契約のお車の運行に起因する事故
 - ② ご契約のお車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発またはご契約のお車の落下。ただし、被保険者がご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注2）に搭乗中である場合に限りす。
- (2) (1) の傷害にはガス中毒を含みます。
- (3) (1) の傷害には、次のものを含みます。
- ① 日射、熱射または精神的衝動による障害
 - ② 被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの
- (注1) 普通保険約款基本条項には、ご契約のお車について適用される他の特約を含みます。
- (注2) 室内とは、隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

第4条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた傷害
 - ② 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転している場合、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気帯びた状態もしくはこれに相当する状態でご契約のお車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第

- 15項に定める指定業務等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態でご契約のお車を運転している場合に生じた傷害
- ③ 被保険者が、ご契約のお車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでご契約のお車に搭乗中に生じた傷害
- ④ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害
- ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた傷害
- (2) 傷害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。
- (3) 当社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症(注1)に対しては、保険金を支払いません。
- (4) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象または暴動(注2)
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染された物(注4)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ④ ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑤ ①から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑥ 被保険者がご契約のお車を競技(注5)もしくは曲技(注6)のために使用すること、またはご契約のお車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用(注7)すること
- ⑦ ご契約のお車に危険物(注8)を業務(注9)として積載すること、またはご契約のお車が、危険物(注8)を業務(注9)として積載した被牽引自動車牽引すること。
- (5) 当社は、自動車取扱業者がご契約のお車を業務として受託している間に被保険者に生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (注1) 創傷感染症とは、丹毒、淋巴腺炎、敗血症、破傷風等をいいます。
- (注2) 暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注3) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
- (注4) 核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- (注5) 競技とは、ロードレース(山岳ラリー、タイムラリー)やサーキットレース等をいい、これらのための練習を含みます。
- (注6) 曲技とは、サーカス、カースタント等をいい、これらのための練習を含みます。
- (注7) 競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用とは、救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
- (注8) 危険物とは、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条(用語の定義)に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)第2条(定義)に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条(定義)に定める毒物もしくは劇物をいいます。
- (注9) 業務とは、家事を除きます。

第5条(被保険者の範囲)

- (1) この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者となります。
- ① ご契約のお車の保有者
- ② ご契約のお車の運転者
- ③ ①および②以外の者で、ご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内(注)に搭乗中の者
- (2) (1)の規定にかかわらず、極めて異常かつ危険な方法でご契約のお車に搭乗中の者は被保険者に含まれません。
- (注) 室内とは、隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

第6条(個別適用)

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第7条(死亡保険金の支払)

- (1) 当社は、被保険者が第3条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合は、1,500万円を死亡保険金として被保険者の法定相続人に支払います。ただし、1回の事故につき、被保険者に対し既に支払った後遺障害保険金がある場合は、1,500万円から既に支払った金額を控除した残額とします。
- (2) (1)の被保険者の法定相続人が2名以上である場合は、当社は、法定相続分の割合により死亡保険金を被保険者の法定相続人に支払います。

第8条(後遺障害保険金の支払)

- (1) 当社は、被保険者が第3条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、普通保険約款別表Ⅰ(注)の1または普通保険約款別表Ⅰ(注)の2に掲げる後遺障害が生じた場合は、その後遺障害に該当する等級に対応するこの特約の別表の1または別表の2に規定する保険金支払額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。
- (2) 既に後遺障害のある被保険者が第3条(保険金を支払う場合)の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として支払います。

普通保険約款別表Ⅰ(注)の1または普通保険約款別表Ⅰ(注)の2に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対応するこの特約の別表の1または別表の2に規定する保険金支払額

既にあった後遺障害に該当する等級に対応するこの特約の別表の1または別表の2に規定する保険金支払額

(注) 普通保険約款別表Ⅰには、注書きも含まれます。

第9条(医療保険金の支払)

- (1) 当社は、被保険者が第3条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、治療を要した場合は、その治療日数に対し、次の算式によって算出した額を医療保険金として被保険者に支払います。
- ① 入院した場合
- $$6,000円 \times 入院日数 = 医療保険金の額$$
- ② 通院した場合
- $$4,000円 \times 通院日数(注1) = 医療保険金の額$$
- (2) (1)の治療日数には、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(注2)であることには、その処置日数を含みます。
- (3) (1)②の通院日数には、被保険者が通院しない場合であっても、次のいずれかに該当する部位を固定するために治療によりギプス等(注3)を常時装着したときは、その日数を通院日数に含めます。ただし、医師の指示による固定であること(診断書や医師の意見書に固定に関する記載があること)、かつ、診断書、診療報酬明細書等から次のいずれかに該当する部位をギプス等(注3)装着により固定していることが確認できる場合に限ります。
- ① 長骨(注4)または脊柱
- ② 長骨(注4)に接続する三大関節(注5)部分
- ③ ろく骨または胸骨。ただし、体幹部を固定した場合に限ります。
- ④ 顎骨または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限ります。
- (4) (1)の医療保険金の額は、1回の事故につき、100万円を限度とします。
- (5) 被保険者が医療保険金の支払を受けられる期間中にさらに医療保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては医療保険金を支払いません。
- (注1) 通院日数とは、(1)①に該当した日数を除きます。
- (注2) 医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置には、医療給付関係各法の適用がない場合、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。
- (注3) ギプス等とは、ギプス(キャスト)、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース(下腿骨骨折後に装着したものに付き、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書明確な場合に限り)、線副子等(上下顎を一体的に固定した場合に限ります。)およびハローベストをいいます。
- (注4) 長骨等とは、上腕骨・橈骨・尺骨・大腿骨・脛骨および腓骨をいいます。
- (注5) 長骨骨に接続する三大関節とは、上肢の肩関節、ひじ関節および手関節ならびに下肢の股関節、ひざ関節および足関節をいいます。

第10条(他の身体の障害または疾病の影響)

- (1) 被保険者が第3条(保険金を支払う場合)の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療を怠ったことにより、第3条(保険金を支払う場合)の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第11条(当社の責任限度額等)

- (1) 1回の事故につき、当社が支払うべき死亡保険金の額は、第7条(死亡保険金の支払)および第10条(他の身体の障害または疾病の影響)の規定による額とし、かつ、1,500万円を限度とします。
- (2) 1回の事故につき、当社が支払うべき後遺障害保険金の額は、第8条(後遺障害保険金の支払)および第10条(他の身体の障害または疾病の影響)の規定による額とし、かつ、2,000万円を限度とします。
- (3) 当社は、(1)および(2)に定める保険金のほか、1回の事故につき、第9条(医療保険金の支払)および第10条(他の身体の障害または疾病の影響)の規定による医療保険金を支払います。

第12条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当社は、それらの額の合計額を、それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。この場合において、第1条(用語の定義)保険金の定義に規定する医療保険金とそれ以外の保険金(注)とに区分して算出するものとします。

(注) それ以外の保険金とは、死亡保険金および後遺障害保険金をいいます。

第13条（保険金の請求）

当社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使うことができますものとします。

- ① 死亡保険金については、被保険者が死亡した時
- ② 後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時
- ③ 医療保険金については、被保険者が治療を要しなくなった時または事故の発生の日からその日を含めて160日を経過した時のいずれか早い時

第14条（代位）

当社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第15条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項および普通保険約款別表Ⅰ（注）の規定を以下のとおり読み替えます。

- ① 普通保険約款基本条項第18条（重大事由による解除）（2）②の規定中「損害（注5）」とあるのは「傷害」、同条（5）の規定中「次の損害」とあるのは「次の損害または傷害」、同条（5）②の規定中「損害」および「損害（注8）」とあるのは「傷害」、同条（5）②、（注3）および（注4）の規定中「人身傷害条項」とあるのは「この特約」
- ② 普通保険約款基本条項第29条（当社の指定する医師が作成した診断書等の要求）（1）の規定中「人身傷害」とあるのは「この特約」、第27条（保険金の請求）とあるのは「この特約第13条（保険金の請求）」
- ③ 普通保険約款基本条項第31条（時効）の規定中「第27条（保険金の請求）（1）」とあるのは「この特約第13条（保険金の請求）」
- ④ 普通保険約款別表Ⅰの2の（注）7の規定中「最も重い後遺障害に該当する等級によります。ただし、次のいずれかに該当する場合は、それぞれ次の等級によります。」とあるのは「最も重い後遺障害に該当する等級に対応するこの特約の別表の1または別表の2の保険金支払額を後遺障害保険金として支払います。ただし、次のいずれかに該当する場合は、それぞれ次の等級に対応する保険金支払額とします。」「最も重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級」とあるのは「最も重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級。ただし、それぞれの後遺障害に対応する保険金支払額の合計額が最も重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対応する保険金支払額に達しない場合は、その合計額とします。」

(注) 普通保険約款別表Ⅰには、注書きも含まれます。

<別表> 後遺障害等級別保険金支払額表

1. 介護を要する後遺障害

等級	保険金支払額
第1級	2,000万円
第2級	1,500万円

2. 1. 以外の後遺障害

等級	保険金支払額	等級	保険金支払額
第1級	1,500万円	第8級	470万円
第2級	1,295万円	第9級	365万円
第3級	1,110万円	第10級	280万円
第4級	960万円	第11級	210万円
第5級	825万円	第12級	145万円
第6級	700万円	第13級	95万円
第7級	585万円	第14級	50万円

（5）無保険車傷害特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
相手自動車	ご契約のお車以外の自動車であって被保険者の生命または身体を害した自動車をいいます。ただし、被保険者が所有する自動車（注）および日本国外にある自動車を除きます。 (注) 所有する自動車には、所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする借借契約により借り入れた自動車を含みます。
他の保険契約等	第3条（保険金を支払う場合）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

賠償義務者	無保険自動車の所有、使用または管理に起因して被保険者の生命または身体を害することにより、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
保険金請求権者	無保険車事故によって損害を被った次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 被保険者。ただし、被保険者が死亡した場合は、その法定相続人となります。 ② 被保険者の父母、配偶者または子
無保険自動車	相手自動車と、次のいずれかの場合に該当すると認められる自動車をいい、相手自動車明らかでない認められる場合は、その自動車を無保険自動車とみなします。ただし、相手自動車が2台以上ある場合には、それぞれの相手自動車について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額の合計額（注1）が、この保険証券記載の保険金額に達しないときと認められるときに限り、それぞれの相手自動車を無保険自動車とみなします。 ① その自動車について適用される対人賠償保険等がない場合 ② その自動車について適用される対人賠償保険等によって、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害について、法律上の損害賠償責任を負担する者が、その責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を全く受けることができない場合 ③ その自動車について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額（注2）が、この保険証券記載の保険金額に達しない場合 (注1) 対人賠償保険等の保険金額または共済金額の合計額とは、③に該当するもの以外の相手自動車については、保険金額または共済金額がないものとして計算します。 (注2) 対人賠償保険等の保険金額または共済金額とは、対人賠償保険等が2以上ある場合、それぞれの保険金額または共済金額の合計額とします。
無保険車事故	無保険自動車の所有、使用または管理に起因して、被保険者の生命が害されること、または身体が害されるその直接の結果として普通保険約款別表Ⅰの1または普通保険約款別表Ⅰの2に掲げる後遺障害（注）もしくは身体の障害の程度に応じて同表の後遺障害に相当すると認められる後遺障害（注）が生じることを行います。 (注) 後遺障害には、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他見所のないものを含みません。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款人身傷害条項が適用されておらず、かつ、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第3条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、無保険車事故によって被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して、賠償義務者がある場合に限り、この特約および普通保険約款基本条項（注1）に従い、保険金を支払います。
- (2) (1) の損害の額は、第9条（損害額の決定）に定める損害の額とします。
- (3) 当社は、1回の無保険車事故による（1）の損害の額が、次の合計額を超過する場合に限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。
 - ① 自賠責保険等によって支払われる金額（注2）
 - ② 対人賠償保険等によって、賠償義務者が（1）の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、その対人賠償保険等の保険金額または共済金額（注3）(注1) 普通保険約款基本条項には、ご契約のお車について適用される他の特約を含みます。
(注2) 自賠責保険等によって支払われる金額とは、自賠責保険等がない場合または自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく自動車損害賠償保障事業により支払われる金額がある場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。
(注3) 対人賠償保険等の保険金額または共済金額とは、対人賠償保険等が2以上ある場合、それぞれの保険金額または共済金額の合計額とします。

第4条（保険金を支払わない場合ーその1）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害
 - ② 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車を運転している場合、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気帯びた状態もしくはこれに相当する状態で自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第1項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車を運転している場合に生じた損害
 - ③ 被保険者が、自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車に搭乗中に生じた損害
 - ④ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害
 - ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた損害(2) 損害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当社は、

その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。

第5条（保険金を支払わない場合－その2）

当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注1）
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 台風、洪水または高潮
- ④ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ ①から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
（注1）暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
（注2）核燃料物質とは、使用済燃料を含みます。
（注3）核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

第6条（保険金を支払わない場合－その3）

- （1）当社は、次のいずれかに該当する者が賠償義務者である場合は保険金を支払いません。ただし、これらの者に以外に賠償義務者がある場合を除きます。
 - ① 被保険者の父母、配偶者または子
 - ② 被保険者の使用者。ただし、被保険者がその使用者の業務（注1）に従事している場合に限ります。
 - ③ 被保険者の使用者の業務（注1）に無保険自動車を使用している他の使用人。ただし、被保険者がその使用者の業務（注1）に従事している場合に限ります。
- （2）当社は、被保険者の父母、配偶者または子の運転する無保険自動車によって被保険者の生命または身体が害される場合は保険金を支払いません。ただし、無保険自動車が2台以上ある場合で、これらの者または（1）②もしくは③に定める者以外の者が運転する他の無保険自動車があるときを除きます。
- （3）ご契約のお車について適用される対人賠償保険等によって、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害について法律上の損害賠償責任を負担する者が、その責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合（注2）には、当社は、保険金を支払いません。
- （4）当社は、自動車取扱業者がご契約のお車を業務として受託している場合は、その自動車に搭乗中に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- （5）当社は、ご契約のお車もしくは被保険者が搭乗中のご契約のお車以外の自動車を競技（注3）もしくは曲技（注4）のために使用すること、またはご契約のお車もしくは被保険者が搭乗中のご契約のお車以外の自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用（注5）することによって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- （6）当社は、ご契約のお車もしくは被保険者が搭乗中の自動車に危険物（注6）を業務（注1）として積載すること、またはご契約のお車もしくは被保険者が搭乗中の自動車が、危険物（注6）を業務（注1）として積載した被牽引自動車を牽引することによって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
 - （注1）業務とは、家事を除きます。
 - （注2）保険金または共済金の支払を受けることができる場合には、保険金請求権者が対人賠償保険等によって損害賠償額の支払を直接受けることができる場合を含みます。
 - （注3）競技とは、ロードレース（山岳ラリー、タイムラリー）やサーキットレース等を行い、これらのための練習を含みます。
 - （注4）曲技とは、サーカス、カースタント等を行い、これらのための練習を含みます。
 - （注5）競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用とは、救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
 - （注6）危険物とは、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条（用語の定義）に定める高压ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目に関する告示（平成14年国土交通省告示第619号）第2条（定義）に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条（定義）に定める毒物もしくは劇物をいいます。

第7条（被保険者の範囲）

- （1）この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者となります。
 - ① 記名被保険者
 - ② 記名被保険者の配偶者
 - ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - ④ 記名被保険者またはその配偶者の同居の未婚の子
 - ⑤ ①から④まで以外の者で、ご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注1）に搭乗中の者
- （2）（1）の規定にかかわらず、極めて異常かつ危険な方法で自動車に搭乗中の者は被保険者を含みません。
- （3）（1）の妊娠中の被保険者の胎児が、無保険自動車の所有、使用または管理に起因して、その出生後に、生命が害されること、または身体が害されその直接の結果として普通保険約款別表の1または普通保険約款別表の1の2に掲げる後遺障害（注2）もしくは身体の障害の程度に応じて同表の後遺障害に相当すると認められる後遺障害（注2）が生じることによって損害を被った場合は、（1）の規定の適用において、既に生まれていたものとみなします。
 - （注1）室内とは、隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
 - （注2）後遺障害には、その者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足り

る医学的他覚所見のないものを含みません。

第8条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第9条（損害額の決定）

- （1）当社が保険金を支払うべき損害の額（以下「損害額」といいます。）は、賠償義務者が被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被った損害に対して法律上負担すべきものと認められる損害賠償責任の額によって定めます。
- （2）（1）の損害額は、保険金請求権者と賠償義務者との間で損害賠償責任の額が定められているといないにもかかわらず、次の手続によって決定します。
 - ① 当社と保険金請求権者との間の協議
 - ② ①の協議が成立しない場合は、当社と保険金請求権者との間における訴訟、裁判上の和解または調停

第10条（費用）

- 保険契約者または被保険者が支出した次の費用（注）は、これを損害の一部とみなします。
- ① 普通保険約款基本条項第24条（事故発生時の義務）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
 - ② 普通保険約款基本条項第24条（事故発生時の義務）⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
（注）費用には、収入の喪失を含みません。

第11条（支払保険金の計算）

1回の無保険車事故につき当社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額となります。ただし、保険証券記載の保険金額から次の②の額を差し引いた額を限度とします。

第9条（損害額の決定）の規定により決定される損害額	+	第10条（費用）の費用	-	次の①から⑤までの合計額	=	保険金の額
---------------------------	---	-------------	---	--------------	---	-------

- ① 自賠責保険等によって支払われる金額（注1）
 - ② 対人賠償保険等によって賠償義務者が第3条（保険金を支払う場合）（1）の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、その対人賠償保険等の保険金額または共済金額（注2）
 - ③ 保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額。ただし、賠償義務者がその損害賠償金の全部または一部に対して、自賠責保険等または対人賠償保険等によって保険金または共済金の支払を受けている場合は、その支払を受けた額を差し引いた額とします。
 - ④ 第9条（損害額の決定）の規定により決定される損害額および第10条（費用）の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額
 - ⑤ ①から④までのほか、第3条（保険金を支払う場合）（1）の損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額（注3）
- （注1）自賠責保険等によって支払われる金額とは、自賠責保険等がない場合または自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく自動車損害賠償保障事業により支払われる金額がある場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。
- （注2）対人賠償保険等の保険金額または共済金額とは、対人賠償保険等が2以上ある場合、それぞれの保険金額または共済金額の合計額とします。
- （注3）取得した給付の額またはその評価額には、保険金額および保険金日額等が定額である傷害保険または生命保険等の保険金、共済金その他の給付を含みません。

第12条（保険金請求権者の義務）

- （1）被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が第3条（保険金を支払う場合）（1）の損害を被った場合は、保険金請求権者は賠償義務者に対して遅滞なく書面によって損害賠償の請求をし、かつ、次の事項を書面によって当社に通知しなければなりません。
 - ① 賠償義務者の住所および氏名または名称および被保険者との関係
 - ② 賠償義務者の損害に対して保険金または共済金を支払う対人賠償保険等の有無およびその内容
 - ③ 賠償義務者に対して書面によって行った損害賠償請求の内容
 - ④ 保険金請求権者が第3条（保険金を支払う場合）（1）の損害に対して、賠償義務者、自賠責保険等もしくは対人賠償保険等の保険者もしくは共済者または賠償義務者以外の第三者から既に取得した損害賠償金または損害賠償額がある場合は、その額
- （2）当社は、保険金請求権者が、正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合または（1）の書類に事実と異なる記載をした場合は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第13条（保険金請求の手続）

保険金の請求は、保険金請求権者の代表者を經由して行うものとします。

第14条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- （1）他の保険契約等がある場合であっても、当社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
- （2）（1）の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合には既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当社は、それらの額の合計額を、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額から差

し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

第15条（保険金の請求）

当社に対する保険金請求権は、被保険者が死亡した時または被保険者に後遺障害が生じた時から発生し、これを行することができるものとします。

第16条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を以下のとおり読み替えます。

- ① 第18条（重大事由による解除）（5）②、（注3）、（注4）、（注5）および（注8）の規定中「人身傷害条項」とあるのは「この特約」
- ② 第29条（当社の指定する医師が作成した診断書等の要求）（1）の規定中「人身傷害」とあるのは「この特約」第27条（保険金の請求）とあるのは「この特約第15条（保険金の請求）」
- ③ 第31条（時効）の規定中「第27条（保険金の請求）（1）」とあるのは「この特約第15条（保険金の請求）」

（6）搭乗者傷害危険補償特約（傷害一時金払）

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
保険金	医療保険金をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第3条（保険金を支払う場合）

- （1）当社は、被保険者が次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被った場合は、この特約に従い、保険金を支払います。
 - ① ご契約のお車の運行に起因する事故
 - ② ご契約のお車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発またはご契約のお車の落下
- （2）（1）の傷害にはガス中毒を含みます。
- （3）（1）の傷害には、次のものを含まません。
 - ① 日射、熱射または精神的衝動による障害
 - ② 被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの

第4条（保険金を支払わない場合—その1）

- （1）当社は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた傷害
 - ② 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転している場合、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態もしくはこれに相当する状態でご契約のお車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態でご契約のお車を運転している場合に生じた傷害
 - ③ 被保険者が、ご契約のお車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでご契約のお車に搭乗中に生じた傷害
 - ④ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害
 - ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた傷害
- （2）傷害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。
- （3）当社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症（注）に対しては、保険金を支払いません。
（注）創傷感染症とは、丹毒、淋巴腺炎、敗血症、破傷風等をいいます。

第5条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注1）
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ④ ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑤ ④から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑥ ご契約のお車を競技（注4）もしくは曲技（注5）のために使用すること、またはご契約のお車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用（注6）すること。
- ⑦ ご契約のお車に危険物（注7）を業務（注8）として積載すること、またはご契約の

- お車が、危険物（注7）を業務（注8）として積載した被牽引自動車牽引すること。
- （注1）暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
 - （注2）核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
 - （注3）核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
 - （注4）競技とは、ロードレース（山岳ラリー、タイムラリー）やサーキットレース等をいい、これらのための練習を含みます。
 - （注5）曲技とは、サーカス、カースタント等をいい、これらのための練習を含みます。
 - （注6）競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用とは、救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
 - （注7）危険物とは、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条（用語の定義）に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第2条（定義等）に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条（定義）に定める毒物もしくは劇物をいいます。
 - （注8）業務とは、家事を除きます。

第6条（被保険者の範囲）

- （1）この特約における被保険者とは、ご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注）に搭乗中の者とします。
 - （2）（1）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は被保険者に含まません。
 - ① 極めて異常かつ危険な方法でご契約のお車に搭乗中の者
 - ② 業務としてご契約のお車を受託している自動車取扱業者
- （注）室内とは、隔壁等により給付できないように仕切られている場所を除きます。

第7条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第8条（医療保険金の支払）

- （1）当社は、被保険者が第3条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、入院または通院をした場合は、1回の事故につき、次の額を医療保険金として被保険者に支払います。
 - ① 入院または通院した日数の合計が5日以上となり、かつ、5日目の入院または通院の日が事故の発生の日からその日を含めて180日以内の場合は、10万円
 - ② ①以外で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院または通院した場合は、1万円
- （2）（1）の日数には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第1条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注1）であることには、その処置回数を含みます。
- （3）（1）の日数には、被保険者が通院しない場合であっても、次のいずれかに該当する部位を固定するために治療によりギプス等（注2）を常時装着したときは、その日数を含まない。ただし、医師の指示による固定であること（診断書や医師の意見書に固定に関する記載があること）、かつ、診断書、診療報酬明細書等から次のいずれかに該当する部位をギプス等（注2）装着により固定していることが確認できる場合に限りします。
 - ① 長管骨（注3）または脊柱
 - ② 長管骨（注3）に接続する三大関節（注4）部分
 - ③ ろく骨または胸骨。ただし、体幹部を固定した場合に限りします。
 - ④ 顎骨または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限りします。
- （注1）医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置には、医療給付関係各法の適用がない場合、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。
- （注2）ギプス等とは、ギプス（キャスト）、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース（下腿骨骨折後に装着したものにつき）、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限りします。）、線副子等（上下顎を一体的に固定した場合に限りします。）およびハローベルトをいいます。
- （注3）長管骨とは、上腕骨・橈骨・尺骨・大腿骨・脛骨および腓骨をいいます。
- （注4）長管骨に接続する三大関節とは、上肢の肩関節、ひじ関節および手関節ならびに下肢の股関節、ひざ関節および足関節をいいます。

第9条（他の身体の障害または疾病の影響等）

- （1）被保険者が第3条（保険金を支払う場合）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- （2）正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第3条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、（1）と同様の方法で支払います。

第10条（保険金の請求）

当社に対する保険金請求権は、被保険者が治療を要しなくなった時または事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院または通院した日数の合計が5日となった時のいずれか早い時から発生し、これを行することができるものとします。

き、発生の見込まれる後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金として支払います。
(注) 保険金支払割合とは、この特約の別表の1または別表の2のそれぞれの等級に定める保険金支払割合をいいます。

第10条（他の身体の障害または疾病の影響等）

- (1) 被保険者が第3条（保険金を支払う場合）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をせなかったことにより第3条（保険金を支払う場合）の傷害が重大な場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第11条（当社の責任限度額）

1回の事故につき、当社が支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、第8条（死亡保険金の支払）、第9条（後遺障害保険金の支払）および第10条（他の身体の障害または疾病の影響等）の規定による額とし、かつ、保険金額を限度とします。

第12条（保険金の請求）

当社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使用することができるとします。

① 死亡保険金については、被保険者が死亡した時

② 後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

第13条（代位）

当社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第14条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を以下のとおり読み替えます。

① 第18条（重大事由による解除）の規定中「人身傷害条項」とあるのは「この特約」、同条(2)の規定中「損害（注5）」とあるのは「傷害」、同条(5)の規定中「次の損害」とあるのは「次の損害または傷害」、同条(5)②の規定中「損害」および「損害（注8）」とあるのは「傷害」

② 第29条（当社の指定する医師が作成した診断書等の要求）(1)の規定中「人身傷害」とあるのは「この特約」、第27条（保険金の請求）とあるのは「第27条（保険金の請求）およびこの特約第12条（保険金の請求）」

③ 第31条（時効）の規定中「第27条（保険金の請求）(1)」とあるのは「この特約第12条（保険金の請求）」

<別表>後遺障害等等級別保険金支払割合表

1. 介護を要する後遺障害

等級	保険金支払割合
第1級	100%
第2級	89%

2. 1. 以外の後遺障害

等級	保険金支払割合
第1級	100%
第2級	89%
第3級	78%
第4級	69%
第5級	59%
第6級	50%
第7級	42%
第8級	34%
第9級	26%
第10級	20%
第11級	15%
第12級	10%
第13級	7%
第14級	4%

（8）搭乗者傷害の医療保険金倍額支払に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」によります。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に搭乗者傷害危険補償特約（傷害一時金払）が適用されており、かつ、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第3条（保険金を支払う場合）

当社は、この特約により、搭乗者傷害危険補償特約（傷害一時金払）第6条（被保険者の範囲）に定める被保険者が、同特約第3条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、同特約第8条（医療保険金の支払）に定める医療保険金を支払う場合は、同条（1）に定める医療保険金を2倍にして支払います。

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

（9）新車特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
新車の市場販売価格相当額	標準的な市場販売価格を提示した当社が別に定める「自動車保険車両標準価格表」等に記載された初度登録（注）後1年未満の価格をいいます。ただし、保険契約締結の時において、自動車保険車両標準価格表等にこの契約のお車と同一の用途車種・車名・型式・仕様の自動車の記載がない場合は、自動車保険車両標準価格表等に記載された初度登録（注）後1年未満のご契約のお車と同等クラスの自動車の価格により定めるものとします。 （注）初度登録には、初度検査を含みます。
新車保険価額	保険契約者または被保険者と当社がご契約のお車の新車保険価額として保険契約締結時に協定した価額をいい、保険契約締結の時におけるご契約のお車と同一の用途車種・車名・型式・仕様の新車の市場販売価格相当額により定めます。
新車保険金額	保険証券記載の新車保険金額をいいます。
代替自動車	ご契約のお車の代替として取得する自動車をいいます。
代替自動車の取得	第10条（復旧義務）(2)①の規定に従い代替自動車を取得することを行います。
代替自動車の取得価額	代替自動車の車両本体価格および付属品の価格ならびにそれらに課される消費税をいい、その他の税および登録諸費用を含みません。
普通保険約款車両条項の損害の額	普通保険約款車両条項第8条（損害額の決定）に定める損害の額をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、この特約を適用する旨保険証券に記載されているときに適用されます。

① ご契約のお車の用途車種が自家用8車種であること。

② この保険契約に普通保険約款車両条項が適用されていること。

③ この保険契約の満期日の属する月がご契約のお車の初度登録（注）年月の翌月から起算して73か月以内であること。

（注）初度登録には、初度検査を含みます。

第3条（新車保険金額の設定）

- (1) 当社と保険契約者または被保険者は、新車保険価額を新車保険金額として定めるものとします。
- (2) 普通保険約款基本条項第12条（ご契約のお車の入替）(1)のいずれかの場合において、この保険契約の満期日の属する月が新規取得自動車または所有自動車の初度登録（注）年月の翌月から起算して73か月以内であって、保険契約者が書面または当社の別に定める方法によりご契約のお車の入替の承認の請求を行い、当社がこれを承認するときは、(1)の規定により同条項第12条（ご契約のお車の入替）(1)に定める新規取得自動車または所有自動車の新車保険価額を定め、その価額に新車保険価額および新車保険金額を変更するものとします。
- (3) (2)の場合において、この保険契約の満期日の属する月が新規取得自動車または所有自動車の初度登録（注）年月の翌月から起算して73か月を超えたときは、当社は、この特約を適用しません。
- （注）初度登録には、初度検査を含みます。

第4条（被保険者の範囲）

この特約における被保険者は、普通保険約款車両条項の被保険者となります。

第5条（損害額の決定）

当社が保険金を支払うべき損害の額（以下「損害額」といいます。）は、普通保険約款車両条項第8条（損害額の決定）の規定にかかわらず、次のとおりとします。

① 第10条（復旧義務）(2)①の規定に従い、代替自動車の取得を行った場合

ア、代替自動車の取得価額が新車保険価額以上の場合は、新車保険価額

イ、代替自動車の取得価額が新車保険価額を下回る場合は、代替自動車の取得価額。ただし、普通保険約款車両条項の損害の額を下回らないものとします。

② 第10条（復旧義務）（2）②の規定に従い、ご契約のお車の損傷を修理した場合は、次の算式によって算出される額とします。ただし、新車保険価額を限度とします。

第6条（修理費）に定める修理費

−

修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額

=

損害額

第6条（修理費）

第5条（損害額の決定）の修理費とは、損害が生じた地および時において、ご契約のお車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、ご契約のお車の復旧に際して、当社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えるものと認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

第7条（支払保険金の計算）

- (1) 1回の事故につき当社の支払う保険金の額は、普通保険約款車両条項第11条（支払保険金の計算）（1）の規定にかかわらず、次のとおりとします。ただし、新車保険金額を限度とします。
- ① 第10条（復旧義務）（2）①の規定に従い、代替自動車の取得を行った場合は、第5条（損害額の決定）①の規定により決定される損害額
 - ② 第10条（復旧義務）（2）②の規定に従い、ご契約のお車の損傷を修理した場合は、第5条（損害額の決定）②の規定により決定される損害額
- (2) (1)の規定にかかわらず、被保険者が、第10条（復旧義務）の復旧を行わなかった場合、または復旧を行う意思がないことを当社に申し出た場合は、当社は、普通保険約款車両条項第11条（支払保険金の計算）（1）の規定に従い、保険金を支払います。

第8条（新車保険価額が新車の市場販売価格相当額を著しく超える場合）

事故の発生に際して、当社がご契約のお車の損害の調査を行った結果、新車保険価額が新車の市場販売価格相当額を著しく超える場合は、当社は、第5条（損害額の決定）、第7条（支払保険金の計算）および第9条（車両全損時臨時費用保険金）の規定の適用においては、その新車の市場販売価格相当額を新車保険価額および新車保険金額とします。

第9条（車両全損時臨時費用保険金）

- (1) 当社の保険金を支払うべき損害が第7条（支払保険金の計算）（1）①の場合は、1回の事故につき新車保険金額の10％に相当する額を臨時費用保険金として被保険者に支払います。ただし、20万円を限度とします。なお、当社は、臨時費用保険金を支払う場合は、普通保険約款車両条項第13条（車両全損時臨時費用保険金）（1）に定める臨時費用保険金は支払いません。
- (2) (1)の規定によって支払うべき臨時費用保険金と第7条（支払保険金の計算）に定める保険金の合計額が新車保険金額を超える場合であっても、臨時費用保険金を支払います。

第10条（復旧義務）

- (1) 被保険者は、次のいずれかに該当する場合であって、第7条（支払保険金の計算）（1）の規定による保険金の支払を受けようとするときは、ご契約のお車の復旧を行わなければなりません。
- ① ご契約のお車の損傷を修理することができない場合
 - ② 修理費が協定保険価額以上となる場合
 - ③ ①および②以外の場合であって、普通保険約款車両条項の損害の額が新車保険金額の50％以上となるとき。ただし、ご契約のお車の内外装・外板部品以外の部分に著しい損傷が生じているときに限ります。
- (2) (1)の復旧とは、ご契約のお車に損害が生じた日の翌日から起算して90日以内に、次のいずれかを行うことをいいます。ただし、復旧に際してやむを得ない事情がある場合には、あらかじめ当社の承認を得て、復旧に要する期間につき、これを変更することができます。
- ① 次のいずれかに該当する者が代替自動車を新たに取得（注）すること。
 - ア、ご契約のお車を所有する者
 - イ、所有権留保条項付売買契約に基づくご契約のお車の買主
 - ウ、記名被保険者
 - エ、記名被保険者の配偶者
 - オ、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - ② 被保険者がご契約のお車の損傷を修理すること。
- (3) 保険契約者または被保険者は、（1）に規定する復旧を行った場合は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。
- (注) 取得には、所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。

第11条（新車保険価額の評価のための告知）

保険契約者または被保険者は、ご契約のお車の新車保険価額を定めるに際し、当社がご契約のお車の新車保険価額を評価するために必要と認めて照会した事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。

第12条（適用除外）

当社は、ご契約のお車の盗難（注）によって生じた損害に対しては、第7条（支払保険金の計算）の規定を適用しません。ただし、ご契約のお車が発見された場合で、発見されるまでの間にご契約のお車に損害が生じたときを除きます。

(注) 盗難とは、ご契約のお車の一部のみの盗難を除きます。

第13条（保険金の請求）

被保険者がこの特約の規定による保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第27条（保険金の請求）（2）①の書類または証拠として、次に定めるものを当社に提出しなければなりません。

- ① 第7条（支払保険金の計算）（1）の規定による保険金の請求に関しては、第10条（復旧義務）の復旧の事実を確認できる書類または証拠
- ② 第7条（支払保険金の計算）（2）の規定による保険金の請求に関しては、第10条（復旧義務）の復旧を行う意思がないことを確認できる書類または証拠

第14条（被害物についての当社の権利）

- (1) 当社は、普通保険約款車両条項第15条（被害物についての当社の権利）（1）の規定にかかわらず、代替自動車の取得を行ったことにより当社が保険金を支払った場合は、ご契約のお車について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。
- (2) (1)の場合において、当社がその権利を取得しない旨の意思を表示して保険金を支払ったときは、ご契約のお車について被保険者が有する所有権その他の物権は当社には移転しません。

第15条（普通保険約款および他の特約との関係）

- (1) この保険契約に普通保険約款基本条項第13条（入替自動車の自動補償）が適用される場合、同条（注1）に規定する入替自動車について生じた損害に対しては、この特約を適用しません。
- (2) この保険契約に他車運転転居補償特約が適用される場合には、同特約第7条（保険金を支払う場合—車両損害）（注2）の「他の特約」には、この特約を含めないものとします。

第16条（準用規定）

- この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項を次のとおり読み替えます。
- ① 第18条（重大事由による解除）（4）②の規定中「車両条項」とあるのは「この特約」
 - ② 第26条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）（2）③の規定中「車両条項（注3）」とあるのは「この特約（注3）」、同条（2）④の規定中「車両条項第13条（車両全損時臨時費用保険金）」とあるのは「この特約第9条（車両全損時臨時費用保険金）」、同条（注3）の規定中「（注3）車両条項とは、車両条項第13条（車両全損時臨時費用保険金）の臨時費用を除きます」とあるのは「（注3）この特約とは、この特約第9条（車両全損時臨時費用保険金）の臨時費用を除きます。」

（10）車両全損時復旧費用補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
新車の市場販売価格相当額	標準的な市場販売価格を提示した当社が別に定める「自動車保険車両標準価格表」等に記載された初度登録（注）後1年未満の価格をいいます。ただし、保険契約締結の時ににおいて、自動車保険車両標準価格表等にご契約のお車と同一の用途車種・車名・型式・仕様の自動車の記載がない場合は、自動車保険車両標準価格表等に記載された初度登録（注）後1年未満のご契約のお車と同等クラスの自動車の価格により定めるものとします。 （注）初度登録には、初度検査を含みます。
新車保険価額	保険契約者または被保険者と当社がご契約のお車の新車保険価額として保険契約締結時に協定した価額をいい、保険契約締結の時ににおけるご契約のお車と同一の用途車種・車名・型式・仕様の新車の市場販売価格相当額により定めます。
全損	ご契約のお車を修理することができない場合、または第4条（修理費）の修理費の額が協定保険価額以上となる場合をいいます。
代替自動車	ご契約のお車の代替として取得する自動車をいいます。
代替自動車の取得	次のいずれかに該当する者が、代替自動車を新たに取得することをいい、所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。 ① ご契約のお車の所有者（注） ② 記名被保険者 ③ 記名被保険者の配偶者 ④ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 （注）ご契約のお車の所有者とは、ご契約のお車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合、その買主とします。
代替自動車の取得価額	代替自動車の車両本体価格および付属品の価格ならびにそれらに課される消費税をいい、その他の税および登録諸費用を含みません。
復旧費用限度額	協定保険価額の2倍に相当する額または100万円を超過した額のいずれか低い額をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

- この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、この特約を適用する旨保険証券に記載されているときに適用されます。
- ① ご契約のお車の用途車種が家用8車種であること。
 - ② この保険契約に普通保険約款車両条項が適用されていること。

③ この保険契約の満期日の属する月がご契約のお車の初度登録（注）年月の翌月から起算して73か月を超えること。
（注）初度登録には、初度検査を含みます。

第3条（被保険者の範囲）

この特約における被保険者は、普通保険約款車両条項の被保険者となります。

第4条（修理費）

第5条（支払保険金の計算）の修理費とは、損害が生じた地および時において、ご契約のお車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、ご契約のお車の復旧に際して、当社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

第5条（支払保険金の計算）

（1）1回の事故につき当社の支払う保険金の額は、普通保険約款車両条項第11条（支払保険金の計算）（1）にかかわらず、次のとおりとします。

区分	支払保険金の額				
① 全損の場合で、第7条（復旧義務）（1）①の規定に従い、代替自動車の取得を行ったとき。	代替自動車の取得価額と復旧費用限度額のうち、いずれか低い額。ただし、当社の支払う保険金の額は、協定保険価額を下回らないものとします。				
② 全損の場合で、代替自動車の取得を行わず、協定保険価額を超えて第7条（復旧義務）（1）②の規定に従い、ご契約のお車の損傷を修理したとき。	次の算式によって算出される額とします。ただし、復旧費用限度額を限度とします。 <table><tr><td>第4条（修理費）に定める</td><td>修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額</td></tr><tr><td>－</td><td></td></tr></table>	第4条（修理費）に定める	修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額	－	
第4条（修理費）に定める	修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額				
－					

（2）（1）の規定にかかわらず、被保険者が、第7条（復旧義務）の復旧を行わなかった場合、または復旧を行う意思がないことを当社に申し出た場合は、当社は、普通保険約款車両条項第11条（支払保険金の計算）（1）に従い、保険金を支払います。

第6条（車両全損時臨時費用保険金）

（1）当社の保険金を支払うべき損害が第5条（支払保険金の計算）（1）①の場合は、1回の事故につき復旧費用限度額の10％に相当する額を臨時費用保険金として被保険者に支払います。ただし、2.0万円を限度とします。なお、当社は、臨時費用保険金を支払う場合は、普通保険約款車両条項第13条（車両全損時臨時費用保険金）（1）に定める臨時費用保険金を支払いません。

（2）当社は、（1）の規定によって支払うべき臨時費用保険金と第5条（支払保険金の計算）に定める保険金の合計額が復旧費用限度額を超える場合であっても、臨時費用保険金を支払います。

第7条（復旧義務）

（1）被保険者は、第5条（支払保険金の計算）（1）の規定による保険金の支払を受ける場合は、ご契約のお車に損害が生じた日の翌日から起算して90日以内に、次のいずれか（以下「復旧」といいます。）を行わなければなりません。ただし、復旧に際してやむを得ない事情がある場合には、あらかじめ当社の承認を得て、復旧に要する期間につき、これを変更することができます。

- ① 代替自動車の取得を行うこと。
- ② ご契約のお車の損傷を実際に修理完了すること。

（2）保険契約者または被保険者は、復旧を行った場合は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

第8条（適用除外）

当社は、ご契約のお車の盗難（注）によって生じた損害に対しては、第5条（支払保険金の計算）を適用しません。ただし、ご契約のお車が発見された場合で、発見されるまでの間にご契約のお車に損害が生じたときを除きます。

（注）盗難とは、ご契約のお車の一部のみの盗難を除きます。

第9条（保険金の請求）

被保険者がこの特約の規定による保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第27条（保険金の請求）（2）①の書類または証拠として、次に定めるものを当社に提出しなければなりません。

- ① 第5条（支払保険金の計算）（1）の規定による保険金の請求に関しては、第7条（復旧義務）の復旧の事実を確認できる書類または証拠
- ② 第5条（支払保険金の計算）（2）の規定による保険金の請求に関しては、第7条（復旧義務）の復旧を行う意思がないことを確認できる書類または証拠

第10条（被害物についての当社の権利）

（1）当社は、普通保険約款車両条項第15条（被害物についての当社の権利）（1）の規定にかかわらず、第7条（復旧義務）（1）①の規定に従い、代替自動車の取得を行ったことにより当社が保険金を支払った場合は、ご契約のお車について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。

（2）（1）の場合において、当社がその権利を取得しない旨の意思を表示して保険金を支払ったときは、ご契約のお車について被保険者が有する所有権その他の物権は当社には移転しません。

第11条（普通保険約款および他の特約との関係）

（1）この保険契約に普通保険約款基本条項第13条（入替自動車の自動補償）が適用される場合、同条（注1）に規定する入替自動車について生じた損害に対しては、この特約を適用しません。

（2）この保険契約に他車運転転居補償特約が適用される場合には、同特約第7条（保険金を支払う場合－車両損害）（注2）の「他の特約」には、この特約を含めないものとします。

第12条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項を次のとおり読み替えます。

- ① 第18条（重大事由による解除）（4）②の規定中「車両条項」とあるのは「この特約」
- ② 第26条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）（2）③の規定中「車両条項（注3）」とあるのは「この特約（注3）」、同条（2）④の規定中「車両条項第13条（車両全損時臨時費用保険金）」とあるのは「この特約第6条（車両全損時臨時費用保険金）」、同条（注3）の規定中「（注3）車両条項とは、車両条項第13条（車両全損時臨時費用保険金）の臨時費用を除きます。」とあるのは「（注3）この特約とは、この特約第6条（車両全損時臨時費用保険金）の臨時費用を除きます。」

（11）車両保険無過失事故特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
相手自動車	所有者がご契約のお車の所有者と異なる場合であって、次の事項がすべて確認できる自動車を行います。 ① 登録番号、車両番号、標識番号または車台番号 ② 事故の発生時の運転者または所有者の住所および氏名もしくは名称
車対車事故	ご契約のお車と相手自動車との接触または衝突をいいます。
所有者	次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主 ② 自動車がい一年以上を期間とする賃借契約により賃借されている場合は、その借主 ③ ①および②以外の場合は、自動車を所有する者
ノーカウント事故	普通保険約款車両条項または普通保険約款に適用される他の特約に定める免責金額ならびに次契約に適用するノンフリート等級および事故有係数適用期間の決定において、ノーカウント事故として取り扱います。ただし、ご契約のお車に生じた次のいずれかに該当する損害に対してのみ、保険金を支払う場合を除きます。 ① 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第63条の2（改善措置の勧告等）または同条の3（改善措置の届出等）に基づき実施される改善措置等をいいます。
リコール等	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第63条の2（改善措置の勧告等）または同条の3（改善措置の届出等）に基づき実施される改善措置等をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款車両条項が適用されており、かつ、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第3条（無過失事故の取扱いの特則）

（1）当社は、この特約により、無過失事故によってご契約のお車に生じた損害（注1）に対して、この保険契約に適用される普通保険約款および他の特約に従い保険金を支払う場合は、普通保険約款車両条項または普通保険約款に適用される他の特約に定める免責金額ならびに次契約に適用するノンフリート等級および事故有係数適用期間の決定において、ノーカウント事故として取り扱います。ただし、ご契約のお車に生じた次のいずれかに該当する損害に対してのみ、保険金を支払う場合を除きます。

- ① ご契約のお車に火災もしくは爆発が生じた場合の損害（注2）または他物の爆発によってご契約のお車が破壊した場合の損害
- ② 盗難によって生じた損害
- ③ 騒いようまたは労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損害
- ④ 台風、竜巻、洪水または高潮によって生じた損害
- ⑤ 落物の損害、いたずらの損害（注3）または怒りから破損の損害（注4）
- ⑥ 飛来中または落下中の他物との衝突によって生じた損害。ただし、その衝突の結果生じた事故による損害を除きます。
- ⑦ ①から⑥までのほか、偶然な事故によって生じた損害。ただし、ご契約のお車と他物との衝突もしくは接触によって生じた損害またはご契約のお車の転覆もしくは墜落によって生じた損害を除きます。

（2）この特約において「無過失事故」とは、次のいずれかに該当する事故をいいます。
① 次のいずれかに該当する車対車事故
ア、当社が、事故状況の調査をした結果、その車対車事故の事故態様が次のいずれかに該当する場合で、かつ、客観的に照らして、ご契約のお車の所有者およびご契約のお車を使用または管理していた者に過失があったと認めた事故
（ア）相手自動車が、ご契約のお車に追突した場合
（イ）センターラインの表示された道路の対向車線を走行中の相手自動車が、センターラインをオーバーしたことでご契約のお車に衝突または接触した場合

- (ウ) 信号機による交通整理が行われている交差点において、相手自動車は赤色の灯火表示（注5）に従わずその交差点に進入したことにより、青色の灯火表示に従ったご契約のお車に衝突または接触した場合
- (エ) (ア) から (ウ) まで以外の場合で、駐車または停車中のご契約のお車に相手自動車に衝突または接触した場合
- イ. ア. 以外の場合で、当社が、その事故状況の調査をした結果、民事交通訴訟における過失相殺率の認定基準に照らし、ご契約のお車の所有者およびご契約のお車を使用した者は管理していた者に過失がなかったと認めた事故
- ② ①以外の、次に定める条件をすべて満たすご契約のお車の他物との衝突もしくは接触またはご契約のお車の転覆もしくは墜落
- ア. ご契約のお車に存在した欠陥やご契約のお車に付された電気通信回線を用いた第三者による不正なアクセス等に起因して、本来の仕様とは異なる事象または動作がご契約のお車に生じたこと。
- イ. ご契約のお車に生じた本来の仕様とは異なる事象または動作の原因となる事実が存在していたことが、次のいずれかにより明らかであること。
- (ア) リコール等
- (イ) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査
- (ウ) (2) ②イ. (ア) または (イ) と同等のその他の客観的な事実
- ウ. ご契約のお車の所有者およびご契約のお車を使用した者は管理していた者に過失がなかったことが判決もしくは裁判上の和解（注6）により確定したこと、または事故状況の調査を行い、法令および判例等に照らして検討した結果、当社がご契約のお車の所有者およびご契約のお車を使用した者は管理していた者に過失がなかったと認めること。
- (3) (1) および (2) の規定にかかわらず、普通保険約款車両条項（同条項について適用される他の特約を含みます。）による保険金以外の保険金が併せて支払われる場合には、当社は、この特約を適用しません。ただし、普通保険約款車両条項（同条項について適用される他の特約を含みます。）による保険金以外の保険金が、ノーカウント事故として取り扱う保険金のみである場合を除きます。
- (注1) ご契約のお車に生じた損害には、身の回り品補償特約における損害を含みます。
- (注2) ご契約のお車に火災もしくは爆発が生じた場合の損害には、ご契約のお車と他物との衝突もしくは接触によって生じた損害またはご契約のお車の転覆もしくは墜落によって生じた損害を含みません。
- (注3) いたずらの損害には、ご契約のお車の運行によって生じた損害およびご契約のお車とご契約のお車以外の自動車との衝突または接触によって生じた損害を含みません。
- (注4) 窓ガラス破損の損害には、ご契約のお車と他物との衝突もしくは接触によって生じた損害またはご契約のお車の転覆もしくは墜落によって生じた損害を除きます。
- (注5) 赤色の灯火表示とは、赤色点滅を除きます。
- (注6) 裁判上の和解には、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第275条（訴え提起前の和解）に定める訴え提起前の和解を含みます。

第4条（保険金の請求－交通事故証明書を出しできない場合）

- (1) 被保険者は、第3条（無過失事故の取扱いの特則）(2) ①の無過失事故について、この特約に基づき保険金の支払を請求する場合、普通保険約款基本条項第27条（保険金の請求）(2) ただし書の交通事故証明書を出しできない相当の理由があるときは、交通事故証明書に代えて次の書類および写真（注）を当社に提出しなければなりません。
- ① 車対車事故の事実を証明する書類であって、その相手自動車の事故発生時の運転者または所有者の住所の記載および氏名または名称の記載のあるもの
- ② ご契約のお車の損傷部位の写真（注）
- ③ 相手自動車の衝突または接触の部位を示す写真（注）または資料
- (2) 被保険者は、第3条（無過失事故の取扱いの特則）(2) ②の無過失事故について、この特約に基づき保険金の支払を請求する場合、普通保険約款基本条項第27条（保険金の請求）(2) ①の書類または証拠として、当社の定める事故報告書を当社に提出しなければなりません。
- (注) 写真には、画像データを含みます。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

(12) 車両危険限定補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
相手自動車	所有者がご契約のお車の所有者と異なる自動車であって、次の事項がすべて確認できる自動車をいいます。 ① 登録番号、車両番号、標識番号または車台番号 ② 事故の発生時の運転者または所有者の住所および氏名もしくは名称
あて逃げ	事故状況およびご契約のお車の損傷状態からご契約のお車とご契約のお車以外の自動車との衝突または接触によってご契約のお車に損害が生じたことが明らかな場合で、そのご契約のお車以外の自動車の登録番号、車両番号、標識番号または車台番号ならびに事故の発生時の運転者または所有者の住所および氏名もしくは名称が確認できないときをいいます。

所有者	次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 自動車所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主 ② 自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ③ ①および②以外の場合は、自動車を所有する者
-----	--

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款車両条項が適用されており、かつ、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第3条（保険金を支払う場合）

- 当社は、この特約により、普通保険約款車両条項第2条（保険金を支払う場合）(1) の規定にかかわらず、ご契約のお車に生じた次のいずれかに該当する損害に限り、普通保険約款車両条項および基本条項（注1）に従い、保険金を支払います。
- ① ご契約のお車と相手自動車との衝突または接触によってご契約のお車に生じた損害
- ② ご契約のお車と動物（注2）との衝突または接触によってご契約のお車に生じた損害
- ③ あて逃げによってご契約のお車に生じた損害
- ④ ご契約のお車と他の所有自動車（注3）との衝突または接触によってご契約のお車に生じた損害
- ⑤ ご契約のお車に火災もしくは爆発が生じた場合または他物の爆発によってご契約のお車が被爆した場合の損害
- ⑥ 盗難によって生じた損害（注4）
- ⑦ 騒いようまたは労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損害
- ⑧ 台風、竜巻、洪水または高潮によって生じた損害
- ⑨ 落書きの損害、いたずらの損害（注5）または窓ガラス破損の損害（注6）
- ⑩ 飛来中または落下中の他物との衝突によって生じた損害。ただし、その衝突の結果生じた事故による損害を除きます。
- ⑪ ①から⑩までのほか、偶然な事故によって生じた損害。ただし、ご契約のお車と他物との衝突もしくは接触によって生じた損害またはご契約のお車の転覆もしくは墜落によって生じた損害を除きます。
- (注1) 基本条項には、ご契約のお車について適用される他の特約を含みます。
- (注2) 動物とは、人を除きます。
- (注3) 他の所有自動車とは、所有者がご契約のお車の所有者と同一である自動車をいいます。
- (注4) 盗難によって生じた損害には、ご契約のお車の一部または全部が盗難にあった場合のほか、ご契約のお車の車室内・トランク内に収容またはキャリアに固定されている動産の盗難に伴ってご契約のお車に生じた損害を含みます。
- (注5) いたずらの損害には、ご契約のお車の運行によって生じた損害およびご契約のお車とご契約のお車以外の自動車との衝突または接触によって生じた損害を含みません。
- (注6) 窓ガラス破損の損害とは、破損した窓ガラスのガラス代金とし、ガラスの取替に必要な取替費用を含み、ビラー等の窓ガラス取付部分の修理費用は含みません。

第4条（保険金の請求－交通事故証明書を出しできない場合）

- 被保険者は、第3条（保険金を支払う場合）(1) ①に基づき保険金の支払を請求する場合、普通保険約款基本条項第27条（保険金の請求）(2) ただし書の交通事故証明書を出しできない相当の理由があるときは、交通事故証明書に代えて次の書類および写真を当社に提出しなければなりません。
- ① ご契約のお車と相手自動車との衝突または接触の事実を証明する書類であって、その相手自動車の事故発生時の運転者または所有者の住所の記載および記名のあるもの
- ② ご契約のお車の損傷部位の写真
- ③ 相手自動車の衝突または接触の部位を示す写真または資料

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

(13) 車両保険の免責金額に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
相手自動車	所有者がご契約のお車の所有者と異なる自動車であって、次の事項がすべて確認できる自動車をいいます。 ① 登録番号、車両番号、標識番号または車台番号 ② 事故の発生時の運転者または所有者の住所および氏名もしくは名称
あて逃げ	事故状況およびご契約のお車の損傷状態からご契約のお車とご契約のお車以外の自動車との衝突または接触によってご契約のお車に損害が生じたことが明らかな場合で、そのご契約のお車以外の自動車の登録番号、車両番号、標識番号または車台番号ならびに事故の発生時の運転者または所有者の住所および氏名もしくは名称が確認できないときをいいます。

所有者	次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 自動車が所有権保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主 ② 自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ③ ①および②以外の場合は、自動車を所有する者
-----	--

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第3条（車両免責金額の取扱い－免責金額5万円の不適用）

当社は、この特約により、ご契約のお車に生じた次のいずれかに該当する損害に対して、普通保険約款車両条項第11条（支払保険金の計算）（1）②の規定により差し引かれるべき免責金額が5万円である場合は、その免責金額を差し引きません。

① ご契約のお車と相手自動車との衝突または接触によってご契約のお車に生じた損害
② あて逃げによってご契約のお車に生じた損害
③ ご契約のお車と他の所有自動車（注）との衝突または接触によってご契約のお車に生じた損害

（注）他の所有自動車とは、所有者がご契約のお車の所有者と同一である自動車をいいます。

第4条（保険金の請求－交通事故証明書を提出できない場合）

被保険者は、この特約に基づき保険金の支払を請求する場合、普通保険約款基本条項第27条（保険金の請求）（2）ただし書の交通事故証明書を提出できない相当の理由があるときは、被保険者は、交通事故証明書に代えて次の書類および写真を当社に提出しなければなりません。

① ご契約のお車と相手自動車との衝突または接触の事実を証明する書類であって、その相手自動車の事故発生時の運転者または所有者の住所の記載および記名のあるもの
② ご契約のお車の損傷部位の写真
③ 相手自動車の衝突または接触の部位を示す写真または資料

（14）身の回り品補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
車両事故	普通保険約款車両条項および基本条項（注）により保険金が支払われる場合に、その保険金支払の対象となる事故をいいます。 （注）普通保険約款車両条項および基本条項には、ご契約のお車に適用される他の特約を含みます。
被保険者	身の回り品の所有者をいいます。
ご契約のお車の付属品	ご契約のお車に定着または装備されている物および車室内でのみ使用することを目的として自動車に固定されているカーナビゲーションシステム、E T C車載器（注）等をいいます。 （注）E T C車載器とは、有料道路自動料金収受システムの用に供する車載器をいいます。
保険価額	その損害が生じた地および時における、損害が生じた身の回り品の価額をいいます。

身の回り品	ご契約のお車の車室内もしくはトランク内に収容またはキャリア（注1）に固定された日常生活の用に供するために個人が所有する動産をいいます。 ただし、次のものは含みません。 ① 自動車、自動車の付属品および自動車の原動機用燃料タンク内の燃料 ② 自転車、雪上オートバイ、ゴーカート、ハンググライダー、パラグライダー、ヨット、モーターボート、水上バイク、サーフボード、ウィンドサーフィンおよびこれらの付属品 ③ ラジコン模型およびその付属品 ④ ノート型パソコンおよびその付属品 ⑤ 携帯電話、P H S、ポケットベル、ポータブルナビゲーション等の携帯式通信機器およびこれらの付属品 ⑥ 商品、見本品、事業用什器・備品・機械装置・道具 ⑦ 事業を営む者がその事業に関連して預託を受けているもの ⑧ 通貨、手形その他の有価証券、印紙、切手、預貯金証書（注2）、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、電子マネー（注3）、鉄道・船舶・航空機の定期券その他これらに準ずるもの。 ただし、定期券以外の鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券および旅行券は、身の回り品に含みます。 ⑨ 貴金属、宝玉石、宝石または書画、骨とう、彫刻物その他の美術品 ⑩ 稿本、設計書、図案、ひな型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿、印章、勲章、さ章、免許状その他これらに準ずるもの ⑪ テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類するもの（注4） ⑫ 動物、植物等の生物 ⑬ 眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、義歯、義肢その他これらに類するもの （注1）キャリアとは、自動車の屋根またはトランク上に設置された小型・少量の荷物を積載・運搬するための装置をいいます。 （注2）預貯金証書には、預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。 （注3）電子マネーとは、決済手段に使用される、通貨の先払い等によって金銭価値がデータ化されたものをいいます。 （注4）テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類するものとは、市販されていないものをいいます。
-------	--

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款車両条項が適用されており、かつ、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第3条（保険金を支払う場合）

（1）当社は、普通保険約款車両条項および基本条項（注）により保険金が支払われる場合に、その車両事故に伴って身の回り品に生じた損害に対して、この特約に従い、被保険者に保険金を支払います。ただし、キャリアに固定された身の回り品のみが盗難されたことによつて生じた損害を除きます。

（2）当社は、この特約が被保険者の委託を受けないで付帯される場合があることをあらかじめ承認します。この場合、保険契約者はその旨を当社に告げることを要しません。
（注）基本条項には、ご契約のお車に適用される他の特約を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合）

（1）当社は、次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（注1）
② 所有権保条項付売買契約に基づくご契約のお車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づくご契約のお車の借主（注2）
③ ①および②に定める者の法定代理人
④ ①および②に定める者の業務に従事中の使用人
⑤ ①および②に定める者の父母、配偶者または子。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合に限りです。

（2）当社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 紛失
② 身の回り品に存在する欠陥、摩滅、腐しよく、さびその他自然の消耗
③ 故障損害（注3）
（注1）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者とは、これらの者が法人である場合、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
（注2）所有権保条項付売買契約に基づくご契約のお車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づくご契約のお車の借主とは、これらの者が法人である場合、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
（注3）故障損害とは、偶然な外来の事故に起因しない身の回り品の電氣的または機械的損害をいいます。

第5条（損害額の決定）

（1）当社が保険金を支払うべき損害額は、次のとおりとします。

- ① 身の回り品の損傷を修理することができない場合は、保険価額の全額
- ② ①以外の場合は、次の算式によって算出される額を損害額とします。ただし、保険価額を限度とします。
- 損害が生じた地および時に
おいて、損害を生じた身の
回り品を事故発生直前の
状態に復旧するために
必要な修理費

+

第6条
(費用)に
定める
費用

-

修理に際し部分品を
交換したために損害
を生じた身の回り品
全体として価格の増
加を生じた場合は、
その増加額

+

修理に伴っ
て生じた残
存物がある
場合は、そ
の価格

=

損害額
- ③ 第6条(費用)に定める費用のみを保険契約者または被保険者が負担した場合は、その費用を損害額とします。
- (2) 損害を生じた身の回り品が一組または一對のものからなる場合において、その一部に損害が生じた場合に、その損害が損害を生じた身の回り品全体の価値に及ぼす影響を考慮して損害額を決定します。

第6条(費用)

- 第5条(損害額の決定)の費用とは、保険契約者または被保険者が支出した次の費用をいいます。
- ① 普通保険約款基本条項第24条(事故発生時の義務)①に規定する損害の発生および拡大の防止のために必要または有益であった費用
 - ② 普通保険約款基本条項第24条(事故発生時の義務)⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
 - ③ 盗難にあった身の回り品を引き取るために必要であった費用
 - ④ フェリーポートによって輸送されている間に生じた共同海損に対する身の回り品の分担額

第7条(支払保険金の計算)

- (1) 1回の事故にさき当社の支払う保険金の額は、すべての身の回り品について第5条(損害額の決定)の損害額を合計した金額とし、保険金額を限度とします。
- (2) 回収金(注1)がある場合において、回収金(注1)の額が被保険者の自己負担額(注2)を超過するときは、当社は(1)に定める保険金の額からその超過額を差し引いて保険金を支払います。
- (3) 被保険者が2名以上いる場合は、(1)に記載した当社の支払う保険金の額に、次の①の額の②の額に対する割合を乗じて各被保険者別の当社の支払う保険金の額を決定します。
- ① 各被保険者別の損害額。ただし、回収金(注1)を差し引いた残額とします。
 - ② ①の合計額
- (4) 当社の支払う保険金に関して、他の保険契約等(注3)がある場合は、当社は、普通保険約款基本条項第26条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)(1)および(2)の規定により支払保険金の額を決定します。この場合において、普通保険約款基本条項第26条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)(2)③の規定中「車両条項」とあるのは「この特約」と読み替えるものとし、
- (注1) 回収金とは、第三者が負担すべき金額で被保険者が既に回収した金額をいいます。
- (注2) 自己負担額とは、次の算式によって算出される額とします。

すべての身の回り品について第5条(損害額の決定)の損害額を合計した金額

-

保険金の額

=

自己負担額

- (注3) 他の保険契約等とは、第3条(保険金を支払う場合)の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

第8条(現物による支払)

当社は、身の回り品の損害の全部または一部に対して、修理または代品の交付をもつて保険金の支払に代えることができます。

第9条(被害物についての当社の権利)

- (1) 当社が損害が生じた身の回り品に対して全損(注)として保険金を支払った場合は、損害が生じた身の回り品について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。ただし、保険金から損害を生じた身の回り品の保険価額に達しない場合には、当社は、支払った保険金の額の保険価額に対する割合によってその権利を取得します。
- (2) (1)の場合において、当社がその権利を取得しない旨の意思表示をして保険金を支払ったときは、損害が生じた身の回り品について被保険者が持っている権利は当社に移転しません。
- (注) 全損とは、身の回り品の損傷を修理することができない場合、または損害が生じた地および時に、損害が生じた身の回り品を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費が、損害が生じた身の回り品の保険価額以上となる場合をいいます。

第10条(保険金の請求)

- (1) 当社に対する保険金の請求権は、事故発生の時に発生し、これを行使用することができるものとします。
- (2) 被保険者が身の回り品の盗難事故による保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第27条(保険金の請求)(2)に定める書類に加え、警察署の盗難届出証明書当社に提出しなければなりません。

第11条(盗難の際の調査)

- (1) 身の回り品について盗難が発生した場合は、当社は、盗難に関する事実および状況を調査し、かつ、保険契約者、被保険者、その家族、使用人または監守人に対し詳細な陳述を求めることができます。

- (2) 保険契約者または被保険者は、当社が(1)の調査をし、もしくは陳述を求めた場合はこれに協力しなければなりません。
- (3) 保険契約者または被保険者が(1)の陳述に不正の表示をした場合もしくは知っている事実を告げない場合または正当な理由がなく(2)の協力を拒んだ場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第12条(保険金支払前に盗難身の回り品が回収された場合の措置)

盗難にあった身の回り品について、当社が損害に対しての保険金を支払う前にその身の回り品が回収された場合は、その身の回り品について盗難の損害は生じなかったものとみなします。ただし、その身の回り品に破損または汚損がある場合を除きます。

第13条(他の特約との関係)

この保険契約に他車運転危険補償特約が適用される場合には、同特約第7条(保険金を支払う場合—車両損害)(注2)の「他の特約」にはこの特約を含めないものとします。

第14条(準用規定)

- (1) この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。
- (2) (1)において、普通保険約款基本条項の規定を以下のとおり適用します。
- ① 第18条(重大事由による解除)(2)の規定を、次のとおり読み替えます。
「(2)当社は、被保険者(注3)が(1)③ア、からオ、までのいずれかに該当する場合には、(2)被保険者に対する書面による通知をもって、この保険契約のその被保険者に係る部分を解除することができます。」
 - ② 第18条(重大事由による解除)(4)の規定を、次のとおり読み替えます。
「(4) 保険契約者、記名被保険者、車両条項の被保険者またはこの特約の被保険者が(1)③ア、からオ、までのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1)③ア、からオ、までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。」
 - ③ 第18条(重大事由による解除)(5)の規定は、適用しません。
 - ④ 第18条(重大事由による解除)(注3)の規定を、次のとおり読み替えます。
「(注3) 被保険者とは、この特約における被保険者であって、記名被保険者または車両条項の被保険者以外の者に限ります。」
 - ⑤ 第24条(事故発生時の義務)④および⑤の規定中「ご契約のお車」とあるのは「身の回り品」と読み替えます。
 - ⑥ 第27条(保険金の請求)(5)の規定中「(2)」とあるのは「(2)およびこの特約第10条(保険金の請求)(2)」と読み替えます。
 - ⑦ 第27条(保険金の請求)(8)の規定中「(2)、(3)もしくは(5)の書類」とあるのは「(2)、(3)、(5)もしくはこの特約第10条(保険金の請求)(2)の書類」と読み替えます。
 - ⑧ 第28条(保険金の支払時期)(注1)の規定中「第27条(保険金の請求)(2)および(3)」とあるのは「第27条(保険金の請求)(2)、(3)およびこの特約第10条(保険金の請求)(2)」と読み替えます。
 - ⑨ 第31条(時効)の規定中「第27条(保険金の請求)(1)」とあるのは「この特約第10条(保険金の請求)(1)」と読み替えます。
 - ⑩ 第33条(代位)の規定中「車両損害」とあるのは「身の回り品損害」と読み替えます。
- (3) (1)において、普通保険約款車両条項第16条(盗難自動車の返還)の「ご契約のお車」を「身の回り品」と読み替えます。

(15) レンタカー費用補償特約(実損損)

第1条(用語の定義)

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
所有者	次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主 ② 自動車が1年以上を期間とする賃借契約により賃借されている場合は、その借主 ③ ①および②以外の場合は、自動車を所有する者
レンタカー	道路運送法(昭和26年法律第183号)第80条(有償貸渡)第1項に基づき業として有償で貸渡することの許可を受けた自家用自動車をいいます。ただし、当社の指定するレンタカー会社(注)から借り入れたものに限り、ます。 (注) 当社の指定するレンタカー会社には、当社が使用について承認するレンタカー会社を含みます。
レンタカー借入期間	第8条(保険金の請求)(2)に定める書類により証明されたレンタカーの借入期間をいいます。
レンタカー費用	被保険者がご契約のお車の代替交通手段としてレンタカーを借り入れるために必要な費用をいいます。ただし、領収書等の提出により、その支出目的、金額その他具体的内容が明らかであって、かつ、その自動車を借り入れる費用として当社が必要かつ妥当と認める額に限り、ます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、ご契約のお車の用途車種が自家用8車種であり、かつ、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第3条（保険金を支払う場合）

当社は、次のいずれかの事故により、ご契約のお車が普通保険約款車両条項第2条（保険金を支払う場合）（1）に定める損害を被った結果として使用ができなくなり、かつ、被保険者が、ご契約のお車の代替交通手段としてレンタカーを借り入れた場合および第7条（災害発生時の特則）（1）の規定によりレンタカーの代替としての交通手段を利用した場合に、この特約に従い、第6条（支払保険金の計算）に定める金額をレンタカー費用保険金として被保険者に支払います。

- ① 普通保険約款車両条項第2条（保険金を支払う場合）（1）に定める事故。ただし、②を除きます。
- ② 盗難。ただし、ご契約のお車の全部が盗難にあった場合に限りです。

第4条（保険金を支払わない場合）

当社は、ご契約のお車に生じた損害が、普通保険約款車両条項第4条（保険金を支払わない場合—その1）、第5条（保険金を支払わない場合—その2）または第6条（保険金を支払わない場合—その3）に定める損害に該当する場合は、レンタカー費用保険金を支払いません。

第5条（被保険者の範囲）

この特約において被保険者とは、記名被保険者またはご契約のお車の所有者をいいます。

第6条（支払保険金の計算）

- （1）1回の事故につき当社の支払うレンタカー費用保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、1日あたりのレンタカー費用は保険証券記載の保険金日額を限度とし、レンタカー借入日数はレンタカー借入期間に対し、30日を限度とします。

レンタカー借入期間に被保険者がレンタカーを借り入れたことにより負担した1日あたりのレンタカー費用	×	レンタカー借入日数	=	保険金の額
--	---	-----------	---	-------

- （2）（1）の規定にかかわらず、レンタカー借入期間であっても、次のいずれかに定める日以降の期間については、当社は、レンタカー費用保険金を支払いません。

- ① 第3条（保険金を支払う場合）①の場合
次の日を行います。
ア、ご契約のお車の損傷を修理することができない場合
被保険者が、ご契約のお車の代替とする自動車等新規に取得（注1）した日、または1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた日
イ、上記ア、以外で、ご契約のお車の損傷を修理しない場合
次のいずれかの日
（ア）被保険者がご契約のお車の代替とする自動車等新規に取得（注1）する場合または1年以上を期間とする貸借契約により借り入れる場合は、その取得（注1）した日または借り入れた日
（イ）（ア）以外の場合は、ご契約のお車がレンタカーを借り入れた日から起算して、ご契約のお車の損傷に対して通常の修理を行った場合にご契約のお車が被保険者の手元に返るであろう日
ウ、ご契約のお車の損傷を修理する場合
ご契約のお車が修理完了後、被保険者の手元に返った日。ただし、被保険者の責に帰すべき事由により被保険者の手元にご契約のお車の返るのが遅延した場合は、その遅延がなければ手元に返ったであろう日とします。
- ② 第3条（保険金を支払う場合）②の場合
次の日を行います。
ア、ご契約のお車が発見されなかった場合
被保険者が、ご契約のお車の代替とする自動車等新規に取得（注1）した日、または1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた日
イ、ご契約のお車が発見された場合であって、損傷があり、かつ、ご契約のお車の損傷を修理することができないとき
被保険者が、ご契約のお車の代替とする自動車等新規に取得（注1）した日、または1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた日
ウ、上記イ、以外で、ご契約のお車が発見された場合であって、損傷があり、かつ、ご契約のお車の損傷を修理しないとき
次のいずれかの日
（ア）被保険者がご契約のお車の代替とする自動車等新規に取得（注1）する場合または1年以上を期間とする貸借契約により借り入れる場合は、その取得（注1）した日または借り入れた日
（イ）（ア）以外の場合は、ご契約のお車が発見されて被保険者の手元に返った日から起算して、ご契約のお車の損傷に対して通常の修理を行った場合にご契約のお車が被保険者の手元に返るであろう日
エ、ご契約のお車が発見された場合であって、損傷があり、かつ、ご契約のお車の損傷を修理するとき
ご契約のお車が修理完了後、被保険者の手元に返った日。ただし、被保険者の責に帰すべき事由により被保険者の手元にご契約のお車の返るのが遅延した場合は、その遅延がなければ手元に返ったであろう日とします。
オ、ご契約のお車が発見された場合であって、損傷がないとき
ご契約のお車が発見されて、被保険者の手元に返った日。ただし、被保険者の責めに帰すべき事由により被保険者の手元にご契約のお車の返るのが遅延した場合は、そ

の遅延がなければ被保険者の手元に返ったであろう日とします。

- （3）当社は、レンタカー費用のうち、回収金（注2）がある場合において、回収金（注2）の額が被保険者の自己負担額（注3）を超過するときは、（1）および（2）に定めるレンタカー費用保険金の額からその超過額を差し引いて保険金を支払います。
- （4）当社は、（1）、（2）および（3）の規定によって支払うべきレンタカー費用保険金と普通保険約款車両条項第11条（支払保険金の計算）に定める保険金の合計額が保険証券記載の車両保険金額を超える場合であっても、レンタカー費用保険金を支払います。
- （5）レンタカー費用保険金に関しては、他の保険契約等（注4）がある場合は、当社は、普通保険約款基本条項第26条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）（1）および（2）の規定によりレンタカー費用保険金の額を決定します。この場合において、普通保険約款基本条項第26条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）（2）④の規定中「対人賠償条項第10条（費用）（2）の臨時費用および車両条項第13条（車両全損時臨時費用保険金）の臨時費用」とあるのは「この特約」と読み替えるものとします。
（注1）取得には、所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。
（注2）回収金とは、第三者が負担すべき金額で被保険者のために既に回収されたものをいいます。
（注3）自己負担額とは、次の算式によって算出される額とします。

レンタカー費用	-	レンタカー費用保険金の額	=	自己負担額
---------	---	--------------	---	-------

（注4）他の保険契約等とは、第3条（保険金を支払う場合）と支払責任の発生要件の全部または一部を同じくする他の保険契約または共済契約をいいます。

第7条（災害発生時の特則）

- （1）台風、洪水、高潮、豪雨その他の災害（注1）の影響により発生したレンタカーの不足等の事情により、被保険者がご契約のお車の代替交通手段としてレンタカーを借り入れることができないと当社が認めた場合で、被保険者がレンタカーの代替としての交通手段の利用を必要とするときは、第1条（用語の定義）に規定するレンタカー費用の定義の規定にかかわらず、その交通手段を利用するために必要な費用（注2）をレンタカー費用に含めることとします。
- （2）（1）の場合において、当社は、第1条（用語の定義）、第6条（支払保険金の計算）および第8条（保険金の請求）の規定を次のとおり読み替えて適用します。
 - ① 第1条（用語の定義） レンタカー借入期間の定義の規定中「レンタカーの借入期間」とあるのは「レンタカーの借入期間および第7条（災害発生時の特則）（1）に規定するレンタカーの代替としての他の交通手段を利用した期間」
 - ② 第6条（支払保険金の計算）（1）の規定中「1日あたりのレンタカー費用は保険証券記載の保険金日額」とあるのは「保険証券記載の保険金日額にレンタカー借入日数および第7条（災害発生時の特則）（1）に規定するレンタカーの代替としての他の交通手段を利用した日数を乗じた額」、「レンタカー借入日数」とあるのは「レンタカー借入日数および第7条（災害発生時の特則）（1）に規定するレンタカーの代替としての他の交通手段を利用した日数」、「レンタカーを借り入れることにより」とあるのは「レンタカーを借り入れることおよびレンタカーの代替としての他の交通手段を利用することによって」
 - ③ 第6条（支払保険金の計算）（2）イ、の規定中「レンタカーを借り入れた日」とあるのは「レンタカーを借り入れた日または第7条（災害発生時の特則）（1）に規定するレンタカーの代替としての他の交通手段を利用した日のいずれか早い日」
 - ④ 第8条（保険金の請求）（2）①の規定中「レンタカーを借り入れた事実および日数ならびにレンタカー費用を証明する客観的書類」とあるのは「レンタカーの借入れまたは第7条（災害発生時の特則）（1）に規定するレンタカーの代替としての他の交通手段を利用した事実および日数ならびにレンタカー費用を証明する客観的書類」（注1）台風、洪水、高潮、豪雨その他の災害とは、原則として災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害または激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）により激甚災害として指定された災害に限ります。
（注2）その交通手段を利用するために必要な費用とは、領収書等の提出により、その支出目的、金額その他具体的内容が明らかであって、かつ、レンタカーの代替としての他の交通手段を利用するために必要な費用として当社が必要かつ妥当と認める額に限ります。

第8条（保険金の請求）

- （1）当社に対するレンタカー費用保険金の請求権は、普通保険約款基本条項第27条（保険金の請求）（1）③の規定にかかわらず、第6条（支払保険金の計算）の規定によって当社が保険金を支払うべき日数が確定した時から発生し、これを行使用することができるものとします。
- （2）被保険者がこの特約に基づき保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第27条（保険金の請求）（2）に定める書類または証拠のほか、次に定めるものを当社に提出しなければなりません。
 - ① レンタカーを借り入れた事実および日数ならびにレンタカー費用を証明する客観的書類
 - ② 修理等に要する費用の見積書（注1）および損害が生じた物の写真（注2）
 - （注1）修理等に要する費用の見積書とは、既に支払がなされた場合はその領収書とします。（注2）写真には、画像データを含みます。

第9条（他の特約との関係）

この保険契約に他車運転危険補償特約が適用される場合には、同特約第7条（保険金を支払う場合—車両損害）（注2）の「他の特約」にはこの特約を含めないものとします。

第10条（準用規定）

- （1）この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。この場合において、普通

保険約款基本条項の規定を次のとおり適用します。

- ① 第18条（重大事由による解除）（2）の規定を、次のとおり読み替えます。
「（2）当社は、被保険者（注3）が（1）③ア. からオ. までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約のその被保険者に係る部分を解除することができず。」
 - ② 第18条（重大事由による解除）（4）の規定を、次のとおり読み替えます。
「（4）保険契約者またはこの特約の被保険者が（1）③ア. からオ. までのいずれかに該当することにより（1）または（2）の規定による解除がなされた場合には、（3）の規定は、（1）③ア. からオ. までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。」
 - ③ 第18条（重大事由による解除）（5）の規定は、適用しません。
 - ④ 第18条（重大事由による解除）（注3）の規定を、次のとおり読み替えます。
「（注3）被保険者とは、この特約における被保険者であって、記名被保険者または車両条項の被保険者以外の者に限ります。」
 - ⑤ 第27条（保険金の請求）（5）の規定中「（2）」とあるのは「（2）およびこの特約第8条（保険金の請求）（2）」と読み替えます。
 - ⑥ 第27条（保険金の請求）（8）の規定中「（2）、（3）もしくは（5）の書類」とあるのは「（2）、（3）、（5）もしくはこの特約第8条（保険金の請求）（2）の書類」と読み替えます。
 - ⑦ 第28条（保険金の支払時期）（注1）の規定中「第27条（保険金の請求）（2）および（3）」とあるのは「第27条（保険金の請求）（2）、（3）およびこの特約第8条（保険金の請求）（2）」と読み替えます。
 - ⑧ 第31条（時効）の規定中「第27条（保険金の請求）（1）」とあるのは「この特約第8条（保険金の請求）（1）」と読み替えます。
- （2）普通保険約款車両条項第16条（盗難自動車の返還）の「既に受け取った保険金」には、この特約によるレンタカー費用保険金を含めないものとします。

（16）他車運転危険補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
運転中	駐車または停車中を除きます。
家族	次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 記名被保険者の配偶者 ② 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ③ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
他の自動車	記名被保険者、その配偶者または記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族が所有する自動車（注1）または常時使用する自動車以外の自動車であって、その用途車種が次のいずれかに該当するものをいいます。ただし、記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子が、その所有する自動車（注1）または常時使用する自動車を自ら運転者として運転中の場合は、その自動車を除きます。 ① 自家用普通乗用車 ② 自家用小型乗用車 ③ 自家用軽四輪乗用車 ④ 自家用小型貨物車 ⑤ 自家用軽四輪貨物車 ⑥ 自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下） ⑦ 自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下） ⑧ 特種用途自動車（注2） （注1）所有する自動車には、所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。 （注2）特種用途自動車とは、自動車検査証に記載の用途が特種用途であり、かつ、車体の形状がキャンピング車である場合に限ります。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、この特約を適用する旨保険証券に記載されているときに適用されます。

- ① ご契約のお車の用途車種が自家用B車種であること。
- ② 記名被保険者が個人であること。

第3条（保険金を支払う場合－賠償責任）

- （1）当社は、記名被保険者またはその家族が、自ら運転者として運転中の他の自動車をご契約のお車とみなして、ご契約のお車の保険契約の条件に従い、普通保険約款対人賠償条項および対物賠償条項（注1）を適用します。
- （2）（1）の場合においては、普通保険約款対人賠償条項第5条（被保険者の範囲）および対物賠償条項第3条（被保険者の範囲）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者を被保険者とし、
① 記名被保険者またはその家族
② ①に該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者（注2）。ただし、その責任無能力者がする対人事故（注3）または対物事故（注4）に限ります。

- （3）当社は、この特約により、普通保険約款対人賠償条項第2条（保険金を支払う場合）（2）の規定にかかわらず、他の自動車について生じた1回の対人事故による同条（1）の損害に対して、自賠責保険等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。
- （4）他の自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、普通保険約款対人賠償条項第3条（当社による解決）（3）の規定にかかわらず、同条（1）の規定を適用します。
（注1）普通保険約款対人賠償条項および対物賠償条項には、ご契約のお車について適用される他の特約を含みます。
（注2）監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者とは、責任無能力者の親族に限ります。
（注3）対人事故とは、普通保険約款「用語の定義」に規定する対人事故をいいます。
（注4）対物事故とは、普通保険約款「用語の定義」に規定する対物事故をいいます。

第4条（保険金を支払う場合－人身傷害）

当社は、この保険契約に普通保険約款人身傷害条項が適用されている場合には、記名被保険者またはその家族が、自ら運転者として運転中の他の自動車をご契約のお車とみなして、ご契約のお車の保険契約の条件に従い、同条項（注1）を適用します。ただし、この場合においては、次のとおりとします。

- ① 普通保険約款人身傷害条項第5条（被保険者の範囲）の規定にかかわらず、他の自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注2）に搭乗中（注3）の記名被保険者またはその家族に限り、同条の被保険者となります。
- ② この特約の規定により保険金を支払うべき損害に対しては、普通保険約款人身傷害条項（注4）の規定による保険金を重ねて支払いません。
（注1）同条項には、ご契約のお車について適用される他の特約を含みます。
（注2）室内とは、隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
（注3）搭乗中とは、極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。
（注4）普通保険約款人身傷害条項には、ご契約のお車について適用される他の特約を含みます。

第5条（保険金を支払う場合－自損傷害）

当社は、この保険契約に自損事故傷害特約が適用されている場合には、記名被保険者またはその家族が、自ら運転者として運転中の他の自動車をご契約のお車とみなして、ご契約のお車の保険契約の条件に従い、同特約（注1）を適用します。ただし、この場合においては、次のとおりとします。

- ① 自損事故傷害特約第5条（被保険者の範囲）の規定にかかわらず、他の自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注2）に搭乗中（注3）の記名被保険者またはその家族に限り、同条の被保険者となります。
- ② この特約の規定により保険金を支払うべき傷害に対しては、自損事故傷害特約（注4）の規定による保険金を重ねて支払いません。
（注1）同特約には、ご契約のお車について適用される他の特約を含みます。
（注2）室内とは、隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
（注3）搭乗中とは、極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。
（注4）自損事故傷害特約には、ご契約のお車について適用される他の特約を含みます。

第6条（保険金を支払う場合－無保険車傷害）

当社は、この保険契約に無保険車傷害特約が適用されている場合には、記名被保険者またはその家族が、自ら運転者として運転中の他の自動車をご契約のお車とみなして、ご契約のお車の保険契約の条件に従い、同特約（注1）を適用します。ただし、この場合においては、次のとおりとします。

- ① 無保険車傷害特約第7条（被保険者の範囲）（1）および（2）の規定にかかわらず、他の自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注2）に搭乗中（注3）の記名被保険者またはその家族に限り、同条（1）および（2）の被保険者となります。
- ② この特約の規定により保険金を支払うべき損害に対しては、無保険車傷害特約（注4）の規定による保険金を重ねて支払いません。
（注1）同特約には、ご契約のお車について適用される他の特約を含みます。
（注2）室内とは、隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
（注3）搭乗中とは、極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。
（注4）無保険車傷害特約には、ご契約のお車について適用される他の特約を含みます。

第7条（保険金を支払う場合－車両両害）

- （1）当社は、この保険契約に普通保険約款車両条項が適用されている場合には、他の運転自動車（注1）をご契約のお車とみなして、ご契約のお車の保険契約の条件に従い、同条項（注2）を適用します。この場合において、他の運転自動車（注1）の保険金額については、保険証券記載の保険金額にかかわらず、他の運転自動車（注1）の価額（注3）とします。
- （2）（1）の規定により、当社が支払うべき保険金の請求は、記名被保険者を經由して行うものとします。
① 当社の運転自動車とは、記名被保険者またはその家族が自ら運転者として運転中の他の自動車をいいます。
（注2）同条項には、ご契約のお車について適用される他の特約を含みます。
（注3）他の運転自動車の価額とは、他の運転自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式で同等の損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。

第8条（保険金を支払う場合－被害者救済費用）

当社は、この保険契約に不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約が適用されている場合には、記名被保険者またはその家族が、自ら運転者として運転中の他の自動車をご契約のお車とみなして、ご契約のお車の保険契約の条件に従い、同特約（注）

を適用します。ただし、この場合においては、不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約第6条（被保険者の範囲）の規定にかかわらず、他の自動車運転中の記名被保険者またはその家族に限り、同条の被保険者としします。
(注) 同特約には、ご契約のお車について適用される他の特約を含みます。

第9条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款対人賠償条項、対物賠償条項、人身傷害条項、車両条項および基本条項ならびにこの保険契約に適用される他の特約の規定による場合のほか、次のいずれかに該当するときに生じた事故により、被保険者が被った損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 運転者の使用者の業務（注1）のために、その使用者の所有する自動車（注2）を運転しているとき。
- ② 運転者が役員（注3）となっている法人の所有する自動車（注2）を運転しているとき。
- ③ 自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等自動車を取り扱う業務として受託した他の自動車を運転しているとき。
- ④ 運転者が、他の自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで、他の自動車を運転しているとき。

(注1) 業務とは、家事を除きます。
(注2) 所有する自動車には、所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。
(注3) 役員とは、理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第10条（ご契約のお車の譲渡の場合）

この特約の適用においては、当社は、普通保険約款基本条項第11条（ご契約のお車の譲渡）（2）の規定は適用しません。

第11条（重大事由解除に関する特則）

(1) この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。
(2) (1)において、普通保険約款基本条項第18条（重大事由による解除）の規定を、以下のとおり読み替えます。

- ① (1)③の規定中「被保険者（注1）」とあるのは「記名被保険者」
- ② (5)の規定中「車両条項の被保険者が（1）ア. からオ. までのいずれかに該当することにより（1）の規定による解除がなされた場合、または（2）の規定による解除がなされた場合には、（3）の規定は、次の損害については適用しません。」とあるのは「（2）の規定による解除がなされた場合には、（3）の規定は、次の損害については適用しません。」
- ③ (3)の規定中「対物賠償条項または人身傷害条項」とあるのは「対物賠償条項、車両条項または人身傷害条項」、「被保険者であって、記名被保険者または車両条項の被保険者」とあるのは「被保険者（この保険契約に適用される他車運転危険補償特約に定める被保険者を含みます。）であって、記名被保険者」

（17）ファミリーバイク特約（賠償損害）

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
借用原動機付自転車	第6条（被保険者の範囲）に規定する被保険者のいずれかに該当する者が所有する原動機付自転車（注）以外のものをいいます。ただし、同条に規定する被保険者のいずれかに該当する者が常時使用する原動機付自転車を除きます。 (注) 所有する原動機付自転車には、所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

- ① ご契約のお車の用途車種が自家用8車種であること。
- ② 記名被保険者が個人であること。

第3条（保険金を支払う場合－賠償責任）

(1) 当社は、被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車をご契約のお車とみなして、ご契約のお車の保険契約の条件に従い、普通保険約款対人賠償条項および対物賠償条項（注）を適用します。
(2) (1)の原動機付自転車が借用原動機付自転車である場合、当社は、この特約により、普通保険約款対人賠償条項第2条（保険金を支払う場合）（2）の規定にかかわらず、借用原動機付自転車について生じた1回の対人事故による同条（1）の損害に対して、自賠責保険等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。
(3) (1)の原動機付自転車が借用原動機付自転車である場合、当社は、普通保険約款対人賠償条項第8条（当社による解決）（3）③の規定にかかわらず、同条（1）の規定を適用します。
(注) 普通保険約款対人賠償条項および対物賠償条項には、ご契約のお車に適用される他の特約を含みます。

第4条（保険金を支払う場合－被害者救済費用）

当社は、この保険契約に不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約が適用されている場合には、被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車をご契約のお車とみなして、ご契約のお車の保険契約の条件に従い、同特約（注）を適用します。
(注) 同特約には、ご契約のお車について適用される他の特約を含みます。

第5条（保険金を支払わない場合）

当社は、第3条（保険金を支払う場合－賠償責任）および第4条（保険金を支払う場合－被害者救済費用）の適用においては、普通保険約款対人賠償条項、対物賠償条項および基本条項ならびにこの保険契約に適用される他の特約の規定による場合のほか、次のいずれかに該当する事故により生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車、被保険者の業務（注1）のために、被保険者の使用人が運転している間に生じた事故。ただし、その使用人が第6条（被保険者の範囲）に規定する被保険者のいずれかに該当する場合を除きます。
- ② 被保険者の使用者の所有する原動機付自転車（注2）を、その使用者の業務（注1）のために、被保険者が運転している間に生じた事故。ただし、その使用者が第6条（被保険者の範囲）に規定する被保険者のいずれかに該当する場合を除きます。
- ③ 第6条（被保険者の範囲）に規定する被保険者のいずれかに該当する者が、原動機付自転車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等原動機付自転車を取り扱う業務のために、所有、使用または管理する原動機付自転車について生じた事故
- ④ 被保険者が、原動機付自転車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでその原動機付自転車を運転している間に生じた事故

(注1) 業務とは、家事を除きます。
(注2) 所有する原動機付自転車には、所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。

第6条（被保険者の範囲）

(1) この特約においては、普通保険約款対人賠償条項第5条（被保険者の範囲）および対物賠償条項第5条（被保険者の範囲）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者を被保険者としします。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の配偶者
- ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

(2) 第3条（保険金を支払う場合－賠償責任）の規定を適用する場合で、(1)に該当する者が責任無能力者であるときは、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者（注1）を被保険者に含むものとします。ただし、その責任無能力者に関する対人事故（注2）または対物事故（注3）に限りです。
(3) この特約において不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約を適用する場合の被保険者は、同特約第6条（被保険者の範囲）の規定にかかわらず、(1)①から④までに規定する者のうち、次のいずれかに該当する者としします。

- ① 原動機付自転車の運転者
- ② 原動機付自転車の運転者がいない状態で事故が生じた場合は、原動機付自転車の所有者

(注1) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者とは、責任無能力者の親族に限ります。
(注2) 対人事故とは、普通保険約款「用語の定義」に規定する対人事故をいいます。
(注3) 対物事故とは、普通保険約款「用語の定義」に規定する対物事故をいいます。

第7条（ご契約のお車の譲渡の場合）

この特約の適用においては、当社は、普通保険約款基本条項第11条（ご契約のお車の譲渡）（2）の規定は適用しません。

第8条（運転者家族限定特約等の不適用）

この特約の適用においては、当社は、運転者家族限定特約、運転者本人・配偶者限定特約、運転者本人限定特約および運転者年齢限定特約の規定は適用しません。

第9条（重大事由解除に関する特則）

(1) 当社は、普通保険約款基本条項第18条（重大事由による解除）（注3）の規定中「被保険者であって」とあるのは「被保険者（この保険契約に適用されるファミリーバイク特約（賠償損害）に定める被保険者を含みます。）であって」と読み替えて、この特約に適用します。
(2) この特約において不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約を適用する場合、当社は、普通保険約款基本条項第18条（重大事由による解除）（4）①の規定を、以下のとおり読み替えます。ただし、この場合において、同特約第14条（準用規定）（2）③の規定は適用しません。

- 「① この特約に基づき保険金を支払うべき損害（注6）。ただし、不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約に基づき保険金を支払うべき損害を除きます。」

（18）ファミリーバイク特約（賠償損害・自損傷害）

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
借用原動機付自転車	第8条（被保険者の範囲）に規定する被保険者のいずれかに該当する者が所有する原動機付自転車（注）以外のものをいいます。ただし、同条に規定する被保険者のいずれかに該当する者が常時使用する原動機付自転車を除きます。 （注）所有する原動機付自転車には、所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、この特約を適用する旨保険証券に記載されているときに適用されます。

- ご契約のお車の用途車種が家用8車種であること。
- 記名被保険者が個人であること。
- この保険契約に普通保険約款人身傷害条項が適用されていることまたは無保険車傷害特約および自損事故傷害特約が適用されていること。

第3条（保険金を支払う場合－賠償責任）

- 当社は、被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車をご契約のお車とみなして、ご契約のお車の保険契約の条件に従い、普通保険約款対人賠償条項および対物賠償条項（注）を適用します。
- （1）の原動機付自転車が借用原動機付自転車である場合、当社は、この特約により、普通保険約款対人賠償条項第2条（保険金を支払う場合）（2）の規定にかかわらず、借用原動機付自転車について生じた1回の対人事故による同条（1）の損害に対して、自賠責保険等によって支払われる金額が損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。
- （1）の原動機付自転車が借用原動機付自転車である場合、当社は、普通保険約款対人賠償条項第8条（当社による解決）（3）の規定にかかわらず、同条（1）の規定を適用します。
（注）普通保険約款対人賠償条項および対物賠償条項には、ご契約のお車に適用される他の特約を含みます。

第4条（保険金を支払う場合－自損傷害）

- 当社は、被保険者が正規の乗車装置に搭乗中（注1）の原動機付自転車をご契約のお車とみなして、ご契約のお車の保険契約の条件に従い、自損事故傷害特約（注2）を適用します。ただし、この場合には、同特約第2条（この特約の適用条件）の規定は適用しません。
- 当社は、この特約の規定により保険金を支払うべき傷害に対しては、自損事故傷害特約（注2）の規定による保険金を重ねて支払いません。
- 当社は、この保険契約に普通保険約款人身傷害条項の適用がある場合には、同条項（注3）の規定により保険金の支払対象とならない事故であるときに限り、この特約に従い、保険金を支払います。
（注1）搭乗中とは、極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。
（注2）自損事故傷害特約には、ご契約のお車に適用される他の特約を含みます。
（注3）同条項には、ご契約のお車に適用される他の特約を含みます。ただし、同条項にファミリー一般傷害特約（家族型）、ファミリー一般傷害特約（夫婦型）、ファミリーアウトドア傷害特約（家族型）またはファミリーアウトドア傷害特約（夫婦型）が適用されている場合は、これらの特約を除きます。

第5条（保険金を支払う場合－無保険車傷害）

- 当社は、被保険者が正規の乗車装置に搭乗中（注1）の原動機付自転車をご契約のお車とみなして、ご契約のお車の保険契約の条件に従い、無保険車傷害特約（注2）を適用します。ただし、この場合には、同特約第2条（この特約の適用条件）の規定は適用しません。
- 当社は、この特約の規定により保険金を支払うべき傷害に対しては、無保険車傷害特約（注2）の規定による保険金を重ねて支払いません。
- 当社は、この保険契約に普通保険約款人身傷害条項の適用がある場合には、同条項（注3）の規定により保険金の支払対象とならない事故であるときに限り、この特約に従い、保険金を支払います。
（注1）搭乗中とは、極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。
（注2）無保険車傷害特約には、ご契約のお車に適用される他の特約を含みます。
（注3）同条項には、ご契約のお車に適用される他の特約を含みます。

第6条（保険金を支払う場合－被害者救済費用）

当社は、この保険契約に不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約が適用されている場合には、被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車をご契約のお車とみなして、ご契約のお車の保険契約の条件に従い、同特約（注）を適用します。
（注）同特約には、ご契約のお車について適用される他の特約を含みます。

第7条（保険金を支払わない場合）

- 当社は、第3条（保険金を支払う場合－賠償責任）および第6条（保険金を支払う場合－被害者救済費用）の適用においては、普通保険約款対人賠償条項、対物賠償条項および基本条項ならびにこの保険契約に適用される他の特約の規定による場合のほか、次のいずれかに該当する事故により生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- 被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車を、被保険者の業務（注1）のために、被保険者の使用者が運転している間に生じた事故。ただし、その使用者が第8条（被保険者の範囲）に規定する被保険者のいずれかに該当する場合を除きます。
 - 被保険者の使用者の所有する原動機付自転車（注2）を、その使用者の業務（注1）

のために、被保険者が運転している間に生じた事故。ただし、その使用者が第8条（被保険者の範囲）に規定する被保険者のいずれかに該当する場合を除きます。

- 第8条（被保険者の範囲）に規定する被保険者のいずれかに該当する者が、原動機付自転車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等原動機付自転車を取り扱う業務のために、所有、使用または管理する原動機付自転車について生じた事故
- 被保険者が、原動機付自転車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでその原動機付自転車を運転している間に生じた事故
（注1）業務とは、家事を除きます。
（注2）所有する原動機付自転車には、所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。

第8条（被保険者の範囲）

- この特約においては、普通保険約款対人賠償条項第5条（被保険者の範囲）および対物賠償条項第5条（被保険者の範囲）ならびに自損事故傷害特約第5条（被保険者の範囲）および無保険車傷害特約第7条（被保険者の範囲）（1）および（2）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者を被保険者としす。
① 記名被保険者
② 記名被保険者の配偶者
③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
- 第3条（保険金を支払う場合－賠償責任）の規定を適用する場合で、（1）に該当する者が責任無能力者であるときは、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者（注1）を被保険者を含むものとします。ただし、その責任無能力者に関する対人事故（注2）または対物事故（注3）に限りです。
- この特約において不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約を適用する場合の被保険者は、同特約第6条（被保険者の範囲）の規定にかかわらず、（1）①から④までに規定する者のうち、次のいずれかに該当する者としす。
① 原動機付自転車の運転者
② 原動機付自転車の運転者がいない状態で事故が生じた場合は、原動機付自転車の所有者
（注1）監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者とは、責任無能力者の親族に限ります。
（注2）対人事故とは、普通保険約款「用語の定義」に規定する対人事故をいいます。
（注3）対物事故とは、普通保険約款「用語の定義」に規定する対物事故をいいます。

第9条（ご契約のお車の譲渡の場合）

この特約の適用においては、当社は、普通保険約款基本条項第11条（ご契約のお車の譲渡）（2）の規定は適用しません。

第10条（運転者家族限定特約等の不適用）

この特約の適用においては、当社は、運転者家族限定特約、運転者本人・配偶者限定特約、運転者本人限定特約および運転者年齢限定特約の規定は適用しません。

第11条（重大事由解除に関する特則）

- 当社は、自損事故傷害特約第15条（準用規定）①および無保険車傷害特約第16条（準用規定）①の規定にかかわらず、普通保険約款基本条項第18条（重大事由による解除）の規定を、以下のとおり読み替えて、この特約に適用します。
（1）（5）②の規定中「人身傷害条項」とあるのは「この特約第4条（保険金を支払う場合－自損傷害）または第5条（保険金を支払う場合－無保険車傷害）」
（2）（注3）の規定中「被保険者であつて」とあるのは「被保険者（この保険契約に適用されるファミリーバイク特約（賠償損害・自損傷害）に定める被保険者を含みます。）であつて」
（3）（注4）の規定中「人身傷害条項における被保険者」とあるのは「人身傷害条項における被保険者（この保険契約に適用されるファミリーバイク特約（賠償損害・自損傷害）に定める被保険者を含みます。）
（4）⑤および（注8）の規定中「人身傷害条項」とあるのは「人身傷害条項またはこの特約第5条（保険金を支払う場合－無保険車傷害）」に基づき保険金を支払うべき損害」、「被保険者」とあるのは「人身傷害条項またはこの特約の被保険者」
- この特約において不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約を適用する場合、当社は、普通保険約款基本条項第18条（重大事由による解除）（4）①の規定を、以下のとおり読み替えます。ただし、この場合において、同特約第14条（準用規定）（2）③の規定は適用しません。
「① この特約第3条（保険金を支払う場合－賠償責任）に基づき保険金を支払うべき損害（注6）。ただし、不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約に基づき保険金を支払うべき損害を除きます。」

（19）ファミリーバイク特約（賠償損害・人身傷害）

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
借用原動機付自転車	第7条（被保険者の範囲）に規定する被保険者のいずれかに該当する者が所有する原動機付自転車（注）以外のものをいいます。ただし、同条に規定する被保険者のいずれかに該当する者が常時使用する原動機付自転車を除きます。 (注) 所有する原動機付自転車には、所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車、および1年以上を期間とする賃借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、この特約を適用する旨保険証券に記載されているときに適用されます。

- ① ご契約のお車の用途車種が自家用8車種であること。
- ② 記名被保険者が個人であること。
- ③ この保険契約に普通保険約款人身傷害条項が適用されていること。

第3条（保険金を支払う場合－賠償責任）

- (1) 当社は、被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車をご契約のお車とみなして、ご契約のお車の保険契約の条件に従い、普通保険約款対人賠償条項および対物賠償条項（注）を適用します。
- (2) (1) の原動機付自転車が借用原動機付自転車である場合、当社は、この特約により、普通保険約款対人賠償条項第2条（保険金を支払う場合）(2) の規定にかかわらず、借用原動機付自転車について生じた1回の対人事故による同条（1）の損害に対して、自賠責保険等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。
- (3) (1) の原動機付自転車が借用原動機付自転車である場合、当社は、普通保険約款対人賠償条項第8条（当社による解決）(3) ③の規定にかかわらず、同条（1）の規定を適用します。
- (注) 普通保険約款対人賠償条項および対物賠償条項には、ご契約のお車に適用される他の特約を含みます。

第4条（保険金を支払う場合－人身傷害）

- 当社は、被保険者が正規の乗車装置に搭乗中（注1）の原動機付自転車をご契約のお車とみなして、ご契約のお車の保険契約の条件に従い、普通保険約款人身傷害条項（注2）を適用します。ただし、この場合においては、この特約の規定により保険金を支払うべき損害に対しては、普通保険約款人身傷害条項（注2）の規定による保険金を重ねて支払いません。
- (注1) 搭乗中とは、極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。
- (注2) 普通保険約款人身傷害条項には、ご契約のお車について適用される他の特約を含みます。

第5条（保険金を支払う場合－被害者救済費用）

- 当社は、この保険契約に不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約が適用されている場合には、被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車をご契約のお車とみなして、ご契約のお車の保険契約の条件に従い、同特約（注）を適用します。
- (注) 同特約には、ご契約のお車について適用される他の特約を含みます。

第6条（保険金を支払わない場合）

- 当社は、第3条（保険金を支払う場合－賠償責任）および第5条（保険金を支払う場合－被害者救済費用）の適用においては、普通保険約款対人賠償条項、対物賠償条項および基本条項ならびにこの保険契約に適用される他の特約の規定による場合のほか、次のいずれかに該当する事故により生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車を、被保険者の業務（注1）のために、被保険者の使用者が運転している間に生じた事故。ただし、その使用者が第7条（被保険者の範囲）に規定する被保険者のいずれかに該当する場合を除きます。
 - ② 被保険者の使用者の所有する原動機付自転車（注2）を、その使用者の業務（注1）のために、被保険者が運転している間に生じた事故。ただし、その使用者が第7条（被保険者の範囲）に規定する被保険者のいずれかに該当する場合を除きます。
 - ③ 第7条（被保険者の範囲）に規定する被保険者のいずれかに該当する者が、原動機付自転車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等原動機付自転車を取り扱う業務のために、所有、使用または管理する原動機付自転車について生じた事故
 - ④ 被保険者が、原動機付自転車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでその原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- (注1) 業務とは、家事を除きます。
- (注2) 所有する原動機付自転車には、所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車、および1年以上を期間とする賃借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。

第7条（被保険者の範囲）

- (1) この特約においては、普通保険約款対人賠償条項第5条（被保険者の範囲）、対物賠償条項第5条（被保険者の範囲）および人身傷害条項第5条（被保険者の範囲）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者を被保険者とします。
- ① 記名被保険者
 - ② 記名被保険者の配偶者
 - ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

- (2) 第3条（保険金を支払う場合－賠償責任）の規定を適用する場合で、(1) に該当する者が責任無能力者であるときは、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者（注1）を被保険者に含むものとします。ただし、その責任無能力者に関する対人事故（注2）または対物事故（注3）に限りします。
- (3) この特約において不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約を適用する場合の被保険者は、同特約第6条（被保険者の範囲）の規定にかかわらず、(1) ①から④までに規定する者のうち、次のいずれかに該当する者となります。
- ① 原動機付自転車の運転者
 - ② 原動機付自転車の運転者がいない状態で事故が生じた場合は、原動機付自転車の所有者
- (注1) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者とは、責任無能力者の親族に限ります。
- (注2) 対人事故とは、普通保険約款「用語の定義」に規定する対人事故をいいます。
- (注3) 対物事故とは、普通保険約款「用語の定義」に規定する対物事故をいいます。

第8条（ご契約のお車の譲渡の場合）

- この特約の適用においては、当社は、普通保険約款基本条項第11条（ご契約のお車の譲渡）(2) の規定は適用しません。

第9条（運転者家族限定特約等の不適用）

- この特約の適用においては、当社は、運転者家族限定特約、運転者本人・配偶者限定特約、運転者本人限定特約および運転者年齢限定特約の規定は適用しません。

第10条（重大事由解除に関する特則）

- (1) 当社は、普通保険約款基本条項第18条（重大事由による解除）の規定を、以下のとおり読み替えて、この特約に適用します。
- ① (5) ②の規定中「人身傷害条項」とあるのは「この特約第4条（保険金を支払う場合－人身傷害）」
 - ② (5) ②、(注5) および (注8) の規定中「被保険者」とあるのは「この特約の被保険者」
 - ③ (注3) の規定中「被保険者であつて」とあるのは「被保険者（この保険契約に適用されるファミリーバイク特約（賠償損害・人身傷害）に定める被保険者を含みます。）であつて」
 - ④ (注4) の規定中「人身傷害条項における被保険者」とあるのは「人身傷害条項における被保険者（この保険契約に適用されるファミリーバイク特約（賠償損害・人身傷害）に定める被保険者を含みます。）」
 - ⑤ (注5) および (注8) の規定中「人身傷害条項」とあるのは「この特約第4条（保険金を支払う場合－人身傷害）に基づき保険金を支払うべき損害」
- (2) この特約において不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約を適用する場合、当社は、普通保険約款基本条項第18条（重大事由による解除）(4) ①の規定を、以下のとおり読み替えます。ただし、この場合において、同特約第14条（準用規定）(2) ③の規定は適用しません。
- 「① この特約第3条（保険金を支払う場合－賠償責任）に基づき保険金を支払うべき損害（注6）。ただし、不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約に基づき保険金を支払うべき損害を除きます。」

(2) 自転車・車いす・ベビーカー・シニアカー事故傷害定額払特約

第1条（用語の定義）

- この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
車いす	主として身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための車輪付きのいすおよびその付属品をいいます。
自転車	ペダルまたはハンド・クラウンを用い、かつ、人の力により運転する2輪以上の車（注）およびその付属品をいいます。 (注) 2輪以上の車とは、幼児用の3輪以上の車を除きます。
シニアカー	主として高齢者の移動の用に供するためのハンドルを有する電動式の車輪付きのいす（注）およびその付属品をいいます。 (注)ハンドルを有する電動式の車輪付きのいすとは、シルバーカー（主として高齢者の荷物の運搬の用に供するための手押し式の車をいいます。）を除きます。
対象乗用具	次のいずれかに該当するものをいいます。ただし、自動車、レールにより運転するものおよび遊園地等で専ら遊戯用に使用されるものを除きます。 ① 自転車 ② 車いす ③ ベビーカー ④ シニアカー
入院日数	入院した実治療日数をいいます。
ベビーカー	小児用の車のうち乳幼児の移動の用に供する手押し式の車およびその付属品をいいます。
保険金	死亡保険金、後遺障害保険金、重度後遺障害特別保険金、重度後遺障害介護費用保険金または入院保険金をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

- この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、この特約を適用する旨保険証券に記載されているときに適用されます。
- ① ② ③ この保険契約に自動車事故特約が適用されていること。

第3条（保険金を支払う場合）

- 当社は、被保険者が次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被った場合は、この特約に従い、保険金を支払います。
- ① 対象乗用具の運行に起因する事故
 - ② 対象乗用具の運行中の、飛来物もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または対象乗用具の落下。ただし、被保険者がその対象乗用具の正規の搭載装置またはその装置のある室内（注）に搭乗中である場合に限りません。
- （注）室内とは、隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

第4条（保険金を支払わない場合）

- （1）当社は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた傷害
 - ② 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで交通乗用具を運転している場合、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態もしくはこれに相当する状態で交通乗用具を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で交通乗用具を運転している場合に生じた傷害
 - ③ 被保険者が、交通乗用具の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで交通乗用具に搭乗中に生じた傷害
 - ④ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害
 - ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた傷害
 - ⑥ 被保険者が、法令に定められた基準に適合する制動装置を備えていない自転車を運転している場合に生じた傷害
 - ⑦ 被保険者が、自動車に搭乗中に生じた傷害
- （2）傷害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。
- （3）当社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症（注1）に対しては、保険金を支払いません。
- （4）当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象または暴動（注2）
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらに起因する事故
 - ④ ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑤ ①から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑥ 被保険者が対象乗用具を競技（注5）もしくは曲技（注6）のために使用すること、または対象乗用具を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所においてこれらに準ずる方法・態様により対象乗用具を使用すること。ただし、道路上でこれらのことを行っている場合（注7）を除きます。
- （5）当社は、被保険者が業務として次のいずれかに該当する作業に従事中にその作業に直接起因する事故によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 対象乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業、対象乗用具からの荷物、貨物等の積み下し作業または対象乗用具上での荷物、貨物等の整理作業
 - ② 対象乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業
- （注1）創傷感染症とは、丹毒、淋菌性肺炎、敗血症、破傷風等をいいます。
- （注2）暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- （注3）核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
- （注4）核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- （注5）競技とは、ロードレース（山岳ラリー、タイムラリー）やサーキットレース等をいい、これらのための練習を含みます。
- （注6）曲技とは、サーカス、カースタント等をいい、これらのための練習を含みます。
- （注7）道路上でこれらのことを行っている場合は、法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有して行っている場合を除きます。

第5条（被保険者の範囲）

- （1）この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。
- ① 記名被保険者
 - ② 記名被保険者の配偶者
 - ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
- （2）（1）の規定にかかわらず、極めて異常かつ危険な方法で交通乗用具に搭乗中の者は被保険者に含みません。

第6条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第7条（死亡保険金の支払）

- （1）当社は、被保険者が第3条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、300万円を死亡保険金として被保険者の法定相続人に支払います。ただし、1回の事故につき、被保険者に対して既に支払った後遺障害保険金がある場合は、300万円から既に支払った金額を控除した残額とします。
- （2）（1）の被保険者の法定相続人が2名以上である場合は、当社は、法定相続分の割合により死亡保険金を被保険者の法定相続人に支払います。

第8条（後遺障害保険金の支払）

- （1）当社は、被保険者が第3条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に普通保険約款別表Ⅰの1または別表Ⅰの2に掲げる後遺障害が生じた場合は、その後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払額（注）を後遺障害保険金として被保険者に支払います。
- （2）同一事故により、普通保険約款別表Ⅰの2に掲げる2種以上の後遺障害が生じた場合には、（1）の後遺障害保険金は、最も重い後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払額（注）とします。ただし、次のいずれかに該当する場合は、それぞれ次の等級に対応する保険金支払額（注）とします。
- ① 第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、最も重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級
 - ② ①以外の場合で、第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、最も重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級
 - ③ ①および②以外の場合で、第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、最も重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級。ただし、それぞれの後遺障害に対応する保険金支払額（注）の合計額が最も重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対応する保険金支払額（注）に達しない場合は、その合計額とします。
- （3）当社は、（2）に定める事項のほか、（1）の後遺障害保険金は、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険における後遺障害の等級認定の基準に準じて等級の決定を行い、その等級に対応する保険金支払額（注）とします。
- （4）既に後遺障害のある被保険者が第3条（保険金を支払う場合）の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として支払います。
- $$300\text{万円} \times \left(\frac{\text{普通保険約款別表Ⅰの1または別表Ⅰの2に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払額（注）}}{\text{既にあった後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払額（注）}} \right) = \text{後遺障害保険金の額}$$
- （5）被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、後遺障害が生じた時の被保険者以外の医師の診断に基づき、後遺障害の程度および介護の要否を認定して、後遺障害保険金を支払います。ただし、被保険者からの請求がある場合は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき、発生の見込まれる後遺障害の程度および介護の要否を認定し、後遺障害保険金を支払います。
- （注）保険金支払額とは、この特約の別表Ⅰの1または別表Ⅰの2のそれぞれの等級に定める保険金支払額をいいます。

第9条（重度後遺障害特別保険金の支払）

- （1）当社は、被保険者が第3条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に次のいずれかに該当する場合で、かつ、介護を必要とすると認められるときは、30万円を重度後遺障害特別保険金として被保険者に支払います。
- ① 普通保険約款別表Ⅰの1の第1級もしくは第2級または別表Ⅰの2の第1級もしくは第2級に掲げる後遺障害が生じた場合
 - ② 普通保険約款別表Ⅰの2の第3級または④に掲げる後遺障害が生じた場合
- （2）被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、後遺障害が生じた時の被保険者以外の医師の診断に基づき、後遺障害の程度および介護の要否を認定して、重度後遺障害特別保険金を支払います。ただし、被保険者からの請求がある場合は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき、発生の見込まれる後遺障害の程度および介護の要否を認定し、重度後遺障害特別保険金を支払います。

第10条（重度後遺障害介護費用保険金の支払）

- （1）当社は、被保険者が第3条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、重度後遺障害特別保険金が支払われる場合は、後遺障害保険金の額の50%に相当する額を重度後遺障害介護費用保険金として被保険者に支払います。
- （2）被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、後遺障害が生じた時の被保険者以外の医師の診断に基づき、後遺障害の程度および介護の要否を認定して、重度後遺障害介護費用保険金を支払います。ただし、被保険者からの請求がある場合は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき、発生の見込まれる後遺障害の程度および介護の要否を認定し、重度後遺障害介護費用保険金を支払います。

第11条（入院保険金の支払）

- （1）当社は、被保険者が第3条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果とし

て、事故の発生の日からその日を含めて１８０日以内に入院した場合は、次のいずれかの額を入院保険金として被保険者に支払います。

- ① 入院日数が１日以上５日未満の場合は、１万円
 - ② 入院日数が５日以上となった場合は、傷害を被った部位およびその症状に応じ、この特約の別表２に定める額。ただし、入院日数の５日目が事故の発生の日からその日を含めて１８０日以内の場合に限ります。
- (２) (１)の入院日数には、臓器の移植に関する法律（平成９年法律第１０４号）第６条（臓器の摘出）の規定によって、同条第４項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第１条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる措置（注）であるときには、その処置日数を含みます。
- (３) この特約の別表２のそれぞれの症状に該当しない傷害であっても、それぞれの症状に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれの相当する症状に該当したものとみなします。
- (４) 同一事故により被った傷害の部位および症状が、この特約の別表２の複数の項目に該当する場合は、それぞれの項目により支払われるべき金額のうち、最も高い金額を入院保険金として支払います。ただし、既に低い金額で入院保険金を支払っていた場合においては、支払われるべき高い金額の入院保険金の額から、既に支払った入院保険金の額を差し引いた残額を支払います。
- (注) 医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる措置には、医療給付関係各法の適用がない場合、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる措置を含みます。

第１２条（他の身体の障害または疾病の影響）

- (１) 被保険者が第３条（保険金を支払う場合）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (２) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をせなかったことにより、第３条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、(１)と同様の方法で支払います。

第１３条（当社の責任限度額）

- (１) １回の事故につき、被保険者１名に対し当社が支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、第７条（死亡保険金の支払）、第８条（後遺障害保険金の支払）および第１２条（他の身体の障害または疾病の影響）の規定による額とし、かつ、３００万円を限度とします。
- (２) 当社は、次の保険金の合計額が３００万円を超える場合であっても、重度後遺障害特別保険金および重度後遺障害介護費用保険金を支払います。
- ① (１)に規定する死亡保険金および後遺障害保険金
 - ② 第９条（重度後遺障害特別保険金の支払）、第１０条（重度後遺障害介護費用保険金の支払）および第１２条（他の身体の障害または疾病の影響）の規定による重度後遺障害特別保険金および重度後遺障害介護費用保険金
- (３) 当社は、(１)および(２)に定める保険金のほか、１回の事故につき、被保険者１名に対して第１１条（入院保険金の支払）および第１２条（他の身体の障害または疾病の影響）の規定による入院保険金を支払います。

第１４条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (１) 他の保険契約等がある場合であっても、当社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
- (２) (１)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当社は、それらの額の合計額を、それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。この場合において、重度後遺障害特別保険金、重度後遺障害介護費用保険金、入院保険金ならびに死亡保険金および後遺障害保険金に区分して算出するものとしします。

第１５条（保険金の請求）

- 当社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるとします。
- ① 死亡保険金については、被保険者が死亡した時
 - ② 後遺障害保険金、重度後遺障害特別保険金および重度後遺障害介護費用保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて１８０日を経過した時のいずれか早い時
 - ③ 第１１条（入院保険金の支払）(１)①に定める入院保険金については、被保険者が入院を要しなくなった時または事故の発生の日からその日を含めて１８０日を経過した時のいずれか早い時
 - ④ 第１１条（入院保険金の支払）(１)②に定める入院保険金については、事故の発生の日からその日を含めて１８０日以内の入院日数が５日となった時

第１６条（代位）

当社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第１７条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款

およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を以下のとおり読み替えます。

- ① 普通保険約款基本条項第１８条（重大事由による解除）(２)②の規定中「損害（注５）」とあるのは「傷害」、同条（５）の規定中「次の損害」とあるのは「次の損害または傷害」、同条（５）②の規定中「損害」および「損害（注８）」とあるのは「傷害」、同条（５）②、(注３)および(注４)の規定中「人身傷害条項」とあるのは「この特約」
- ② 普通保険約款基本条項第２９条（当社の指定する医師が作成した診断書等の要求）(１)の規定中「人身傷害」とあるのは「この特約」、「第２７条（保険金の請求）」とあるのは「この特約第１５条（保険金の請求）」
- ③ 普通保険約款基本条項第３１条（時効）の規定中「第２７条（保険金の請求）(１)」とあるのは「この特約第１５条（保険金の請求）」

<別表１>後遺障害等級別保険金支払額表

１．介護を要する後遺障害

等級	保険金支払額
第１級	３００万円
第２級	２６７万円

２．１．以外の後遺障害

等級	保険金支払額	等級	保険金支払額
第１級	３００万円	第８級	１０２万円
第２級	２６７万円	第９級	７８万円
第３級	２３４万円	第１０級	６０万円
第４級	２０７万円	第１１級	４５万円
第５級	１７７万円	第１２級	３０万円
第６級	１５０万円	第１３級	２１万円
第７級	１２６万円	第１４級	１２万円

<別表２>入院保険金支払額表

	部位および症状	保険金支払額
①	脳挫傷等の脳損傷、頭蓋内出血または頭蓋内血腫、頭頸損傷、脊髄損傷、胸部・腹部の臓器損傷	１００万円
②	上肢・下肢の切断、眼球の内出血または血腫、眼の神経損傷、眼球の破裂	５０万円
③	骨折・脱臼、脳・眼・頭頸・脊髄を除く部位の神経損傷、上肢・下肢の腱・筋・靱帯の断裂	３０万円
④	打撲・挫傷・擦過傷・捻挫等、上記①から③まで以外のもの	１０万円

- 注１．「損傷」とは、臓器・組織そのものが、外力によって障害を受けることをいいます。
- 注２．ここでいう「内出血」とは、頭蓋内・眼球内で出血することをいいます。
- 注３．ここでいう「血腫」とは、頭蓋内・眼球内で出血し、血液が組織内に溜まった状態をいいます。
- 注４．ここでいう「上肢」とは、肩関節から手の指先までの部位をいいます。
- 注５．ここでいう「下肢」とは、股関節から足の指先までの部位をいいます。
- 注６．ここでいう「切断」とは、骨を含めて四肢の一部を失った状態をいいます。
- 注７．ここでいう「破裂」とは、眼球そのものが裂けることをいいます。
- 注８．ここでいう「脱臼」とは、関節面相互の位置関係が正常ではなくなった状態をいいます。
- なお、これ以外の歯牙または爪の脱臼は含みません。
- 注９．ここでいう「上肢・下肢の腱・筋・靱帯」には、上腕骨または大腿骨に付着する腱・筋・靱帯を含みます。
- 注１０．ここでいう「断裂」とは、筋・腱・靱帯の組織の一部、または全部の連続性が失われた状態をいいます。

（２）自動車事故弁護士費用等補償特約

第１条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
相手自動車	ご契約のお車以外の自動車をいいます。ただし、被保険者が所有する自動車（注）および日本国外にある自動車を除きます。 (注) 所有する自動車には、所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および１年以上を期間とする賃貸契約により借り入れた自動車を含みます。
財物の損壊	被保険者が所有、使用または管理する財物が滅失、破損もしくは汚損または盗取（注）されることをいいます。ただし、被保険者が法人の場合は、その財物がご契約のお車である場合に限りします。 (注) 盗取には、詐欺を含みません。
自動車被害事故	被保険者が相手自動車の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により被害を被ることをいいます。

身体障害	被保険者の生命または身体が害されることをいいます。
損害賠償請求	保険金請求権者が行う賠償義務者に対する自動車被害事故にかかわる法律上の損害賠償請求をいいます。
損害賠償請求費用	弁護士報酬、司法書士報酬（注１）、行政書士報酬（注２）、訴訟費用、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用（注３）をいいます。 （注１） 弁護士報酬、司法書士報酬とは、着手金および手数料については、弁護士または司法書士に委任した事件の対象に基づき算定される金額とします。また、報酬金については、弁護士または司法書士への委任によって確保された利益に基づき算定される金額とします。 （注２） 行政書士報酬とは、書類の作成および書類の提出手続の代理の対価として算定される金額とします。 （注３） その他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用とは、法律相談費用を除きます。
賠償義務者	自動車被害事故により被保険者が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
被害	身体障害または財物の損傷をいいます。ただし、同一の原因から生じた一連の被害は、一つの被害とみなし、最初の被害が発生した時にすべての被害が発生したものとみなします。
法律相談	損害賠償請求に関する次の行為をいいます。 ただし、口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等、一般にその資格者の行う相談の範囲内と判断することが妥当であると認められる行為を含みます。 ① 弁護士が行う法律相談 ② 司法書士が行う司法書士法（昭和２５年法律第１９７号）第３条（業務）第１項第５号および同項第７号に規定する相談（注） ③ 行政書士が行う行政書士法（昭和２６年法律第４号）第１条の３第１項第４号に規定する相談 （注）同項第７号に規定する相談とは、司法書士法（昭和２５年法律第１９７号）第３条（業務）第２項第１号から第３号までに定める条件をすべて満たす司法書士が行う相談に限りします。
法律相談費用	法律相談の対価として弁護士、司法書士または行政書士に支払われるべき費用をいいます。
保険金請求権者	自動車被害事故によって被害を被った被保険者（注）をいいます。 （注）被保険者とは、被保険者が死亡した場合、その法定相続人となります。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第3条（保険金を支払う場合）

- 当社は、この特約により、自動車被害事故によって、保険金請求権者が損害賠償請求を行う場合は、それによって当社の同意を得て支出した損害賠償請求費用を負担することによって被る損害に対して、弁護士費用保険金を支払います。
- 当社は、この特約により、自動車被害事故によって、保険金請求権者が法律相談を行う場合は、それによって当社の同意を得て支出した法律相談費用を負担することによって被る損害に対して、法律相談費用保険金を支払います。
- 当社は（１）および（２）に規定する費用のうち普通保険約款対人賠償条項および対物賠償条項において支払われるものがある場合には、その費用を負担することによって被る損害に対しては弁護士費用保険金および法律相談費用保険金を支払いません。
- 当社は、自動車被害事故が保険期間中に生じ、かつ、保険金請求権者が賠償義務者に対する自動車被害事故にかかわる損害賠償請求または法律相談を自動車被害事故の発生日からその日を含めて３年以内に行った場合に限り弁護士費用保険金または法律相談費用保険金を支払います。

第4条（保険金を支払わない場合）

- 当社は、次のいずれかに該当する自動車被害事故が発生した場合は、弁護士費用保険金または法律相談費用保険金を支払いません。
 - 被保険者の故意または重大な過失によって発生した自動車被害事故
 - 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車もしくは交通乗用具を運転している場合、道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第６５条（酒気帯び運転等の禁止）第１項に定める酒気を帯びた状態もしくはこれに相当する状態で自動車もしくは交通乗用具を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和３５年法律第１４５号）第２条（定義）第１５項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車もしくは交通乗用具を運転している場合に発生した自動車被害事故
 - 被保険者が、自動車または交通乗用具の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車または交通乗用具に搭乗中に発生した自動車被害事故
 - 被保険者の親子行為、自殺行為または犯罪行為によって発生した自動車被害事故
 - 被保険者の父母、配偶者または子の運転する相手自動車によって発生した自動車被害事故
 - 被保険者が自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運交代行業等自動車を取り扱うことを業としている者（注１）である場合に、被保険者が業務として受託したご契約のお車に搭乗中に発生した自動車被害事故

- 自動車検査証に事業用と記載されている自動車を被保険者が運転している場合に発生した自動車被害事故。ただし、ご契約のお車を運転している場合を除きます。
- 被保険者が自動車を競技（注２）もしくは曲技（注３）のために使用すること、または自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用（注４）することによって発生した自動車被害事故
- 被保険者が搭乗中の自動車に危険物（注５）を業務（注６）として積載すること、または被保険者が搭乗中の自動車が、危険物（注５）を業務（注６）として積載した被牽引自動車を牽引することによって発生した自動車被害事故
- 被保険者または被保険者の使用者の業務の用に供される財物および業務に関連して受託した財物について生じた自動車被害事故。ただし、被保険者または被保険者の使用者の業務の用に供される財物とは、ご契約のお車を除きます。
- 第５条（被保険者の範囲）（１）⑤に規定する被保険者が所有、使用または管理する財物のうち、ご契約のお車およびその他の自動車の車室内もしくはトランク内に収容されていない財物またはキャリア（注７）に固定されていない財物によって生じた自動車被害事故
- 当社は、財物の欠陥、自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐蝕、腐食、火び割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由による財物の損壊によって生じた損害に対しては、弁護士費用保険金または法律相談費用保険金を支払いません。
- 当社は、次のいずれかに該当する事由によって自動車被害事故が発生した場合は、弁護士費用保険金または法律相談費用保険金を支払いません。
 - 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注８）
 - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - 台風、洪水または高潮
 - 核燃料物質（注９）もしくは核燃料物質（注９）によって汚染された物（注１０）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ①から⑤の事由に伴随して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- 当社は、次のいずれかに該当する者が賠償義務者である場合は、これらの者に対する損害賠償請求または法律相談を保険金請求権者が行うことにより生じた費用に対しては、弁護士費用保険金または法律相談費用保険金を支払いません。
 - 被保険者の父母、配偶者または子
 - 被保険者の使用者。ただし、被保険者がその使用者の業務（注６）に従事している場合に限ります。
 - 被保険者の使用者の業務（注６）に相手自動車を使用している他の使用人。ただし、被保険者がその使用者の業務（注６）に従事している場合に限ります。
- 自動車を取り扱うことを業としている者には、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
- 競技または、ロードレース（山岳ラリー、タイムラリー）やサーキットレース等を行い、これらのための練習を含みます。
- 曲技とは、サーカス、カースタント等を行い、これらのための練習を含みます。
- 競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用とは、救急、消防、事故処理、修繕、清掃等のための使用を除きます。
- 危険物とは、道路運送車両の保安基準（昭和２６年運輸省令第６７号）第１条（用語の定義）に定める高压ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成１４年国土交通省告示第６１１９号）第２条（定義）に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法（昭和２５年法律第３０３号）第２条（定義）に定める毒物もしくは劇物をいいます。
- 業務とは、家事を除きます。
- キャリアとは、自動車の屋根またはトランクに設置された小型、少量の荷物を積載、運搬するための装置をいいます。
- 暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
- 核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

第5条（被保険者の範囲）

- この特約において被保険者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。
 - 記名被保険者
 - 記名被保険者の配偶者
 - 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
 - ①から④まで以外の者で、ご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注１）に搭乗中の者
 - ①から⑤まで以外の者で、ご契約のお車の所有者（注２）。ただし、ご契約のお車の自動車被害事故に関する損害賠償請求または法律相談を行う場合に限ります。
- （１）の規定にかかわらず、自動車または交通乗用具に極めて異常かつ危険な方法で搭乗中の者は被保険者に含みません。
（注１）室内とは、隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
（注２）ご契約のお車の所有者には、所有権留保条項付売買契約に基づくご契約のお車の買主、または１年以上を期間とする賃借契約に基づくご契約のお車の借主を含みます。

第6条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第7条（損害の範囲と責任の限度）

(1) 当社が支払うべき弁護士費用保険金の額は、第3条（保険金を支払う場合）（1）の損害の額とします。ただし、＜別紙＞弁護士費用保険金支払限度額に定める金額に消費税相当額を加算した金額を限度とし、1回の自動車被害事故につき、3,000万円を限度とします。

(2) 当社が支払うべき法律相談費用保険金の額は、第3条（保険金を支払う場合）（2）の損害の額とします。ただし、1回の自動車被害事故につき、10万円を限度とします。

(3) 当社の支払う保険金に関して、他の保険契約等（注）がある場合は、当社は、普通保険約款基本条項第26条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）（1）および同条（2）の規定により支払保険金の額を決定します。この場合において、普通保険約款基本条項第26条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）（2）②の規定中「人身傷害条項」とあるのは「この特約」と読み替えるものとします。

(注) 他の保険契約等とは、第3条（保険金を支払う場合）と支払責任の発生要件の全部または一部を同じくする他の保険契約または共済契約をいいます。

第8条（損害賠償請求等の通知）

(1) 保険契約者または保険金請求権者は、保険金請求権者が損害賠償請求を行う場合または訴訟の提起を行う場合には、当社に次の事項について事前に書面で通知しなければなりません。

① 損害賠償請求を行う相手の氏名または名称およびその者に関して有する情報

② 被害の具体的な内容

③ 損害賠償請求を行う相手との交渉の内容

④ ①から③までのほか、当社が特に必要と認める事項

(2) 保険契約者または保険金請求権者が、正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合、または①④から④までに掲げる事項について知っている事実を告げずもしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて弁護士費用保険金または法律相談費用保険金を支払います。

第9条（保険金請求権者の義務）

(1) 保険金請求権者は、弁護士、司法書士または行政書士に委任する場合は、これらの者と委任契約を締結する際に交わす書面を当社に提出し、あらかじめ当社の承認を得なければなりません。

(2) 保険金請求権者は、当社の求めに応じ、訴訟、反訴または上訴の進捗状況に関する必要な情報を当社に提供しなければなりません。

(3) 保険金請求権者は、訴訟の取下げまたは損害賠償請求の放棄もしくは撤回をする場合は、遅滞なく当社に通知しなければなりません。

(4) 保険金請求権者が、正当な理由がなく（1）から（3）までの規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて弁護士費用保険金または法律相談費用保険金を支払います。

第10条（一連の損害賠償請求）

同一の被害を理由として行われた一連の損害賠償請求は、損害賠償請求が行われた時もしくは場所または損害賠償請求の相手方の数等にかかわらず、一つの損害賠償請求とみなし、最初の損害賠償請求が行われた時にすべての損害賠償請求が行われたものとみなします。

第11条（保険金の請求）

(1) 弁護士費用保険金または法律相談費用保険金の請求は、被保険者ごとに保険金請求権者全員から委任を受けた代表者を経由して行うものとします。

(2) 当社に対する弁護士費用保険金または法律相談費用保険金の請求権は、保険金請求権者が損害賠償請求費用または法律相談費用を支出した時から発生し、これを行使用することができるとします。

第12条（運転者家族限定特約等の不適用）

この特約の適用においては、当社は、運転者家族限定特約、運転者本人・配偶者限定特約、運転者本人限定特約および運転者年齢限定特約の規定は適用しません。

第13条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を以下のとおり適用します。

- ① 第18条（重大事由による解除）（2）の規定を、次のとおり読み替えます。
- 「(2) 当社は、被保険者（注3）またはこの特約の保険金請求権者が（1）③ア、からオ、までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもち、この保険契約のその被保険者または保険金請求権者に係る部分を解除することができます。」
- ② 第18条（重大事由による解除）（4）の規定を、次のとおり読み替えます。
- 「(4) 保険契約者、車両条項の被保険者またはこの特約の被保険者もしくは保険金請求権者が（1）③ア、からオ、までのいずれかに該当することにより（1）または（2）の規定による解除がなされた場合には、（3）の規定は、（1）③ア、からウ、までまたはオ、のいずれにも該当しない被保険者またはこの特約の保険金請求権者に生じた損害については適用しません。」
- ③ 第18条（重大事由による解除）（5）の規定は、適用しません。
- ④ 第18条（重大事由による解除）（注3）の規定を、次のとおり読み替えます。
- 「(注3) 被保険者とは、この特約における被保険者であって、記名被保険者または車両条項の被保険者以外の者に限ります。」
- ⑤ 第31条（効力）の「第27条（保険金の請求）（1）」とあるのは「この特約第11条（保険金の請求）（2）」と読み替えます。

＜別紙＞弁護士費用保険金支払限度額
「用語の定義」

この別紙における用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」およびこの特約第1条（用語の定義）による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
時間制報酬	委任契約を締結する際に取り決めた1時間あたりの委任事務処理単価にその処理に要した時間（注）を乗じた額により計算される弁護士報酬をいいます。 (注) 処理に要した時間には、移動に要する時間を含みます。
事件等	事件または法律事務をいいます。
着手金	事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その結果にかかわらず受任時に弁護士または認定司法書士が受けるべき委任事務処理の対価をいいます。
手数料	原則として1回程度の手続または委任事務処理で終了する事件等についての委任事務処理の対価をいいます。
認定司法書士	司法書士法（昭和25年法律第197号）第3条（業務）第2項第1号から第3号までに定める条件をすべて満たす司法書士をいいます。
報酬金	事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その成功の程度に応じて弁護士または認定司法書士が受ける委任事務処理の対価をいいます。
日常	弁護士または認定司法書士が、委任事務処理のために事務所所在地を離れる必要がある場合（注1）で、移動によってその事件等のために拘束されること（注2）の対価をいいます。 (注1) 事務所所在地を離れる必要がある場合は、事務処理のために必要もしくは有益な委任事務処理に伴う移動であると当社が認めた場合または裁判所もしくは公的紛争機関の期日への出席もしくは現地調査を行う場合をいいます。 (注2) 事件等のために拘束されることは、委任事務処理自体による拘束を除きます。

着手金、報酬金、時間制報酬、手数料、日常およびその他の費用についてはそれぞれ1.から6.までの規定によります。ただし、保険金請求権者が、日本弁護士連合会の「弁護士保険制度」を利用した場合は当社が別に定めるところによります。

1. 着手金

(1) 弁護士または認定司法書士に委任した事件の対象の経済的利益（注）に応じて次表に掲げる金額とします。ただし、事件受任時において事件の種類、委任事務処理の難易等の事情により、当社が認めた場合は、30%の範囲で増額することができます。

経済的利益（注）	金額
① 125万円以下の場合	10万円
② 125万円を超え300万円以下の場合	経済的利益（注）×8%
③ 300万円を超え3,000万円以下の場合	経済的利益（注）×5%+9万円
④ 3,000万円を超え3億円以下の場合	経済的利益（注）×3%+69万円
⑤ 3億円を超える場合	経済的利益（注）×2%+369万円

(2) 同一の事件に関し、次のいずれかの事由に該当する場合で当社が認めたときは、上記（1）の規定により計算される金額の25%を上限に増額することができます。ただし、複数の事由に該当する場合であっても、通常想定される範囲を超える事案の複雑さおよび事件処理に要する手数の煩雑さ等の事情により、当社が認めた場合を除き、50%を超えて増額することはできません。

- ① 弁護士または認定司法書士が、示談交渉から引き続き、調停もしくは仲裁センター等への申立てまたは訴訟事件を受任する場合
- ② 弁護士または認定司法書士が、調停または仲裁センター等への申立てから引き続き、訴訟事件を受任する場合
- ③ 弁護士が、第1審から引き続き控訴審を受任する場合
- ④ 弁護士が、控訴審から引き続き上告審を受任する場合
- (3) 同一の事件に関し、弁護士または認定司法書士が調査事件から引き続き、示談交渉、調停もしくは仲裁センター等への申立てまたは訴訟の提起を依頼された場合、上記（1）に定める額から既に受取った調査事件の手数料を差し引くこととします。

(注) 経済的利益とは、弁護士または認定司法書士に委任した事件につき、依頼時の資料により計算される賠償されるべき相当金額をいい、賠償義務者からの既払金、保険者または共済者からの事前支払提示額および自賠責保険等または自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく自動車損害賠償保障事業によって支払が予定される金額を含みません。

2. 報酬金

(1) 弁護士または認定司法書士への委任によって確保された経済的利益（注）に応じて次表に掲げる金額とします。ただし、経済的利益（注）が確保されなかった場合は、0円とします。なお、委任事務の終了時において事件の種類、委任事務処理の難易等の事情により、当社が認めた場合は、30%の範囲で増額することができます。

経済的利益（注）	金額
① 125万円以下の場合	20万円

② 125万円を超え300万円以下の場合	経済的利益（注）×16%
③ 300万円を超え3,000万円以下の場合	経済的利益（注）×10%+18万円
④ 3,000万円を超え3億円以下の場合	経済的利益（注）×6%+138万円
⑤ 3億円を超える場合	経済的利益（注）×4%+738万円

（2）弁護士が引き続き上訴審を受任した場合、最終審の報酬金以外に報酬金については支払いません。

（注）経済的利益とは、弁護士または認定司法書士への委任によって確保された利益をいい、賠償義務者からの既払金、保険者または済済者からの事前支払提示額および自賠責保険等または自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく自動車損害賠償保障事業によって支払が予定される金額を含みません。

3. 時間制報酬

（1）弁護士が受任した事件の事務処理に実際に要した時間（注）1時間あたり2万円とします。

（2）上記（1）の規定において、同一の事件につき、着手金、報酬金、自賠責保険等または自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく自動車損害賠償保障事業の請求における手数料および日当と同時に請求はできないものとし、30時間分を上限とします。ただし、委任事務処理の難易等の事情により、当社が認めた場合は、30時間を超える時間分とすることがあります。

（注）受任した事件の事務処理に実際に要した時間は、事件および事務処理の内容に照らして社会通念上必要かつ妥当な時間とし、書面のコピー、郵便物の投函等の、法律事務の処理以外の事務処理に要した時間および弁護士の過失により書面等の訂正が必要となった場合の訂正にかかる時間等は含みません。なお、事務処理の内容およびそれに要した時間は、弁護士から提出される報告書（原則として毎月1回の割合で提出され、事務処理に要した時間が1分単位で記載されたものに限ります。）により確認されたものとします。

4. 手数料

（1）弁護士または認定司法書士が実施する自賠責保険等または自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく自動車損害賠償保障事業の請求における手数料は、支払われるべき金額に応じて次表に掲げる金額とします。

支払われるべき金額	金額
① 150万円以下の場合	3万円
② 150万円を超える場合	支払われるべき金額×2%

（2）上記（1）以外の手数料については、社会通念上必要かつ妥当な金額とします。

5. 日当

目的地までの所要時間に応じて1日につき次表に掲げる金額とします。

目的地までの所要時間	金額
① 往復2時間を超え4時間以内の場合	3万円
② 往復4時間を超え7時間以内の場合	5万円
③ 往復7時間を超える場合	10万円

6. その他の費用

実費（注）等の上記1. から5. 以外の費用については社会通念上必要かつ妥当な費用とします。

（注）実費とは、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通費、通信費、宿泊費、保証金、供託金およびこれらに準ずるもので、支払の必要が発生した額をいいます。

（22）日常生活賠償責任補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
運行不能	正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいい、情報の流布（注）のみに起因するものを除きます。 （注）情報の流布には、特定の者への伝達を含みます。
軌道上を走行する陸上の乗用具	汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェイ、いす付リフト、ガイドウェイバス（注）をいいます。なお、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトワ、ティールーパフト等座席装置のないリフト等は含みません。 （注）ガイドウェイバスとは、専用軌道のガイドに沿って走行するバスをいいます。なお、専用軌道のガイドに沿って走行している間に限り、軌道上を走行する陸上の乗用具として取り扱います。
住宅	記名被保険者の居住の用に供される住宅（注）をいい、敷地内の不動産および不動産を含みます。 （注）住宅とは、別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。
身体の障害	生命または身体を害することをいいます。

損壊	滅失、破損または汚損をいい、それぞれ次のとおりとします。 ① 滅失とは、財物がその物理的存在を失うことをいいます。 ② 破損とは、財物が壊れることをいいます。 ③ 汚損とは、財物が汚れることまたは傷むことによりその客観的な経済的価値を減じられることをいいます。
----	---

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、記名被保険者が個人である場合で、この特約を適用する旨保険証券に記載されているときに適用されます。

第3条（保険金を支払う場合）

当社は、日本国内において、次に掲げる事故により、被保険者が他人の身体の障害もしくは他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害、または被保険者が軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能について法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約および普通保険約款基本条項に従い、保険金を支払います。

- ① 住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
 - ② 被保険者の日常生活（注）に起因する偶然な事故
- （注）日常生活とは、住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

第4条（保険金を支払わない場合）

（1）当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ ②から⑤までの事由に伴って生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

（2）当社は、次のいずれかに該当する場合に生じた事故により、被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ② 専ら被保険者の業務の用に供される動産または不動産（注5）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ④ 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者に対する損害賠償責任を除きます。
- ⑤ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- ⑨ 航空機、船舶・車両（注6）または銃器（注7）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ⑩ 罰金、違約金または懲罰的賠償額に対する損害賠償責任

（3）被保険者が第5条（被保険者の範囲）（1）⑤に規定する者である場合は、（2）①から④までおよび⑥の「被保険者」を「被保険者が監督する責任無能力者」と読み替えて適用します。

- （注1）保険契約者とは、保険契約者が法人である場合、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注2）暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- （注3）核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
- （注4）核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- （注5）専ら被保険者の業務の用に供される動産または不動産には、住宅の一部が専ら被保険者の業務の用に供される場合、その部分を含みます。
- （注6）船舶・車両とは、原動機付自転車を含み、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート、自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを除きます。
- （注7）銃器には、空気銃を含みません。

第5条（被保険者の範囲）

（1）この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の配偶者
- ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
- ⑤ （1）①から④までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者（注）。ただし、その責任無能力者に関する第3条（保険金を支払う場合）①または②の事故に限りです。

（2）この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによつ

て、当社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。
(注) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者とは、責任無能力者の親族に限ります。

第6条（当社による協力または援助）

- (1) 被保険者が第3条（保険金を支払う場合）に規定する事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、当社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きについて協力または援助を行います。
- (2) 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には、(1)の規定を適用しません。

第7条（当社による解決）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当社の費用により、被保険者の同意を得て被保険者のために折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続き（注）を行います。
- ① 被保険者が第3条（保険金を支払う場合）に規定する事故にかかわる損害賠償の請求を受け、かつ、被保険者が当社と解決条件について合意している場合
- ② 当社が損害賠償請求権者から第8条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合
- (2) (1)の場合には、被保険者は当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。
- (3) 当社は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。
- ① 損害賠償請求権者が、当社と直接、折衝することに同意しない場合
- ② 正当な理由がなく被保険者が(2)に規定する協力を拒んだ場合
- ③ 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
- (注) 訴訟の手続きには、弁護士を選任を含みます。

第8条（損害賠償請求権者の直接請求権）

- (1) 第3条（保険金を支払う場合）に規定する事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当社に対して(3)に定める損害賠償額の支払を請求することができます。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき当社がこの特約および普通保険約款基本条項に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額（注）を限度とします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
- ③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
- ④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合
- ア、被保険者の破産または生死不明。ただし、被保険者が死亡した場合は、その法定相続人の破産または生死不明とします。
- イ、被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。
- (3) 第7条（当社による解決）およびこの条の損害賠償額とは、次の算式によって算出した額とします。
- 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額

－

被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額

＝

損害賠償額
- (4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。
- (5) (2)の規定に基づき当社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当社が被保険者、その被保険者の被る被害に対して、保険金を支払ったものとみなします。
- (6) 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には、(1)から(5)までの規定を適用しません。
- (注) 保険金の額とは、同一事故につき既に当社が支払った保険金またはこの条の規定に基づき支払った損害賠償額がある場合、その全額を差し引いた額とします。

第9条（費用）

- 保険契約者または被保険者が支出した次の費用は、これを損害の一部とみなします。ただし、これらの費用を支出する際の措置・手続きを行うことによって得られなくなった収入は対象となりません。
- ① 普通保険約款基本条項第24条（事故発生時の義務）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
- ② 普通保険約款基本条項第24条（事故発生時の義務）⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
- ③ 第3条（保険金を支払う場合）に規定する事故により他人の身体の障害、他人の財物の損壊または軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当社の書面による同意を得て支出した費用
- ④ 被保険者の行う折衝または示談によって被保険者が当社の同意を得て支出した費用、および第7条（当社による解決）(2)の規定により被保険者が当社に協力するために要した費用
- ⑤ 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

- ⑥ 被保険者の行う折衝または示談によって被保険者が当社の同意を得て支出した費用、および第7条（当社による解決）(2)の規定により被保険者が当社に協力するために要した費用
- ⑦ 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

第10条（支払保険金の計算）

- (1) 1回の事故につき当社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。
- 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額

－

被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより取得するものがある場合は、その価額

＝

保険金の額
- (2) 当社は、(1)に定める保険金のほか、次の額の合計額を支払います。
- ① 第9条（費用）①から⑤までの費用
- ② 第7条（当社による解決）(1)の規定に基づく訴訟または被保険者が当社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金
- (3) この特約において保険金額とは、次の額をいいます。

日常生活賠償保険金額
無制限

第11条（仮払金および供託金の貸付け等）

- (1) 第6条（当社による協力または援助）(1)または第7条（当社による解決）(1)の規定により当社が被保険者のために援助または解決にあたる場合には、当社は1回の事故につき、保険金額（注1）の範囲内で、次に掲げることを行うことができます。
- ① 仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者に貸し付けること。
- ② 仮差押えを免れたときの供託金または上訴のときの仮執行を免れたための供託金を当社の名において供託すること。
- ③ 供託金に付せられると利率の利息で被保険者に貸し付けること。
- (2) (1)③の規定により当社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者は、当社のために供託金（注2）の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。
- (3) (1)の貸付けまたは当社の名による供託が行われている間においては、第8条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2)ただし書の規定は、その貸付金または供託金（注2）を既に支払った保険金とみなして適用します。
- (4) (1)②または③の供託金（注2）が第三者に還付された場合には、その還付された供託金（注2）の限度で、(1)②の当社の名による供託金（注2）または(1)③に規定する貸付金（注3）が保険金として支払われたものとみなします。
- (5) 普通保険約款基本条項第27条（保険金の請求）の規定により当社の保険金支払義務が発生した場合は、(1)の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。
- (注1) 保険金額とは、同一事故につき既に当社が支払った保険金または第8条（損害賠償請求権者の直接請求権）の損害賠償額がある場合、その全額を差し引いた額をいいます。
- (注2) 供託金には、利息を含みます。
- (注3) 貸付金には、利息を含みます。

第12条（先取特権）

- (1) 第3条（保険金を支払う場合）に規定する事故による他人の身体の障害、他人の財物の損壊または軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能にかかわる損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または②の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。
- (注) 保険金請求権とは、第9条（費用）の費用に対する保険金請求権を除きます。

第13条（運転者家族限定特約等の不適用）

この特約の適用においては、当社は、運転者家族限定特約、運転者本人・配偶者限定特約、運転者本人限定特約および運転者年齢限定特約の規定は適用しません。

第14条（準用規定）

- この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を以下のとおり適用します。
- ① 第18条（重大事由による解除）の規定中(4)①および(注6)の「対人賠償条項

- または対物賠償条項）および（注3）の「対人賠償条項、対物賠償条項」とあるのは「この特約」（注6）および（注7）の規定中「対人賠償条項第10条（費用）または対物賠償条項第10条（費用）」とあるのは「この特約第9条（費用）」と読み替えます。
- ② 第26条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(2)①の規定中「対人賠償条項（注1）および対物賠償条項」とあるのは「この特約」と読み替えます。
- ③ 第27条（保険金の請求）(1)①の規定中「対人賠償条項および対物賠償条項」とあるのは「この特約」と読み替えます。
- ④ 第27条（保険金の請求）(2)③および④の規定は適用しません。
- ⑤ 第27条（保険金の請求）(2)⑧の規定中「対人賠償条項および対物賠償条項」とあるのは「この特約」と読み替えます。
- ⑥ 第27条（保険金の請求）(2)⑨および⑩の規定中「対物賠償条項における対物事故」とあるのは「この特約第3条（保険金を支払う場合）に規定する事故」と読み替えます。
- ⑦ 第30条（損害賠償額の請求および支払）(1)の規定中「対人賠償条項第9条（損害賠償請求権者の直接請求権）または対物賠償条項第9条（損害賠償請求権者の直接請求権）」とあるのは「この特約第8条（損害賠償請求権者の直接請求権）」と読み替えます。
- ⑧ 第30条（損害賠償額の請求および支払）(1)⑦および⑧の規定中「対物賠償条項における対物事故」とあるのは「この特約第3条（保険金を支払う場合）に規定する事故」と読み替えます。
- ⑨ 第30条（損害賠償額の請求および支払）(6)の規定中「対人賠償条項第9条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2)①から⑤まで、対物賠償条項第9条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2)①から④までまたは同条（6）①から③まで」とあるのは「この特約第8条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2)①から④まで」と読み替えます。
- ⑩ 第32条（損害賠償額請求権の行使期限）の規定中「対人賠償条項第9条（損害賠償請求権者の直接請求権）および対物賠償条項第9条（損害賠償請求権者の直接請求権）」とあるのは「この特約第8条（損害賠償請求権者の直接請求権）」と読み替えます。

(23) 運転者家族限定特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
家族	次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 記名被保険者の配偶者 ② 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ③ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。ただし、この特約が保険期間の途中で付帯された場合は、契約条件変更日（注）から保険証券記載の保険期間の末日までをいいます。 (注) 契約条件変更日とは、契約条件を変更すべき期間の初日をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、ご契約のお車の用途車種が自家用8車種であり、かつ、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第3条（限定運転者以外の者が運転している間に生じた事故の取扱い）

- (1) 当社は、この特約により、記名被保険者およびその家族以外の者がご契約のお車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、次のいずれかに該当する事故による損害または傷害については除きます。
- ① ご契約のお車が盗難にあった時から発見されるまでの間にそのご契約のお車について生じた事故
- ② 自動車取扱業者が業務として受託したご契約のお車を使用または管理している間にそのご契約のお車について生じた普通保険約款「用語の定義」に規定する対人事故および普通保険約款「用語の定義」に規定する対物事故
- (2) 次に定める条件をすべて満たす場合には、当社は、保険期間の初日の時点の家族がご契約のお車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、(1)の規定を適用しません。
- ① 保険契約者または記名被保険者から、その運転者が保険期間の初日の時点の家族に該当していたことが確認できる公的資料等の提出があり、当社が妥当と認めること。
- ② 保険契約者が書面または当社の別に定める方法をもって、事実の発生日（注）にこの特約が削除されたものとして、保険契約の条件の変更の承認の請求を行い、当社がこれを承認すること。
- ③ 保険契約者が、第4条（追加保険料の請求）の追加保険料を払い込むこと。
- (注) 事実の発生日とは、保険期間の初日時点の家族が、家族に該当する者でなくなった事実の発生日をいいます。

第4条（追加保険料の請求）

当社は、第3条（限定運転者以外の者が運転している間に生じた事故の取扱い）(2)②の規定に従い、次のとおり追加保険料を請求します。

区分	追加保険料の請求額
保険契約者または記名被保険者から、事実の発生日（注1）について、当社が妥当と認める資料の提出があり、事実の発生日（注1）が特定できる場合	事実の発生日（注1）以後の期間に対し、差額保険料（注2）に未経過期間に対応する短期料率を乗じた額

保険契約者または記名被保険者から、事実の発生日（注1）について、当社が妥当と認める資料の提出がない場合、または、提出された資料によって事実の発生日（注1）が特定できない場合	保険期間の初日以後の期間に対し、差額保険料（注2）に未経過期間に対応する短期料率を乗じた額
--	---

(注1) 事実の発生日とは、保険期間の初日時点の家族が、家族に該当する者でなくなった事実の発生日をいいます。

(注2) 差額保険料とは、この保険契約に適用されている年間保険料とこの保険契約にこの特約を付帯しなかった場合に適用される年間保険料との差額をいいます。

(24) 運転者本人・配偶者限定特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。ただし、この特約が保険期間の途中で付帯された場合は、契約条件変更日（注）から保険証券記載の保険期間の末日までをいいます。 (注) 契約条件変更日とは、契約条件を変更すべき期間の初日をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、ご契約のお車の用途車種が自家用8車種であり、かつ、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第3条（限定運転者以外の者が運転している間に生じた事故の取扱い）

- (1) 当社は、この特約により、記名被保険者およびその配偶者以外の者がご契約のお車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、次のいずれかに該当する事故による損害または傷害については除きます。
- ① ご契約のお車が盗難にあった時から発見されるまでの間にそのご契約のお車について生じた事故
- ② 自動車取扱業者が業務として受託したご契約のお車を使用または管理している間にそのご契約のお車について生じた普通保険約款「用語の定義」に規定する対人事故または普通保険約款「用語の定義」に規定する対物事故
- (2) 次に定める条件をすべて満たす場合には、当社は、保険期間の初日の時点の記名被保険者の配偶者がご契約のお車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、(1)の規定を適用しません。
- ① 保険契約者または記名被保険者から、その運転者が保険期間の初日時点の配偶者に該当していたことが確認できる公的資料等の提出があり、当社が妥当と認めること。
- ② 保険契約者が書面または当社の別に定める方法をもって、事実の発生日（注）にこの特約が削除されたものとして、保険契約の条件の変更の承認の請求を行い、当社がこれを承認すること。
- ③ 保険契約者が、第5条（追加保険料の請求）の追加保険料を払い込むこと。
- (注) 事実の発生日とは、保険期間の初日時点の記名被保険者の配偶者が、記名被保険者の配偶者でなくなった事実の発生日をいいます。

第4条（運転者限定条件の自動補償）

- (1) 当社は、事故発生の時にご契約のお車を運転していた者が次表「事由」に該当する場合であって、次表「事実発生日」に定める日の翌日から起算して30日以内に、保険契約者が書面または当社の別に定める方法をもって、運転者家族限定特約への変更またはこの特約の削除の承認の請求を行い、当社がこれを受領したときは、事実発生日以後承認までの期間は、第3条（限定運転者以外の者が運転している間に生じた事故の取扱い）の規定は適用せず、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定に従い、保険金を支払います。

事由	事実発生日
① 保険期間の初日以降に、記名被保険者およびその配偶者以外の次のいずれかに該当する者が最初に運転免許（注1）または仮運転免許（注2）を取得（注3）した場合で、かつ、その事実について当社が確認できる運転免許証または仮運転免許証の写しの提出があったとき。 ア、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 イ、記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子	次のいずれかの日 (ア) 事故の発生日が免許取得日（注4）より前の場合は、仮免許取得日（注5） (イ) 事故の発生日が免許取得日（注4）以降の場合は、免許取得日（注4）
② 保険期間の初日以降に、記名被保険者およびその配偶者以外の者が新たに次のいずれかに該当するようになった場合で、かつ、その事実について当社が確認できる公的資料等の写しの提出があったとき。ただし、この公的資料の適用にあたっては、配偶者には婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みません。 ア、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 イ、記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子	公的資料等で確認される、左記事実の発生日

(2) 当社は、(1)の表中「事実発生日」に定める日の翌日から起算して31日目の日以降、

満期日の翌日から起算して30日目の日までの間に、保険契約者が書面または当社の別に定める方法をもって、運転者家族限定特約への変更またはこの特約の削除の承認の請求を行い、当社がこれを受領した場合にも（1）の規定を適用します。ただし、この場合において、当社が支払う保険金は、次に定める保険金に限りま。

- ① 普通保険約款对人賠償条項の保険金
 - ② 普通保険約款対物賠償条項の保険金
 - ③ 対物超過修理費用補償特約の対物超過修理費用保険金
 - ④ 不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約の保険金
- (3) (1) および (2) の規定は、(1) の表中「**事実発生日**」に定める日に運転者家族限定特約に変更またはこの特約が削除されたものとして、保険契約者が、第5条（追加保険料の請求）の追加保険料を払い込む場合に限り、適用されます。
- (注1) 運転免許とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第85条（第一種免許）に定める第一種免許および同法第86条（第二種免許）に定める第二種免許であって、かつ、ご契約のお車を運転することができるとをいいます。
- (注2) 仮運転免許とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第87条（仮免許）に定める仮免許であって、かつ、ご契約のお車を運転することができるものをいいます。
- (注3) 取得とは、運転免許または仮運転免許の失効および取消し後における再取得の場合を除きます。
- (注4) 免許取得日とは、運転免許証に記載されている、ご契約のお車を運転することができる運転免許の取得年月日をいいます。
- (注5) 仮免許取得日とは、仮運転免許証に記載されている、ご契約のお車を運転することができる仮運転免許の取得年月日をいいます。

第5条（追加保険料の請求）

- (1) 当社は、第3条（限定運転者以外の者が運転している間に生じた事故の取扱い）(2) の規定に従い、次のとおり追加保険料を請求します。

区分	追加保険料の請求額
保険契約者または記名被保険者から、事実の発生日（注1）について、当社が妥当と認める資料の提出があり、事実の発生日（注1）が特定できる場合	事実の発生日以後の期間に対し、差額保険料（注2）に未経過期間に対応する短期料率を乗じた額
保険契約者または記名被保険者から、事実の発生日（注1）について、当社が妥当と認める資料の提出がない場合、または、提出された資料によって事実の発生日（注1）が特定できない場合	保険期間の初日以後の期間に対し、差額保険料（注2）に未経過期間に対応する短期料率を乗じた額

- (2) 当社は、第4条（運転者限定条件の自動補償）(3) の規定に従い、次のとおり追加保険料を請求します。

追加保険料の請求額
第4条（運転者限定条件の自動補償）(1) の表中「 事実発生日 」以後の期間に対し、差額保険料（注3）に未経過期間に対応する短期料率を乗じた額
(注1) 事実の発生日とは、保険期間の初日時点の記名被保険者の配偶者が、記名被保険者の配偶者でなくなった事実の発生日をいいます。
(注2) 差額保険料とは、この保険契約に適用されている年間保険料とこの保険契約にこの特約を付帯しなかった場合に適用される年間保険料との差額をいいます。
(注3) 差額保険料とは、この保険契約に適用されている年間保険料と運転者家族限定特約に変更またはこの特約を削除した場合に適用される年間保険料との差額をいいます。

(25) 運転者本人限定特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。ただし、この特約が保険期間の途中で付帯された場合は、契約条件変更日（注）から保険証券記載の保険期間末日までをいいます。 (注) 契約条件変更日とは、契約条件を変更すべき期間の初日をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、ご契約のお車の用途車種が自家用8車種であり、かつ、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第3条（限定運転者以外の者が運転している間に生じた事故の取扱い）

当社は、この特約により、記名被保険者以外の者がご契約のお車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、次のいずれかに該当する事故または損害または傷害については除きます。

- ① ご契約のお車が盗難にあった時から発見されるまでの間にそのご契約のお車について生じた事故
- ② 自動車取扱業者が業務として受託したご契約のお車を使用または管理している間にそのご契約のお車について生じた普通保険約款「用語の定義」に規定する対人事故または普通保険約款「用語の定義」に規定する対物事故

第4条（運転者限定条件の自動補償）

- (1) 当社は、事故発生の時にご契約のお車を運転していた者が次表「事由」に該当する場合であって、次表「**事実発生日**」に定める日の翌日から起算して30日以内に、保険契約者が書面または当社の別に定める方法をもって、運転者家族限定特約もしくは運転者本人・配偶者限定特約への変更またはこの特約の削除の承認の請求を行い、当社がこれを受領したときは、事実発生日以後承認までの期間は、第3条（限定運転者以外の者が運転している間に生じた事故の取扱い）の規定は適用せず、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定に従い、保険金を支払います。

事由	事実発生日
① 保険期間の初日以降に、記名被保険者以外の次のいずれかに該当する者が最初に運転免許（注1）または仮運転免許（注2）を取得（注3）した場合で、かつ、その事実について当社が確認できる運転免許証または仮運転免許証の写しの提出があったとき。 ア、記名被保険者の配偶者 イ、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ウ、記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子	次のいずれかの日 (ア) 事故の発生日が免許取得日（注4）より前の場合は、仮免許取得日（注5） (イ) 事故の発生日が免許取得日（注4）以降の場合は、免許取得日（注4）
② 保険期間の初日以降に、記名被保険者以外の者が新たに次のいずれかに該当ようになった場合で、かつ、その事実について当社が確認できる公的資料等の写しの提出があったとき。ただし、この事由の適用にあたっては、配偶者には婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みません。 ア、記名被保険者の配偶者 イ、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ウ、記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子	公的資料等で確認される、左記事実の発生日

- (2) 当社は、(1) の表中「**事実発生日**」に定める日の翌日から起算して31日目の日以降、満期日の翌日から起算して30日目の日までの間に、保険契約者が書面または当社の別に定める方法をもって、運転者家族限定特約もしくは運転者本人・配偶者限定特約への変更またはこの特約の削除の承認の請求を行い、当社がこれを受領した場合にも（1）の規定を適用します。ただし、この場合において、当社が支払う保険金は、次に定める保険金に限りま。
- ① 普通保険約款对人賠償条項の保険金
 - ② 普通保険約款対物賠償条項の保険金
 - ③ 対物超過修理費用補償特約の対物超過修理費用保険金
 - ④ 不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約の保険金
- (3) (1) および (2) の規定は、(1) の表中「**事実発生日**」に定める日に運転者家族限定特約もしくは運転者本人・配偶者限定特約に変更またはこの特約が削除されたものとして、保険契約者が、第5条（追加保険料の請求）の追加保険料を払い込む場合に限り、適用されます。
- (注1) 運転免許とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第85条（第一種免許）に定める第一種免許および同法第86条（第二種免許）に定める第二種免許であって、かつ、ご契約のお車を運転することができるとをいいます。
- (注2) 仮運転免許とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第87条（仮免許）に定める仮免許であって、かつ、ご契約のお車を運転することができるものをいいます。
- (注3) 取得とは、運転免許または仮運転免許の失効および取消し後における再取得の場合を除きます。
- (注4) 免許取得日とは、運転免許証に記載されている、ご契約のお車を運転することができる運転免許の取得年月日をいいます。
- (注5) 仮免許取得日とは、仮運転免許証に記載されている、ご契約のお車を運転することができる仮運転免許の取得年月日をいいます。

第5条（追加保険料の請求）

- 当社は、第4条（運転者限定条件の自動補償）(3) の規定に従い、次のとおり追加保険料を請求します。

追加保険料の請求額
第4条（運転者限定条件の自動補償）(1) の表中「 事実発生日 」以後の期間に対し、差額保険料（注）に未経過期間に対応する短期料率を乗じた額
(注) 差額保険料とは、この保険契約に適用されている年間保険料と運転者家族限定特約もしくは運転者本人・配偶者限定特約に変更またはこの特約を削除した場合に適用される年間保険料との差額をいいます。

(26) 運転者年齢限定特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
運転者	ご契約のお車を運転する者をいいます。

保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。ただし、この特約が保険期間の途中で付帯された場合は、契約条件変更日（注）から保険証券記載の保険期間末日までをいいます。 （注）契約条件変更日とは、契約条件を変更すべき期間の初日をいいます。
------	--

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、ご契約のお車の用途車種が自家用8車種であり、かつ、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第3条（運転者年齢条件に該当しない者が運転している間に生じた事故の取扱い）
（1）記名被保険者が個人である場合は、当社は、この特約により、保険証券記載の運転者の年齢条件に該当しない者がご契約のお車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
① 記名被保険者
② 記名被保険者の配偶者
③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
④ ①から③までのいずれかに該当する者の業務（注）に従事中の使用人
（2）記名被保険者が法人である場合は、当社は、この特約により、保険証券記載の運転者の年齢条件に該当しない者がご契約のお車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、次のいずれかに該当する事故による損害または傷害については除きます。
① ご契約のお車が盗難にあった時から発見されるまでの間にそのご契約のお車について生じた事故
② 自動車取扱業者が業務として受託したご契約のお車を使用または管理している間にそのご契約のお車について生じた普通保険約款「用語の定義」に規定する対人事故または普通保険約款「用語の定義」に規定する対物事故
（注）業務とは、家事を除きます。

第4条（運転者年齢条件の自動補償）
（1）当社は、事故発生の際にご契約のお車を運転していた者が次表「事由」のいずれかに該当する場合であって、次表「事実発生日」に定める日の翌日から起算して30日以内に、保険契約者が書面または当社の別に定める方法をもって、この特約が変更または削除されたものとして、保険契約の条件の変更の承認の請求を行い、当社がこれを受領したときは、事実発生日以後承認までの期間は、第3条（運転者年齢条件に該当しない者が運転している間に生じた事故の取扱い）（1）の規定は適用せず、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定に従い、保険金を支払います。

事由	事実発生日
① 保険期間の初日以降に、運転者年齢条件に合致しない次のいずれかに該当する者が最初に運転免許（注1）または仮運転免許（注2）を取得（注3）した場合で、かつ、その事実について当社が確認できる運転免許証または仮運転免許証の写しの提出があったとき。 ア. 記名被保険者 イ. 記名被保険者の配偶者 ウ. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族	次のいずれかの日 （ア）事故の発生日日（注4）が免許取得日（注4）より前の場合は、仮免許取得日（注5） （イ）事故の発生日日（注4）以降の場合は、免許取得日（注4）
② 保険期間の初日以降に、運転者年齢条件に合致しない者が新たに次のいずれかに該当するようになった場合で、かつ、その事実について当社が確認できる公的資料等の写しの提出があったとき。ただし、この事由の適用にあたっては、配偶者には婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みません。 ア. 記名被保険者の配偶者 イ. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族	公的資料等で確認される、左記事実の発生日

（2）当社は、（1）の表中「事実発生日」に定める日の翌日から起算して31日目の日以降、満期日の翌日から起算して30日目の日まで間に、保険契約者が書面によりこの特約の変更または削除の承認の請求を行い、当社がこれを受領した場合にも（1）の規定を適用します。ただし、この場合において、当社が支払う保険金は、次に定める保険金に限ります。
① 普通保険約款対人賠償条項の保険金
② 普通保険約款対物賠償条項の保険金
③ 対物超過修理費用補償特約の対物超過修理費用保険金
④ 不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約の保険金
（3）（1）および（2）の規定は、（1）の表中「事実発生日」に定める日にこの特約が変更または削除されたものとして、保険契約者が、第5条（追加保険料の請求）の追加保険料を払い込む場合に限り、適用されます。
（注1）運転免許とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第85条（第一種免許）に定める第一種免許および同法第86条（第二種免許）に定める第二種免許であって、かつ、ご契約のお車を運転することができるものをいいます。
（注2）仮運転免許とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第87条（仮免許）に定める仮免許であって、かつ、ご契約のお車を運転することができるものをいいます。
（注3）取得とは、運転免許または仮運転免許の失効および取消し後における再取得の場合を除きます。
（注4）免許取得日とは、運転免許証に記載されている、ご契約のお車を運転することがで

きる運転免許の取得年月日をいいます。
（注5）仮免許取得日とは、仮運転免許証に記載されている、ご契約のお車を運転することができる仮運転免許の取得年月日をいいます。

第5条（追加保険料の請求）

当社は、第4条（運転者年齢条件の自動補償）（3）の規定に従い、次のとおり追加保険料を請求します。

追加保険料の請求額
第4条（運転者年齢条件の自動補償）（1）の表中「事実発生日」以後の期間に対し、差額保険料（注）に未經過期間に対応する短期料率を乗じた額

（注）差額保険料とは、この保険契約に適用されている年間保険料とこの特約を変更または削除した場合に適用される年間保険料との差額をいいます。

（27）保険証券の不発行に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」によります。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、当社が契約情報画面等において、当社がこの保険契約の保険証券を発行しないことにつき、保険契約者が了承した場合に適用されます。

第3条（保険証券の不発行）

当社は、この特約により、この保険契約の保険証券を発行しません。

第4条（保険証券記載事項の適用）

普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約において、保険証券に記載の事項として規定される事項については、インターネット上で、当社が定める画面に掲示する契約情報の内容を適用するものとします。

第5条（保険金の請求書類）

普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約において、保険金の請求に際して保険証券を提出する旨の規定がある場合でも、その規定は適用されないものとします。

第6条（保険証券の請求および発行）

（1）保険契約者は、第3条（保険証券の不発行）の規定にかかわらず、保険期間中に限り、当社の定める方法により、保険証券の発行を請求することができます。
（2）当社は、（1）の請求に基づき保険証券を請求する場合には、必要な費用を保険契約者に請求することができます。
（3）（1）の請求に基づき当社が保険証券を発行した場合は、第4条（保険証券記載事項の適用）および第5条（保険金の請求書類）の規定は適用されないものとします。

第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

（28）スマート継続手続特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
継続意思表示	電話、情報処理機器等の通信手段を媒介とし、この保険契約を継続する旨の意思表示をいい、第5条（この特約による継続契約の内容）に定めるところにより、当社が通知した継続契約の内容をいいます。
継続契約	この保険契約の保険期間の末日を保険期間の初日として当社と締結する保険契約をいいます。
継続契約の保険料	保険料を分割して払い込む場合は、第1回分割保険料をいいます。
継続通知書	所要の事項を記載した継続通知書をいいます。
保険料払込期日	継続契約の保険期間の初日の前日をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、すべての保険契約に適用されます。

第3条（この特約による継続契約の取扱い）

（1）当社は、この保険契約を継続する意思がある場合、次のいずれかの方法により、その旨を継続通知（注1）により通知します。
① 継続通知書を保険契約者にあてて送付すること。
② 情報処理機器等の通信手段を媒介とし、所要の事項を保険契約者に送信すること。
（2）（1）の継続通知（注1）に対し、意思表示期限（注2）までに、保険契約者から当社に継続意思表示がある場合には、継続契約が締結されるものとします。
（3）（1）および（2）の規定によって継続契約が締結された場合には、当社は、保険証券を保険契約者に交付します。
（注1）継続通知とは、この保険契約の継続について保険契約者に対して送付する書類等を

いいます。
(注2) 意思表示期限とは、この保険契約の保険期間の末日の前日までとします。

第4条（継続契約の告知義務）

- (1) 保険契約者または記名被保険者（注）になる者は、継続契約締結の際、告知事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) (1) に定める告知については、普通保険約款の告知義務に関する規定を適用します。
- （注）記名被保険者とは、普通保険約款車両条項においては、被保険者となります。

第5条（この特約による継続契約の内容）

- (1) 第3条（この特約による継続契約の取扱い）の規定による継続契約の保険契約条件は、(2) から (5) までに定める場合を除き、この保険契約の保険期間の末日における保険契約条件と同一とします。
- (2) この保険契約に普通保険約款車両条項が適用される場合、当社と保険契約者または被保険者は、当社が、継続契約の保険期間の初日におけるご契約のお車と同一の用途・車種・車名・型式・仕様・年式の自動車の市場販売価格相当額を基準として算定した額をご契約のお車の価額として協定し、その価額を車両の保険金額として定めるものとします。また、免責金額が、当社が定める引受可能な免責金額に該当しない場合は、当社の定める免責金額のうち、最も低い免責金額とします。
- (3) この保険契約にクレジットカードによる保険料払込みに関する特約または保険料分割払特約が適用されていない場合であっても、保険契約者が継続契約の保険料をこれらの方法により払い込むときは、継続契約には同特約を適用するものとします。
- (4) この保険契約に適用された特約については、継続契約の保険期間の初日において、特約が適用されるための条件を満たしていない場合は、継続契約にその特約を適用しません。
- (5) 制度または料率等（注1）の改定（注2）があった場合において、制度または料率等（注1）の改定（注2）があった日以後に第3条（この特約による継続契約の取扱い）の規定によりこの保険契約が継続されるときは、継続契約に対しては、その保険期間の初日における制度または料率等（注1）が適用されるものとします。
- (注1) 制度または料率等とは、普通保険約款、特約、保険契約引受けに関する制度または保険料率等をいいます。
- (注2) 改定には、この保険契約における事故件数等に応じて料率を調整する場合および継続契約の保険料率を決定するための条件が変更となった場合を含みます。

第6条（保険料の払込方法）

保険料の払込方法を定める他の特約による場合を除き、保険契約者は、継続契約の保険料を保険料払込期日までに払い込むものとします。

第7条（継続契約保険料払込み前の事故）

- (1) 保険契約者は、第3条（この特約による継続契約の取扱い）(2) の継続意思表示を行った場合には、継続契約の保険料を、継続契約の保険期間の初日からその日を含めて14日以内に当社に払い込まなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約者が保険料を継続契約の保険期間の初日からその日を含めて14日を経過した日までに払い込んだ場合には、継続契約の保険料払込み前の事故による損害または傷害に対しては、普通保険約款基本条項第5条（保険責任の始期および終期）(3) の規定は適用しません。
- (3) (2) の規定により、被保険者が、継続契約の保険料払込み前の事故による損害または傷害に対し保険金の支払を受ける場合には、保険契約者は、被保険者がその支払を受ける前に継続契約の保険料を当社に払い込まなければなりません。

第8条（継続契約保険料不払による契約の解除）

- (1) 当社は、第7条（継続契約保険料払込み前の事故）(1) の保険料（注）が継続契約の保険期間の初日からその日を含めて14日を経過した後も、その払込みがない場合には、継続契約の保険契約者に対する書面による通知をもって、この継続契約を解除することができます。
- (2) (1) の解除は、継続契約の保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- （注）保険料とは、保険料を分割して払い込む場合、第1回分割保険料をいいます。

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

（２）保険料分割払特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
月割料率	別表に掲げる月割料率をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
分割保険料	保険契約者が年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込む場合の保険料をいいます。
変更確認書	この保険契約の変更確認書をいいます。
未払込保険料	保険期間を通じて払い込まれるべき保険料の総額から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第3条（保険料の分割払）

当社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

第4条（分割保険料の払込方法）

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回目以降の分割保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。

第5条（保険料不払による保険契約の解除）

- (1) 当社は、保険期間の初日からその日を含めて14日以内に、第4条（分割保険料の払込方法）に規定する第1回分割保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) (1) の規定による解除は、普通保険約款基本条項第19条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、保険期間の初日から将来に向かってその効力を生じます。

第6条（分割保険料領収前の事故）

保険証券記載の保険期間が始まった後であっても、当社は、第4条（分割保険料の払込方法）の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第7条（保険料の変更、返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

- (1) 普通保険約款基本条項第20条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1) の規定にかかわらず、同条項第7条（告知義務）(1) により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは次のとおりとします。

① 保険料が追加となる場合

当社は、差額保険料（注1）を一括して請求します。

② ①以外の場合

ア. 差額保険料（注1）が未払保険料相当額（注2）よりも小さい場合

当社は、保険料変更日（注3）以降にその払込期日が到来する分割保険料を、次の算式によって算出した額に変更します。

$$\boxed{\text{危険が減少した時以前に適用した分割保険料の額}} - \boxed{\text{差額保険料（注1）を変更確認書記載の回数に分割した金額}} = \text{分割保険料の額}$$

イ. ア. 以外の場合

差額保険料（注1）から未払保険料相当額（注2）を差し引いた額を一括して返還します。

- (2) 普通保険約款基本条項第20条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(2) の規定にかかわらず、危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるときは次のとおりとします。

① 保険料が追加となる場合

当社は、差額保険料（注1）に危険増加が生じた時（注4）以降の期間に対応する月割料率を乗じた額を一括して請求します。

② ①以外の場合

ア. 差額保険料（注1）から、差額保険料（注1）に危険の減少が生じた時（注5）までの期間に対応する月割料率を乗じた額を差し引いた額が未払保険料相当額（注2）よりも小さい場合

当社は、保険料変更日（注3）以降にその払込期日が到来する分割保険料を、次の算式によって算出した額に変更します。

$$\boxed{\text{危険が減少した時以前に適用した分割保険料の額}} - \boxed{\text{差額保険料（注1）から、差額保険料（注1）に危険の減少が生じた時（注5）までの期間に対応する月割料率を乗じた額を差し引いた額を変更確認書記載の回数に分割した金額}} = \text{分割保険料の額}$$

イ. ア. 以外の場合

当社は、差額保険料（注1）から、差額保険料（注1）に危険の減少が生じた時（注5）までの期間に対応する月割料率を乗じた額を差し引いた額から未払保険料相当額（注2）を差し引いた額を一括して返還します。

- (3) 分割保険料および(1) ①または(2) ①の追加保険料が相当の期間内に払い込まなかった場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) (1) ①または(2) ①の規定により、追加保険料を請求する場合において、(3) の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません（注6）。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。

- (5) 普通保険約款基本条項第20条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(5) の規定にかかわらず、同条項第11条（ご契約のお車の譲渡）、第12条（ご契約のお車の入替）(1) または第13条（入替自動車の自動補償）(1) もしくは(2) の規定による承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、以下のとおりとします。

① 保険料が追加となる場合

当社は、差額保険料（注1）に未経過期間に対応する月割料率を乗じた額を一括して請求します。

② ①以外の場合

ア. 差額保険料（注1）から、差額保険料（注1）に既経過期間に対応する月割料率を

乗じた額を差し引いた額が未払保険料相当額（注7）よりも小さい場合
当社は、保険料変更日（注3）以降にその払込期日が到来する分割保険料を、次の算式によって算出した額に変更します。

$$\begin{array}{|l|} \hline \text{変更日（注8）以前に適用していた分割保険料の額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|l|} \hline \text{差額保険料（注1）から、差額保険料（注1）に既経過期間に対応する月割料率を乗じた額を差し引いた額を} \\ \text{変更確認書記載の回数に分割した金額} \\ \hline \end{array} = \text{分割保険料の額}$$

イ. ア. 以外の場合

- 差額保険料（注1）から、差額保険料（注1）に既経過期間に対応する月割料率を乗じた額を差し引いた額から未払保険料相当額（注7）を差し引いた額を一括して返還します。
- （6）当社が（5）①の追加保険料の請求を行う場合は、保険契約者は、変更日（注8）からその日を含めて14日以内に、（5）①の追加保険料を払い込まなければなりません。
- （7）（6）に定める期間内に（5）①の追加保険料が払い込まなかった場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- （8）（6）に定める期間内に（5）①の追加保険料が払い込まなかった場合には、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、普通保険約款基本条項第13条（入替自動車の自動補償）の規定に基づき入替自動車をご契約のお車とみなして、この保険契約を適用する場合は、同条（3）の取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対してはこの規定を適用しません。
- （9）普通保険約款基本条項第20条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）の規定にかかわらず、当社は、（1）、（2）および（5）のほか、保険契約締結後の保険契約者が書面または当社の別に定める方法をもって保険契約の条件の変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があります。と、以下のとおりとします。
- ① 保険料が追加となる場合
当社は、差額保険料（注1）に未経過期間に対応する月割料率を乗じた額を一括して請求します。
- ② ①以外の場合
ア. 差額保険料（注1）から、差額保険料（注1）に既経過期間に対応する月割料率を乗じた額を差し引いた額が未払保険料相当額（注9）よりも小さい場合
当社は、保険料変更日（注3）以降にその払込期日が到来する分割保険料を、次の算式によって算出した額に変更します。

$$\begin{array}{|l|} \hline \text{契約条件変更日（注10）以前に適用していた分割保険料の額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|l|} \hline \text{差額保険料（注1）から、差額保険料（注1）に既経過期間に対応する月割料率を乗じた額を差し引いた額を} \\ \text{変更確認書記載の回数に分割した金額} \\ \hline \end{array} = \text{分割保険料の額}$$

イ. ア. 以外の場合

- 差額保険料（注1）から、差額保険料（注1）に既経過期間に対応する月割料率を乗じた額を差し引いた額から未払保険料相当額（注9）を差し引いた額を一括して返還します。
- （10）当社が（9）①の追加保険料の請求を行う場合は、保険契約者は、契約条件変更日（注11）からその日を含めて14日以内に、（9）①の追加保険料を払い込まなければなりません。
- （11）（10）に定める期間内に（9）①の追加保険料が払い込まなかった場合には、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款およびご契約のお車について適用される特約に従い、保険金を支払います。
- （注1）差額保険料とは、変更前の年額保険料と変更後の年額保険料の差額をいいます。
- （注2）未払保険料相当額とは、危険が減少した時以前に適用していた分割保険料に、保険料変更日（注3）を含めてその日以降に到来する払込期日の数を乗じた金額をいいます。
- （注3）保険料変更日とは、分割保険料を変更する最初の払込期日として変更確認書記載した日をいいます。
- （注4）危険増加が生じた時とは、保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加が生じた時をいいます。
- （注5）危険の減少が生じた時とは、保険契約者または被保険者の申出に基づく危険の減少が生じた時をいいます。
- （注6）既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。
- （注7）未払保険料相当額とは、変更日（注8）以前に適用していた分割保険料に、保険料変更日（注3）を含めてその日以降に到来する払込期日の数を乗じた金額をいいます。
- （注8）変更日とは、普通保険約款基本条項第11条（ご契約のお車の譲渡）、（1）、第2条（ご契約のお車の入替）（1）または第13条（入替自動車の自動補償）（1）もしくは（2）の規定による承認の請求を行った日以後の保険契約者が指定する日で、保険契約に関する事項を変更すべき期間の初日をいいます。
- （注9）未払保険料相当額とは、契約条件変更日（注10）以前に適用していた分割保険料に、保険料変更日（注3）を含めてその日以降に到来する払込期日の数を乗じた金額をいいます。
- （注10）契約条件変更日とは、保険契約の条件の変更の通知を行った日以後の保険契約者が指定する日で、保険契約条件を変更すべき期間の初日をいいます。
- （注11）契約条件変更日とは、（9）の通知を行った日以後の保険契約者が指定する日で、保険契約条件を変更すべき期間の初日をいいます。

第8条（分割保険料不払の場合の免責）

当社は、保険契約者が第2回目以降の分割保険料について、その分割保険料を払い込む

べき払込期日の属する月の翌月末日までにその払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第9条（当社による保険契約の解除・分割保険料不払の場合）

- （1）当社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができず、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
- ① 払込期日の属する月の翌月末日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
- ② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日（注）までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
- （2）（1）の解除は、普通保険約款基本条項第19条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、次の時からその効力を生じます。ただし、同条（2）の場合を除きます。
- ① ①①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日
- ② ①②による解除の場合は、次回払込期日（注）
- （3）（1）の規定により、当社が保険契約を解除した場合は、未経過期間に対して年額保険料の目割をもとて計算した保険料を返還します。ただし、未払込保険料がある場合は、未払込保険料を差し引いた残額とします。
- （注）次回払込期日とは、翌月の払込期日をいいます。

第10条（準用規定）

- （1）この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項およびこの特約の規定を次のとおり読み替えます。
- ① 普通保険約款基本条項第21条（保険料の返還・無効または失効の場合）（2）の規定中「未経過期間に対して日割をもって計算した保険料を返還します。」とあるのは「未経過期間に対して年額保険料の日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、未払込保険料がある場合は、未払込保険料を差し引いた残額とします。」
- ② 普通保険約款基本条項第23条（保険料の返還・解除・解約の場合）（1）の規定中「未経過期間に対して日割をもって計算した保険料を返還します。」とあるのは「未経過期間に対して年額保険料の日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、未払込保険料がある場合は、未払込保険料を差し引いた残額とします。」
- ③ 普通保険約款基本条項第23条（保険料の返還・解除・解約の場合）（2）の規定中「年間保険料から年間保険料に既経過期間に対応する短期料率を乗じた額を差し引いて、その残額を返還します。」とあるのは「年額保険料から年額保険料に既経過期間に対してこの特約の別表に掲げる月割料率を乗じた額を差し引いて、その残額を返還します。ただし、未払込保険料がある場合は、さらに未払込保険料を差し引いた残額とします。」
- ④ 運転者家族限定特約第4条（追加保険料の請求）の規定
ア. 「短期料率」とあるのは「この特約の別表に掲げる月割料率」
イ. 「（注2）差額保険料とは、この保険契約に適用されている年間保険料とこの保険契約がこの特約を付帯しなかった場合に適用される年間保険料との差額をいいます。」とあるのは「（注2）差額保険料とは、この保険契約に適用されている年額保険料とこの保険契約がこの特約を付帯しなかった場合に適用される年額保険料との差額をいいます。」
- ⑤ 運転者本人・配偶者限定特約第5条（追加保険料の請求）（1）および（2）の規定中「短期料率」とあるのは「この特約の別表に掲げる月割料率」
- ⑥ 運転者本人・配偶者限定特約第5条（追加保険料の請求）（注2）および（注3）の規定中「年間保険料」とあるのは「年額保険料」
- ⑦ 運転者本人限定特約第5条（追加保険料の請求）の規定
ア. 「短期料率」とあるのは「この保険契約の別表に掲げる月割料率」
イ. 「（注2）差額保険料とは、この保険契約に適用されている年間保険料と運転者家族限定特約もしくは運転者本人・配偶者限定特約に変更またはこの特約を削除した場合に適用される年間保険料との差額をいいます。」とあるのは「（注2）差額保険料とは、この保険契約に適用されている年額保険料と運転者家族限定特約もしくは運転者本人・配偶者限定特約に変更またはこの特約を削除した場合に適用される年額保険料との差額をいいます。」
- ⑧ 運転者年齢限定特約第5条（追加保険料の請求）の規定
ア. 「短期料率」とあるのは「この保険契約の別表に掲げる月割料率」
イ. 「（注2）差額保険料とは、この保険契約に適用されている年間保険料とこの特約を変更または削除した場合に適用される年間保険料との差額をいいます。」とあるのは「（注2）差額保険料とは、この保険契約に適用されている年額保険料とこの特約を変更または削除した場合に適用される年額保険料との差額をいいます。」
- （2）普通保険約款基本条項第20条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）の規定は適用しません。

別表 月割料率表

既経過期間・未経過期間	1か月まで	2か月まで	3か月まで	4か月まで	5か月まで	6か月まで	7か月まで	8か月まで	9か月まで	10か月まで	11か月まで	12か月まで
月割料率	1 12	2 12	3 12	4 12	5 12	6 12	7 12	8 12	9 12	10 12	11 12	12 12

（30）保険料分割払の追加保険料に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合の

ほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
払込期日	変更確認書記載の払込期日をいいます。
分割保険料	保険契約者が年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込む場合の保険料をいいます。
分割追加保険料	保険料分割払特約第7条（保険料の変更、返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)①、(2)①、(5)①または(9)①の追加保険料を、変更確認書記載の回数および金額に分割して払い込む場合の保険料をいいます。
変更確認書	この保険契約の変更確認書をいいます。
保険料変更日	分割保険料を変更する最初の払込期日として変更確認書に記載した日をいいます。

第2条（追加保険料の払込方法等）

(1) 当社は、この特約により、保険契約者が保険料分割払特約第7条（保険料の変更、返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)①、(2)①、(5)①または(9)①の追加保険料を、変更確認書記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

(2) 保険契約者は、第1回分割追加保険料を保険料変更日までに払い込み、第2回目以降の分割追加保険料については、払込期日までに払い込まなければならない。

第3条（保険料分割払特約の準用）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、保険料分割払特約の規定を準用します。この場合において、保険料分割払特約の規定を次のとおり読み替えます。

① 保険料分割払特約第7条（保険料の変更、返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(3)の規定中「(1)①または(2)①の追加保険料」とあるのは「第1回分割追加保険料」、「相当の期間内」とあるのは「保険料変更日までに」

② 保険料分割払特約第7条（保険料の変更、返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(6)の規定中「変更日（注8）からその日を含めて14日以内に、(5)①の追加保険料」とあるのは「保険料変更日までに第1回分割追加保険料を」

③ 保険料分割払特約第7条（保険料の変更、返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(7)および(8)の規定中「(5)①の追加保険料」とあるのは「第1回分割追加保険料」

④ 保険料分割払特約第7条（保険料の変更、返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(10)の規定中「契約条件変更日（注11）からその日を含めて14日以内に、(9)①の追加保険料」とあるのは「保険料変更日までに第1回分割追加保険料を」

⑤ 保険料分割払特約第8条（分割保険料不払の場合の免責）の規定中「分割保険料」とあるのは「分割保険料および分割追加保険料」

⑥ 保険料分割払特約第9条（当社による保険契約の解除－分割保険料不払の場合）の規定中「分割保険料」とあるのは「分割保険料および分割追加保険料」

（31）クレジットカードによる保険料払込みに関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
一括払保険料	保険料分割払特約が適用されない場合にこの保険契約に定められた保険料をいいます。
カード会社	クレジットカード発行会社をいいます。
会員規約等	カード会社との間で締結された会員規約等をいいます。
クレジットカード	当社の指定するクレジットカードをいいます。
追加保険料	普通保険約款基本条項第20条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)、(2)②、(5)②または(9)②の追加保険料をいいます。
分割追加保険料	保険料分割払の追加保険料に関する特約第2条（追加保険料の払込方法等）(1)の分割追加保険料をいいます。
有効性・利用限度額等確認	クレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認をいいます。
有効性等確認	クレジットカードの有効性等の確認をいいます。

第2条（クレジットカードによる保険料払込みの承認）

当社は、この特約に従い、クレジットカードにより、保険契約者が、一括払保険料、分割保険料、追加保険料および分割追加保険料を払い込むことを承認します。

第3条（保険料の払込み）

(1) 保険契約者から、この保険契約の一括払保険料または追加保険料についてクレジットカードにより払い込む旨の申出があった場合には、当社がカード会社へ有効性・利用限度額等確認を行ったうえで、クレジットカードによる保険料の払込みを承諾した時以降、普通保険約款基本条項第4条（保険料不払による保険契約の解除）(1)または同条第20条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(3)もしくは(7)の規定は適用

しません。

(2) この保険契約に保険料分割払特約が適用され、かつ、保険契約者から、この保険契約の分割保険料、追加保険料または分割追加保険料についてクレジットカードにより払い込む旨の申出があった場合には、(1)の規定にかかわらず、以下のとおりとします。

① 第1回分割保険料または追加保険料（注1）をクレジットカードにより払い込む場合は、当社がカード会社へ有効性・利用限度額等確認を行ったうえで、クレジットカードによる保険料の払込みを承諾した時以降、第1回分割保険料またはその追加保険料に対し、保険料分割払特約第5条（保険料不払による保険契約の解除）(1)または同特約第7条（保険料の変更、返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(3)もしくは(7)の規定は適用しません。

② 第2回目以降の分割保険料または分割追加保険料をクレジットカードにより払い込む場合は、当社がカード会社へ有効性・利用限度額等確認または有効性等確認を行ったうえで、クレジットカードによる保険料の払込みを承諾した時以降、その分割保険料またはその分割追加保険料に対し、保険料分割払特約第9条（当社による保険契約の解除－分割保険料不払の場合）(1)または保険料分割払の追加保険料に関する特約第3条（保険料分割払特約の準用）⑥の規定を適用しません。

(3) 保険契約者は、会員規約等に従い、保険料相当額をカード会社に払い込むことを要します。

(4) 当社がカード会社へ有効性・利用限度額等確認または有効性等確認を行ったうえで、クレジットカードによる保険料の払込みを承諾した後でも、次のいずれかに該当する場合には、その保険料の払込みについて、(1)および(2)の規定は適用しません。

① 当社がカード会社より保険料相当額を領収（注2）できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用し、かつ、カード会社に対して保険料相当額を既に払い込んでいる場合を除きます。

② 会員規約等に定める手続が行われていない場合

(5) 当社が第2回目以降の分割保険料または分割追加保険料を請求する場合において、カード会社へ有効性・利用限度額等確認または有効性等確認を行う前に当社がカード会社から保険料相当額を領収できない事由が生じたときは、保険契約者は未払込保険料の全額を請求日（注3）までに一時に当社に払い込まなければならない。また、この場合、保険契約者が請求日（注3）までに未払込保険料の払込みを怠ったときは、次のとおり取り扱います。

① 当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができず。この解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

② 当社は、未払込保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

(注1) 追加保険料には、(5)の規定により、保険契約者が当社に払い込むべき未払込保険料につき、クレジットカードにより払い込む旨の申出があった場合のその未払込保険料を含みます。

(注2) 領収とは、当社がカード会社から保険料相当額を実際に領収することをいいます。

(注3) 請求日とは、当社が請求した日をいいます。

第4条（保険料領収前に生じた事故の取扱い）

(1) 保険契約者から、この保険契約の一括払保険料、第1回分割保険料または追加保険料（注1）についてクレジットカードにより払い込む旨の申出があった場合には、当社は、カード会社へ有効性・利用限度額等確認を行ったうえで、当社がクレジットカードによる保険料の払込みを承諾した時（注2）以後、普通保険約款基本条項第5条（保険責任の始期および終期）(3)、第20条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(4)、同条（8）、同条（11）の規定および第3条（保険料の払込み）(5)②の規定ならびにこの保険契約に適用される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。

(2) 当社は、第3条（保険料の払込み）(4)①または②のいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。

(注1) 追加保険料には、第3条（保険料の払込み）(5)の規定により保険契約者が払い込むべき未払込保険料につき、クレジットカードにより払い込む旨の申出があった場合のその未払込保険料を含みます。

(注2) 保険料の払込みを承諾したときは、保険証券記載の保険期間の開始前に承諾した場合は保険期間の開始した時とします。

第5条（保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い）

(1) 第3条（保険料の払込み）(4)①の保険料相当額を領収できない場合には、当社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、カード会社に対して保険料相当額の全部または一部を既に払い込んでいるときは、当社は、その払い込んだ金額については、保険契約者に請求できないものとします。

(2) (1)の規定により当社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を払い込んだ場合は、普通保険約款基本条項第5条（保険責任の始期および終期）(3)、第20条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(4)、同条（8）、同条（11）の規定および第3条（保険料の払込み）(5)②の規定ならびにこの保険契約に適用される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いの規定を適用しません。

第6条（保険料不払による保険契約の解除）

(1) 当社が第5条（保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い）(1)の規定により、保険料を請求したにもかかわらず、保険契約者が保険料を相当の期間内に払い込まなかった場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができず。

(2) (1)の解除は、普通保険約款基本条項第19条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、次のいずれかの時点から、将来に向かってその効力を生じます。ただし、③の場合において同条（2）に該当するときを除きます。

① 一括払保険料または第1回分割保険料の払込みを怠った場合は、保険期間の初日

- ② 追加保険料または第3条（保険料の払込み）（5）の規定により保険契約者が当社に払い込むべき未払込保険料の払込みを怠った場合は、その保険料の払込みの事由が発生した時
- ③ 第2回目以降の分割保険料または第2回目以降の分割追加保険料の払込みを怠った場合は、その保険料の払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日

第7条（保険料返還の特則）

普通保険約款基本条項第20条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（1）、同条（2）、同条（5）、同条（9）、第21条（保険料の返還－無効または失効の場合）（2）、第23条（保険料の返還－解除・解約の場合）（1）、同条（2）およびこの保険契約に適用される他の特約の規定により当社が保険料を返還する場合は、当社は、カード会社から保険料相当額を領収（注）したことを確認した後に保険料を返還します。ただし、第5条（保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い）（2）の規定により、保険契約者が保険料を直接当社に払い込んだ場合を除きます。

（注）領収とは、当社がカード会社から保険料相当額を実際に領収することをいいます。

第8条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

（32）ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
ドライブレコーダー型テレマティクス端末	当社が提供するテレマティクス端末で、映像記録機能を持つものをいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第3条（事故発生の通知等に関する特則）

- （1）当社は、この特約により、ドライブレコーダー型テレマティクス端末をご契約のお車に取り付けている場合は、事故による衝撃（注）等を検知したことにより、そのドライブレコーダー型テレマティクス端末が信号を発し、通信機器を通じてその信号を当社が受信した後、当社から発した通信に保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が応じたときは、普通保険約款基本条項第24条（事故発生時の義務）②に規定する事故発生の日時および場所について通知する義務を履行したものとみなします。
- （2）ドライブレコーダー型テレマティクス端末が記録した事故時の映像等を当社が確認できる場合は、当社は、その映像等により確認できる事故の状況を、普通保険約款基本条項第24条（事故発生時の義務）②に規定する事故の概要に含めて取り扱います。
- （注）事故による衝撃とは、あらかじめドライブレコーダー型テレマティクス端末に設定された閾値を超える大きさの衝撃に限りです。

第4条（当社による解決に関する特則）

ドライブレコーダー型テレマティクス端末が記録した事故時の映像等を当社が確認できる場合で、当社が必要と認めたときは、その映像等を普通保険約款対人賠償条項第8条（当社による解決）（1）または対物賠償条項第8条（当社による解決）（1）および（2）に規定する当社が行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続において利用します。

＜特約一覧＞

適用される特約	保険証券上の表示（略称等）	ページ
(1) 対物超過修理費用補償特約	対物超過修理費用特約	3 2
(2) 不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約	被害者救済費用特約	3 3
(3) 自動車事故特約	自動車事故特約	3 4
(4) 自損事故傷害特約	自損事故傷害特約	3 5
(5) 無保険車傷害特約	無保険車傷害特約	3 7
(6) 搭乗者傷害危険補償特約（傷害一時金払）	搭乗者傷害特約（傷害一時金払）	3 9
(7) 搭乗者傷害危険補償特約（死亡・後遺障害）	搭乗者傷害特約（死亡・後遺障害）	4 0
(8) 搭乗者傷害の医療保険金倍額支払に関する特約	搭傷医療倍額支払特約	4 1
(9) 新車特約	新車特約	4 1
(10) 車両全損時復旧費用補償特約	車両全損復旧費用特約	4 2
(11) 車両保険無過失事故特約	車両保険無過失事故特約	4 3
(12) 車両危険限定補償特約	限定タイプ 車両危険限定補償特約	4 4
(13) 車両保険の免責金額に関する特約	車対車免責ゼロ特約	4 4
(14) 身の回り品補償特約	身の回り品補償特約	4 5
(15) レンタカー費用補償特約（実損払）	レンタカー費用特約	4 6
(16) 他車運転危険補償特約	他車運転特約	4 8
(17) ファミリーバイク特約（賠償損害）	ファミリーバイク特約（賠償タイプ）	4 9
(18) ファミリーバイク特約（賠償損害・自損傷害）	ファミリーバイク特約（賠償・自損傷害タイプ）	4 9
(19) ファミリーバイク特約（賠償損害・人身傷害）	ファミリーバイク特約（賠償・人身傷害タイプ）	5 0
(20) 自転車・車いす・ベビーカー・シニアカー事故傷害定額払特約	自転車・車いす・ベビーカー等傷害定額特約	5 1
(21) 自動車事故弁護士費用等補償特約	弁護士費用補償特約	5 3
(22) 日常生活賠償責任補償特約	日常生活賠償特約	5 6
(23) 運転者家族限定特約	家族限定特約	5 8
(24) 運転者本人・配偶者限定特約	本人・配偶者限定特約	5 8
(25) 運転者本人限定特約	本人限定特約	5 9
(26) 運転者年齢限定特約	運転者年齢条件 2 1 歳以上補償	5 9
	運転者年齢条件 2 6 歳以上補償	5 9
	運転者年齢条件 3 5 歳以上補償	5 9
(27) 保険証券の不発行に関する特約	e サービス（証券不発行）特約	6 0
(28) スマート継続手続特約	表示されません ※すべてのご契約に自動セットされております。	6 0
(29) 保険料分割払特約	表示されません ※保険料の払込方法が「月払」のご契約に自動セットされております。	6 1
(30) 保険料分割払の追加保険料に関する特約	表示されません ※保険料の払込方法が「月払」のご契約に自動セットされております。	6 2
(31) クレジットカードによる保険料払込みにに関する特約	クレジットカード（特約付）	6 3
(32) ドラレコ録音による事故発生時の通知等に関する特約	ドラレコ特約	6 4